



旧山繁商店
保存活用計画



平成 30 年 3 月
愛知県 瀬戸市



本計画は、平成 28・29 年度文化庁
「文化財建造物を活かした地域活
性化事業（登録文化財）」国庫補助
事業を活用して策定しました。

旧山繁商店 保存活用計画

平成30年3月

愛知県 瀬戸市

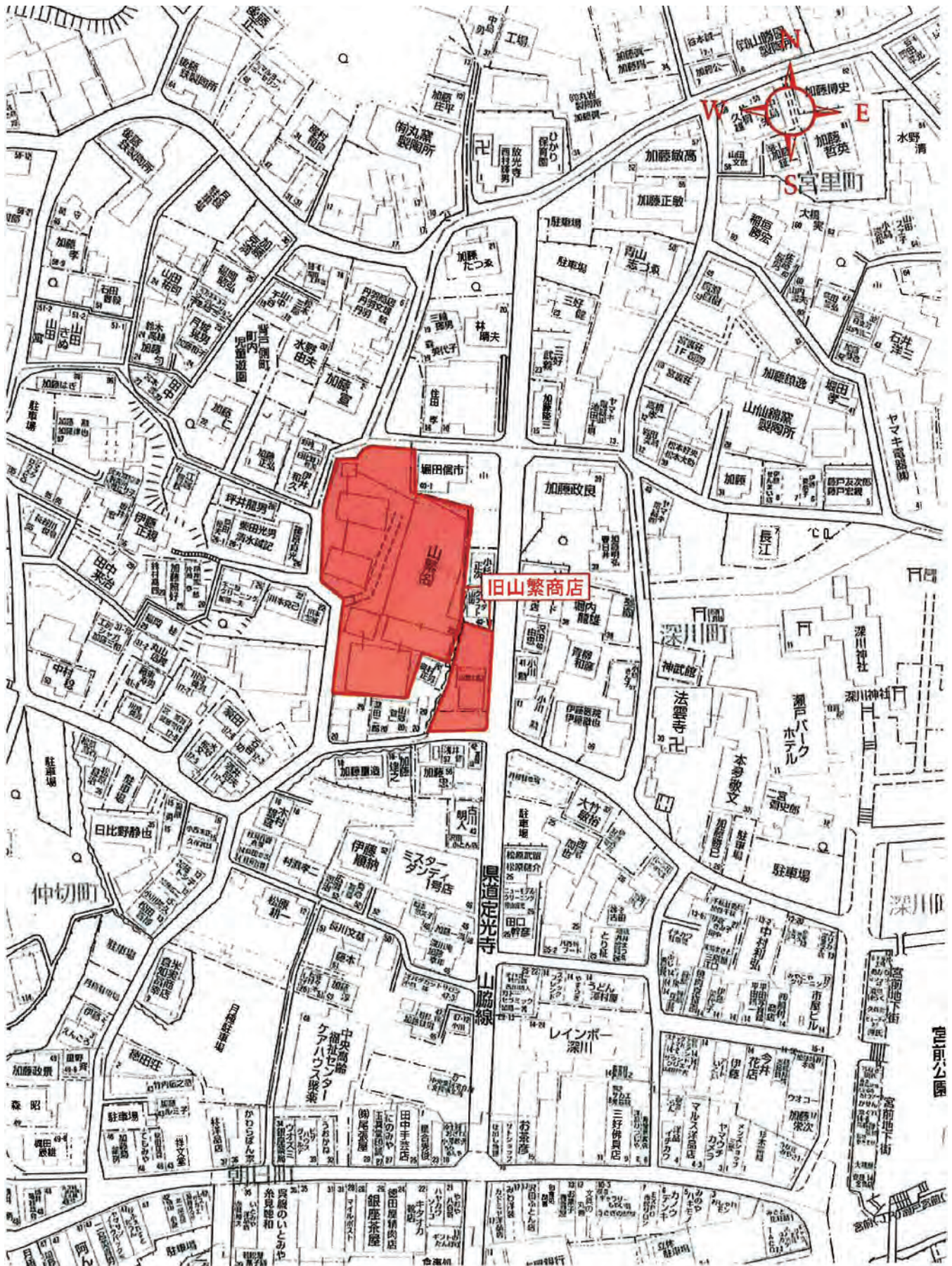
目 次

第1章 計画の概要	
1 計画の作成	1
(1) 計画作成年月日	
(2) 計画策定者	
(3) 瀬戸市旧山繁商店保存活用計画策定委員会	
2 文化財の名称	3
(1) 国登録有形文化財（建造物）の名称等	
(2) 文化財建造物の構造及び形式	
(3) 所有者等の氏名及び住所	
3 文化財の概要	4
(1) 文化財の構成	
(2) 文化財の概要	
(3) 文化財の価値	
4 文化財保護の経緯	15
(1) 保存事業履歴	
(2) 活用履歴	
5 保護の現状と課題	16
(1) 保存の現状と課題	
(2) 活用の現状と課題	
6 計画の概要	18
(1) 計画区域	
(2) 計画の目的	
(3) 基本方針	
(4) 計画の概要	
第2章 保存管理計画	
1 保存管理の状況	21
(1) 保存状況	
(2) 管理状況	
2 保護の方針	22
(1) 保護方針の設定	
(2) 部分の設定	
(3) 部位の設定と保護の方針	
3 管理計画	24
(1) 管理の体制	
(2) 管理の方法	
4 改修計画	27
(1) 破損状況	
(2) 耐震診断	
(3) 改修計画	
(4) 改修方針	
第3章 環境保全計画	
1 環境保全の現状と課題	33
(1) 現 状	
(2) 課 題	
2 環境保全の基本方針	34
3 区域の区分と保全方針	35
(1) 保存区域	
(2) 保全区域	
(3) 整備区域	
4 環境整備計画	37

(1) 活用に向けた環境整備が必要な事項	
(2) 維持の上で必要な事項	
5 建造物の区分と保護の方針	38
(1) 保存建造物	
(2) 保全建造物	
(3) その他建造物	
6 防災上の課題と対策	40
(1) 防災上の課題と対策	
(2) 当面の改善措置と今後の対処方針	
第4章 防災計画	
1 防火防犯計画	41
(1) 火災時の安全性に係る課題	
(2) 防火管理計画	
(3) 防犯計画	
(4) 消防用設備等計画	
2 耐震対策	46
(1) 耐震診断	
(2) 地震発生時の対処方針	
3 耐風対策	47
(1) 被害の想定	
4 その他の災害対策	48
(1) 予想される災害	
(2) 今後の対処方針	
第5章 活用計画	
1 公開活用その他活用の基本方針	49
2 公開活用計画	50
(1) 旧山繁商店建造物群の公開活用	
(2) 計画条件の整理	
(3) 建造物の公開活用	
(4) 外構及び周辺地の公開活用	
(5) 建築計画（基本方針）	
(6) 管理運営計画	
3 実施に向けての課題	60
(1) 建築的課題	
(2) 管理運営に関する課題	
第6章 保護に係る手続き	
1 文化庁長官への届出	61
(1) 登録有形文化財の滅失、き損等（文化財保護法第61条）	
(2) 登録有形文化財の現状変更の届出等（同第64条）	
(3) 所有者変更に伴う登録証の引き渡し（同第69条）	
2 文化庁長官への届け出が必要ない場合	62
(1) 非常災害のために必要な応急処置（文化財保護法第64条）	
(2) 維持の措置（同第64条）	

巻末資料

- 1 建造物実測図
- 2 保護方針図
- 3 保存管理計画 表・写真
- 4 保存活用計画策定ワークショップ
- 5 旧山繁商店文化財調査報告・意見交換会



第1図 旧山繁商店案内図 (S=1/5,000)

第1章 計画の概要

1 計画の作成

(1) 計画作成年月日

平成30年3月30日

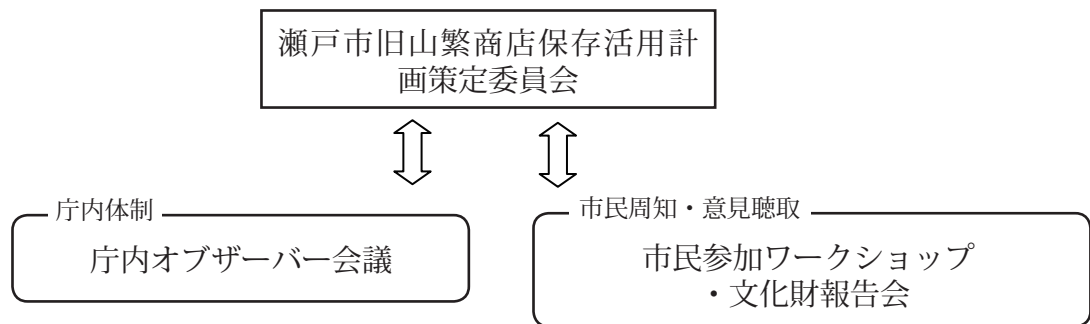
(2) 計画策定者

愛知県瀬戸市交流活力部 文化課

(3) 瀬戸市旧山繁商店保存活用計画策定委員会

本計画策定にあたっては、専門的知識を有する学識経験者及び地域住民代表により組織された瀬戸市旧山繁商店保存活用計画策定委員会による検討と助言及び指導を受ける。

■ 検討体制



■ 検討経緯

開催日	委員会等	検討内容
平成28年12月22日(木)	第1回策定委員会	計画の概要について 旧山繁商店保存活用計画の進め方及び策定スケジュールについて 計画案についての検討
平成29年1月30日(月)	第2回策定委員会	旧山繁商店現地視察 計画案についての検討
平成29年3月22日(水)	第3回策定委員会	計画案についての検討
平成29年7月5日(水)	第1回市内オブザーバー会議	旧山繁商店保存活用計画策定の進行状況と今後のスケジュールについて
平成29年10月17日(火)	第4回策定委員会	計画案(保存管理計画・環境保全計画ほか)についての検討
平成30年1月18日(木)	第2回市内オブザーバー会議	第5回策定委員会検討案についての検討
平成30年1月30日(火)	第5回策定委員会	計画案(防災計画・活用計画ほか)についての検討
平成30年2月20日(火)	第3回市内オブザーバー会議	計画案についての市内オブザーバー最終確認
平成30年3月6日(火)	第6回策定委員会	計画案についての最終確認

※市民周知・意見聴取関連の検討経緯はP2に記載

■ 瀬戸市旧山繁商店保存活用計画策定委員会

【委員】

名 前	役 職 名	分 野
溝口 正人	名古屋市立大学大学院芸術工学科教授（委員長）	学識経験者（建造物）
延藤 安弘	NPO法人まちの縁側育み隊代表理事（副委員長）（平成30年2月8日没）	学識経験者（まちづくり）
岩田 敏也	豊田市文化財保護審議会委員	学識経験者（建造物）
古川 忠稔	名古屋大学大学院環境学研究科准教授（平成29年7月～）	学識経験者（木質構造）
寺田 和夫	瀬戸市自治連合会会長・道泉連区自治会長	市民代表
岡村 肇	深川連区自治会長	市民代表

【オブザーバー】

名 前	役 職 名	分 野
西 和彦	文化庁文化財部参事官付建造物担当調査官（～平成29年10月）	行 政
金井 健	文化庁文化財部参事官付建造物担当調査官（平成29年11月～）	行 政
愛知県教育委員会 生涯学習課 文化財保護室		行 政

■ 庁内オブザーバー会議

瀬戸市経営戦略部経営戦略室、都市整備部都市計画課、同建設課、交流活力部せとまちブランディング推進プロジェクトチーム、同産業課、同まるっとミュージアム課より担当職員が出席し、策定委員会に諮る事務局案について検討を行う。

■ 事務局

事務局は、瀬戸市交流活力部文化課内に置く。

■ 市民周知・意見聴取事業

・ ワークショップの開催

策定委員会副委員長延藤安弘氏の指導による文化財活用の市民意見の聴取（内容は巻末資料4「保存活用計画策定ワークショップ」P87～101に掲載）

開催日	テーマ	内 容	参加人数
平成29年3月5日(日)	「旧山繁商店」って何？	現地見学を通じて旧山繁商店建物群を知る。	18名
平成29年3月12日(日)	こんな活用したいな「旧山繁商店」	旧山繁商店建物群の活用の可能性を検討する。	12名

・ 文化財調査報告会

策定委員会委員長溝口正人氏の講演ほかによる文化財調査結果の市民周知と公開参加者による意見交換会（内容は巻末資料5「旧山繁商店文化財調査報告・意見交換会」P102～103に掲載）

開催日	テーマ	内 容	参加人数
平成30年1月7日(日)	「旧山繁商店文化財調査報告 ・意見交換会」	平成28・29年度の耐震診断等準備調査結果をもとに旧山繁商店建物群の歴史的・文化財建造物としての価値を示し、他の保存活用事例を紹介する中で、参加者との意見交換会を行う。	25名

2 文化財の名称

(1) 国登録有形文化財（建造物）の名称等

指定種別 国登録有形文化財（建造物）

名称 旧山繁商店 離れ・事務所・旧事務所・土蔵・新小屋・前倉庫・中倉庫・奥倉庫・堀

建築年代 離れ（明治22年（登記簿による））、土蔵（明治36年（登記簿による））、旧事務所・新小屋（大正3年（登記簿による））、前倉庫（昭和前期（様式技法による））、事務所・中倉庫（昭和22年（登記簿による））、奥倉庫（昭和25年（登記簿による））、堀（明治中期（様式技法による））

登録年月日 平成27年11月19日

所在地 愛知県瀬戸市仲切町23番地・24番地・25番地、同市深川町41番地
（第1図 旧山繁商店案内図）

(2) 文化財建造物の構造及び形式（巻末資料1 P2～37参照）

- ①離れ：木造、2階建、寄棟造、棧瓦葺、平入、梁間9.79m×桁行き12.29m。
北西端に便所付設。建築面積 133.39㎡。
- ②事務所：木造、平屋建、寄棟造、トタン葺（旧棧瓦葺）、妻入、
梁間5.46m×桁行き10.92m。
（北側に出入口ポーチ、北西に応接室、南西に便所・水屋付）。建築面積 87.54㎡
- ③旧事務所：木造、2階建、入母屋造、棧瓦葺、妻入
梁間7.28m×桁行き9.10m。建築面積 68.28㎡。
- ④土蔵：木造、2階建、切妻造、棧瓦葺、平入、土蔵造、
梁間3.68m×桁行き4.53m。建築面積 16.67㎡。
- ⑤新小屋：木造、2階建、切妻造、棧瓦葺、平入、土蔵造
梁間5.46m×桁行き18.20m（1階棧瓦葺下屋付）。建築面積 125.36㎡
- ⑥前倉庫：木造、平屋建、切妻造、トタン葺（旧棧瓦葺）、妻入
梁間7.28m×桁行き18.20m。建築面積 132.50㎡。
- ⑦中倉庫：木造、平屋建、切妻造、棧瓦葺、妻入
梁間6.37m×桁行き18.20m。建築面積 121.57㎡。
- ⑧奥倉庫：木造、平屋建、切妻造、トタン葺、妻入
梁間11.83m×桁行き14.56m。建築面積 221.35㎡。
- ⑨堀：堀：木造、棧瓦葺 総延長28.13m（石垣（切込接（布積み・谷積み））付）。

(3) 所有者等の氏名及び住所

所有者 愛知県瀬戸市

所有者住所 愛知県瀬戸市追分町64番地1

3 文化財の概要

(1) 文化財の構成

ア 文化財の構成（保存対象）

離れ・事務所・旧事務所・土蔵・新小屋・前倉庫・中倉庫・奥倉庫・塀
(第2図 旧山繁商店保存建造物配置図)

イ 一体となって価値を形成するもの

水路（窯垣による）

(2) 文化財の概要

ア 立地環境

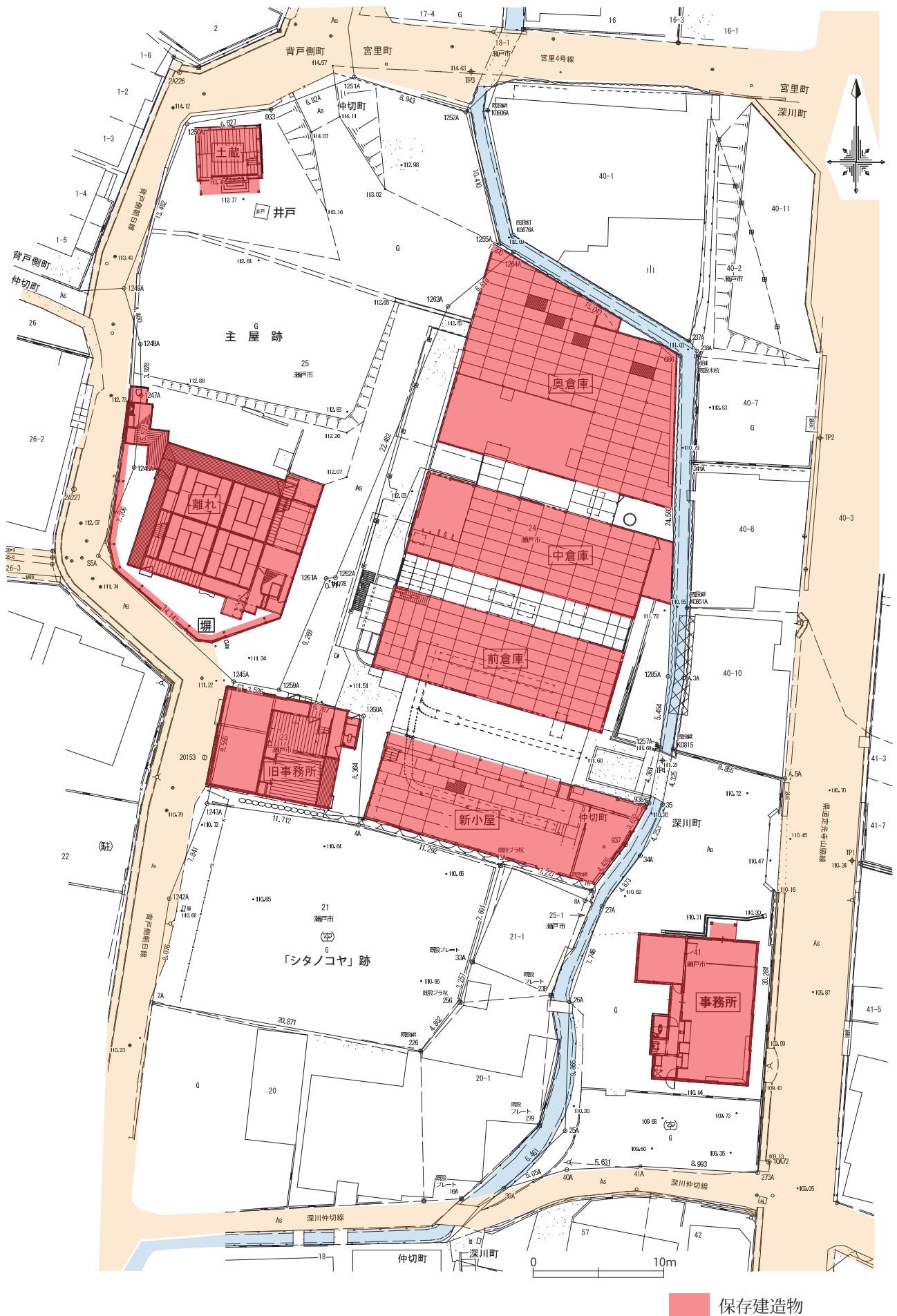
旧山繁商店離れはじめ9棟の建造物群(以下「旧山繁商店建造物群」と呼ぶ。)は、瀬戸川流域の北側に位置する北新谷と呼ばれる地区の一番下手に構えている。丘陵地の斜面に多くの窯屋が集積し、製品の集積、運搬に有利な立地であった。広い敷地に①離れ、②事務所、③旧事務所、④土蔵、⑤新小屋、⑥前倉庫、⑦中倉庫、⑧奥倉庫、⑨塀、そして今はない主屋が配置されている(第2図)。

イ 創立沿革

瀬戸の陶磁器卸問屋については、江戸時代より在郷商人の存在が知られているものの、その活動が活発化するのには、尾張藩が直轄していた陶磁器流通である蔵元制度が廃止となり、自由販売が可能となった明治期以降のことである。

万延元(1860)年に瀬戸南新谷の染付磁器生産の名家である「白雲堂」加藤周兵衛家の4男として生まれた初代繁太郎は、幼くして瀬戸北新谷の大物磁器生産で著名な「蓬萊軒」加藤杢左衛門家の養嗣子となり、明治12(1879)年には杢左衛門家近くの敷地に繁太郎の主屋(現在滅失)が建てられている(登記年代より推定)(付属する④土蔵は明治36(1903)年建造)。明治18(1885)年には杢左衛門家から分家独立し、明治19・20年頃から陶磁器卸問屋「山繁陶磁器商店」を起業する。主屋から庭を挟んで南側に2階建ての①離れ及び⑨塀を建造したのは、登記年代から明治22(1889)年のことと考えられるが、ゲストハウスとしての大きな離れは、明治44(1911)年の梨本宮守正王、昭和2(1927)年の李鐸公ら内外の要人をはじめとする来訪・応接の舞台となった。初代繁太郎は、本家の加藤杢左衛門らとともに明治20～30年代の瀬栄組(後の瀬栄合資会社)や本業合資会社、瀬戸銀行、瀬戸自動鉄道株式会社の設立に関与し、「山繁」の事業拡大の在り様、瀬戸全体の好況を知ることができる。山繁商店の明治34～36年の帳簿には、北は北海道樺太から南は九州大分まで全国各地との取引記録がみえる。明治38(1905)年より黒田政憲が「瀬戸の陶業」を『大日本窯業協会雑誌』に掲載する中にも、加藤繁太郎は北新谷地区の「巨工富商」として記載されており、当時、瀬戸屈指の陶磁器卸問屋となっていたことがうかがわれる。

大正3(1914)年には、旧道通り沿いに③旧事務所、その東側奥に⑤「新小屋」と呼ばれる



第2図 旧山繁商店保存建造物配置図 (S=1/400)

土蔵造りの倉庫建物が建造される（登記年代より推定）。当時、離れの東側で「新小屋」の北側に既に建っていた倉庫（大正3年以前にあった倉庫は大正末から昭和初期に⑥前倉庫・⑦中倉庫に建て替えられたと考えられる）とともに、事業拡大にともなう事務所・商品収蔵機能の拡充が図られたものと思われる。大正7(1918)年には東京日本橋蛸殻町に丸寿商店を開設し、翌大正8年には「山繁合名会社」に組織変更し、会社組織としての体制が整えられた。大正10(1921)年の初代繁太郎の逝去にともない、多治見の陶磁器卸問屋加藤鈴九郎4男から養嗣子となっていた二代繁太郎が代表社員となったが、昭和4(1929)年に41歳で早逝し、その長男を三代繁太郎として家督の継承がなされた。

昭和14(1939)年には中国上海市に支店を開設するなど海外貿易も活発化する。しかし、日中戦争の拡大・長期化により本社では軍需用品生産のため旋盤等の加工機械が倉庫に持ち込まれ、昭和18～20年頃には軍需用ネジなどが生産されていたようである。昭和20(1945)年の敗戦により上海支店は閉鎖となるが、翌年には陶磁器卸売業を再開し、東京丸寿商店を山繁東京出張所として、南洋向け貿易陶磁器の加工完成業を行うなど、早期に戦前の隆盛を取り戻している。

戦前の昭和14(1939)年には敷地東側の低地部に南の記念橋からの直線道路（通称「池田通り」）ができていたが、昭和22(1947)年に新たな②事務所を幅員のより広い池田通りに面して建て搬入出の基点とする。次いで絵付加工場などの倉庫群を拡充（昭和25(1950)年の⑧奥倉庫の建造など）させる形で新設し、戦後の企業成長を成し遂げるに至った。

山繁商店は瀬戸市の中心市街地の中にあり、「せともの問屋」として、明治・大正・昭和の各時代を生きてきた。広大な敷地にその時代ごとの建物がまとまった形で残されているのは貴重であり、またそれらの建物群が歴史的景観に寄与するものと考えられる。

ウ 瀬戸市中心市街地における旧山繁商店の位置づけ

瀬戸市域の歴史的町並み・景観については、現在「窯垣の小径」など中心市街地における保存・整備が進んでおり、旧山繁商店建造物群をはじめ「久米邸」など窯業に関わる古建築も保存・整備が行われつつある。

①瀬戸の町並み形成について

昭和4(1929)年10月に愛知県内において5番目に市制施行した瀬戸市の中心市街地における都市景観の形成は、ほかの多くの都市が近世城下町・宿場町等を母体とするのに比べ、瀬戸市の近代の窯業生産の隆盛にともなう有力窯屋等の経済力の拡大と、明治後半期から顕著となった周囲からの集住人口の増加によって急速になされた。

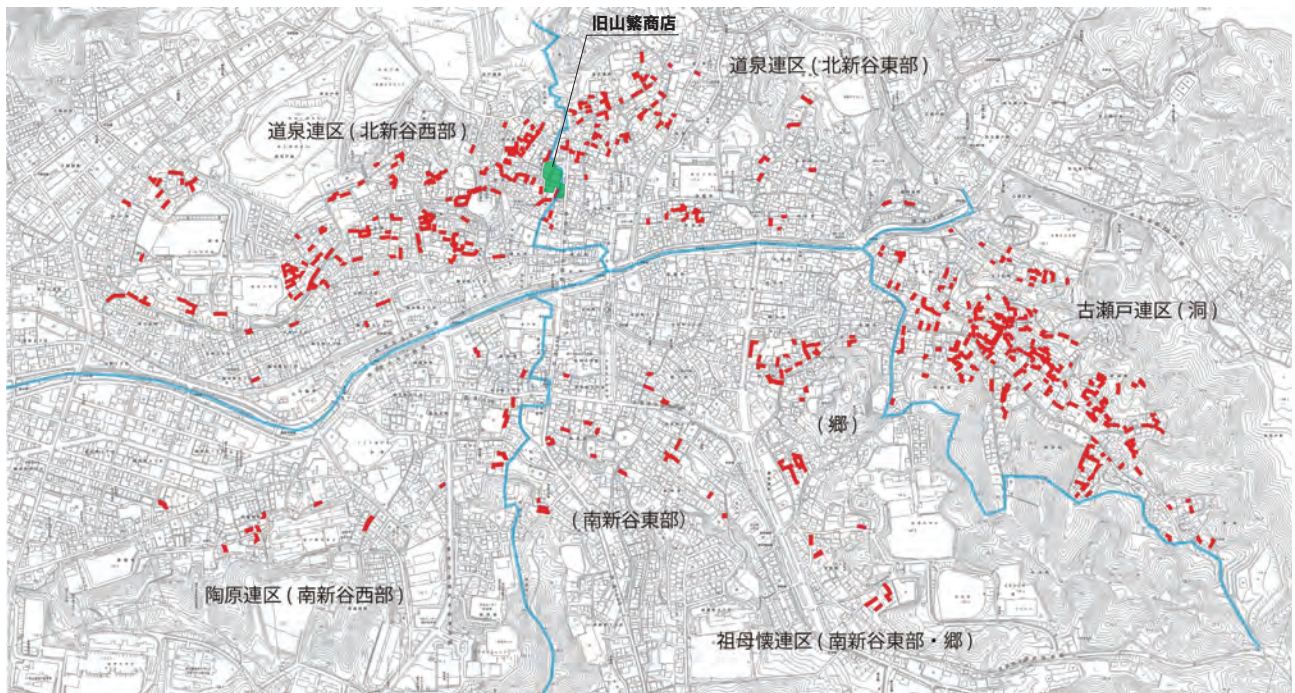
古代・中世の瀬戸窯では、陶土・燃料木材等の窯業資源を求めて工人たちが瀬戸の丘陵・山間地を移動しながら窯場を築く「山の窯」であったが、室町期後期には沖積地周辺の村落や城館付近に窯場が集中する「里の窯」となる。江戸期以降瀬戸村・赤津村・下品野村等で大規模な連房式登窯生産が行われるようになってからも、窯炉とその周辺に工房・窯屋建物がみられるのみで、明治前半期には依然として瀬戸川河畔には水田も多くみられる「里の窯」であった。

中でも、瀬戸川支流の寺本川流域の谷地は洞嶋と呼ばれ、西側の丘陵地である郷嶋と並んで近世瀬戸村域の窯業生産初期から窯場が集中しており、寺本川・瀬戸川合流点の宝泉寺門

前にかけて、江戸期末には家並が続いていたとみられる。近世瀬戸村の御蔵会所の所在した瀬戸川南岸は、信州飯田街道の追分から東に延びる三州小原道の街道筋で、窯場の集中する南嶋（南新谷）と一体となり、瀬戸川北岸の窯場集中区である北嶋（北新谷）とともに、町場形成の核となり、近代には瀬戸の窯場は「街の窯」へと変わっていく。

近代に至り、これらの瀬戸村域は国内外へ向けた陶磁器生産・流通によりさらなる繁栄を遂げる。御蔵会所は瀬戸村役場となり、近接して郵便局・勝川警察署瀬戸分署が建てられ、南北の町場が繋がってくる中、瀬戸川北岸で乗合馬車等の往来がなされ、加藤左衛門をはじめとする瀬戸の窯業界の多額の出資により明治38(1905)年に矢田～瀬戸間で瀬戸自動鉄道が開通するなど契機に商業・金融の中心地へと発展していく（第4図1）。明治期後半から大正期にかけて、瀬戸川の南の宝泉寺の門前から西側の低地へ町場が広がった大廻戸・旧桜町には、廉価陶磁器の販売店や歓楽街・商店街ができ、キリスト教布教の拠点としてプロテスタント教会の瀬戸永泉教会もこの地に礼拝堂を建造している。瀬戸川の北の北新谷は南向き丘陵裾の窯屋居宅や陶磁器卸問屋が建ち並び、氏神である深川神社門前ほかの低地には商店街をはじめ劇場もみられるようになる。今日においても、大廻戸・旧桜町には格子のある家が残っている。また、北新谷の山裾付近には、明治以前からの街路とともに近代の町並み景観が残されており、旧山繁商店建造物群はこれらの歴史的景観の核となっている。大正期に普及した石炭窯は、燃料である石炭が瀬戸駅（大正10年から尾張瀬戸駅）を經由して供給されるため、その近くに多く築かれ、町場もより西側に拡大していく（第4図2）。

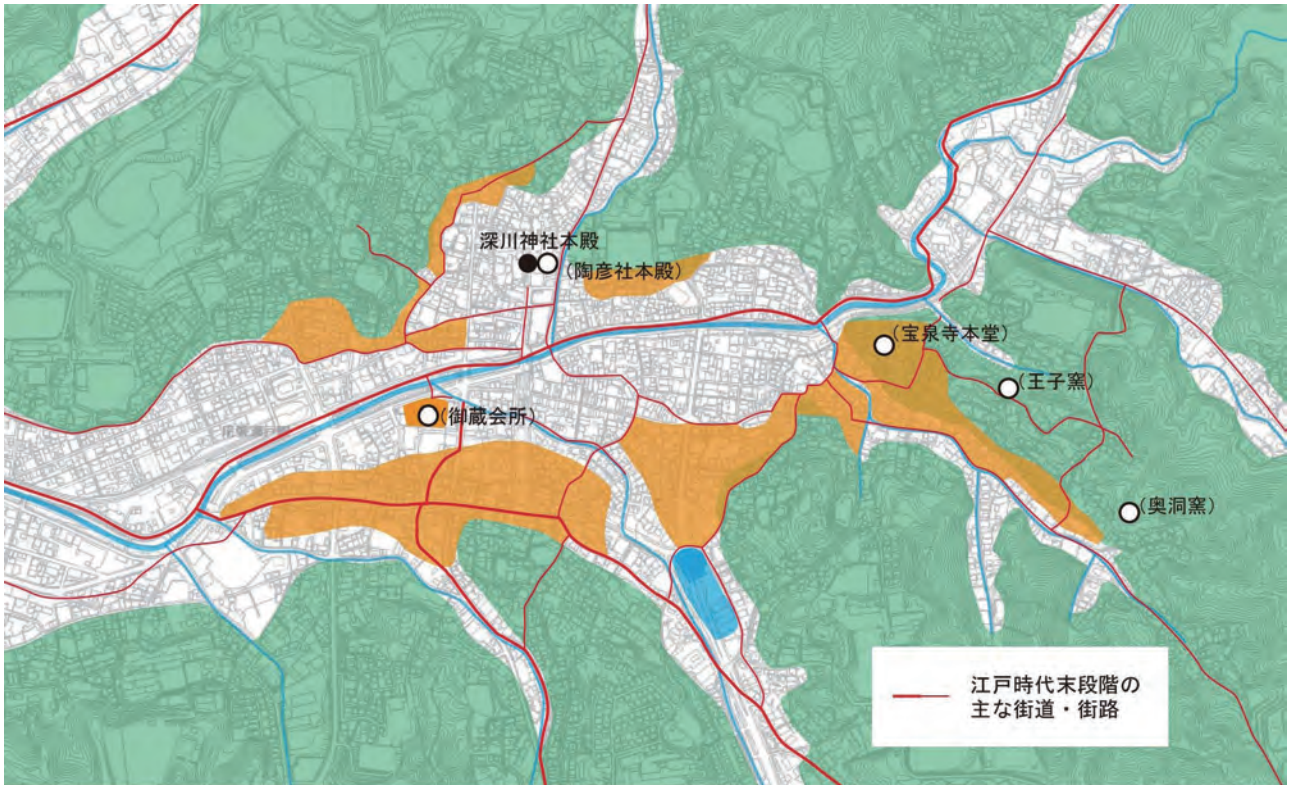
また、江戸期末から今日まで、窯業に用いたエンゴロやタナイタなどの「窯道具」の廃材を石垣のように積み上げて擁壁や塀などを造る「窯垣」は、瀬戸特有の町並み景観をなし、北新谷・洞・南新谷・郷の各エリアで合計578件の存在が確認されている（第3図）。このような窯垣が特に多くみられる洞地区・北新谷地区では、陶磁器生産に直接関連するものが多く、洞地区では工場であるモロや窯炉、居宅が建ち並び、北新谷地区では有力窯屋から資本家・卸問屋となった諸家の商店・居宅・工場が現在の住宅とともに残されている。明治



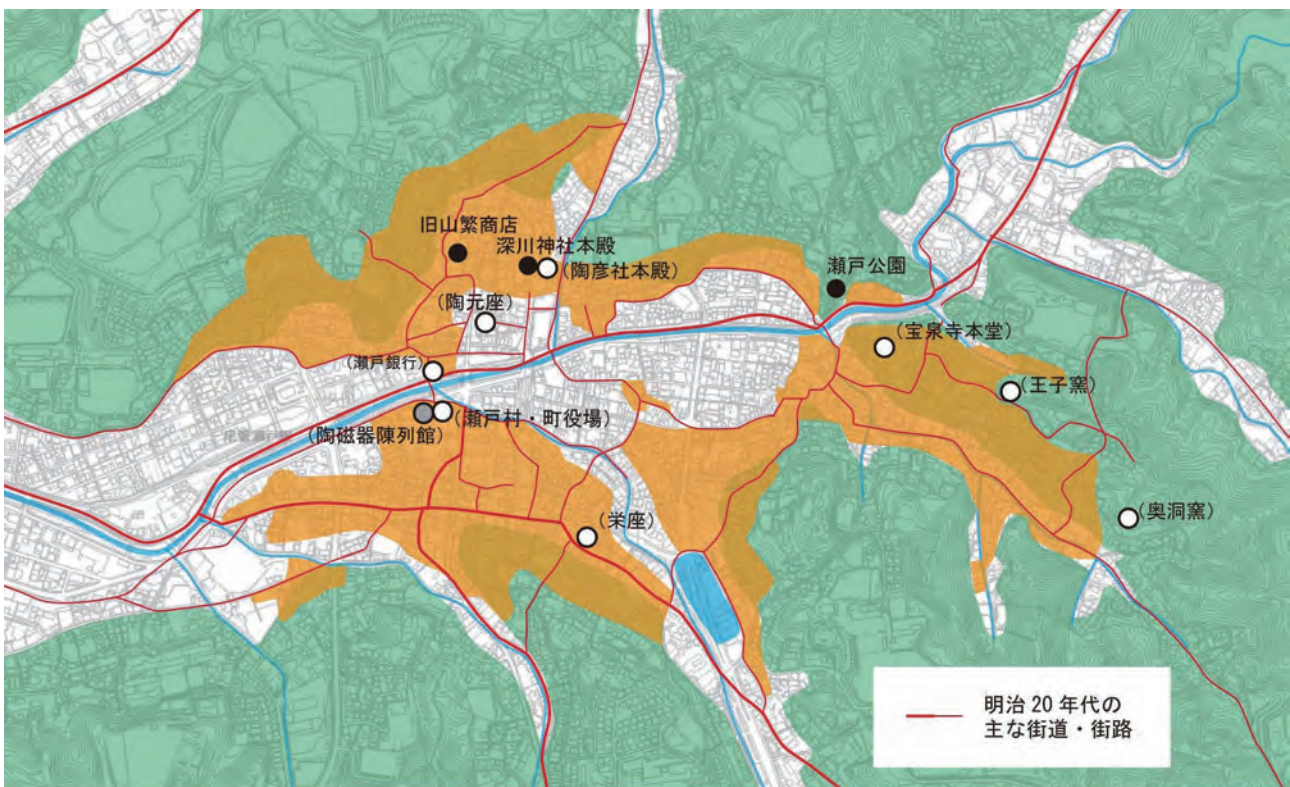
第3図 窯垣分布図 (S=1/20,000)

(大学コンソーシアムせと(名古屋産業大学和泉潤ゼミ・瀬戸市文化課協働)2011～2016調査による)

江戸期末



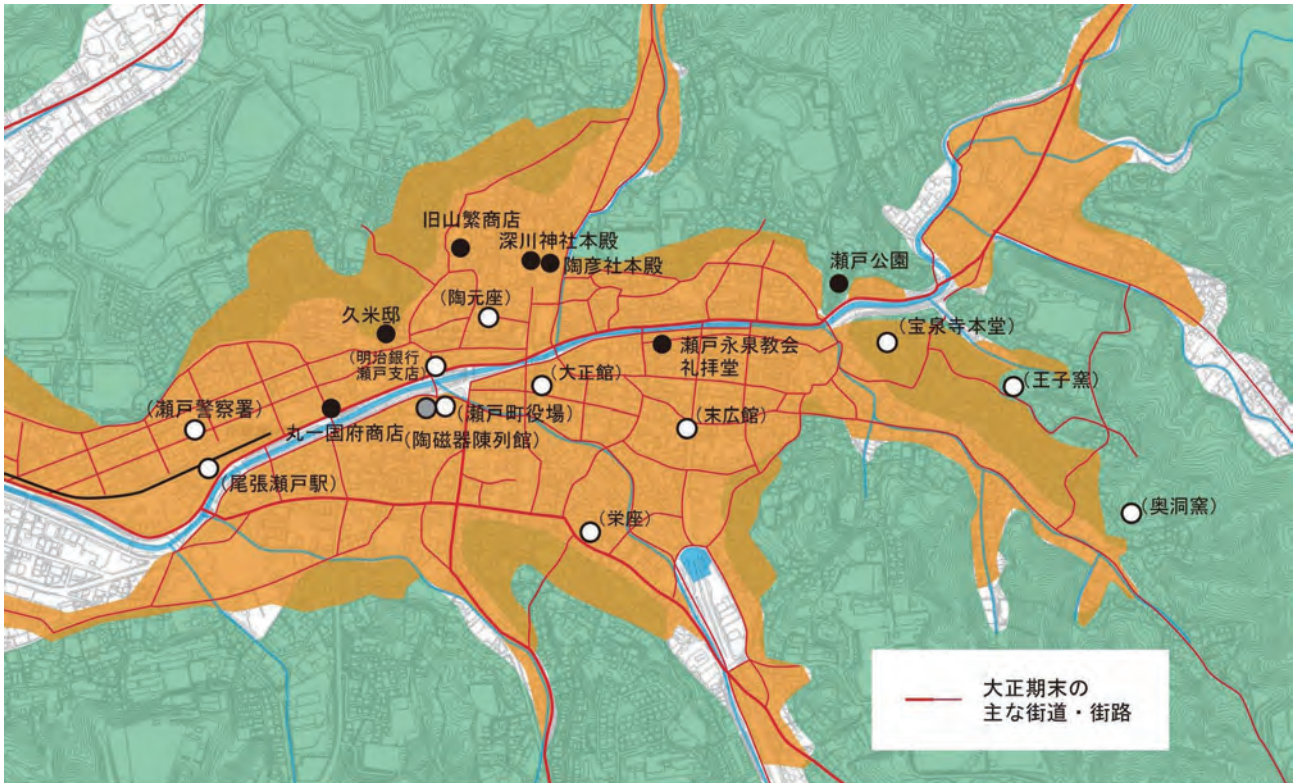
明治20年代



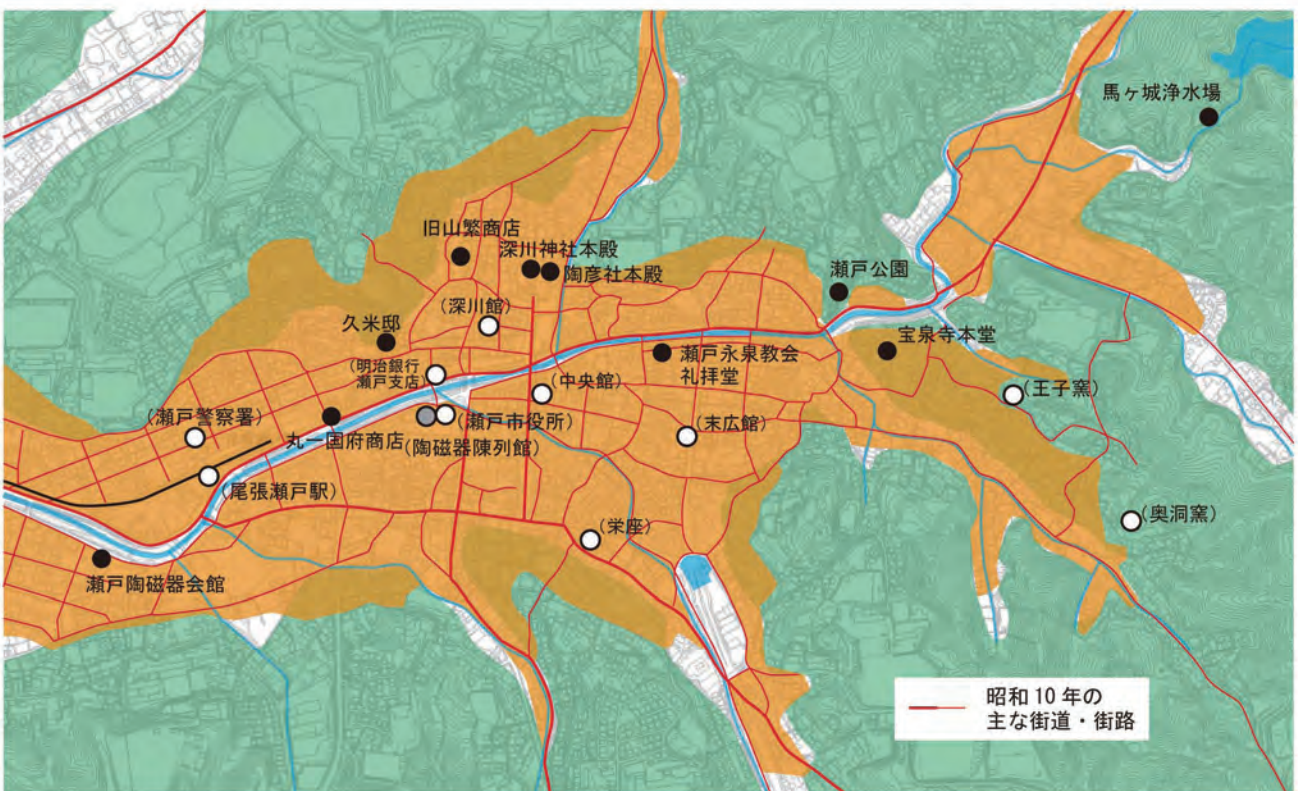
- 凡例
- 現存する文化財等
 - 滅失している文化財等
 - ◎ 移築・再建された文化財等
 - 宅地

第4図1 瀬戸市中心市街地の町並み変遷（江戸期末・明治20年代）

大正期末



昭和10年



- 凡例
- 現存する文化財等
 - 滅失している文化財等
 - ◎ 移築・再建された文化財等
 - 宅地

第4図2 瀬戸市中心市街地の町並み変遷（大正期末・昭和10年）

38(1905)年の瀬戸自動鉄道開業に合わせ瀬戸駅(現尾張瀬戸駅)周辺では陶本町通り等ができ、出荷する陶磁器と入荷する燃料材等の集積場として問屋・倉庫が建ち並び、その名残の建造物が今日まで残されている。

②北新谷地区の概要と特徴

旧山繁商店建造物群は、近代には瀬戸川北岸で大型磁器を焼成した丸窯をはじめとする窯炉が丘陵斜面に集中した北新谷地区に位置し、この丘陵の下端に沿うようにして北東から南西に続く近世以前からの街路とは敷地の西側で接している。この街路は、西は尾張瀬戸駅、西～北西側に接する丘陵斜面には数多くの窯屋が所在し(第5図「窯屋エリア」、丘陵斜面下の街路沿いには大規模な窯屋や卸問屋の居宅が建ち並んでいた(同図「名家エリア」)。これらのエリアより南側から瀬戸川沿いにかけて銀座通り商店街をはじめとする繁華街(同図「商業エリア」)にも隣接し、旧山繁商店敷地の南西隅付近の三叉路を東に向かえば深川神社門前の繁華街に通じる。旧山繁商店建造物群の位置は、まさに陶磁器等の流通の拠点的位置に所在していた。

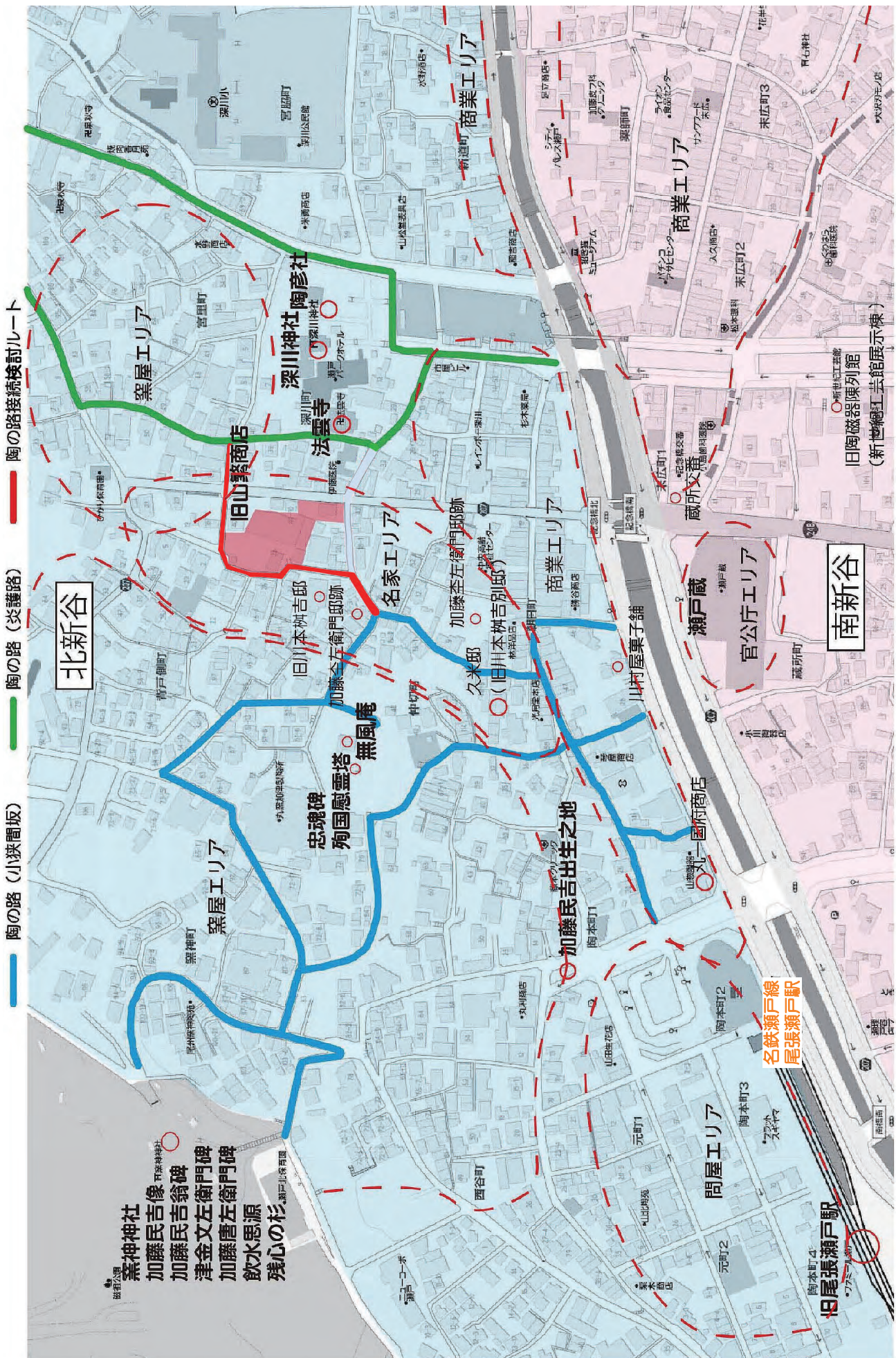
③北新谷地区の現状

瀬戸市では、平成11(1999)年度より26(2014)年度にかけて『陶の路』【伝統を感じ夢を語る出会いの散歩道・せと】というキャッチフレーズを持つ4つの散策路を設定し、市民が歩きやすい安全で快適な道づくりを進めるとともに、市外から訪れる人々に瀬戸の歴史や文化を分かりやすく示しながら、やきものに触れたり、楽しく買い物できるルートを『陶の路』整備事業として舗装整備を行った。この内、道泉連区の「小狭間坂」、深川連区の「炎護路」が北新谷地区に所在し、旧山繁商店建造物群はそれらの中間点に位置する(第5図)。これら『陶の路』整備事業で整備された街路、「小狭間坂」の周辺に、前述の愛知県近代和風建築調査の第3次調査物件である久米邸(旧川本榊吉別邸)をはじめ、米実商店、旧川本榊吉本宅等の近代の魅力的な歴史的景観が残る貴重なエリアとなっている。「炎護路」の周辺には、式内社である深川神社や法雲寺がみられる。また、瀬戸市中心市街地に特徴的な「窯垣」についてもこの北新谷地区の丘陵斜面を中心として数多くみられるエリアである(第3図)。しかしながら、観光目的等での来訪者への歴史的景観のインフォメーションについては、ハード・ソフトともに充実しているとは言い難い現状にある。

近年の人口減少などにより、北新谷地区を含む中心市街地では空家が増加している。瀬戸市では、「瀬戸市空家等対策計画～せとで住もまいプロジェクト～」に基づき、定住・交流人口の増加や観光、景観など地域活性化の観点から空家の有効活用方策を検討するとともに、防災、衛生上の観点から周辺の生活環境に影響を及ぼす空家等に関する対策をとっており、中心市街地の再生も課題の1つとして挙げられている。

④北新谷地区における旧山繁商店の位置づけ

北新谷地区には平成17・18年度に行われた愛知県近代和風建築調査の第3次調査物件である久米邸(旧川本榊吉別邸)をはじめ、米実商店、旧川本榊吉本宅などの近代の魅力的な歴史的景観が残る貴重なエリアとなっている(第5・10図)。この中で、旧山繁商店建造物群は、現状ではこのような歴史的景観が残され、尾張瀬戸駅にも至近で、銀座通り商店街や深川神社、周囲に残されている窯垣や陶磁器工房、子ども向けノベルティ製作等体験施設で



第5図 旧山繁商店周辺の北新谷地区

あるノベルティ・こども創造館らを繋ぐ歴史探訪・観光の新たなルート拠点になりうる。

(3) 文化財の価値

ア 登録基準

1 国土の歴史的景観に寄与しているもの

イ 説明

① 離れ (巻末資料 1 P2～6 参照)

木造、寄棟造り棧瓦葺、間口 6.5 間×奥行 5 間、建ちの高い 2 階建てである。今はない主屋とは渡り廊下で繋がれ、その間に広い中庭があったといわれている。屋根の鬼瓦に影盛りを施している。同様な意匠は川越の町屋が有名であるが、名古屋市内の事例でも、明治 20 年～30 年ごろの土蔵で影盛りを施す事例がみられる。瀬戸における類例は確認できていない。架構は梁、隅木ともに太い野ものを使った和小屋形式である。北入り玄関は 6 畳ほどの土間であり、奥まで通り土間であったと思われる。右手の部屋が前室、その右奥に格式を感じさせる床の間のある座敷がある、廊下を介して中庭を見ることができる。その廊下は数寄屋造り、欄間の無双窓を設ける。前室の奥が 8 畳の次の間、その右手奥に押入付き 8 畳の間がある。その押入に階段があり 2 階の倉庫に通じている。階段を上がると正面に 3 畳の前室が現れてくる。前室の右手が押入付きの次の間、その奥が 8 畳の 2 階座敷、びわ台付きの床の間がある。前室の奥には 4.5 畳の茶室があり、2 階座敷からも直接入ることができる。2 階西端には 16 畳ほどの茶器、什器などを収納した倉庫がある。建物の東に壁を保護するための庇が設けられている、より深い軒を出すため持ち送りをつける等、細部にも行き届いた意匠に仕上げている。太い野物材でがっちり組んだ小屋組み、座敷廻りの意匠、材の風化具合などと合わせて、登記台帳に記される明治 22(1889) 年ごろの建造と考えられる。なお、2 階東半分に関しては、撤去された茶室部分に露出している壁下地が、木舞にプラスター塗りであること、また明治 44(1911) 年に梨本宮守正王といった皇族が来訪されていることなどから、明治 22(1889) 年以降に改修が行われたと考えられる。また、2 階及び 1 階の便所も同様な時期に手が加えられたものであろう。

② 事務所 (巻末資料 1 P7～10 参照)

戦後の事業拡充のために、敷地の東側に戦前の昭和 14(1939) 年にできた直線道路 (通称「池田通り」) 沿いに、昭和 22(1889) 年に建てられた (登記台帳による)。間口 5 間×奥行 6 間の L 字型平面構成。正面に受付、事務室を、事務室の西側に 8 畳ほどの応接室、西側奥に便所、洗面などを付ける。現状の事務室の床は長尺ビニールシート張り、壁はクロス貼り、天井は吸音ボード張りの仕上である。応接間の床は板張り、腰壁は豎羽目板張り、壁と天井は漆喰塗りの仕上である。屋根は寄棟造り棧瓦葺 (現垂鉛鉄板覆い)。外壁はモルタル刷毛引き、石目調目地、現在は垂鉛鉄板で覆っている、正面入口にポーチを設ける。内部空間は直線を基調に、窓は出入口を除き中窓とし、窓下と事務室西面には作り付け収納を設けるなど事務機能重視の空間構成にしてある。

③ 旧事務所 (巻末資料 1 P11～15 参照)

旧事務所は、敷地の南西部に位置し、南北の旧道に東に面して建っている。入口は東から入る。屋根は入主屋造棧瓦葺である。軒をより深く出すために、持ち送り梁を柱材の位置から取り付け桁を受け、垂木が垂れない工夫をしている。外壁は漆喰仕上げ。1階東、北面の開口部の上に持ち送り庇を設けて開口部を保護している。間口4.5間×奥行5間の長方形プランである。1階は西半分が事務スペース。入り口を入れて右手にカウンターがあったと伝えられている。床はコンクリート押さえ仕上げ、腰は羽目板張り、天井は化粧梁表わし、踏み天井。東、北面に中窓を設け事務スペースに光を入れる工夫をし、防犯上も考えたものか木製の縦格子を付けている。東半分は土間通路、和室6畳の前室、その奥に床の間、縁側付き8畳の座敷が並ぶ。当時の事務所空間の使われ方が示されている。2階へは1階北東角から上がる。現在は陶磁器類の商品を陳列するギャラリーになっている。戦後の一時期、従業員用居宅として使われた時期もあったといわれている。

小屋組みは、屋根が入主屋造にも関わらず、トラス構造である。合掌など材は太い部材を用いているが、真東上下には造り出しを設けない点は新しい。方杖や合掌の止め金具では、四角ナット、六角ナットが混用されており、明治末年をさほど下らない時期となる。登記台帳に記される大正3(1914)年の建造という時代をよく示したものと見える。柱は全般に細く、大正期のものと考えて違和感はなく、柱・梁の表面の造作は丹精で、製材技術の向上が認められる点も、大正期の特徴と考えることができる。

④土蔵（巻末資料1 P16～18 参照）

旧主屋の北側の位置にある。いわゆる道具蔵であると思われる。間口2間半×奥行き2間、平入り2階建て。基礎は切石積み、その上に土台を廻す。112～120mm角の柱を900～940mmの間隔で立てる。小屋組みは登り梁を用いず、地棟を二分した丸太梁で受ける形式にしている。モヤは角材、垂木を用いず直接野地板を受けている。1階と2階の床仕上は板床、内部の壁は1階が板壁、2階は漆喰壁である。1階天井は900mm間隔の梁現し踏み板天井、2階天井は化粧野地板である。外部は傷みが激しいが、1階が出入り口の扉（漆喰仕上）廻りのナマコ壁仕上、2階は漆喰塗り仕上であると分かる。内部の材料は非常にきれいで、新しさを感じさせるが、蔵前の下屋庇（現在は失われている）を取り付けるボルト材は座金を入れて四角ナットで止められており、登記台帳に記される明治36(1903)年ごろの建造と考えられる。

⑤新小屋（巻末資料1 P19～23 参照）

③旧事務所の東奥に、並ぶように建っている。木造2階建て、切妻造り棧瓦葺。外壁を塗籠とする土蔵形式の建物である。間口10間×奥行き3間と瀬戸で散見できる陶磁器工場にあるモロ（工場、作業場）と同形式である。モロの内部は柱を設けないのが普通であるが、この建物は最初から梁間の中間に2間ピッチで柱が設けられている。2階の倉庫に相当重量の荷物を保管する目的が最初から想定されていたと考えられる。小屋組みは和小屋形式で組み、荷物積み上げのため1スパンおきに登り梁を用いるなど、がっちりと組んだ土蔵の一般的な小屋組みである。1階廻りは前土間に面して開放的な構成を採るが、痕跡から旧状は壁であった部分も多い。戦後の海外貿易の拡大のために北側の⑦倉庫「前倉庫」と一体化するためにより開放的な構成にしたと考えられる。登記台帳に記される大正3(1914)年ごろの建造と考えられる。

⑥前倉庫（巻末資料1 P24～27 参照）

「前倉庫」は倉庫「新小屋」の北側に位置している。梁間4間×10間、屋根棧瓦葺、トラス構造。建物の基礎廻り、石段等の造りから、南側に建つ⑥「新小屋」と同じごろに建てられたと考えられる。大正期の事業拡大にともなう商品収蔵の機能拡充が図られたと思われる。トラスの小屋組みはキングポストで真東上下端を造り出し、帯金物、箱金物は角ナットで止められる。明治末年から大正初めごろを下らない技法である。一方、挟み吊り束や挟み方杖は材の色が若干浅く、六角ナットで止められており、時代を下らせる技法である。おそらく方杖等は、大正末から昭和初期の補強と考えられる。⑦「中倉庫」と同様、戦時中は一時的に軍需工場に使用され、戦後の輸出による成長期には陶磁器の加工・完成を行う作業場として使用されるなど、時代ごとの使用目的に対応してきた建物である。

⑦中倉庫（巻末資料1 P28～31 参照）

「中倉庫」は「奥倉庫」と「前倉庫」の間に位置している。梁間3.5間×桁行10間、屋根棧瓦葺、トラス構造、東に下屋付き。連続している倉庫のトラス構造の造りは、建設年代の違いから、それぞれ違う部材の大きさ、納まり、仕口などでできている。「中倉庫」はトラスの真東上部、合掌と真東の緊結が通常の帯金物でなく、木材である。箱金物を用いる真下端はボルトを曲げた材で代用しているなどである。いかにも資材が無く急場しのぎで造った建物とみられる。登記台帳には昭和22(1947)年からとあり、翌昭和23(1948)年の米軍撮影の航空写真にも写っていることから戦争中の物資窮乏時代の建造と考えられる。昭和18～20年ごろは軍需工場として使用され、戦後は電気窯による上絵付工場として、その後は製品の倉庫として使われている。

⑧奥倉庫（巻末資料1 P32～35 参照）

「奥倉庫」は敷地の北東に位置し、今はない主屋の東側に建っている。梁間6.5間×桁行8間、屋根亜鉛鉄板葺き、トラス構造、北、東に下屋付き。この倉庫は事業拡大にともない、昭和25(1950)年ごろ上絵付工場として建てられる(年代は登記台帳より)。用途上内部空間を広く使うためにトラス構造で造り、⑦「中倉庫」、⑥「前倉庫」と違って、屋根を亜鉛鉄板で葺き重量を軽くすることにより、構造材の陸梁材や合掌材の負担を軽減している。また、西、東の両妻面の壁には、内部に光を取り入れるために、高い位置に明かり窓を設ける工夫をしている。

⑨塀（巻末資料1 P36～37 参照）

①「離れ」を囲むように旧道沿いに塀が廻らされている。石垣は花崗岩の乱積みで、道なりに石垣が組まれ、高いところで1.0mの高さ、長さが27.8mに渡る。しかし、南側正面のみは布積みとし、その左右に扇の形をした花崗岩を嵌め込んでおり、その当時の石工の心意気であろうか。石垣の上に御影石の延石を施し、塀が造られている。

塀は高さ2.2m、長さ27.8mの土塀で、半間間隔で柱を建て、表側は名栗板を、裏側は杉板を網代に組んである。上部の小壁は半間おきに透かしが入り、黒漆喰塗りである。庇は小ぶりの瓦で葺かれている。

4 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

旧山繁商店建造物群について、文化財保存のための大規模な修繕等はなされていないが、平成27(2015)年度に北西部分の柱の腐朽が著しい中倉庫について合板を当てて柱部分を支える緊急応急修理が行われている。また、同年に離れ・旧事務所・新小屋・塀について屋根瓦のズレ等を部分的に直した応急修理を行っている。

建造物そのものではないが、母屋が所在していた部分が若干の窪地に雨水や北西丘陵からの地下水の湧水によると思われる水溜まりが常時できていたため、平成27(2015)年度に表土のグライ層を除去し山土を搬入して排水路を設け、その場所の乾燥化を図った。

平成27(2015)年度には、用地・建造物が公有化され、敷地の草刈り等の管理を行っている。

平成24(2012)年度には、瀬戸市の中心市街地を中心とした窯業関連建造物について国庫補助を活用した実測調査を行う中で、旧山繁商店離れについて調査が行われ、平成26(2014)年度には国登録文化財意見具申に向けた旧山繁商店の他の8棟の建造物についても実測調査を行っている。平成28(2016)年度には地盤の地質調査、平成29(2017)年度には敷地の用地測量を行っている。平成28・29(2016・2017)年度には、それらの前年度に国文化財登録となった9棟の建造物群について耐震診断を射程に入れた詳細実測図作成を行った。保存活用計画策定委員会は平成28(2016)年度に設置した。

(2) 活用履歴

平成27(2015)年9月に、旧山繁商店建造物群の国文化財登録(国文化審議会答申段階)を記念して同文化財及び、国登録文化財瀬戸永泉教会礼拝堂を含む瀬戸市中心部の建造物・文化財をめぐる「明治・大正・昭和のセトマチⅡ」を開催し、111名の参加者を得た。

同年11月には、瀬戸市歴史文化基本構想策定のためのワークショップの一環として「まちめぐり Part1」を開催し、26名の参加者を得た。

平成28(2016)年11月には、「第31回国民文化祭・あいち2016」が愛知県で開催される中で、瀬戸市の歴史文化イベントとして「瀬戸焼千年の魅力 まちめぐり」を開催し、49名の参加者を得た。

平成29(2017)年9月には、せともの祭開催に合わせ、市民周知のためのイベント「旧山繁商店特別公開」を、子ども向けイベント「つくってあそぼう in 旧山繁商店ー出張ノベルティ・こども創造館ー」とともに開催し、両イベント参加延べ人数は666名に及んだ。同年11月にはせと歴!(せとの歴史と文化財を知る見学会)として「3つの登録文化財を巡る見学バスツアー」を開催し、瀬戸市域に所在する旧山繁商店をはじめ瀬戸永泉教会礼拝堂・雲興寺鐘楼をあいちヘリテージマネージャーの建築士らの解説で見学ツアーを行い78名の参加者を得た。

5 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

ア 保存環境

旧山繁商店建造物群は、東側は昭和14(1939)年に建設された県道定光寺山脇線に面し、西側は近世からの表通りであった現市道瀬戸側朝日線に面する。500m範囲内には、東に法雲寺・深川神社・宮前商店街・深川公民館・深川小学校、西に無風庵・古民家久米邸・丸一・国府商店・パーティせと・名鉄尾張瀬戸駅・窯神神社・窯神グランド・瀬戸北保育園、南に銀座通り商店街・かわらばん家・窯の広場・瀬戸蔵・新世紀工芸館・せとまちツクリテセンター・記念橋交番・招き猫ミュージアム・せと末広町商店街、北にひかり保育園などが立地する環境にある。これらの施設と連携しながら、中心市街地活性化の拠点施設として活用を図ることができる可能性を持っている。

イ 管理体制

平成26(2014)年度までは、山繁合名会社の管理下であり、陶磁器卸売業の事務所兼倉庫として通年営業の中で維持管理がなされてきたが、平成27(2015)年度に建造物・用地が瀬戸市所有となって以降は、建造物の管理・草刈り等の敷地内維持管理・一時的な公開等のために職員が出入りする以外は、無人の状態である。

また、防災・防犯設備については、平成27(2015)年度より消火器を場内に8本設置し、東西の入口付近を中心に防犯カメラ・センサーを設置し、自動警備システムによる常時警備を行っており、侵入者等からの警備と初期消火に努め、警察・消防等への迅速な通報を図っている。

ウ 建造物の状態

平成期には適切なメンテナンスが行われていなかったため、離れ屋根・内装、事務所外壁・内装、旧事務所屋根、土蔵外壁、新小屋北側屋根・南側外壁・東側外壁、前倉庫内装、中倉庫北側屋根・柱、奥倉庫西壁・北壁、塀棟瓦・内外壁に損傷が著しく、中倉庫や前倉庫・新小屋間の床面が抜ける等の状態がみられる。なかでも中倉庫北側は、天井屋根が一部抜けており、早期の保存修理工事を要する状態である。

また、電気・水道・汚水処理管等の配線・配管も老朽化していることが懸念されるため、再整備が必要である。

(2) 活用の現状と課題

ア 活用の状況

現在のところ、常時活用・公開できる状態ではない。近代から現代に至る陶磁器卸問屋の歴史的建造物であることを踏まえた、中心市街地活性化のための拠点施設として整備・活用を図ることを目指す。

イ 管理体制

建物を保存し、歴史的建造物であることを踏まえた、中心市街地活性化のための拠点施設として公開活用していくことにより、清掃などの常時のメンテナンスと建造物の破損・腐朽状況の監視などを行うことが可能となるため、公開時に管理人が常駐する体制を整えることが必要である。

ウ 建造物の状態

一部床の陥没等がみられることなどから、現状は常時一般公開して内部での公開行事等を行える状態にない。そのために、近代から現代に至る陶磁器卸問屋の歴史的建造物としての価値を踏まえた、改修を行うことが必要である。改修後は、常時のメンテナンスを行いながら、建造物の魅力を活用した取り組みを行っていくことが肝要である。

また、来訪者の便宜のために、バリアフリーに配慮した男女別のトイレ及びその排水施設、建造物内部の利活用に対応した配水・配電等を行う等の整備、来訪者の動線・災害時の避難路等を考慮に入れた場内整備、防火・防災施設等の配置が必要である。

6 計画の概要

(1) 計画区域

本計画の対象区域は、旧山繁商店建造物群の敷地である。いずれも市の公有地である。区域上の計画区分を以下に示す。

設定区域	区域の設定内容
文化財としての価値を特に有する範囲	保存範囲
文化財の価値を減じないよう配慮するが、活用・補強及び防災等のため改造が不可欠となる範囲	保全範囲
文化財的・意匠的な価値があまりなく、活用にともない変更していく範囲	整備範囲

各範囲については、第6図に示す。

(2) 計画の目的

旧山繁商店建造物群は、原位置で保存されている公有の施設である。この旧山繁商店を文化財建造物として健全な状態にし、周辺環境を整え、災害に備えつつ有効に活用することを本計画の目的とする。

(3) 基本方針

公有の施設として、大型で意匠を凝らした離れ及び土蔵・塀と大正・昭和期の各事務所、4棟の新旧の倉庫群等からなる歴史的建造物群の価値を有する施設として保存を図る。

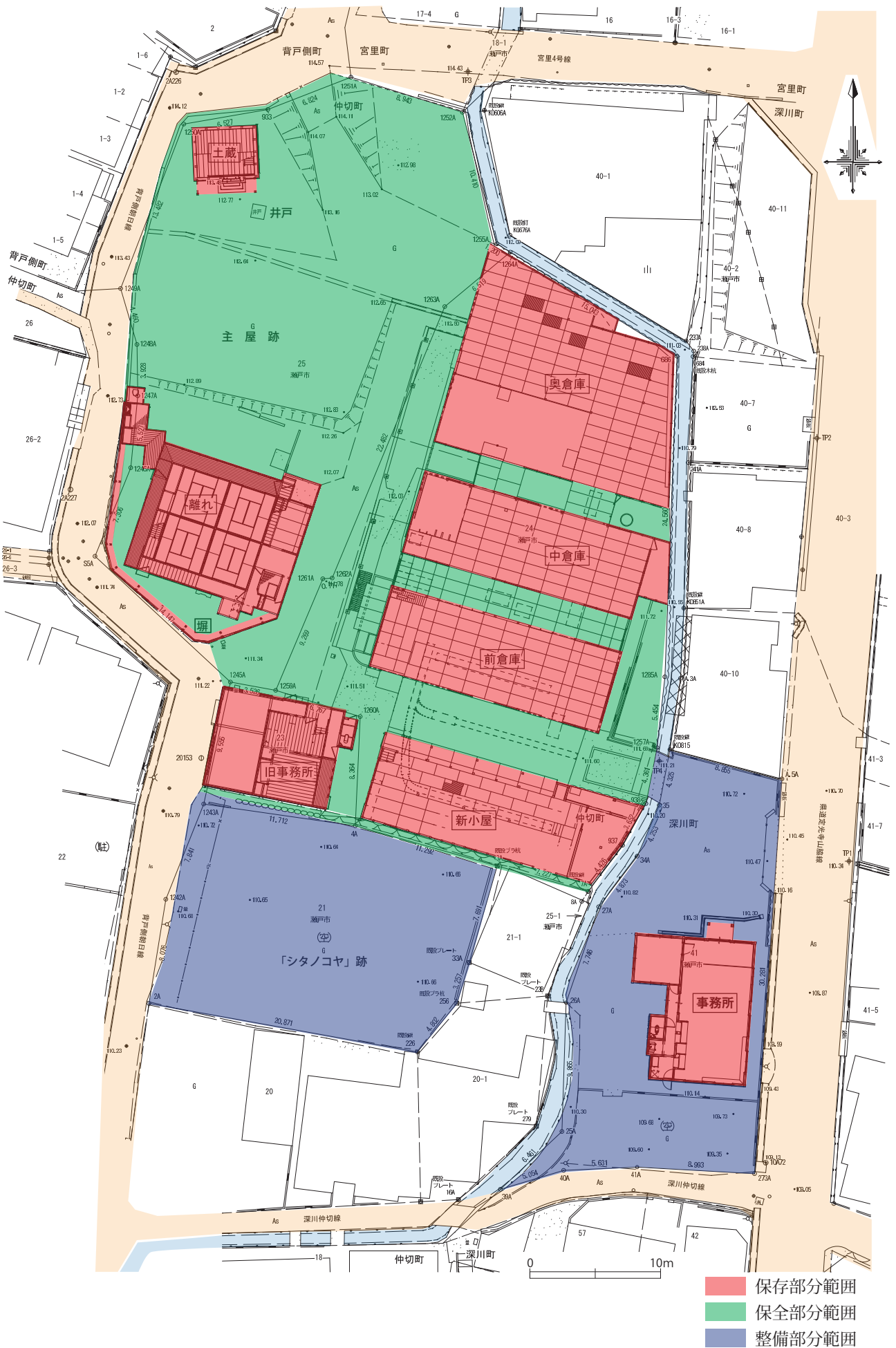
本計画の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 明治期以降の瀬戸の陶磁器の流通を物語る貴重な文化財建造物として保護を図り、将来にわたりその価値を維持するとともに、近代を中心とする瀬戸の歴史や周囲の文化財・文化遺産を後世に伝える機能を有する施設とする。
- ② 瀬戸市の中心市街地において、街路整備された『陶の路』の「小狭間坂」及び「炎護路」の中間に位置する特性を考慮し、来訪者の観光・交流を推進する拠点施設として、既存施設との連携を図り、活用を推進する。
- ③ 地域住民をはじめとする多世代の市民が集い、能動的活動の行える居場所として活用を図る中で、施設周辺を含めた地域活性化を推進し、市民定住を促進する。

基本方針は以上とするが、利用者の提案等により、施設の公開後に順次具体的な活用方法については付加して、市民ニーズに応じた多様な活用を柔軟に実現していくものとする。

(4) 計画の概要

本計画は、以下の4項目について定める。



第6図 旧山繁商店保存活用計画基本方針図 (S=1/400)

① 保存管理

国登録文化財である旧山繁商店建造物群について、文化財的価値の所在を明らかにし、これを良好に維持するための保護の方針と管理の方法について定める。

② 環境保全

旧山繁商店建造物群は、近代から現代に至る陶磁器卸問屋の歴史的建造物であって、原位置に保存されている。敷地内の保存環境の維持、整備の方針を定める。また、敷地周辺の環境を良好に維持し、より良い景観を形成するための方策について提案する。

③ 防災

旧山繁商店建造物群において想定される、人的災害及び自然災害について、予防と対応の方策を定める。防災機器の設置及び維持管理、災害発生時の対処方針を定める。

④ 活用

旧山繁商店建造物群の公開及び活用について方針を定める。あわせて効果的な文化財に関連する公開方法及び必要な施設整備について検討する。

第2章 保存管理計画

1 保存管理の状況

(1) 保存状況

旧山繁商店建造物群は、瀬戸市中心市街地の瀬戸市仲切町及び深川町に所在する。現存最古の離れ・塀をはじめ、明治中期以降各時代に建造された原位置に保存されており、平成26(2014)年度末に瀬戸市が公有化した。現在は、内装・屋根・一部構造材に経年劣化がみられる状況である。

(2) 管理状況

平成26(2014)年度末までは、前所有者の倉庫兼事務所として使用されていた。平成26(2014)年度末に公有化され、現在は建造物群・敷地ともに瀬戸市の所有にある。現状は無
人施設であり、警備業者と契約し、防火防犯通報システムにより有事の際には駆けつけ警備・
初期消火活動等を行っている。瀬戸市は所有者として、管理の責を負うが、日常の管理は外部
組織に委託し、公開活用に関する事業は市と施設を活用していく市民を含む外部組織及び地元
住民の協力により実施する。

2 保護の方針

(1) 保護方針の設定

国登録文化財である旧山繁商店建造物群について、保護に関する基準を以下のとおり設定し、保護の方針を定める。平成28(2016)年に耐震診断等準備のための詳細実測調査を行い、平成29(2017)年度以降に各建造物の保存修理・耐震改修に関する設計等を順次行っていく予定である。改修整備工事にあたっては、本計画における保護の方針に従って実施するものとする。計画する建造物については、以下のとおり「部分」を設定する。また、部位を設定し、部位の状況により基準を定める。なお、これらの方針は、保存・修理・活用工事が行われる際の基本情報となる。

(2) 部分の設定

当初及び歴史的改変における特徴的な構造や意匠が残っているなど文化財的、意匠的に価値が高く、将来的に保存していく部分を「保存部分」とする。また、当初の意匠や材料に配慮しつつ活用または安全性向上のために整備を行う部分を「保全部分」、活用または安全性の向上のために整備を行う部分を「整備部分」とする。

[建造物]

① 外部

通常望見できる部分を「保存部分」とする。その他部分については、戦後の改変の度合いや防火上の措置等現状に応じて判断する。

② 内部

大部分を「保存部分」とするが、一部は「保全部分」「整備部分」とする。

(ただし、これらの部分による区分は、包括的・機能的な意味における区分であり、補修、耐震補強による部材等については個別に部位による区分で扱うものとする。)

部分の区分	保護の方針
保存部分	特徴的な構造や意匠が残っているなど文化財的、意匠的に価値を保存する部分。原則、当初または改造当初の材料及び仕様を保存もしくは復原する。構造補強などの改変を行わざるを得ない場合は、文化財的価値に十分な配慮を行う。
保全部分	活用または安全性の向上のための整備を行うが、文化財的価値を維持するための配慮が要求される部分
整備部分	活用または安全性の向上のための整備を優先する部分

(3) 部位の設定と保護の方針

「部位」とは、一連の部材等（建造物の基礎、柱・梁等の構造材からなる軸組、床、土壁、天井等）を単位として設定される区分である。各部位に係る保存の基準を定める。基本的に各「部位」の設定にあたっては、その「部位」が構成する「部分」の区分に準ずるものとするが、特に保存が必要な「部位」あるいは活用・公開等のための改修・改造が不可欠となる「部位」については個別に扱う。各建造物についての詳細は、巻末資料2「保護方針図」（巻末資料P38～46）、同3「保存管理計画表・写真」（巻末資料P47～86）に示したとおりである。

基準	部位の基準の選定方針
基準1	当初の部材が残存もしくは修復された部位。材料自体の保存を行う部位
基準2 (文化庁要領 の基準2・3)	当初の部材が残存もしくは修復されているもののうち、定期的に材料の取替え等を行う補修が必要な部位、または、当初意匠に配慮して更新される部位
基準3 (文化庁要領 の基準4・5)	近年の改変もしくは新たに設置された部位

3 管理計画

(1) 管理の体制

所有者である瀬戸市を管理の主体とし、瀬戸市交流活力部が担当部局となり管理及び管理に関わる対応を行う。建造物の状態は、現地での定期的な確認を主とする

ア 所有者及び管理人

【名称】 愛知県瀬戸市

【担当部局】 愛知県瀬戸市交流活力部 文化課

【住所】 〒489-0884 愛知県瀬戸市西茨町113番地の3

【電話番号】 0561-84-1093

【管理内容】

旧山繁商店建造物群の公開活用がなされる場合に以下の管理を行う。

- ・文化財建造物の月例管理（活用・運営者への現地指導月2回以上）
- ・保存管理に係る年間計画の策定と実施
- ・保存管理に係る中長期計画の策定と実施
- ・破損状況調査及び軽微な補修、並びに補修時の記録作成
- ・防災設備等維持管理
- ・保護の方針に基づく関係機関との協議
- ・その他所有者の権限に基づく行為

イ 活用・運営に関わる者

第1章第6節に示す計画の基本方針に基づき、第3章第2節の保護方針及び第5章の活用計画に沿い、保存修理・公開活用のための基本設計を行う中で、公開活用を有効に行うことができる公共団体あるいは民間団体による運営主体（単体ないし複数）を決定していくものとする。

(2) 管理の方法

ア 保存環境の整備

① 清掃・整頓

開館日には、各建造物の施錠・清掃・整頓等について運営主体が行う。各建造物の構造体（柱・貫等）や壁の基準1の部位は傷めないよう軽くハタキかけをするなど、注意を払って清掃を行う。離れ等の床板はホウキで掃いてゴミ・ホコリを払い、必要に応じて水拭きする。三和土による土間はホウキで掃いて清掃を行うが、乾湿に注意し、必要に応じて水分を与える。

② 日照・通風

建造物を保存上、日照の妨げとなる樹木・工作物等は、保存整備工事の際に整理をする。開館日には、天候を見計らい、建具を開放し、通風に努める。

③ 虫害と腐朽の防止

虫害と腐朽を防止するために、特に通風に留意する。また、定期的に年1回程度、防虫と

湿気の除去を目的として燻蒸を行う。

また、虫害の兆候となる木粉等について日常的に点検する。

異常がみられた場合は、所有者及び管理者の協議により防腐・防虫の処理を行う。

④ 風水雪害

風水雪害によるき損は早期に発見し、所有者により被害の拡大防止に努める。

また緊急修理、軽微な修繕を、所有者と管理者協議（緊急対応に供え、想定される案件について十分な事前協議が必要）の上、適宜実施するものとする。

⑤ 防犯・防火等

防犯のため、公開時間以外は対象建造物及び管理用建物の施錠をする。

防火のため、対象建造物及び管理用建物周辺の可燃物の管理に留意する。

詳細は第4章防災計画に定める。

イ 建造物の維持管理（第1表参照）

登録有形文化財の管理上の留意点を以下に記す。あわせて、維持の措置及び軽微な修理として所有者が実施し、現状変更を必要としない行為（維持の措置）を示す。また、軽微な現状変更でも、実施する際には記録を作成することとする。

維持の措置とは、登録有形文化財建造物の維持を目的とした行為で、形状を変更する部分の面積が通常望見する範囲の4分の1以下の場合や内装のみを模様替えする場合は該当する。雨漏りや壁のひび割れといったき損の発生やその拡大を防止するための工事もこれに該当する。

災害や経年により何らかの破損が発見された場合に、き損の拡大を防ぐための応急的な措置や、仮設的に施す行為、修理にともなって取り外された部材のうち、資料的な価値があると判断されるものは、部材名称、場所、取り外し年月日等を記録して定められた場所に保管する。

ウ 管理に関わる届出

① 滅失届

滅失の事実を知った日から10日以内に文化庁長官へ届出する。登録有形文化財建造物が失われた場合で、具体的には地震による倒壊、水害による流出や火災による焼失などが該当する。

② き損届

き損の事実を知った日から10日以内に文化庁長官へ届出する。登録有形文化財建造物が何らかの原因で破損・損傷してしまった場合は該当する。破損等の範囲が軽微な場合は愛知県教育委員会等と協議する。

③ 現状変更届

現状変更しようとする日の30日前までに文化庁長官へ届出する。現状変更とは、位置や形（形状・材質・色合いなど）を変えようとする行為のことで、登録有形文化財建造物では、移築する場合や、外観を変更する範囲が通常望見できる範囲の4分の1を超える場合には、届出が必要となる。本計画の保存部分については届出を必要とし、それ以外は届出は不要で

ある。現状変更の規模・内容に関わらず、愛知県教育委員会等と密に連携・情報共有を行える体制が望ましく、届出については事前に愛知県教育委員会等と協議する。

第1表 旧山繁商店の維持管理に係る必要事項一覧

部 分	留意事項	維持の措置
雨落及び軒下コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> ・雨落とその周辺の除草に努める。 ・コンクリートのひび割れの点検に努め、地盤の変位等を早期に発見する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートのひび割れの補修は適宜行う。
基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・礎石等の不同沈下の早期発見 	
外壁・内壁	<ul style="list-style-type: none"> ・土壁の亀裂、崩落、剥離等に留意する。 ・柱・梁等の木部と接触している部分や基礎石との間に隙間が生じていないか注意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土壁の中塗り仕上げの補修は、適宜行う。外壁木部の腐食に注意する。 ※荒壁に至る修理を要する場合は注意を要する。
土間	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の移動の際には土間面を傷めないよう注意する ・乾湿に注意し、乾燥する場合は水分を補い、湿潤する場合は通風に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土間上面の凹凸は適宜補修する。
床及び畳	<ul style="list-style-type: none"> ・床の強度に注意し、重量物は置かない。 ・物品の移動の際には床板及び畳を傷めないよう注意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・床板の割れやヒビの軽微な補修は適宜行う。 ※根太に至る修理を要する場合は注意を要する。 ・畳は湿気に注意して必要に応じ乾かしたり位置換えをする。
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・雨漏りの有無に注意する。 ・屋根防水の劣化、欠落の点検、雨樋に堆積した枯葉や土、雑草等の清掃・除去。 	<ul style="list-style-type: none"> ・瓦・セメント瓦の補修
建具	<ul style="list-style-type: none"> ・開閉時には無理に力を入れないようにする。 ・敷居溝の塵埃は常に除去し、必要に応じて施蟻する。 ・同一材による修理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障子紙は適時張り替え、美しく維持する。 ・開閉に不具合がある場合は、適宜調整する。 ・押入れは湿気に注意し、時々ふすまを開けて換気をする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・管理上の必要により、掲示板以外の箇所に掲示する場合は、ピンまたは画鋲を用いる。 	

4 改修計画

(1) 破損状況

旧山繁商店建造物群は、最古の建造物（離れ・塀）で125年以上経過し、平成期には事業に使用されていた事務所・前倉庫等を除き十分なメンテナンスがなされていなかったため、経年劣化が進んでいる。

【主な破損状況】

① **離れ** 屋根材（瓦・漆喰影盛）の欠損・破損がみられ、雨水の漏水による野地板・垂木等の腐食も顕著な部分がある。なかでも、1階南東・北東の隅瓦付近や東側1階の下屋庇及び北側の主屋渡廊下屋根に続く下屋屋根について、下地・支えの持ち送り腕木から劣化腐食する部分が顕著。外壁の黒漆喰・下見板張・洗出し等すべてに劣化・剥落がみられ、残存する無双窓・木格子も部分的な欠損がみられる。

玄関・北縁・西縁・南縁について風雨による柱材等の腐食・欠損がみられる。雪隠については、瓦屋根の下縁に檜皮葺痕跡が残っており、現状では亜鉛鉄板葺きとなっている。雪隠・北縁・南縁の窓・雨戸には風雨除けの新たな板が打ち付けられている。

2階茶室及び踊り場東面の押し入れに床・柵の痕跡がみられ、聚楽壁も劣化・剥落が目立ち、天井は撤去されている。2階座敷の西壁の床壁は剥落し、飾り畳も腐朽が進む。2階座敷・次の間の天井は新たな合板がはめ込まれ旧材を覆うか撤去されている可能性がある。2階の建具取手は脱落・欠損するものが目立つ。

建物内に水道・電気・ガスが引き込まれているが、配管・配線等の老朽化がみられるため、再整備が必要。

② **事務所** 屋根及び北・東・南壁は、当初の瓦屋根・砂モルタル壁を亜鉛鉄板で覆っており、それらを保護しているが、瓦屋根は雨漏りした痕跡があり、すべて撤去して保存修理工事を行う必要がある。

事務室の床面は玄関土間と板張り床がビニールシート等で被われている。事務室天井は、新たな吸音ボードを取り付けられているが、その上に漆喰塗りの当初の天井が残存している。応接室ほかの壁は当初の漆喰塗りの上にプラスター塗上塗装されており、所々で剥落がみられる。窓は応接室等に当初の窓枠が残されているが、塗装等が剥がれガラスも欠損する部分があり、建て付けも悪い部分が多い。

建物内に水道・電気・ガスが引き込まれているが、配管・配線等の老朽化がみられるため、再整備が必要。

③ **旧事務所** 屋根材については、北東隅鬼瓦及び周辺の棟瓦が脱落し木部の劣化防止のためシートで保護している。2階屋根北面にも東半に亜鉛鉄板の覆いによる屋根保護が行われている。また、外壁は黒漆喰等による仕上げが残るが、多くは黒色の亜鉛鉄板による覆いがなされるが、これらの修理時に取り外して木部等の状況を見極めながら旧状に戻していくべきである。

事務室は、当初の状況から改変されている部分もあるが、事務所として機能していた戦前の状況は概ね保たれている。和室座敷の床壁等は聚楽土風の仕上げだが

歪み・浮きがあるため塗り替えが必要となる。枚数が不足する建具は復原整備する必要がある。2階の現展示室は、改変が著しく、南側壁をはじめ後補の内壁を外した際に痕跡調査から可能な限り旧状に復することが好ましい。

建物内に電気が引き込まれているが、配線等の老朽化がみられるため、再整備が必要。

④土蔵 内壁・柱については健全な部分が多いが、1階基礎付近の土台・床に腐食・蟻害が顕著。外壁は、雨除庇・黒漆喰・なまこ壁・洗出しの欠損・剥落がみられ、芯材が露出する部分もみられる。蔵前には西側に塀を持つ下屋が付属していたが、屋根の一部分が残存するのみとなっており、防火扉等の劣化を防ぐためにも復原修理が必要である。東壁には付属小屋の屋根痕・柱が残存している。

⑤新小屋 外観において、南西端にわずかながら不動沈下による構造材・屋根の撓みがみられる。壁は、本来腰壁に砂モルタル塗、壁に漆喰塗・下見板張の仕様だが欠損箇所も多く、東壁・南壁を中心に垂鉛鉄板が貼り付けられている。北側の前倉庫との間は、昭和23(1948)年の航空写真では空間であったが、その後、両建物の柱を繋いで波板垂鉛鉄板を被せ下屋を施している。1階の北壁部分は、本来の壁を外して出入りのしやすい柱のみに改造されている。1階南壁部分は、当初窓はほとんどなかったが、後年窓状に開けられ半透明の塩ビ波板で塞がれており、採光のためと思われる。2階への階段は、当初北壁に接して西寄りに造られていたが、西壁寄りに移設され、当初の跡部分は合板で塞いでいる。

建物内に電気が引き込まれているが、配線等の老朽化がみられるため、再整備が必要。

⑥前倉庫 屋根は棧瓦葺の上を波板垂鉛鉄板で覆っており、残存する棧瓦葺や部分後補のセメント瓦の全容は明らかではない。修理時の垂鉛鉄板取り外しの際に確認し当初の状況にできるだけ復すべきである。外壁は四周漆喰塗であるが、多くは垂鉛鉄板で覆われ、残存する漆喰も剥落した部分が多い。天井・内壁は、後年保温等のためプリント合板張りとしているが、当初は小屋あらわしであったと思われる、小屋組等の保存状況は良好である。

建物内に電気が引き込まれているが、配線等の老朽化がみられるため、再整備が必要。

⑦中倉庫 屋根は、燻瓦や赤津瓦等の陶器瓦が用いられているが、破損・欠損したものも多く、湿気が多い北壁付近を中心に雨漏り等により屋根が下地ごと抜けている部分が見られる。屋根・小屋組を支える柱も細く、腐朽するものも多く早急に急的な措置であれ保護措置を講ずる必要がある。東側外面を中心に横板張が見られるが、抜け落ちた部分も多い。

建物内に電気が引き込まれているが、配線等の老朽化がみられるため、再整備が必要。

⑧奥倉庫 屋根は、野地板に防水シートを挟んで波板垂鉛鉄板が打ちつけられているのみである。当初は棧瓦葺であった可能性もあるが、葺材については保存修理の際に要検討である。壁は土壁で歪み・浮きがあり、剥離・崩壊直前の部分もみられる。特に西妻壁は、細い貫が1本みられるのみで、内側に倒れこんでくることも懸念

される。

建物内に電気が引き込まれているが、配線等の老朽化がみられるため、再整備が必要。

- ⑨ 塀 屋根頂部の棟瓦が剥がれている部分も南東・南西部で広くみられ、雨水の浸透により崩壊の危険性もある。壁は黒漆喰、外側腰壁はナグリ仕上げの縦板張がよく残っているもの、剥落欠損する部分も多い。内側の腰壁は杉皮による網代張がみられるが、ずれたり欠失する部分も多い。

(2) 耐震診断

平成 28(2016) 年度実施の地質調査で、中倉庫西側のボーリング調査地点では、GL-1.00～1.55 m で N 値 1 未満の非常に軟弱な地盤が確認されている。瀬戸市の防災ガイドマップでは、液状化危険度は「低い」とされているが、敷地の東側を流れる沢筋を中心に形成された敷地の地盤は、丘陵下の谷地に砂礫・粘土層が堆積して形成された沖積地(谷底平野)であり、構造物の基礎を検討する場合、この点を考慮する必要がある。

また、平成 28・29(2016・17) 年度に実施した耐震診断等準備調査としての旧山繁商店建造物群の詳細調査結果より全建造物について、修理計画に基づいた限界耐力計算が必要とされ、検討委員会の木質構造の専門家の指摘により、構造補強の必要性が認められた。本建造物群の構造補強については、通常限界耐力計算のみならず個々の建物の構造特性に応じて耐震性を把握し、保存活用計画策定委員会委員の指導のもとに、修理・耐震補強工事設計を逐次行う必要がある。

(3) 改修計画

ア 現況調査

平成 28・29(2016・17) 年度に、耐震診断等準備調査として旧山繁商店建造物群の詳細調査が行われ、各建造物の形状・仕様・損傷・痕跡・柱の沈下傾斜等に関する図面、及び痕跡調査表、損傷調査表、復原平面図(巻末資料 1)が作成されている。

イ 建造物の形式の変遷について (第 2 表参照)

① 離れ・⑨ 塀

離れ及び塀は一体として建造及び改修・修理が行われてきたと考えられるため、ここではまとめて記載する。現況調査により、建造された明治 22(1889) 年頃の段階(巻末資料 1 建造物実測図(以下「実測図」と記載する) P3) は、1 階の北西に付属する雪隠は存在せず、玄関・奥の水回りは三和土土間であったと考えられる。2 階南西の四畳半部屋も、現状は茶室の痕跡がみられるが、当初は茶室ではなかったものと考えられる。

1 階の雪隠や 2 階の茶室の造営は当初のものではなく、おそらくは 3 度皇族・公族の来訪がなされた最初の明治 44(1911) 年梨本宮守正王来訪時になされたものと考えられる。戦後、山繁商店の従業員の宿舎として利用されたため、1 階の玄関奥に風呂・台所などの水回りが大きく改修・増設された。なお、水回りの洗面所等は仕口の古いものもあり、解体修理時に詳細な検討を要する。

塀は、全体として建造後に大きく改変された状況はみられない。南西面に1間幅の開口痕跡があり、離れの改修工事等の際に開口したものであろうか（実測図P36）。

② 事務所

昭和14(1939)年に開通した「池田通り」（現 県道定光寺山脇線）に面して、戦後間もない昭和22(1947)年に建造された事務所は、戦後の山繫商店の表玄関として事務室・応接室が当初に建てられた。背後の廊下・台所・洗面・便所については、事務所の機能拡充のために後年増築されたものとみられる。当初、壁面は漆喰塗等によるもので瓦葺建物であったが、廊下等の増築以降に屋根・南東北壁面を亜鉛鉄板で覆っている（実測図P7）。

③ 旧事務所

江戸時代以前からの山裾の本通りに面した山繫商店敷地南西には大正3(1914)年に2階建の本建造物が建造され、昭和22(1947)年に敷地東側に新たな事務所が建造されるまで事務所として機能していた（実測図P12）。当初、1階西側土間は延石の存在からその上に設けられていたであろうカウンターで待合と事務室が仕切られていたものと考えられる。また、前室北面に開口している出入口は、当初のものでなく、事務所として機能していた時期に設けられたものとみられ、西側の土間と北口とをそのまま繋ぐように1間半の土間としている。前室床面は畳敷の設えとなっているが、当初は板張であった可能性がある。1階東側の便所と内側に続く廊下は後年の増設・改修による。平成7(1995)年には、2階内装の大幅な改修工事を行い、真壁ないし窓をもっていた南壁面を塞ぎ、商品展示場としている。

④ 土蔵

主屋北西に隣接して明治36(1903)年に建造された土蔵は、道具蔵であったと思われ、当初1階室内の西側にあった棚が後に撤去されたり、1階内壁に付柱が設けられたりする小規模な改変は認められるものの、建造当初から大きな改変は行われていない（実測図P16）。

⑤ 新小屋

大正3(1914)年、旧事務所と同時期に建造された新小屋は、以降本建造物群の中でも最も長く木造2階建倉庫として機能した建造物である。土蔵造の新小屋は、当初から外観上に大きな変化はみられない。北側に前倉庫と梁材を掛け渡した下屋が設けられているが、昭和23(1948)年の航空写真には確認されず、戦後の増築である。東側には水路の形に合わせて拡張した下屋をもつが、当初のものではない可能性がある。

倉庫として使用され続ける中で、最終的には北側の壁の多くは撤去され、1階部分は前倉庫との間の渡り部分と一体化して広く使用されているが、当初は西側1間半分は土壁によって仕切られ、北側引戸のみを出入口とする蔵であったと考えられる。2階に繋がる階段は、現在の西端のものが当初ではなく、北側中央西寄りに痕跡がみられるため1階蔵の仕切りのそばに設けられていたと考えられる。1階南面の窓や明り取りの半透明ビニール板部分は、当初すべて土壁であり、開口部はなかったものと考えられる（実測図P20）。

⑥ 前倉庫

小屋組に古材を用いた前倉庫は昭和22(1947)年の登記年であるが、それ以前からのものである可能性も考えられる。新小屋とともに最終段階まで倉庫・荷造り場として使用された。当初棧瓦葺屋根であったが、東側壁等とともに亜鉛鉄板で覆われ、内部は当初小屋あらしであったものが、プリント合板張りの天井を設け、床を合板張としている（実測図P25）。

第2表 旧山繁商店 関連年表（『瀬戸市歴史的建造物実測調査報告書』より作成）

万延元年	1860	初代繁太郎 瀬戸南新谷の染付生産の名家「白雲堂」加藤周兵衛家の4男として生まれる。 瀬戸北新谷の大物磁器生産で著名な「蓬萊軒」加藤左衛門家の養嗣子となる。
明治12年	1879	主屋 建設。現存せず。
明治18年	1885	初代繁太郎 加藤左衛門家から分家独立する。
明治19～20年	1887	陶磁器卸問屋「山繁陶磁器商店」起業。
明治22年	1889	離れ 建設。
明治36年	1903	土蔵 建設。道具蔵として使用されていたか。
明治44年	1911	梨本宮守正王殿下が来訪し、宿泊。 離れの書隠・2階茶室の改修が行われたか。
大正3年	1914	旧事務所及び新小屋 建設。旧事務所はカウンターを備えた事務スペースとして使用されていた。戦後、従業員の住居としていた時期があった。新小屋は出荷前の箱詰場として使用。 ※新小屋の北側には既に前小屋有り？
大正7年	1918	東京日本橋蛸殻町に「丸寿商店」を開設。
大正8年	1919	「山繁合名会社」に組織変更。
大正10年	1921	初代繁太郎逝去。二代繁太郎、山繁合名会社を継承。
昭和2年	1927	李錦公殿下が繁太郎家に宿泊。
昭和4年	1929	二代繁太郎逝去。三代繁太郎、山繁合名会社を継承。
昭和5年	1930	閑院宮春仁王殿下が繁太郎家に来訪。
昭和14年	1939	中国上海に支店開設。
昭和14年	1939	敷地東側に直線道路「池田通り」ができる。
	1926～1945	前倉庫 建設か。陶磁器収納に使用。戦後の一時期は陶磁器の加工・完成の作業場として使われていた。
	1926～1945	中倉庫 建設か。一時期電気窯を設置し焼付を行っていた。
昭和20年	～1945	日中戦争～太平洋戦争 前倉庫・中倉庫で軍需用ネジなどを生産。 戦後上海支店を閉鎖。
昭和22年	1947	現事務所 建設。
昭和22年	1947	前倉庫 建設。 ※登記による
昭和22年	1947	中倉庫 建設。 ※登記による
昭和22年	1947	シタノコヤ 建設。現存せず。
昭和25年	1950	奥倉庫 建設。倉庫として使用。一時期上絵付を行っていた。
昭和27年	1952	敷地奥に1棟建設。現存せず。
平成7年	1995	旧事務所 改修。
平成27年	2015	国指定登録有形文化財(建造物)登録。

⑦ 中倉庫

トラス小屋組の中倉庫は、簡易な留め具により、古材も多くみられる継いだ梁材を用いており、物資の整わなかった時代の建造物であることがわかる。前倉庫同様昭和23(1948)年の航空写真でその存在を確認することができる。東側に増設された下屋には、大きな変電器が設置され、戦後電気窯を設置し上絵付け工程を行った際に増設された建物であると考えられる(実測図P29)。

⑧ 奥倉庫

波形亜鉛鉄板葺の奥倉庫は昭和23(1948)年の航空測量写真では建造が確認できず、登記された昭和25(1950)年の建造と考えられる。南西部を除く床面にみられる合板張は後補と考えられるが、小屋組等は当初のままと考えられる(実測図P33)。屋根には、野地板がみられるため当初より亜鉛鉄板葺であったかどうかは、修理部分解体時等に検討を要する。

(4) 改修方針

基本的に部分・部位の取り扱いは文化財としての価値に配慮して、第2章で定めた保護の方針に従い、かつ時代ごとに特徴的な造作を残す。その上で、耐震性能の向上と活用の内容

に配慮する。復原の時代設定は、各建造物の建造段階を主とし、場合によって顕著な歴史的改変段階も加味する。大まかな間取りは以下のとおりとする（巻末資料 1 建造物実測図、2 保護方針図、3 保存管理計画表・写真 参照）。

① 離れ・⑨ 塀

- ・離れ及び塀は明治22(1889)年の建造当初の復原平面及び痕跡調査結果を基にして、玄関・玄関奥を土間に戻し、東面の明り取りに開けられたガラス窓及び1階水廻の増築部分は建造当初の旧状に戻す。
- ・離れの明治末から昭和初期の皇族・公族逗留時に改変されたと推定される2階茶室・雪隠は歴史的・意匠的価値を有することから、その改変時の状況を保つ。
- ・塀は離れ建造と同時期に建造されたものと思われる。市道にも面しているため、耐震補強等について十分検討した上で、劣化部分の部材を取り替え当初の状況を保つ。

② 事務所

- ・当初にみられなかった屋根、及び南・東・北面に覆われている垂鉛鉄板については、撤去し旧状に戻す。事務室の後補天井は除去し漆喰塗天井に戻す。増築部分と考えられる廊下・台所・洗面・便所については、活用計画に応じて管理エリア等として使用していく。

③ 旧事務所

- ・外壁の垂鉛鉄板は除去し、窓等の開口部は残存する部分を参考に木製建具等を旧状に戻す。
- ・内部は、1階の平面形状は当初から改変された部分もみられるが、戦前に事務所として機能していた状況を保存し、2階は平成7(1995)年改変部分を除去し活用計画と照らし合わせ、できうる限り旧状に戻す。

④ 土蔵

- ・外壁に痛みが激しいため、蔵前庇屋根等を復原的に修理する。東側の付属屋根痕については調査記録を残し、撤去も含め保存修理の計画を立てる。内部に関しては、構造上の改変は行わず、活用計画と照らし合わせ必要な工事を行っていく。

⑤ 新小屋

- ・1階北壁は、耐震性向上の観点からも旧状に戻す。活用計画に応じて、階段位置や西側部屋痕跡について、倉庫として使用されていた状況を保全し活かす保存修理を行う。東側下屋の事務室は管理エリア等として活用計画に応じ改修・使用する。

⑥ 前倉庫

- ・屋根や側壁の垂鉛鉄板は除去し、旧状に戻す。天井は小屋あらわしとし、保存計画に応じて保存改修工事を行う。

⑦ 中倉庫

- ・現在の梁を継いだトラス小屋組では建造物自体を永らく支えていくことが困難であるため、小屋組の状況を観察可能な状況としながら、建造物全体の補強を行う必要がある。保存計画に応じた保存改修工事を行う。

⑧ 奥倉庫

- ・内部空間が広い本建造物の特性を活かし保存計画に応じた保存改修工事を行う。現在の部材を継いだトラス小屋組では建造物自体を支えていくことが困難であるため、小屋組の状況を観察可能な状況としながら、建造物全体の補強を行う必要がある。

第3章 環境保全計画

1 環境保全の現状と課題

(1) 現 状

旧山繁商店建造物群は、中心市街地に所在する。中心市街地は旧瀬戸村・瀬戸町域にあたり、本件はこの区域の中で、西流する瀬戸川の北側丘陵裾部に広がる北新谷の一角で、南に伸びる御亭山の尾根と深川神社の低い尾根との間の谷戸を東に望む高位段丘面に位置する。敷地の西側で、丘陵裾に続く近世以前からの街路（市道瀬戸側朝日線）に面し、東側は昭和14(1939)年に開通した「池田通り」（現在は県道定光寺山脇線）に面している。第1章3(3)ウにもあるように、近代より急速に都市化する瀬戸村・瀬戸町にあって、窯屋や陶磁器卸問屋の住宅が建ち並んだエリアにあたり、現在も旧山繁商店をはじめわずかに旧家の住宅等が残っている箇所がみられるものの、多くの敷地は分割され戦後新旧の住宅が建てられている現状である。

旧山繁商店建造物群は、平成27(2015)年2月に公有化（瀬戸市）され、あわせて敷地(2,458.03㎡)、シタノコヤ跡地(350.41㎡)も同所有となっている。

(2) 課 題

建造物群敷地の西側・北側は市道が接しており、敷地西側の出入口は明治・大正期の表口であった。南側の尾張瀬戸駅・銀座通り商店街から北上する街路が突き当たる離れ正面の景観は、石垣の上に名栗板と黒漆喰が続く塀とその背後にある2階建の離れが重厚な存在感を持っている。この景観は街路の幅員が3m程度と狭いため、塀や離れがより大きく感じられ、狭く曲がりくねった街路には、あちこちに近代和風建造物が面する趣のある歴史的景観をなしている。明治期からのこの街路は、そのような特徴を有しているが、歴史的景観保全の面からいえば、それらが保全されることが望ましいが、道路利用の便益・消防車等緊急車両の通行の点では直線的な幅員の広い道路も地域住民の中には望んでいる者がいることも事実であり、歴史的景観保全と地域住民の快適な生活との無理のない調整を図ることが求められている。

敷地北東を画する水路は、旧山繁商店と東側隣接地裏手との間に挟まれ、衆目が及ばず清掃等が行われる機会も少ないため、ゴミが溜まりやすく、夏場などはヘドロの悪臭が若干、気になる場面も見受けられる。

敷地東側は、昭和14(1939)年に開通した県道定光寺山脇線（通称「池田通り」）に接し、戦中・戦後のトラック搬入出に対応した表口となった。事務所と池田通りとの間には立ちが高く成長した生垣があるが、事務所と通りとの間がそれほど広くないことに加え、長期にわたり手入れをされていないことから、生垣は大きく成長し道路にはみ出してしまうほど繁茂している。事務所西側のシュロ等が高木化している状況とともに、如何にボリュームをコントロールしていくかが課題となる。池田通りは北西方向に愛知県陶磁器工業協同組合の陶土採掘場や水野地区に抜けていく県道であり、自家用車のみならずトラック等大型車両も頻繁に往来する。このため、池田通りでは、交通事故の危険性もはらんでおり、可能性として例えば敷地南部の空き地を中心としたエリアに駐車場を設置するのであれば、車で来た来訪者が駐車場から直接保存区域や保全区域のある敷地中心部に入場できるようになることが好ましいと考えられる。

2 環境保全の基本方針

旧山繁商店建造物群は、公有化された歴史的建造物群であり、近代の陶磁器卸問屋としての価値を維持しながら保存し、さらに中心市街地活性化の拠点施設として活用を図り、公共財として瀬戸市民内外に親しまれる施設となることが求められている。このため、歴史的建造物群としての価値を損なうことなく、活用していくための保存整備の折り合いを如何につけていくかが環境保全上の課題であり、両者の検討を常に行いながら各建造物及びその周辺的环境保全を行っていく必要がある。



旧山繁商店の外観（西より）

3 区域の区分と保全方針

現在、公有化されている旧山繁商店建造物群及びその敷地・隣接地について、区分と保全方針を定める（第7図）。

（1）保存区域

保存区域は、登録文化財9棟の立地する区域である。この区域内では建造物等の新築・増築及び土地の形質の変更は、原則として行わない。

（2）保全区域

保全区域は、9棟の建造物が立地する保存区域に隣接する区域で、歴史的な景観や環境を保全する。この区域では建造物等の新築・改築及び土地の形質の変更は、原則として当該文化財建造物の管理及び活用もしくは防災上必要な場合に限る。

敷地北西境には、離れ南及び西側を囲む板・黒漆喰塀と同様な塀が延びていたものと考えられるが、現在は鉄角柱を芯材として塩ビ波板を外面に取り付けた塀に変えられている。外縁の街路からの景観や、敷地内からの景観を良好にするためには、板塀・漆喰塀に戻さないしそれらに類した塀に変えていく方法が考えられる。

離れ北面は、かつて西側塀や北側の母屋、東側の渡り廊下で囲まれた庭空間をなしていた。現在も北面は、柱等に数寄屋風の意匠で統一され、下屋の瓦屋根も小振りで瀟洒なものを使用している。離れ北西に付属する便所も元々は下屋庇に檜皮葺屋根を用いており、現在広い中庭状空間をなしている主屋跡地には、これらの旧中庭の景観も考慮した保存活用が好ましい。

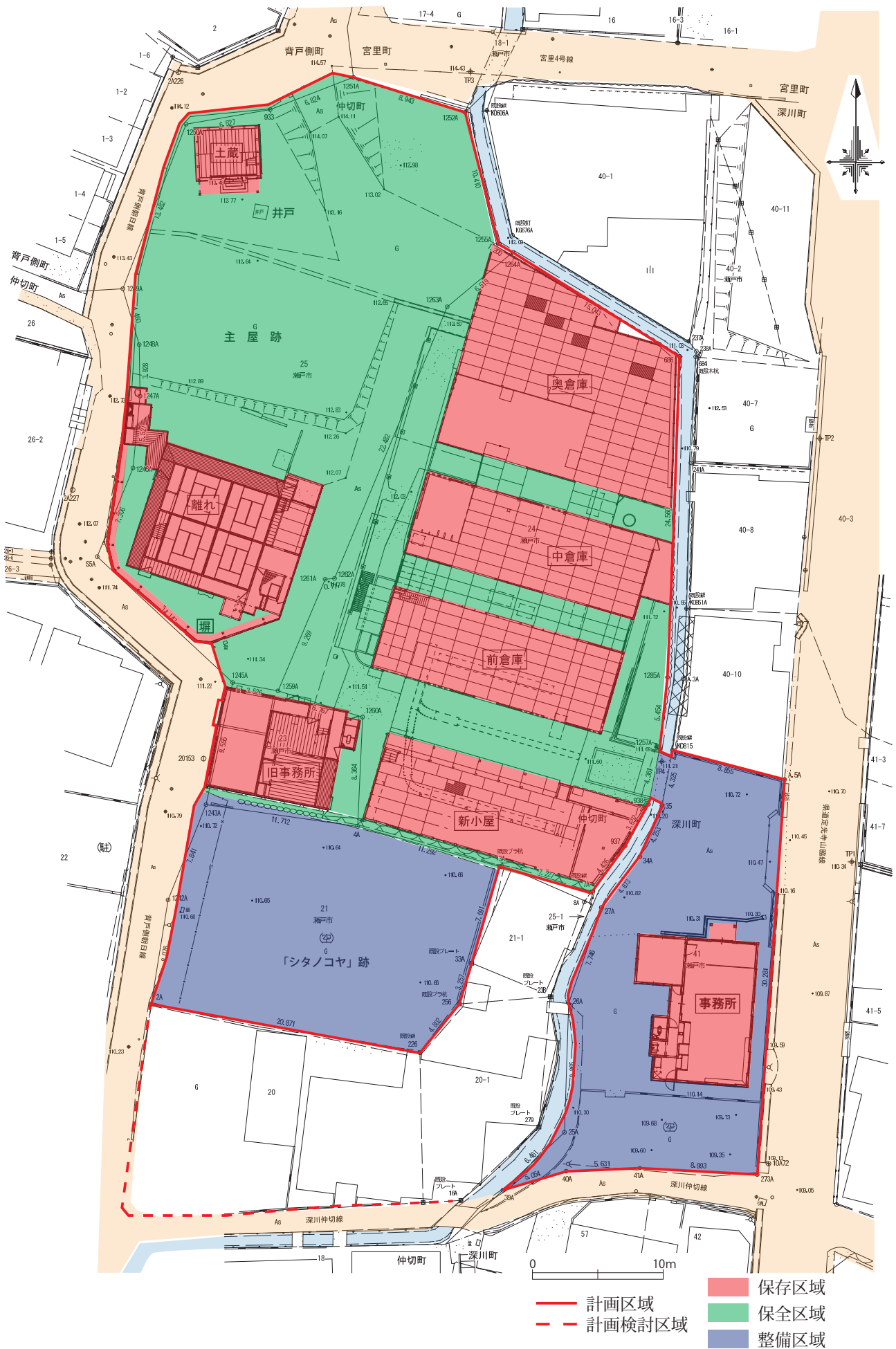
敷地中央に南北に4棟の倉庫が建ち並んでいる西側妻部には、後付の広い庇が続いている。これらは、登録文化財となっておらず、倉庫群の利活用のためには撤去も含め大幅な改修を行うことが考えられるが、隣接する各倉庫間の渡り屋根ともあわせ防火・防災上の問題を解決しながら、卸問屋の倉庫外縁の作業空間としての趣を一部にでも感じられるような配慮を必要とする。

前倉庫や事務所からは東側敷地の建物が隣接しており、両者の間には遮蔽物がなく、隣接地建物の裏手が露わである。旧山繁商店建造物群の歴史的景観を保全し、隣地住民のプライバシー保護をなすためには、景観に配慮した塀を設置する必要がある。

（3）整備区域

旧山繁商店建造物群の活用のために必要な施設の整備を行うことのできる、旧事務所・新小屋・事務所の南側隣接地を整備区域とした。活用のための施設として駐車場等を整備することを検討する。駐車場としての来訪者の利便性を確保するとともに、火災等の罹災時の緊急車両の入場・活動を可能とするためには、できるだけ広い敷地を確保し一体として整備することが望まれる。

新小屋と事務所の間には下水路が北から南に向かって伸びており、側壁の一部に窯垣である部分も残されている。この水路敷は、池田通りから高い位置に存しており、駐車場整備との十分な調整が必要と考えられる。



第7図 旧山繁商店保存管理区域図 (S=1/400)

4 環境整備計画

(1) 活用に向けた環境整備が必要な事項

ア 衛生設備及び排水路の整備

現状では、敷地内に2か所の水洗トイレ(合併浄化槽)及び3か所の水道施設があるが、部分的にひび割れが入っていたりして将来にわたり、そのままでは利用していくことが困難な状態であるため、比較的新しい設備で利用できるものは積極的に利用するが、老朽化しているものは利便性向上のため活用計画にあわせて撤去・取替・新設する。

また、敷地内での雨水・湧水、合併浄化槽や水道利用時の排水を処理する敷地内の排水路は経年劣化し、新小屋南側はビニールパイプがむき出しとなっており景観上も好ましくない。このため、駐車場整備時にあわせて排水管の地中埋設等を行い、機能の保全を図る。

イ 駐車スペースの確保

駐車スペースが、事務所北側や南側シタノコヤ跡部分の合計10台程度の駐車スペースのみである。今後、来訪者の動向予測によって駐車場の要不要を検討する必要がある、将来的に更なる駐車スペースが必要となった場合、その確保が必要不可欠である。例えば、計画区域の南側隣接地(第7図の「計画検討区域」)を用地取得し、「シタノコヤ」跡のスペースとともに駐車場とし、県道定光寺山脇線(池田通り)からの自動車の乗り入れを可能とすることができれば、20台以上の駐車スペースの拡大がなされ、狭い西側市道からの出入を避けて車両の出入りがスムーズとなる。この駐車スペースについては、災害時の大型緊急車両の乗り入れや地域の災害避難場所等に活用することができる。

ウ 案内板の設置

現状では旧山繁商店及び建造物群に関する案内板の設置はない。東側の県道定光寺山脇線(池田通り)からの自動車等による入場や、西側の市道背戸側朝日線からの歩行者等の来訪者への誘導標識とあわせて案内板を設置することが求められる。案内板の設置に際しては、敷地内及び周囲の歴史的景観を損なわないような配慮が必要となる。

エ 主屋跡地の活用

主屋跡地には約200㎡の広場空間が存する。屋外イベントを実施することが可能な空間として、隣接する離れ北面の意匠を活かすなど周囲の景観保全に配慮しながら保存活用の方法を検討すべきである。

(2) 維持の上で必要な事項

ア 周辺樹木の管理

事務所西側に植えられた高木群や事務所東側の元生垣の植木等は、倒木や道路敷へ越境してしまう将来的なリスクを考慮し、大幅に整備する必要がある。整備後は、新たな植栽を考慮しつつ市街地内の貴重な憩いの場として、建造物群の保存に悪影響を及ぼさない範囲でコントロールしていくことが求められる。

イ 保存管理区域東側水路に求められる維持管理

奥倉庫から新小屋にかけてそれらの東側に隣接する水路は、瀬戸市用地であり維持管理も瀬戸市が行っている。旧山繁商店の居心地の良い快適な環境を形成するためには、管理区域内を清浄に保つことのみならず、この隣接する水路について、雨水・生活排水等が滞水するなどして異臭を放つことがないように適切に維持管理されることが必要である。

5 建造物の区分と保護の方針

旧山繁商店建造物群及びその周辺の建造物について、以下のように区分し保護の方針を定める（第8図）。

（1）保存建造物

登録文化財9棟を対象とする。保護の方針は、本計画第2章に詳述する。

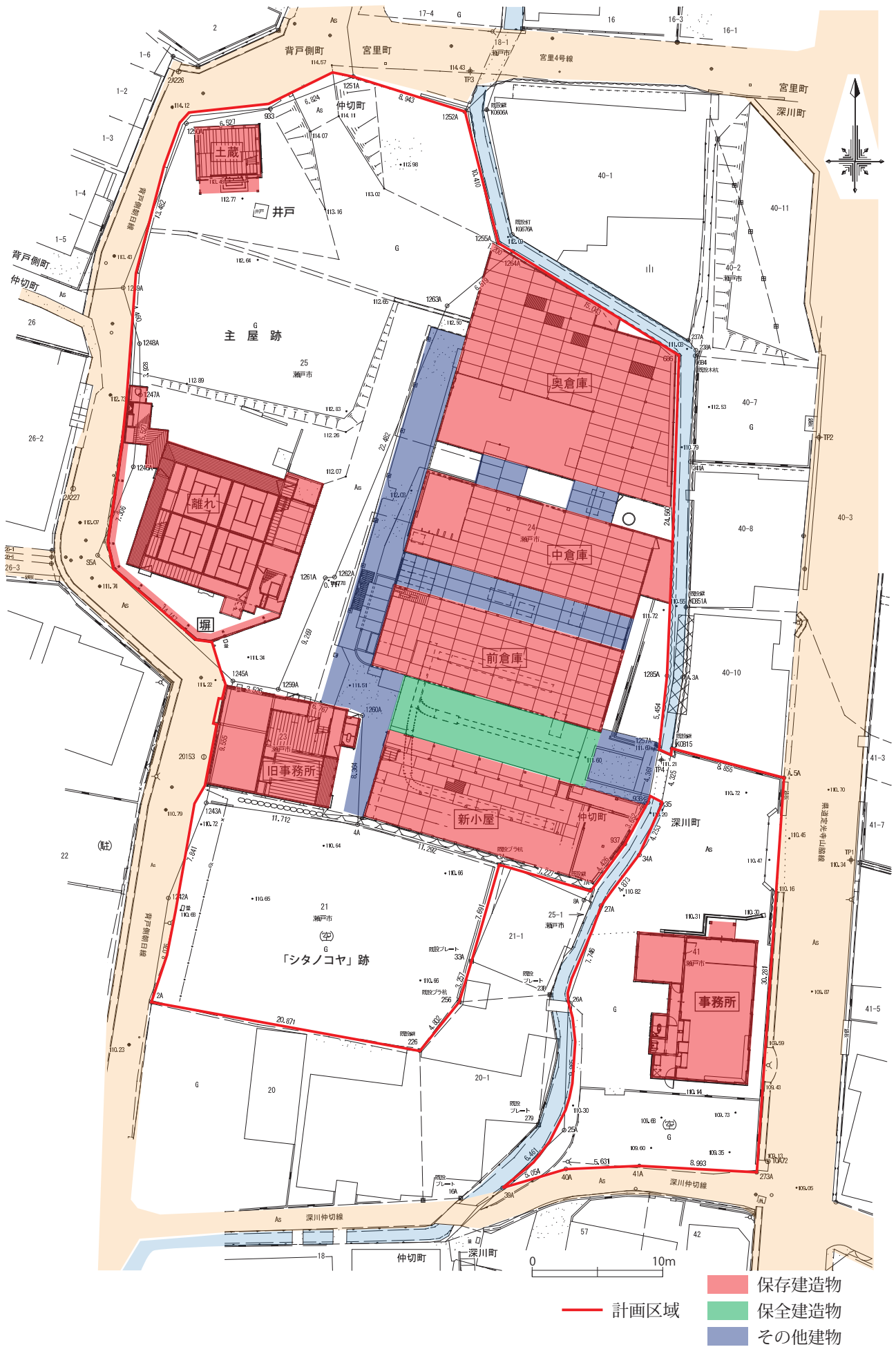
（2）保全建造物

文化財建造物である新小屋と前倉庫との間に架けられた屋根は、保全建造物と一連で保全を図ることが望ましい建造物である。防火・防災の観点から、保存建造物と接したり組み合ったりしている部分の切り離し等も含め、大幅な仕様の変更も必要である。しかしながら、倉庫群の間を連携して倉庫を補完する作業空間を持っていた歴史的経緯や、広い各倉庫を利活用する上でそれらの空間を連携するべき機能的役割を考慮した設計・施工が必要となる。

（3）その他建造物

敷地北西境には、離れ南及び西側を囲む板・黒漆喰塀と同様な塀が伸びていたものと考えられるが、現在は鉄角柱を芯材として塩ビ波板を外面に取り付けた塀に変えられている。外縁の街路からの景観や、敷地内からの景観を良好にするためには、板塀・漆喰塀に戻すかそれらに調和的な塀に修景していく。

前倉庫・中倉庫・奥倉庫の西側妻を繋ぐ屋根、前倉庫と中倉庫の間の屋根、中倉庫と奥倉庫の間の屋根、旧事務所と新小屋の屋根は垂木に塩ビ波板を取り付けたのみの簡易な屋根である。これらの屋根は、塩ビ波板では長期の耐久性も弱く、（2）の保全建造物の屋根同様、保存建造物との組み合った部分の切り離しも含め、周囲の景観を損ねることなく、保存活用する上で耐久性のある安全な仕様で付け替えるか、あるいは撤去する必要がある。



第8図 旧山繁商店の建造物の区分と保護方針図 (S=1/400)

6 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題と対策

ア 瀬戸市中心市街地における治山・治水計画

旧山繁商店建造物群の敷地から約200m南側に瀬戸川が流れ、その支流である印所川は東側約200mの位置にあり、敷地の立地は瀬戸川を南に望む丘陵下の小高い平坦地にある。平成28(2016)年11月に改正された瀬戸市地域防災計画及び防災地区カルテでは、山地災害危険地区や土砂災害危険地区に指定された箇所には該当していない。

イ 洪水・土砂災害等のおそれ

旧山繁商店建造物群は、中心市街地の北側丘陵裾部の高位段丘上にほとんど立地するため、洪水等の発生による被害を被る可能性は低い。しかし、東側深川町に位置する事務所及び東出入口付近は、旧水田域を埋め立てているため、北側斜面における上方からの洪水が起こった場合、洪水の被害を被る可能性は否定できない。また、敷地の仲切町域の東縁に北から南へ続く水路があり、大雨や台風時に水路の水がせき止められないよう注意するとともに、定期的に清掃を行う。

ウ 危険木等の有無

旧山繁商店建造物群に隣接する範囲での高木等については、事務所の西側に植えられたシュロ等が繁茂し、離れの南と西に樹木が植えられている。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

保存修理工事・耐震補強工事に際しては、以下に留意して設計を行う。

ア 保存建造物の管理

保存建造物である9棟について、平成30(2018)年度以降に保存修理・耐震補強工事関連の基本設計等を検討する中で、防災対策について実施し、その内容については第4章に記載する。

イ 保全建造物の管理

保存建造物に付随する施設についても消防用設備等・防犯設備について検討する。

ウ 周辺樹木の管理

事務所の西側のシュロ等については、隣接する事務所・新小屋よりもかなり高く、樹幹も太く生育しており、密生している。枯死等の兆候はみられないものの、今後の管理上の問題や景観・防犯上の問題を考えた場合、適切なボリュームにコントロールする必要がある。

離れ南側の庭空間にカエデ等が植えられているが、これについては枯死等を防ぎ景観上も適切な管理を行えば現状のままで問題はない。離れ西側の樹木については、離れと同程度の高木となっており、樹勢は旺盛で枯死等の兆候はないが、根の伸長による建造物基礎等の危険性を考慮し、伐採等も含めて検討する必要がある。

第4章 防災計画

旧山繁商店建造物群の防災計画については、瀬戸市防災会議により策定された瀬戸市地域防災計画（昭和38年策定、平成26年全面修正）にのっとり、災害予防計画としてその文化財保護対策にあるように、防災関係状況等の文化財保存状況の把握に努め、必要な消防・防災設備の設置を推進するとともに管理者の定期的な点検の実施などの対策が求められている。

1 防火防犯計画

(1) 火災時の安全性に係る課題

ア 当該文化財の燃焼特性

9棟からなる旧山繁商店建造物群について、規模、構造等の特に留意すべき特性について記す。火気の使用は、今後計画される活用の基本設計により詳細を決定する。常時火気を使用する可能性のあるものは、事務所・新小屋・前倉庫・中倉庫・奥倉庫であり、離れ・土蔵については、行事等開催時のみ小規模な火気器具等を用いる可能性がある。他では火気は使用しない。

離れは、木造2階建、棧瓦葺屋根の建造物であり、屋根や漆喰壁を除き燃えやすい素材で構成されている。また、2階茶室では風炉を利用した炭火等による湯沸かしなどに際して、建造物内部での火気管理には注意が必要である。

事務所は、木造平屋建、棧瓦葺屋根の建造物であり、屋根や漆喰壁を除き燃えやすい素材で構成されている。事務所南西部の旧台所部分では、管理用及び公開行事等に関連し煮炊を行う必要が生じた場合、IH器具等の火気を用いない方法により対応するべきである。

旧事務所は、木造2階建、棧瓦葺の建造物であり、屋根を除き燃えやすい素材で構成されている。室内では火気は使用しない。

土蔵は、土蔵造2階建、棧瓦葺屋根の建造物であり、外面は燃えにくい素材で構成されている。将来的に、公開行事等の一時的な活用方法として、室内で飲食等を行う行事も行われることも考えられるが、その場合は室内への配電設備等を利用し、火気を遠ざける利用を行う必要がある。

新小屋は、木造2階建、棧瓦葺屋根の建造物であり、外壁板壁部分を除き燃えにくい土蔵造である。

前倉庫・中倉庫は、ともに木造平屋建、棧瓦葺屋根の建造物であり、屋根を除き燃えやすい素材で構成されている。

奥倉庫は、木造平屋建、棧瓦葺屋根の建造物であり、屋根を除き燃えやすい素材で構成されている。

塀は、木造、棧瓦葺屋根の建造物であり、屋根を除き燃えやすい素材で構成されている。

イ 延焼の危険性

旧山繁商店建造物群は、離れ・塀、旧事務所・新小屋・前倉庫・中倉庫・奥倉庫がそれぞれ隣接し、土蔵、事務所が独立して建てられており、これらはすべて木造の建造物である。

前倉庫・中倉庫・奥倉庫に隣接して東側には1.5mの水路を挟んで3棟の民家があるため、これら3つの倉庫の軒裏及び外壁等の延焼の恐れのある部分については、景観上の配慮を行いながら、延焼防止に努める必要がある。その他、法的基準等により、延焼の恐れのある部

分に対する防火措置が求められる場合にも、同様に景観上の配慮を行いながら延焼防止に努める。

ウ 防火管理と利用状況による課題

旧山繁商店建造物群は、市道に面する部分やシタノコヤ跡の開放空間に面する部分など、一部、放火等を受ける危険性もはらんでいる。夜間及び管理者が退出している場合の防火・防犯管理は、外部の警備会社へ委託し実施する。所轄消防署からは、消防本部から約 2.3km、東分署からは約 2.0km の位置にあり、通報から消防隊の到着まで時間を要するため、火災の早期発見と有効な初期消火活動が肝要である。

活用計画内において、公開期間は複数の人々の利用を計画しているため、以下に示す防火管理計画により消防の基本方針を示す。詳細な活用方法が決定し次第消防計画を策定し、それに沿った火災の予防と早期発見及び初期消火の徹底、火気の使用箇所の限定が必要である。

平成 30 年度以降に作成する各建造物等の改修整備工事設計の中で、自動火災報知設備等の消防用設備等の設置を計画する。また、公開時以降には修理改修後の新たな管理体制に合った警備装置に改修し、警備システムを配備する。

また、常時管理人には、消防計画に基づく消火・避難及び通報の訓練が必要である。

(2) 防火管理計画

ア 防火管理者の氏名及び住所

【名称】 愛知県瀬戸市

【担当部局】 愛知県瀬戸市交流活力部 文化課

【住所】 〒489-0884 愛知県瀬戸市西茨町 113 番地の 3

【電話番号】 0561-84-1093

イ 防火管理区域の設定（第 9 図）

公有化された旧山繁商店敷地内とする。

ウ 防火環境の把握

公有化された旧山繁商店敷地内とする。

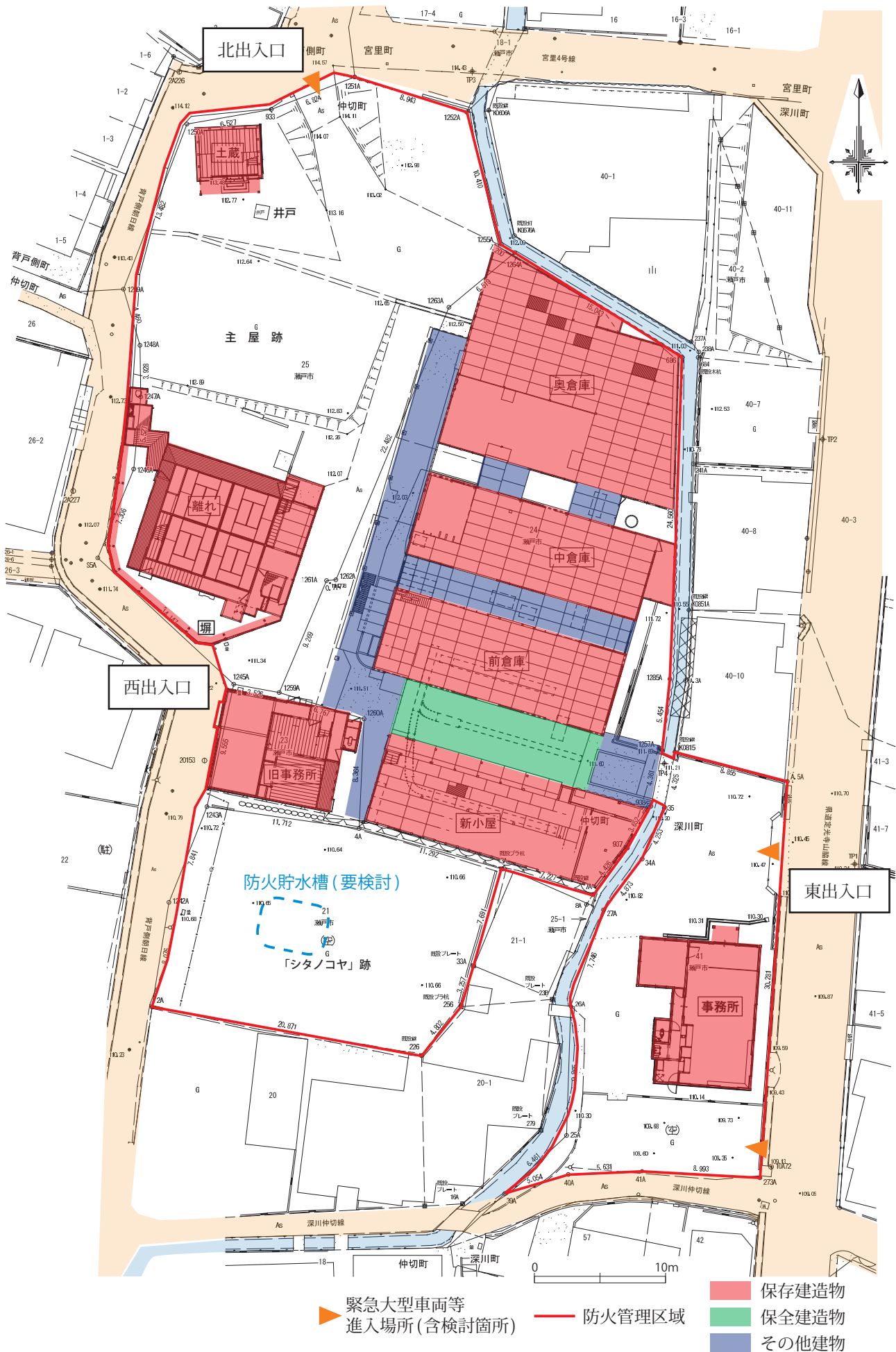
防火区域の南側に面した市道深川仲切線の北端ライン以南及び 20 m までが準防火地域に指定されており、防火管理区域内では事務所のみがその対象となる（第 9 図）。

エ 予防措置

① 火気などの管理

管理人及び来訪者に対して火気使用範囲を限定し、明示する。実施設計図により限定された指定地以外は全面禁煙とする。

通常管理における下記の使用に対しての管理及び後始末を厳重にし、火災を未然に防ぐ。



第9図 旧山繁商店の防火区域・防火対象建造物 (S=1/400)

②可燃物の管理

敷地内の清掃における可燃物の除去及び整理整頓を徹底する。
日常管理に使う燃料等の保管場所の限定をする。

③警 備

公開期間及び公開時間内においては、特に火気管理を厳重にする。夜間に関しては、周辺に可燃物を放置しないことを徹底し、室内は施錠と機械警備システムにより管理する。

④安全対策

(ア) 排煙 管理人及び来訪者に対して建造物内での火気使用範囲を限定し、実施設計図により明示する。敷地内の限定された指定地以外は全面禁煙とする。

(イ) 避難 各建造物における緊急時の避難口は、下記に記す。

離れは、玄関土間からの北側出入口1か所であるが、小規模な木造建造物であり、北側廊下の開口部からの避難も可能である。南側廊下の開口部からは、塀に囲まれた小規模な庭に出た後、塀の一部に設置された非常口を通過して外部に避難できる。

事務所は、玄関土間からの北側出入口、南西側勝手口の2か所であるが、小規模な木造建造物であり、事務室東・南・北面、応接室北・西面から窓を開けて非難することも可能である。

旧事務所は、事務所の西側及び北側出入口の2か所であり、2階から階段を降りて北側に直接避難する出入口が1か所ある。小規模な木造建造物であり、東側廊下の開口部からの避難も可能である。

土蔵は、南側出入口1か所のみである。

新小屋は、基本設計で設けられる北側各出入口である。また、南壁西端に設置された非常口1か所を通過して南側シタノコヤ跡の開放空間に避難できる。

前倉庫は、北面出入口2か所、南面出入口2か所である。小規模な木造建造物であり、東面・西面から窓を開けて非難することも可能である。

中倉庫は、西面出入口1か所、北面出入口2か所、南面出入口2か所である。

奥倉庫は、西面出入口1か所、南面出入口2か所である。西面・南面・東面・北面から窓を開けて非難することも可能であるが、北面・東面は窓を出た後水路底まで高低差があり、安全に避難できる方法を検討する。

オ 消火体制

火災の通報及び初期消火は、開館中は管理人により、閉館時には近隣住民、地元消防団などの協力及び警備会社による。

消防訓練は、所有者及び管理人による訓練を毎年2回以上実施する。また、地元消防団等と連携した訓練を年1回以上実施することが望ましい。

消防車等大型車両の場内進入口は、現状北出入口及び東出入口である。第7図に示すように事務所南側用地を確保し駐車場及び進入路を設置することができれば、事務所南側から大型車両の場内南側への進入が可能となる。

(3) 防犯計画

ア 事故歴

き損・放火に係る事故歴はなし。

イ 事故防止のための措置及び今後の対処方法

計画策定時現在、管理人は常駐していないが、建造物に施錠し、可燃物を立ち入り可能な範囲やその周辺に置かないよう留意している。

公開後は、公開期間及び公開時間内においては、管理人による巡回の実施を行う（案内等を通し、来訪者と会話することにより人物把握を行う）。夜間または閉館期間中については、施錠による管理で対応する。あわせて機械警備により随時監視する。

(4) 消防用設備等計画

ア 消防用設備等設置の必要性

消防法で設置が義務付けられている消火器、自動火災報知設備、誘導灯等の設置に留まらず、防火水槽や必要と思われる設備を設けることを検討する。夜間は機械警備について必要となる新たな機器・警備システムを配し、警備会社と契約を行う。

イ 保守管理計画

防火管理者を選任し、防火設備の維持管理について、自動火災報知設備については消防法に定められた点検を、また消火設備についてはこれに準じて点検を実施する。あわせて管理委託契約に防火設備日常点検を設定し、機器の目視点検等を実施し、設備の維持・構造・不良事項などを的確に把握するとともに、使用予定者（管理者・管理委託先）の共通理解の徹底を図ることにより、設備の機能が最良の状態での維持管理ができるように努力する。

2 耐震対策

(1) 耐震診断

29 ページに記載したように、9 棟からなる旧山繁商店建造物群については、各建造物ごとに構造補強の必要性が認められるため、修理計画に基づいた耐震診断を行い、その診断によって必要とされる耐震補強をともなった改修整備工事を行う。また、耐震補強方法については、既存建造物の文化財的価値を損なわない方法を検討する。

(2) 地震発生時の対処方針

地震発生後に関係者がとるべき行動としては、以下の内容について所有者及び管理者が行動できるように周知の徹底を図る。

- ア 施設利用者の避難誘導
- イ 火災防止のための措置（旧事務所等での火気使用禁止）
- ウ 当該文化財関係者への連絡
- エ 倒壊の危険性のある場合は、建造物周辺への立ち入りを制限
- オ 傾斜した柱や落下の恐れのある梁等には支柱、屋根のき損には養生シート等で応急処置を実施
- カ 倒壊した場合は、建造物の部材を確保

3 耐風対策

(1) 被害の想定

ア 被害の想定

今後の改修整備工事により、文化財建造物として公開活用するための良好な状態へ改修する。

台風等の強風時には、屋根の飛散、建具のき損等の被害が予想される。なかでも、前倉庫・中倉庫・奥倉庫については、屋根・壁・柱が比較的軽量であり、かつ建築面積が広いため、台風時の風圧力・吹上げによる屋根飛散さらには建物倒壊の危険性がある。

イ 今後の対処方針

前述の前倉庫・中倉庫・奥倉庫の3棟の建造物に関しては、強風時の安全性を構造的に確保すべく、現状確認を行った上でその対策をとる必要がある。

強風下での屋根の飛散を防止するためには、屋根を健全に維持する必要がある。そのため、日常的な点検と破損を発見した場合には、適切に修繕工事を実施する。敷地周辺は住宅が集中し、強風が全面吹き込む可能性は低いものの、土蔵東側で北側に北上する道路に面した部分からは一部強風が集中する。このため、この部分については、飛散する恐れのある部材を用いないなどの耐風対策を検討する必要がある。また、倒木・落枝等により文化財建造物及び近隣住宅に被害を生じないよう敷地内の樹木について樹勢に注意して管理し、必要に応じて樹種の変更等を検討する。台風による暴風警報などが発令され、災害の発生が予想される気象条件下では、通常の公開・利用を中止し、必要な対策を行う。建具等がき損した場合は、部材の確保に努めるとともに被害が拡大しないよう、応急措置を早急にとる。

4 その他の災害対策

(1) 予想される災害

雷害による被害歴はない。また、東側の水路に示されるようにやや勾配のある谷状地形となっているが、出水、土砂崩れ等の水害による被害歴はない。

しかし、近年の記録的短時間豪雨が各地で報告されている状況を鑑み、倉庫群東側を流れる水路に突発的に雨水が集中し、あふれ出た土砂が、下手の事務所に影響を与える状況も懸念される。

(2) 今後の対処方針

現在、避雷設備は設置していないが、防火施設の設置により、落雷または誘導雷による設備被害が発生する危険性はあるため、今後の経過に注意していく必要がある。

水路からの出水に関しても、今後の経過に注意していく必要がある。

第5章 活用計画

1 公開活用その他活用の基本方針

公有の施設として、大型で意匠を凝らした離れ及び土蔵・塀と大正・昭和期の各事務所、4棟の新旧の倉庫群等からなる歴史的建造物群の価値を有する施設として保存を図る。

本計画の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 明治期以降の瀬戸の陶磁器の流通を物語る貴重な文化財建造物として保護を図り、将来にわたりその価値を維持するとともに、近代を中心とする瀬戸の歴史や周囲の文化財・文化遺産を後世に伝える機能を有する施設とする。
- ② 瀬戸市の中心市街地において、街路整備された『陶の路』の「小狭間坂」及び「炎護路」の中間に位置する特性を考慮し、来訪者の観光・交流を推進する拠点施設として、既存施設との連携を図り、活用を推進する。
- ③ 地域住民をはじめとする多世代の市民が集い、能動的活動の行える居場所として活用を図る中で、施設周辺を含めた地域活性化を推進し、市民定住を促進する。

基本方針は以上とするが、利用者の提案等により施設の公開後も具体的な活用方法については順次見直すこととし、市民による活用案等の発案に対し、今後とも傾聴していき、市民ニーズに基づく多様な活用を柔軟に実現していくものとする。

なお、活用していくにあたって、必要な改修整備を行うが、文化財的価値の損失がないように配慮し、文化財としての魅力を引き出す手法を採るよう配慮する。

2 公開活用計画

旧山繁商店建造物群の公開活用計画については、平成28年度の市民参加ワークショップや平成29年度の意見交換会の市民意見（巻末資料4・5）を考慮に入れながら、建造年代や構造の様々な建造物の特性によりいくつかの区分ゾーンに分け、敷地全体及び外構・周辺地の公開活用の基本方針を示していく。

（1）旧山繁商店建造物群の公開活用

9棟の建造物及びその敷地について、公開活用の基本方針に基づき以下のとおり公開する。

巻末資料4にあるように、建造物詳細調査終了前の市民の旧「山繁商店」建造物群に対する市民意見・印象としては、明治・大正・昭和各時代の「瀬戸の繁栄」を示すものであり、尾張瀬戸駅・銀座通り商店街に近接した立地や広い敷地を活かした「人が集う」、「人と人・空間と空間」を「繋ぐ」場としての機能が求められている。文化財としての展示見学のみならず、観光をはじめとする瀬戸の案内処、瀬戸焼の器を用いた飲食店、陶磁器・ガラス等のものづくりギャラリー・販売・体験施設、音楽・パフォーマンス・せともの祭等でのイベント会場、あるいは地域の集会場、宿泊施設、図書館、育児・介護施設等の多様な意見が寄せられている。また、少子高齢化社会の進行にともない、公共施設の集約化を検討する中で、旧山繁商店建造物群は貴重な文化財であるとともに市民にとって地域活性化のための必要な機能を有する施設であることも同時に求められる。

これらの活用案については、前節に示された「公開活用その他活用の基本方針」①～③の各項に沿ってまとめられ、以下に、今後の基本設計等による具体的な検討を行う上で必要な公開活用の機能を示す。

① 近代瀬戸の陶磁器流通を語る文化財としての公開

離れ・事務所・旧事務所・土蔵・新小屋・前倉庫・中倉庫・奥倉庫・塀については、原則公開範囲とする。内部については、旧山繁商店建造物群の歴史と使われ方についての理解を深めるための必要な解説展示を行い、あわせて適所に使用されていた道具類や出荷物等を展示するが、その展示は建造物の公開・活用の詳細な実施計画とスムーズに折り合うよう、調整が必要である。

各建造物を公開活用していく中では、当該建造物群と近代を中心とした瀬戸・瀬戸焼の歴史についての理解を深められるようにする。例えば、市民ボランティア等によるガイドツアーなど対話を通じた事業展開を行い、ソフト面での取り組みが考えられる。



旧山繁商店のガイドツアー

② 瀬戸市中心市街地としての立地を活かした観光・交流を推進する拠点施設としての活用

旧山繁商店建造物群の所在する北新谷地区は、細い街路が入り組んでおり、近代の木造町家も多くみられ、歴史的景観を部分的にでも残している「瀬戸らしさ」を感じることができる地区である。歩きや自転車でゆっくり町並み散策を楽しみ、その途中に立ち寄って見学や休憩することのできる旧山繁商店建造物群は、「まちあるき」の立ち寄り拠点でもあるとともに、町並み景観を構成する貴重な存在である。現在、散策路として計画整備中の『陶の路』

小狭間坂・炎護路の中間地点に位置する（第10図）ことから、今後、他の歴史的建造物等と連携したインフォメーションセンターとしての役割も求められる。また、尾張瀬戸駅から徒歩圏にあることは、車を所有していない人や公共交通機関を利用して訪れる観光客などにとって便利であることから、観光・交流の拠点として利用者の層を拡げる強みを持つ。

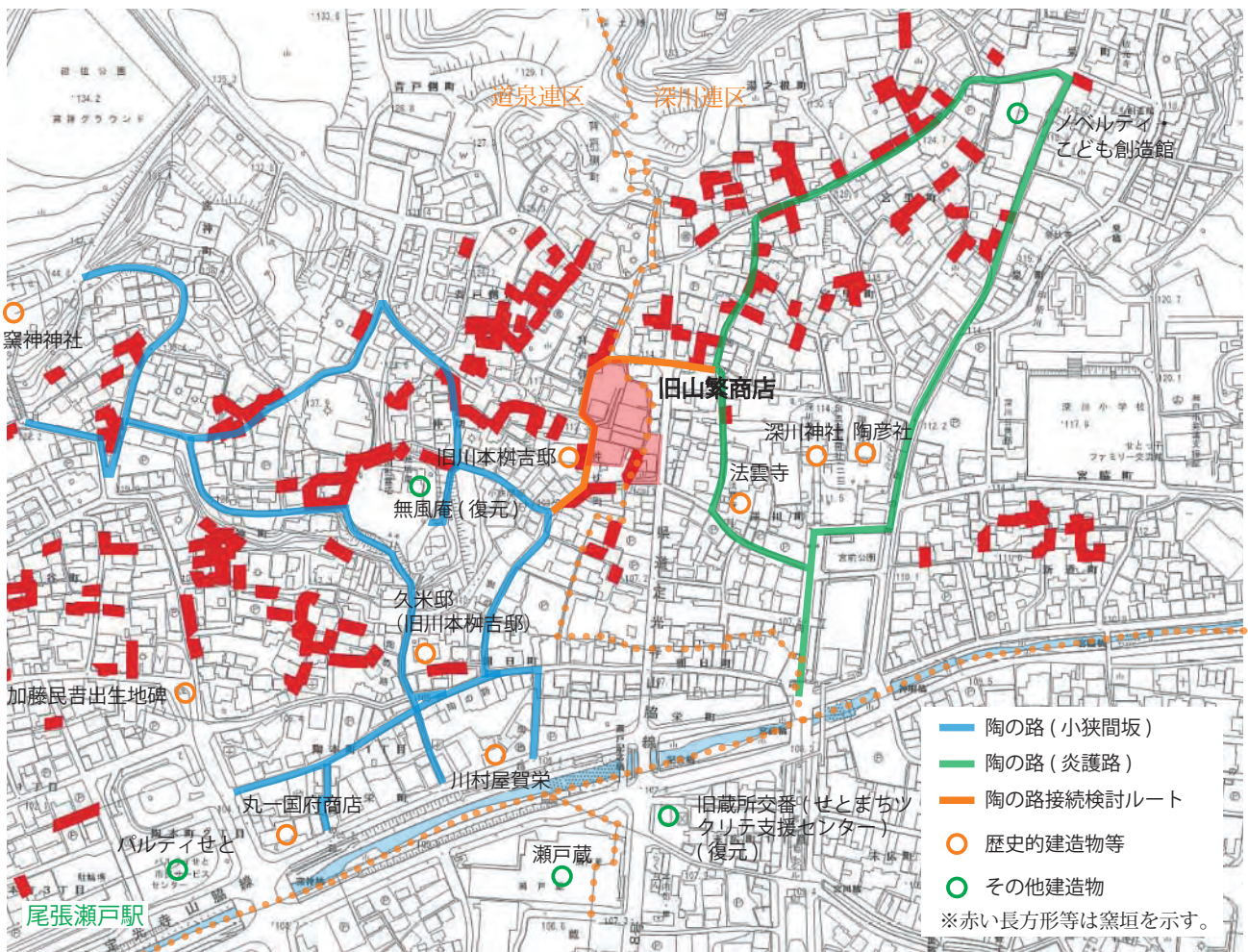
かつての卸問屋であったという歴史性ある場で、今に暮らす瀬戸の人々が生き生きと活動したり利用したりする姿は、歴史の延長上にある今の瀬戸をさらに魅力的に映すことに繋がり、その魅力によって旧山繁商店建造物群の存在及び価値をより広く発信し、瀬戸市内外の人々の交流拠点として大切に保存活用されていくことが期待される。



土蔵の北に面する窯垣のみられる街路

③ 多世代市民の居場所として活用し、地域活性化を推進し、市民定住を促進する場としての展開

旧山繁商店の所在する北新谷地区は、瀬戸市の中でも近代以降の中心市街地であり、地域住民は高齢化を迎えているものの地域コミュニティも代々培われてきている。新たにこの地区の魅力にひかれて活動している人々を加えた、地域住民による新たなまちづくりが求められている中で、旧山繁商店建造物群は、まちづくり活動や市民同士の日常的な交流の場として拠り所となる可能性を持つ。先に示した市民による活用の具体案の検討によって刻々移り



第10図 旧山繁商店及び周辺の文化財・文化資源 (S=1/6,000)
(第3図に加筆)

変わる市民ニーズに対応し、その検討を通じて担い手が市民あるいは民間事業者の中から見いだされることが期待され、さらには北新谷地区の地域活性化に繋げたい。

また、居心地の良い居場所とすることで、観光・交流の場であることもあいまって、老若様々な世代にとって身近で魅力的な場となり、新たな市民の定住促進に繋がるものと期待される。特に、子育て世代にとって暮らしを豊かにする場となれば、ここに関わり育つ子どもたちにとって、旧山繁商店が地元への誇りや愛着を醸成する一部となって、大きくなっても住み続けるまたは戻ってくることに繋がり、長期的視点からも市民定住が促進されるものと考えられる。

(2) 計画条件の整理

ア 都市計画法

旧山繁商店建造物群及びその周辺の建造物は、市街化区域内にあり、用途地域はその多くが準工業地域、事務所部分が商業地域となっており、建築用途の制限がある。

防火地域としては、現事務所が準防火地域にあり、その他の建造物は建築基準法第22条区域にある。

景観計画区域としては、せとまちエントランスゾーン及びせと・やきもの文化景観ゾーンの範囲内にあり、各ゾーンの景観形成基準を遵守する。

イ 建築基準法

活用方法は、各棟の文化財基準に合った改修及び整備の範囲とすることを前提とするが、9棟すべての建造物が、建築基準法が制定された昭和25(1950)年以前に建てられた既存不適格建造物であるため、かつての使われ方と異なる用途で活用する(用途変更をする)場合には、文化財の保存基準に合わない改修を施す必要のある部分が出てくる。

離れ・土蔵・旧事務所・現事務所は、用途変更をする場合には、その用途によって、建築基準と保存基準が合わない部分が生じる可能性が高く、文化財保護の観点から景観を大きく改変する改修を避け、用途変更をとまなわない公開活用の方法を検討する必要がある。新小屋・前倉庫・中倉庫・奥倉庫については、不特定多数が利用する場所として、従来とは異なった使い方をすることを想定し、用途変更を行う方向で検討する。

防火基準について遡及適用となる部分については、軒裏や外壁等の延焼の恐れのある部分について防火構造とする。

保存建造物9棟及びこれらに付属するそれ以外の建造物は、各棟がそれぞれの機能や役割をもちながら、互いに関係性をもち連携する1つの拠点を形成するものとする。

ウ 消防法

建築用途を変更する場合には、必要となる消防用設備等の設置基準及び避難管理に関する基準等をはじめとする消防法に基づいた基準を遵守した設備の設置及び整備を行う。

また、旧市街地においては貴重な広い敷地をもった拠点施設として、消防法の適用内にとどまらず、防火水槽の設置や避難場所等、地域防災の拠点としての役割を持たせることも十分に考慮する必要がある。

エ 文化財保護法

国登録文化財（建造物）として、文化財保護法の適用を受ける。文化的価値の高い建造物であるため、改修にあたっては文化財的価値を損ねることのないよう配慮する。手続等の詳細は、第6章に記載する。

オ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例（愛知県）

不特定多数の人が利用する建造物については、高齢の方や障害のある方等が円滑に利用できるようにするための整備基準に従い、建築計画を行う。保存建造物のうち、その整備基準に合わせた改修をすることで文化財的価値を損なう部分については、愛知県と緩和に関する協議を行うことも検討する。

（3）建造物の公開活用

9棟の建造物の公開範囲は、第3表・第11図のように建造物の特性・現状から判断した（A）～（D）の4つの区分に分け、それぞれの性格付けを行う。

（4）外構及び周辺地の公開活用

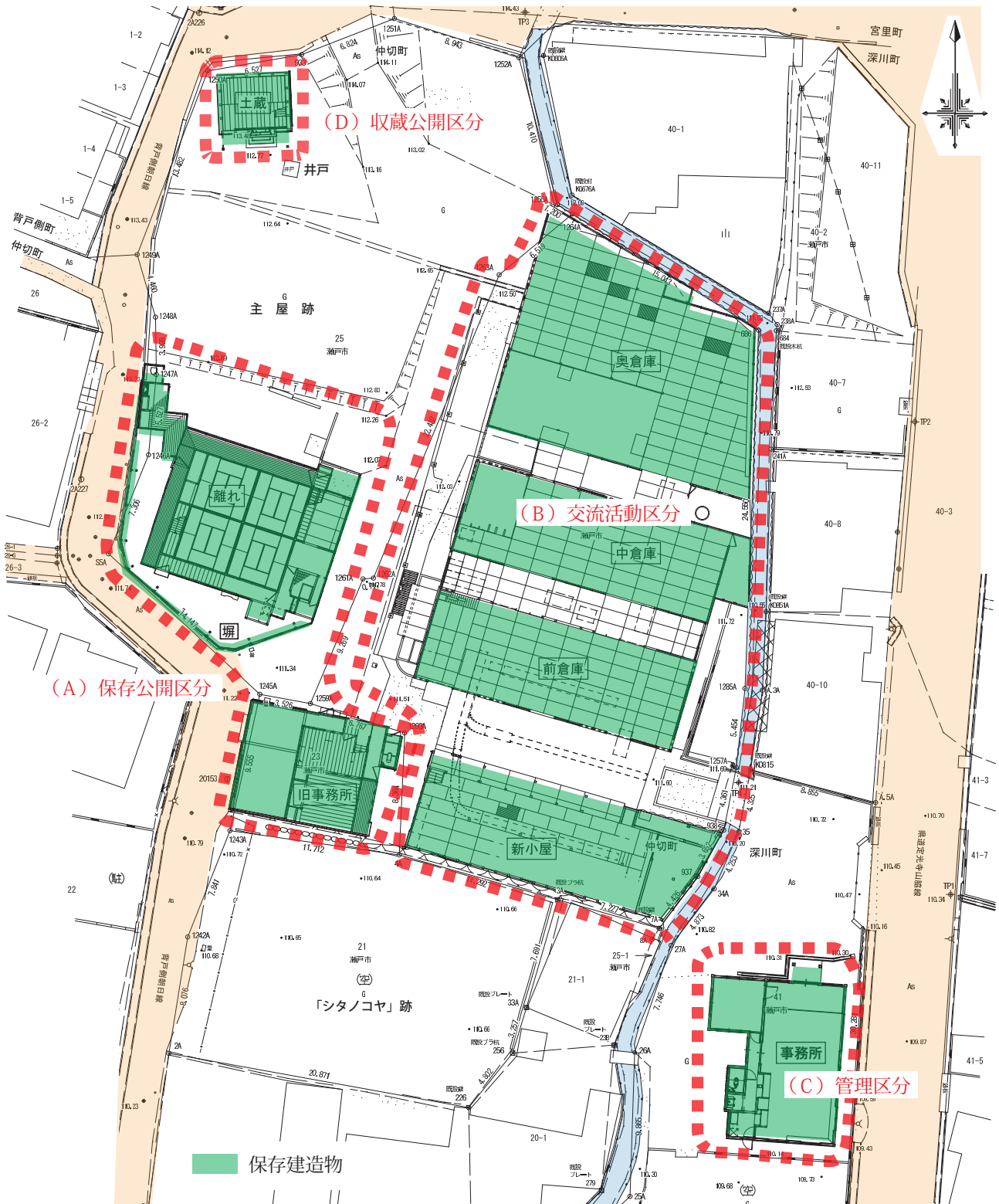
9棟の建造物以外の敷地内の建造物及び土地については、公開活用の魅力や、拠点施設としての管理運営上の機能性、地域における役割等を高めるために、有効に活用し、必要に応じて建造物や設備を新設することも検討する。

主屋跡は、イベント時や防災活動等に必要となる開けた土地“広場”として活用する。

離れと旧事務所の間から、土蔵と奥倉庫の間まで続く土地は、各棟へのアプローチが可能

第3表 旧山繁商店建造物群の公開区分一覧

区 分	該当建造物	区分の性格付け
（A）保存公開	離れ 旧事務所 塀	常時公開とするが、（B）～（D）区分の建造物との歴史的位置づけの連携をもちながら公開活用を行う。 ○近代瀬戸のせともの卸問屋としての歴史を感じられる施設とする。 ○瀬戸の迎賓館などとしての公開活用を行う（離れ・塀）。 離れ南面・北面に隣接する庭・数寄屋造りの空間は、離れからの景色を活かした整備を行い活用する。 ○近代商店の事務所建物としての往時のにぎわいを偲ぶことができる施設とする（旧事務所）。
（B）交流活動	新小屋 前倉庫 中倉庫 奥倉庫	市民の能動的な活動の場として、以下に例示するような多目的な活用空間となるよう基本設計を行い、公開する。 ○倉庫ならではの、建物の連なり及び屋根並みの景観から、卸問屋としての歴史を感じられる施設とする。 ○倉庫ならではの空間ボリュームと建物の連続性を有効に活かした空間活用を行う。 ○市民が生き生きと活動できる場となることを重視し、使われ方として可能性のある市民活動が行える機能や設備を、可能な範囲で持たせた施設とする。
（C）管理	事務所	常時は敷地及び建造物全体の管理事務所とするが、イベント時などの際に限定的に公開することも検討する。
（D）収蔵公開	土蔵	常時は収蔵スペースとして機能するが、イベント時などの際に多目的に公開・活用することも検討する。



第 11 図 旧山繁商店公開区分図 (S=1/400)

な動線確保と、設備配管を埋設する目的で、拠点施設内の通路として活用する。

管理事務所として活用する事務所の北側の土地は、県道定光寺山脇線に接していることから、荷物運搬等の業務用車両が敷地内への乗り入れ、管理事務所へ出入りするのに都合がよいから、管理用駐車場とする。

シタノコヤ跡は、拠点施設として必要となる駐車場とする。将来的な来訪者の動向予測によって駐車場の要否が検討されることとなるが、十分な駐車スペースが必要となった場合、駐車スペース及び安全な車両進入のためには、隣地（20、20-1、21-1 番地）もあわせて活

用することが望ましい。

その他の空地は設備設置場所や通路等として活用する。

敷地の周囲は、防災、防犯、管理、近隣との視線及び音の関係等の点で、必要に応じて、壁やフェンス等を設ける。

(5) 建築計画（基本方針）

ア 平面計画

離れは、(A) 保存公開区分とし、保護基準に従い、間取り及び構造、仕上げは復原を基本とする。ただし、公開活用に要する衛生設備等が新たに必要な場合には整備部分ないし別棟に設けることとし、それに準ずる内装仕上げとする。

旧事務所は、(A) 保存公開区分とし、かつて事務所として機能していた戦前の状況が概ね保たれている1階及び外観については、保護基準に従い、間取り及び構造、仕上げは復原を基本とする。2階は改変が著しく、痕跡調査から可能な限り旧状に復することが好ましいが、公開活用に要する衛生設備等が足りない場合には、これらの整備部分に設けることとし、その保護基準に従った内装仕上げとする。

土蔵は、(D) 収蔵公開区分とし、保護基準に従い、復原を基本とし、一時的な多目的公開活用も可能なものとする。収蔵・公開活用のための棚や台などの家具類を要する場合には旧状復旧を可能とする形で設置する。

事務所は、(C) 管理区分とし、保護基準に従い、間取り及び構造、仕上げは復原を基本とする。増築部分と考えられる廊下・台所・洗面・便所については保護基準において整備部分であるため、管理事務所として足りない設備等を設け、それに準ずる内装仕上げとする。

新小屋、前倉庫、中倉庫、奥倉庫は、(B) 交流活動区分とし、小屋組等が保護基準1であることに配慮しながら市民の能動的な活動の場として有効に活用できるよう、活用方法に合わせてフレキシブルに間取りや設備設置を行えるよう計画する。例えばこの4棟を繋ぐ建造物は、各棟の耐震性を高められる建造物として整備するなどして、4棟及びそれらを繋ぐ建造物を合わせて、内部がひと続きの一体の空間として繋がるよう計画する。

イ 公開活用に向けた施設整備

① 防災に係る施設等

敷地内の保存建造物については、現状の非公開時の機械警備による自動警備システムを、公開活用の運営形態に即したものとすべく、カメラやセンサー等を再配備し、整備する。

② 公開、活用に係る施設

「第1章第5節保護の現状と課題」に記述したとおり、離れ・事務所・旧事務所及び前倉庫西側に水道、土蔵・塀以外に電気が引き込まれているが、老朽化している部分も多く、活用に伴い全体の規格の検討を行い、配管・配線を新たに整備する必要がある。

「第3章第4節環境整備計画」に記述したとおり、衛生設備（便所・浄化槽・活用のための炊事場等水回り）、「シタノコヤ」跡や南側隣接地も用地として考慮に入れた駐車場の整備が必要である。全体の管理者が駐在・休憩するためのスペースは、事務所内に確保する。

また、その他公開活用するにあたって必要な設備について記述する。

(耐震改修)

利用者の安全を確保するため耐震改修（耐震壁増設、壁補強、構造上必要な補強材の設置、地貫等の復原による足固め及びそれらにともなう柱脚部根継ぎ）を行う。

（照明・展示・空調設備）

塀を除く各建造物内に、公開活用事業に必要な照明、建造物の魅力を引き立てるための照明を適宜配備する。公開活用を行うにあたり、旧山繁商店の建物群やその歴史について解説展示等が可能となるよう施設整備を行う。空調については、各建造物の特性を活かし四季折々に利用者が快適に過ごせるよう、保存・保全部分に影響が出ない範囲で整備を行う。

（建具・畳）

保全部分は旧状の建具に復することを基本とするが、(B) 交流活動区分を中心とする多目的な活用空間を活かすべく各建造物の歴史的景観を損なわない範囲で快適な活用空間を確保する建具を用いる。離れの既存の畳は傷みがみられ、耐震・公開活用工事の際に畳床・畳表の取り換えが必要である。

（既存の雪隠・便所）

離れ北西に付属する雪隠は、汲み取り式のものであるが、数寄屋建物である本施設の保存の観点から整備後は見学のみとし、便所としての利用は行わないものとする。旧事務所北東、事務所内の各便所については、各建造物の公開活用の方針に従い、基本設計において再利用するか撤去すべきか判断する。

（炊事場・水回り）

(B) 交流活動区分を中心に、各建造物の公開活用の方針に従い、基本設計によって配水・排水計画を決定し、配備する。(D) 収蔵公開区分においても、イベント時の多目的利用に対応するため、水回り設備を整える。

（防火設備）

公開活用に伴い利用者の安全を確保するため、消火器や誘導灯、自動火災報知設備等を設置し、消防法等の基準に従い設備を整える。

（外構）

西側市道・東側県道からの来場者誘導標識、場内建物誘導標識及び立ち入り禁止区域等の表示は、内外の景観に配慮し設置する。離れ北側の主屋跡の敷地は、庭を意識した離れ北面の数寄屋造り景観を十分活かし、土蔵寄りの井戸も利活用の考慮に入れながら多目的な活用を外構の基本設計に含める。

（駐車場）

駐車場は、現在「シタノコヤ」跡部分等に普通乗用車約10台分のスペースがあり、今後来訪者の動向予測によって駐車場の要不要を検討した上で、将来的に更なる駐車スペースの確保が課題とされた場合、旧山繁商店南側の隣地が最も適切である。かつ、この場所を含めて一体の駐車場とすることで道幅の狭い西市道からの出入りではなく、東側県道からの出入りが可能となり駐車場としての機能が十分発揮され、かつ本建造物群への来訪者による用地西市道での大小車両の混雑解消・交通事故防止も期待される。また、十分な広さの駐車場は、単に来場者の駐車のみならず、大小の消防車等の緊急車両の乗り入れや大規模災害時の避難場所としての利用が可能となり、地域防災の観点からも求められるものである。

（バリアフリー）

観光・交流のための拠点施設として広く市民に公開活用していくことから、高齢者や障

害者、ベビーカーの利用者に配慮し、バリアフリーの観点から動線を確保する。具体的には、障害者専用駐車場を設置し、近くの出入口までスロープ、舗装通路を設置するなど段差を解消し、アクセスを容易にする。各建造物の土間等において車椅子等の入場可能な幅の出入口には段差を解消するためのスロープを常設あるいは非常設で設置する。

③動線計画（第12図）

旧山繁商店建造物群の敷地内の人及び車両等の動線については、第12図に示した通りである。

離れと旧事務所の間の西出入口は、拠点施設の主要な出入口となりうる。そこから土蔵と奥倉庫の間まで続く土地を主要動線として、各棟へと出入りできる動線を計画する。新小屋、前倉庫、中倉庫、奥倉庫の4棟及びそれらを繋ぐ建造物は、それぞれ接する部分の開口部によって、内部で行き来もできるよう計画する。

新小屋と前倉庫間の通路は、天井が南北の両建造物に梁材等を架けた小屋組となっており、歴史的景観の一部となっている。構造的な耐震性を確保すべく改修し、利用者が安全に入場できるようにせねばならない。また、床には合板張りの高さ30cm程の近年の倉庫使用時のプラットフォームが設置されているが、バリアフリーに配慮した東西方向の利用者のスムーズな動線確保、公開活用のための利便施設配置等も含めて基本計画を作成する中で、撤去も含めた措置を検討すべきである。利用者については、西出入口を正門として主要出入口とし、東出入口あるいは北出入口を利用した敷地内外の出入りも可能とする。

管理事務所として活用する事務所の北側の土地は、管理用駐車場とし車両の通行があることから、利用者の徒歩動線を積極的に設けることはしないが、事務所・新小屋等を眺望することができると同時に、旧事務所⇄新小屋・前倉庫⇄事務所⇄県道へ抜けられると利用上便利であるため、通用口及び避難通路として、徒歩での通行は可能となるよう検討する。

旧事務所と新小屋との間は、景観に配慮しながらスロープを設置し、西出入口と併せて身障者車いす等の場内入場も可能な通路とすることを検討する。火災等非常時に3か所の出入口以外に場外へ避難するための避難路として使用することも期待される。

（6）管理運営計画

第2章で示した管理体制の継続を基本とし、関係機関等に協力を求めつつ管理運営を行う。



前倉庫・新小屋間の通路の天井小屋組（西より）



新小屋・前倉庫間の通路床面のプラットフォーム（北東より）

人の動線

①拠点的な出入口（西出入口）

- ・名家の建ち並んでいた古くからの街路を抜けて見えてくる「離れ」と「旧事務所」及びその奥に連なる「新小屋」から、歴史ある規模の大きな卸問屋をうかがい知ることができる。
- ・瀬戸市の北新谷地区を訪れ散策する人にとっては、魅力あるアプローチ。



②南北へと続く“路（みち）”

- ・各棟へとアクセスできる主要動線としての路。
- ・電気及び給配水の配管は、路の下に埋設する。
- ・かつての陶磁器卸問屋としての歴史や風格を感じさせる倉庫群の佇まいが、町並み景観のように見通せる。
- ・車の通行を気にせず歩ける路は、来訪者にとっての散策路、住民にとっての散歩道になる。北側道路へ抜けられれば、さらに人の往来は増えると見込まれる。



③水路沿いの遊歩道

- ・事務所西側を流れる水路沿いには、一部に窯垣がみられ、駐車場や近接市道からのアプローチであるとともに、小規模な遊歩道ともなりうる。
- ・小川（水路）や木々など、さらさらと音をたて揺れ動くものがある場合は、人を癒し誘う魅力をもち、徒歩動線として有効。
- ・水路は、新小屋をはじめとする倉庫群の東へ続いているが、①を拠点的な出入口とした場合、動線のわかりにくさを防ぐため、遊歩道は通常の動線としては新小屋東へ延伸しない方向で整備検討する。



車両の動線

④資材搬入路・消防車等緊急車両進入路

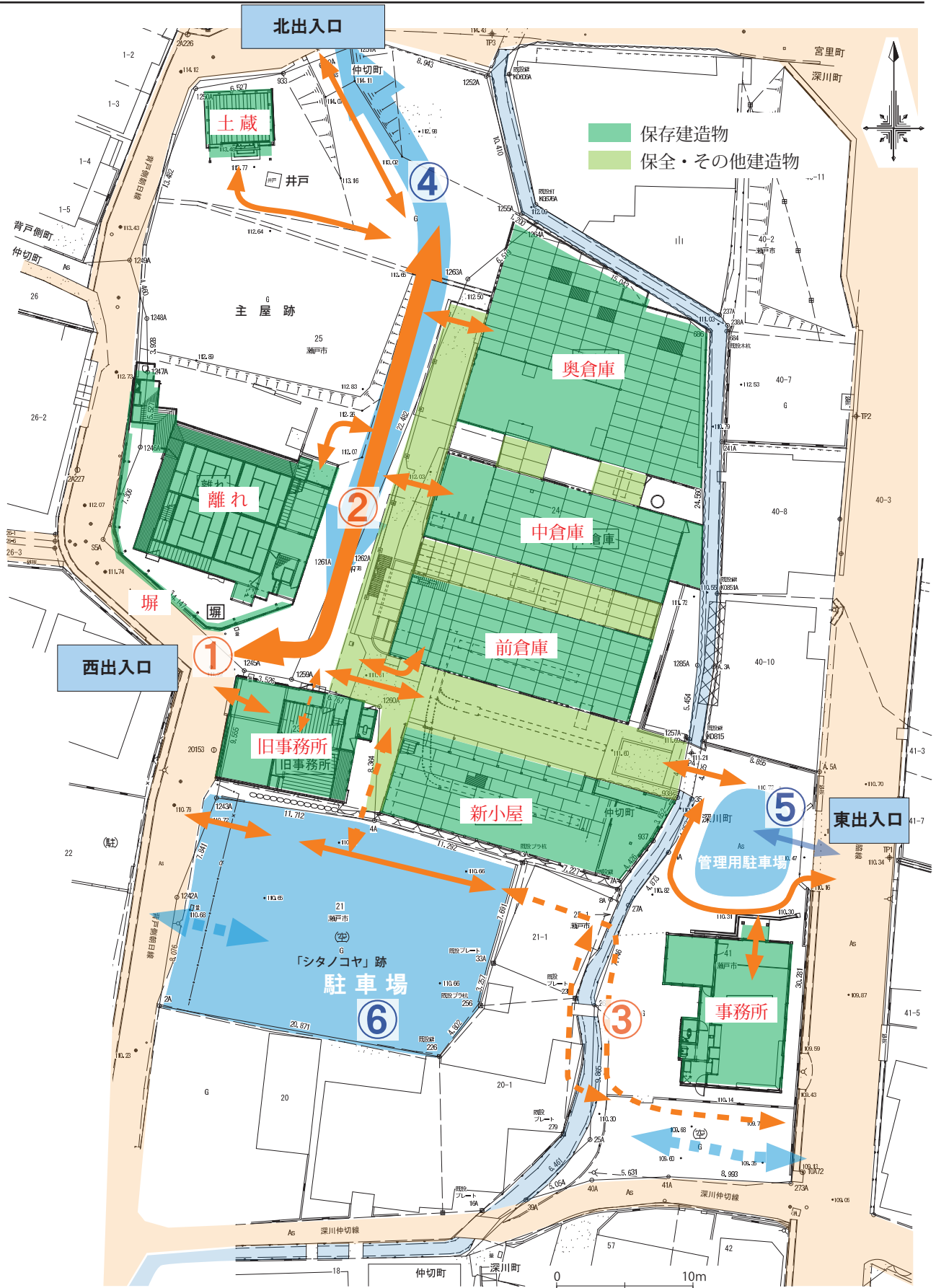
- ・イベント時の資材車両搬入路。
- ・消防車両等緊急車両の進入路。
- ・通常は車両が入らないよう、車止め等を北出入口に設置。

⑤通常の荷物搬入路・管理用駐車場

- ・倉庫群等への日々の荷物搬入口
- ・管理者車両や業者車両の駐車スペース
- ・景観的にも管理用出入口の佇まいであり、東に面する県道も近代の雰囲気を感じづらいものであるため、利用者の動線としては、補助的な出入口（通用口及び避難通路）として利用する。

⑥利用者用駐車場

- ・利用者用の一般駐車場（シタノコヤ跡を中心として）
- ・福祉車両駐車スペースを、シタノコヤ跡の北西部（西出入口や身障者出入口近く）に設ける。
- ・通常車両は現状の西側の幅員の小さい市道からの出入りではなく、東側の幅員の大きな県道からの出入りが望ましい。将来的な来訪者動向の把握に基づく検討の上で、駐車場及び車両のアクセス路の確保が必須となった場合、シタノコヤ隣接地についてはその取得を含め積極的に検討されるべきである。
- ・駐車場を広くとることで、大規模災害時の避難場所等に活用することも可能となる。
- ・公道からの出入口を示す案内を明示し、公道の交通を妨げず、場内への車両の出入りをスムーズに行えるよう計画する。



※上図各○数字は、左の動線関連各説明に対応

- 人の主要動線

人の副動線

人の副動線 (要検討・協議)
- 車両動線 (要検討・協議)

車両動線 (管理車・臨時搬入車・緊急車)

3 実施に向けての課題

(1) 建築的課題

市街地において複数棟で構成する既存不適格の木造建築物群には、拠点整備に際して、様々な基準が複雑にかかってくるが、その基準による建築的対処によって旧山繁商店の文化財的価値を損なうことのないよう、その対処方法を十分に検討し最良の手法を選択する。

旧山繁商店が建つ敷地の特徴として、土地の傾斜や山側から流れる水路などがある。土地の傾斜は、前述の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の整備基準に特に大きく関わる部分であるが、これらは北新谷地区の地形的な特徴でもあることから、その特徴を魅力として活かしつつ整備基準に適合した建築計画としたい。

旧山繁商店は、住宅が密集した旧市街地の中に位置するため、保存活用する上では、近隣住民の理解がなければ継続的で良好な保存活用は難しい。よって、不特定多数の利用がなされる拠点とするためには、騒音や人の流れ等について、近隣に配慮した活用やゾーニング、プランニング等を行う必要がある。また、近隣住民にとって身近で親しまれる拠点となるよう、この地域住民の生活において求められる役割（防災・コミュニティ拠点等）をもたせ、それに必要となる設備を設置することも検討する。

(2) 管理運営に関する課題

今後の改修整備工事により、文化財建造物として公開活用するための良好な状態へ改修する。

台風等の強風時には、屋根の飛散、建具のき損等の被害が予想される。

旧山繁商店全体の整備は、数カ年を要する長期的な事業となるため、整備完了までに整った建物から部分的に運営を開始できることが望ましい。そのためには段階的な施工と開業（運営）が可能な、全体の整備スケジュールを計画する必要がある。特に、給排水や浄化槽、電気、ガスなどの設備関係については、開業した建物を使用しながら、他の建物の工事を同時進行できるように十分に検討し計画する。

第6章 保護に係る手続き

1 文化庁長官への届出

(1) 登録有形文化財の滅失、き損等（文化財保護法第61条）

文部科学省令で定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(2) 登録有形文化財の現状変更の届出等（同第64条）

文化財を移築する場合や、外観を変更する範囲が通常望見できる範囲の4分の1を超える場合には、届出が必要であり、現状を変更しようとする日の30日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。なお、本計画の保存部分についてその外観を4分の1以上変更する場合は届出を必要とし、それ以外は届出は不要とする。保存部分で4分の1に満たない範囲の現状変更を必要とする場合においても、保存活用計画策定委員等の専門家・機関に意見を求め、慎重に対応する。

(3) 所有者変更に伴う登録証の引渡し（同第69条）

登録有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

新所有者は20日以内に届け出を行う。

2 文化庁長官への届出が必要ない場合

(1) 非常災害のために必要な応急処置（文化財保護法第64条）

非常災害に備えて、事前に行う補強や改修行為、または非常災害後の復旧工事は、事前に届出する必要がない。完了後は、愛知県教育委員会に報告することが望ましい。

(2) 維持の措置（同第64条）

登録有形文化財建造物の維持を目的とした行為で、形状を変更する部分の面積が外観の通常望見できる範囲の4分の1以下の場合や、内装のみを模様替えする場合は該当する。

また、雨漏りや壁のひび割れといったき損の発生や拡大を防止するための工事もこれに該当する。

卷末資料

巻末資料

1 建造物実測図

①離れ	現状平面図・復原平面図・立面図・断面図	P 2 ~ 6
②事務所	現状平面図・復原平面図・立面図・断面図	P 7 ~ 10
③旧事務所	現状平面図・復原平面図・断面図・立面図	P11 ~ 15
④土蔵	現状平面図・復原平面図・立面図・断面図	P16 ~ 18
⑤新小屋	現状平面図・復原平面図・断面図・立面図	P19 ~ 23
⑥前倉庫	現状平面図・復原平面図・立面図・断面図	P24 ~ 27
⑦中倉庫	現状平面図・復原平面図・立面図・断面図	P28 ~ 31
⑧奥倉庫	現状平面図・復原平面図・立面図・断面図	P32 ~ 35
⑨塀	現状平面図・復原平面図・立面図・断面図	P36 ~ 37

※①・③・⑤～⑨は株式会社林廣伸建築事務所、②・④は有限会社伊藤平左エ門建築事務所の作成による原図より引用

2 保護方針図

①離れ	P38
②事務所	P39
③旧事務所	P40
④土蔵	P41
⑤新小屋	P42
⑥前倉庫	P43
⑦中倉庫	P44
⑧奥倉庫	P45
⑨塀	P46

3 保存管理計画 表・写真

①離れ	P47 ~ 59
②事務所	P60 ~ 64
③旧事務所	P65 ~ 69
④土蔵	P70 ~ 72
⑤新小屋	P73 ~ 75
⑥前倉庫	P76 ~ 78
⑦中倉庫	P79 ~ 81
⑧奥倉庫	P82 ~ 84
⑨塀	P85 ~ 86

4 保存活用計画策定ワークショップ

「第1・2回旧山繁商店保存活用ワークショップ」開催内容

①第1回「テーマ：「旧山繁商店」って何？

…現地の見学を通じて旧山繁商店の建物群を知りましょう」
P87 ~ 93

②第2回「テーマ：こんな活用したいな「旧山繁商店」

…旧山繁商店の建物群の活用の可能性を考えます」

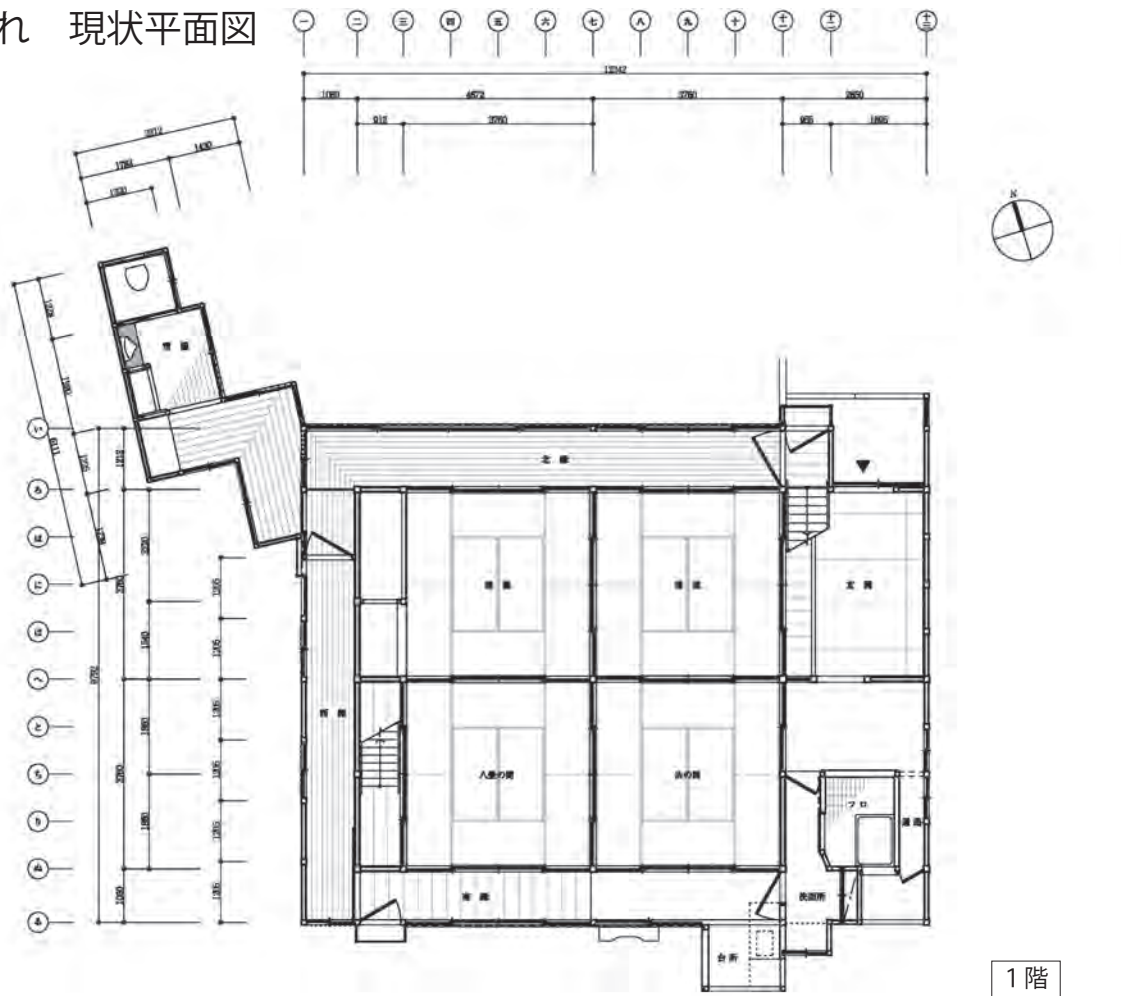
P94 ~ 101

5 旧山繁商店文化財調査報告・意見交換会

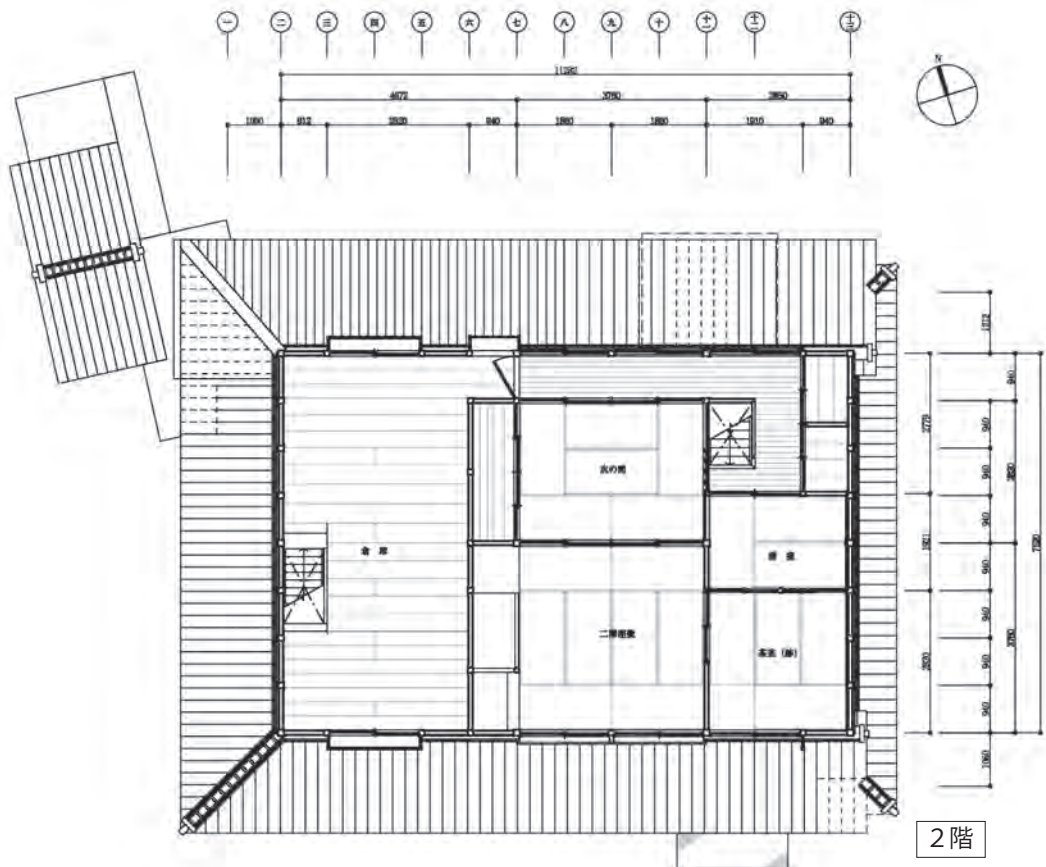
意見交換会 テーマ：「旧山繁商店の何を守り、どう活かすか」

P102 ~ 103

①離れ 現状平面図



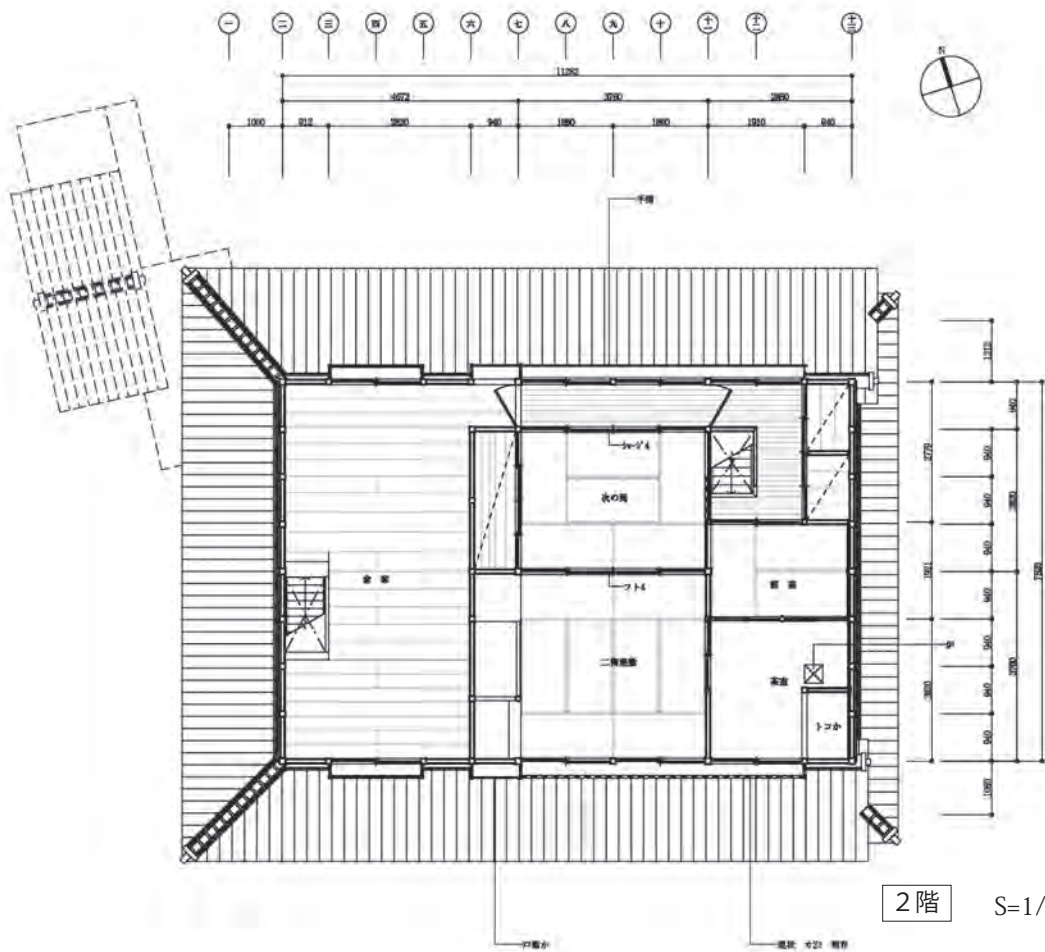
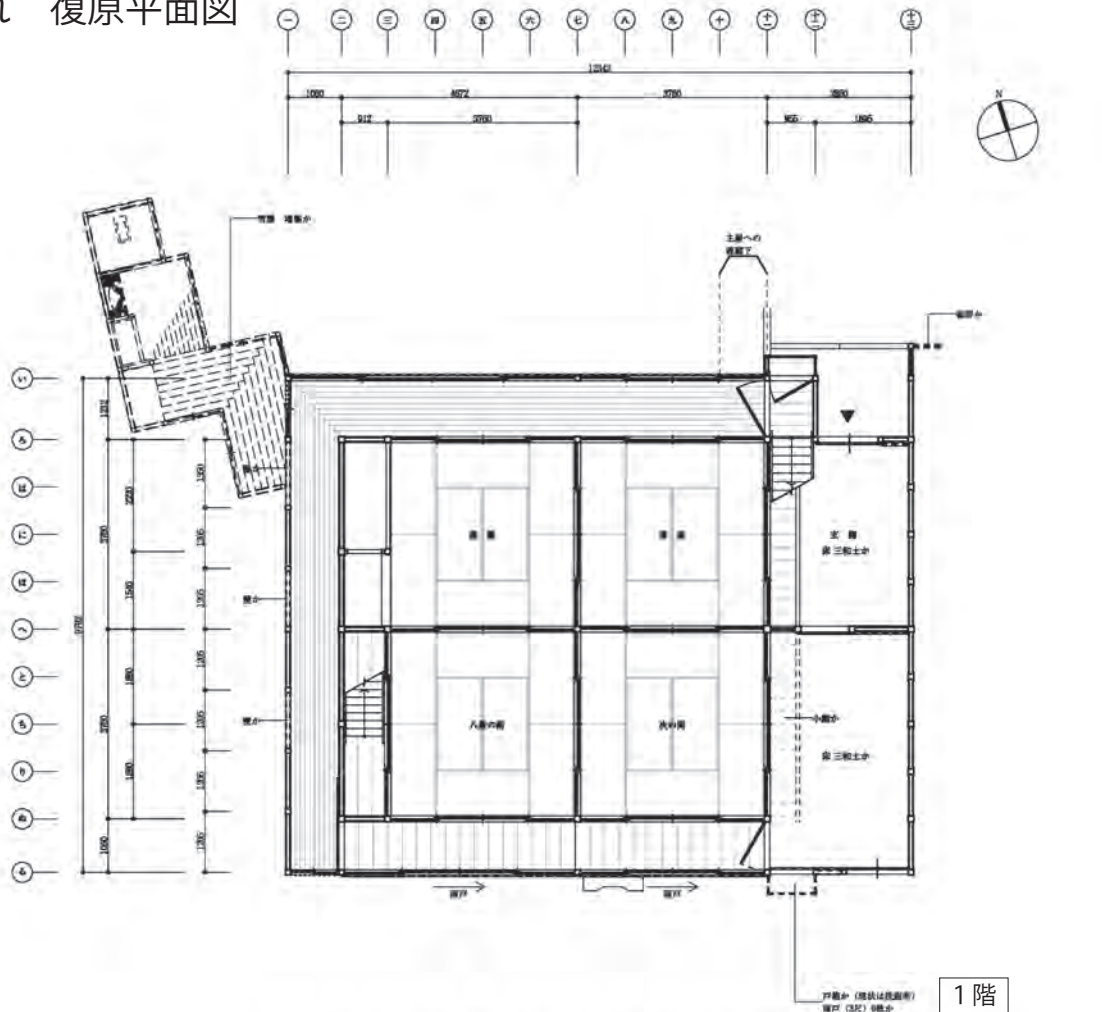
1階



2階

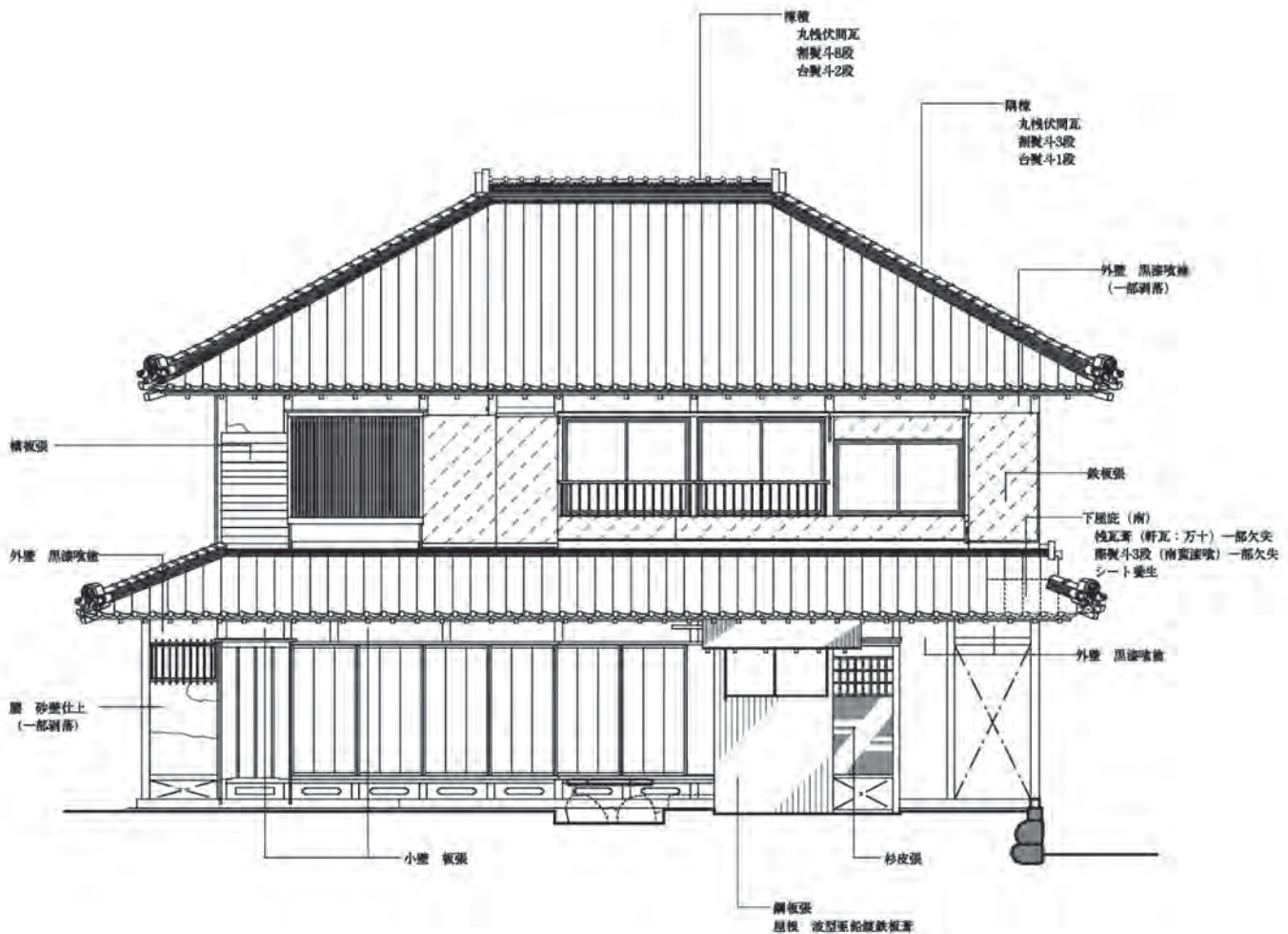
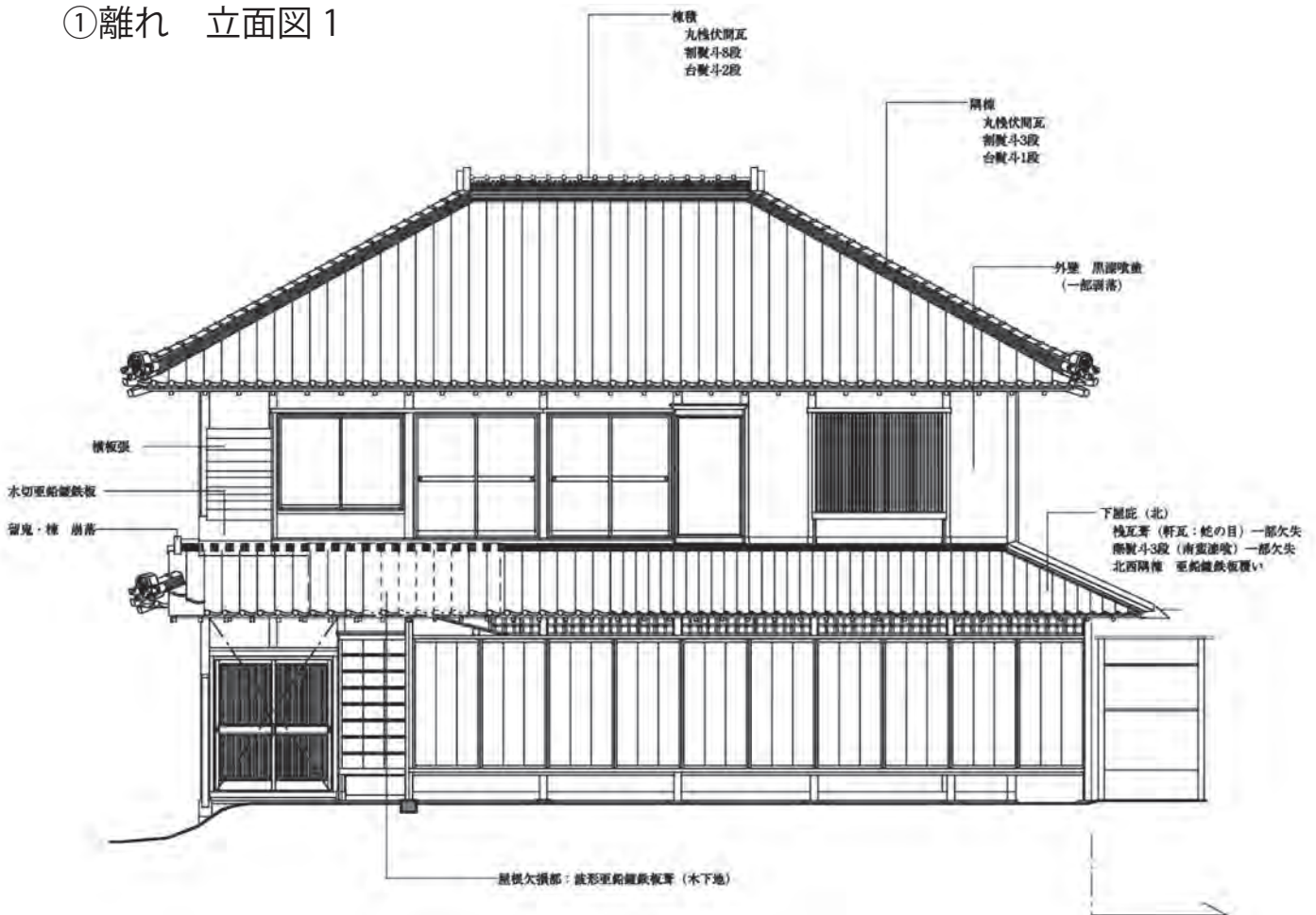
S=1/150

①離れ 復原平面図

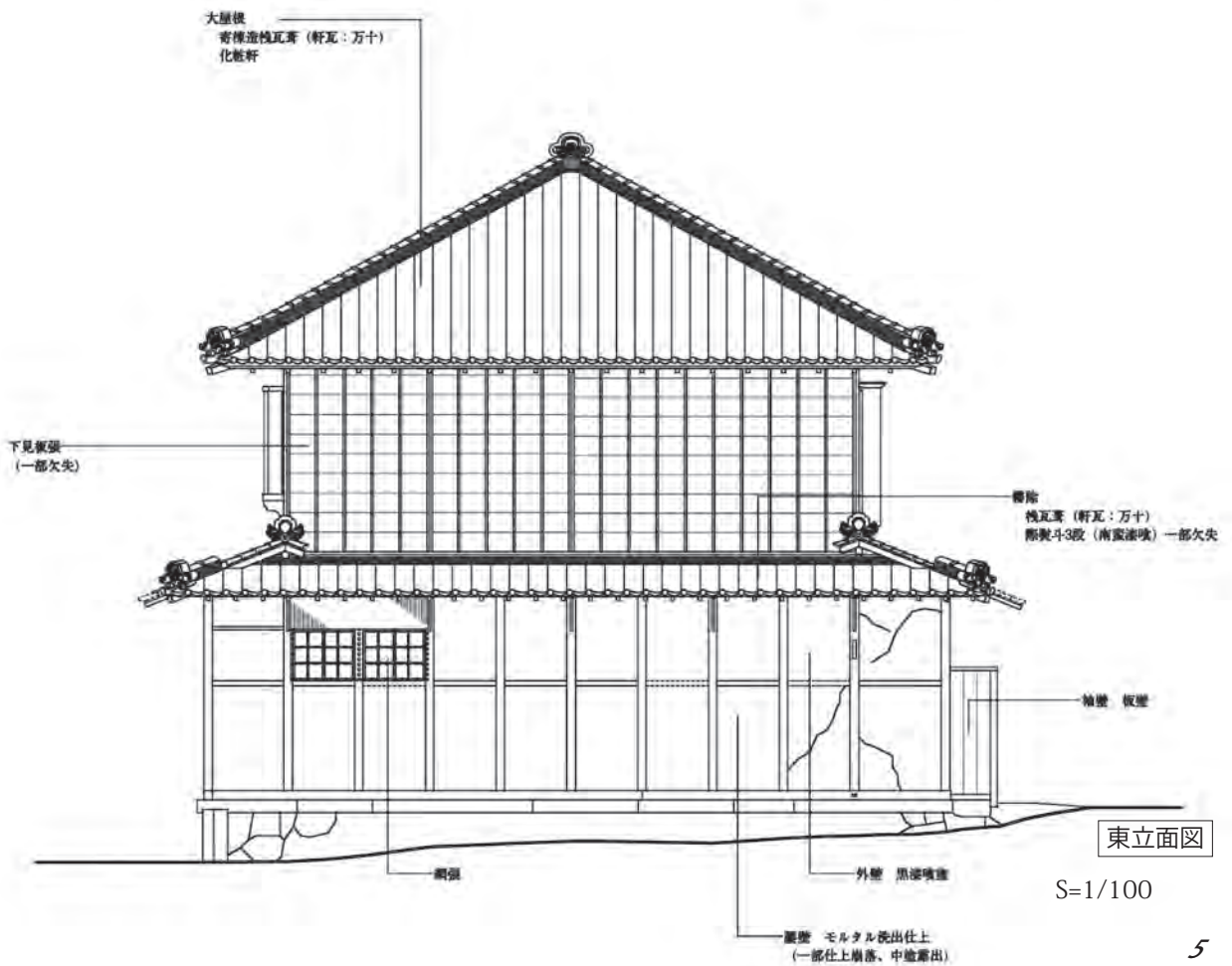
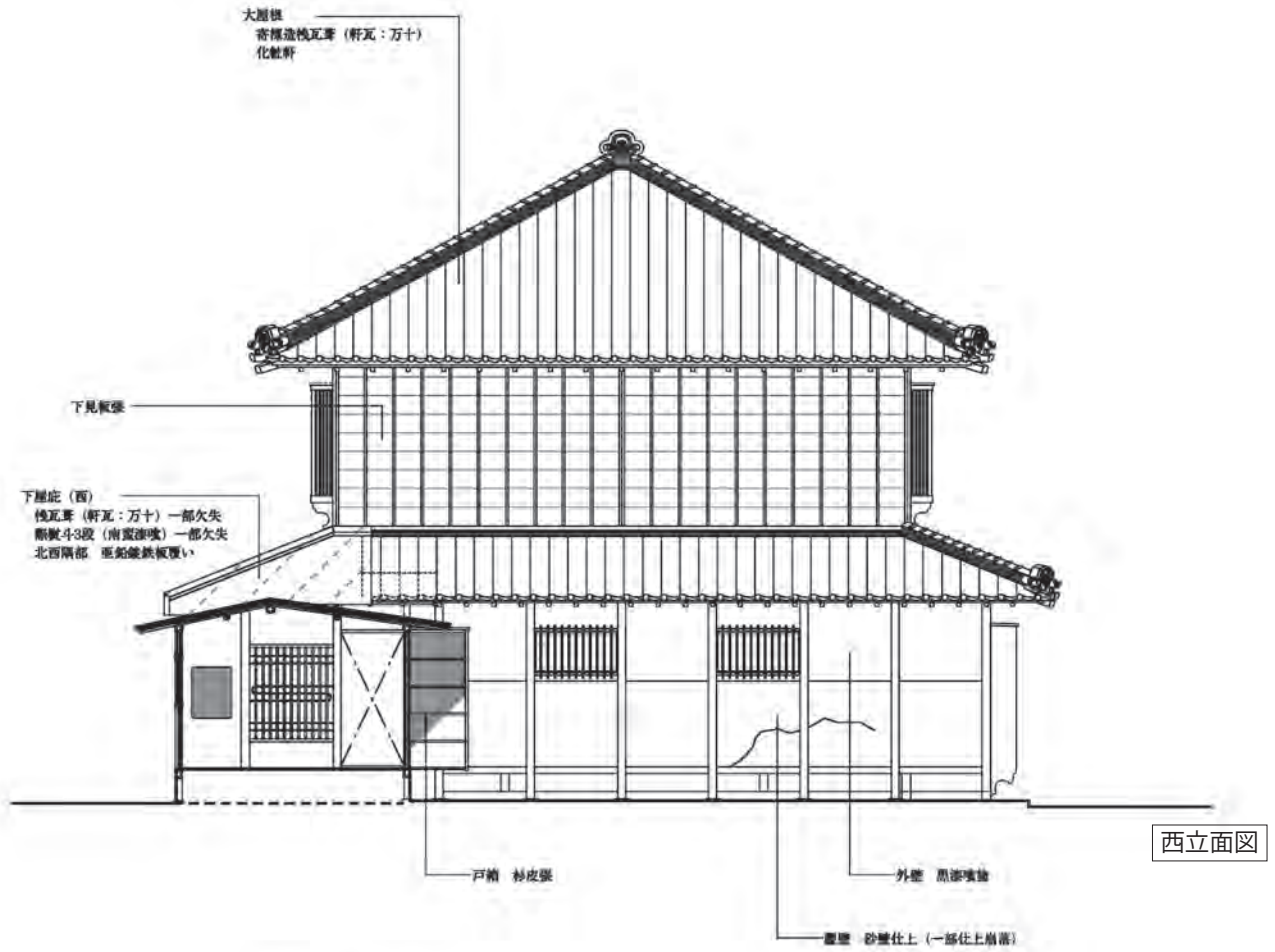


S=1/150

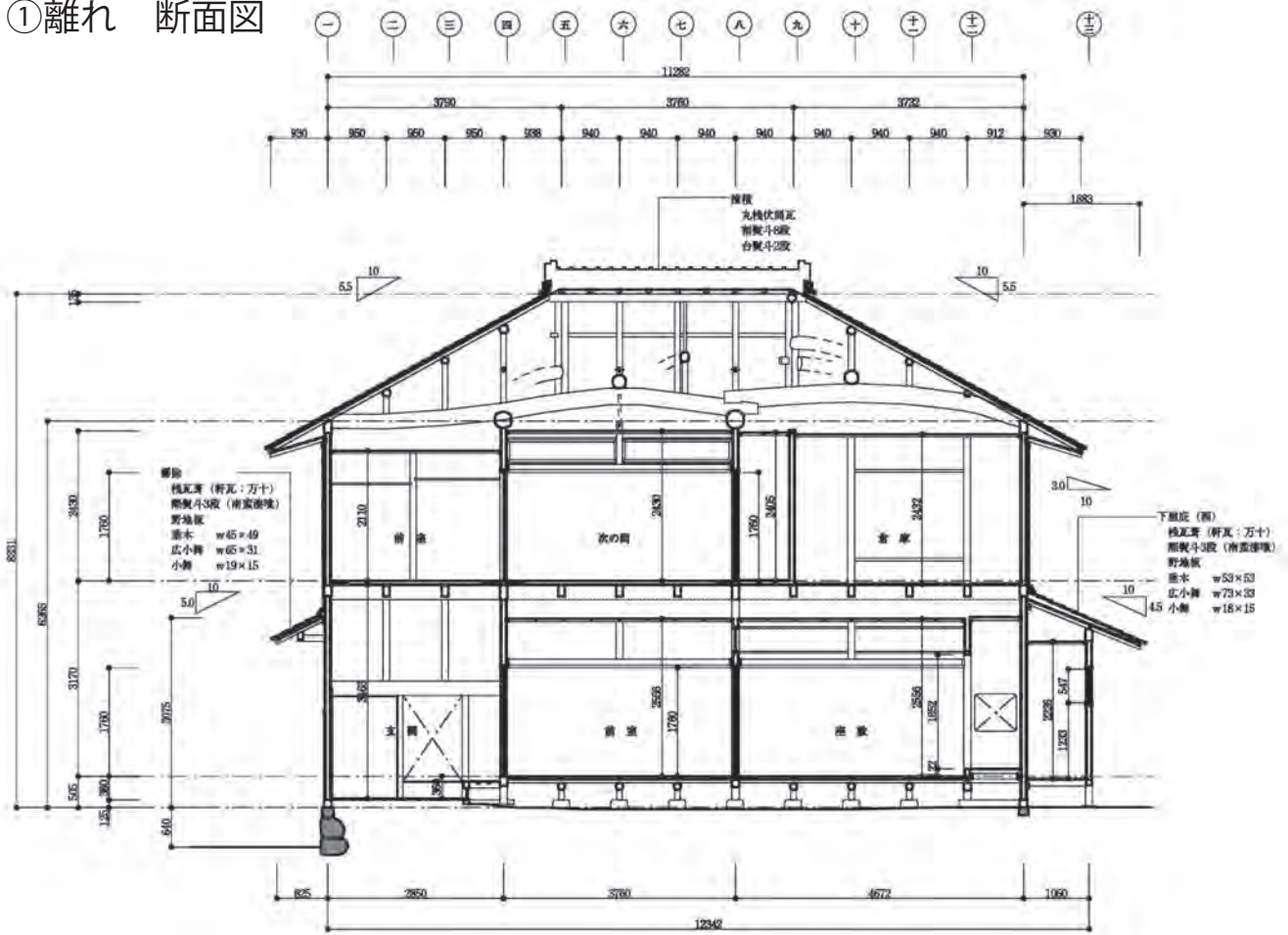
①離れ 立面図1



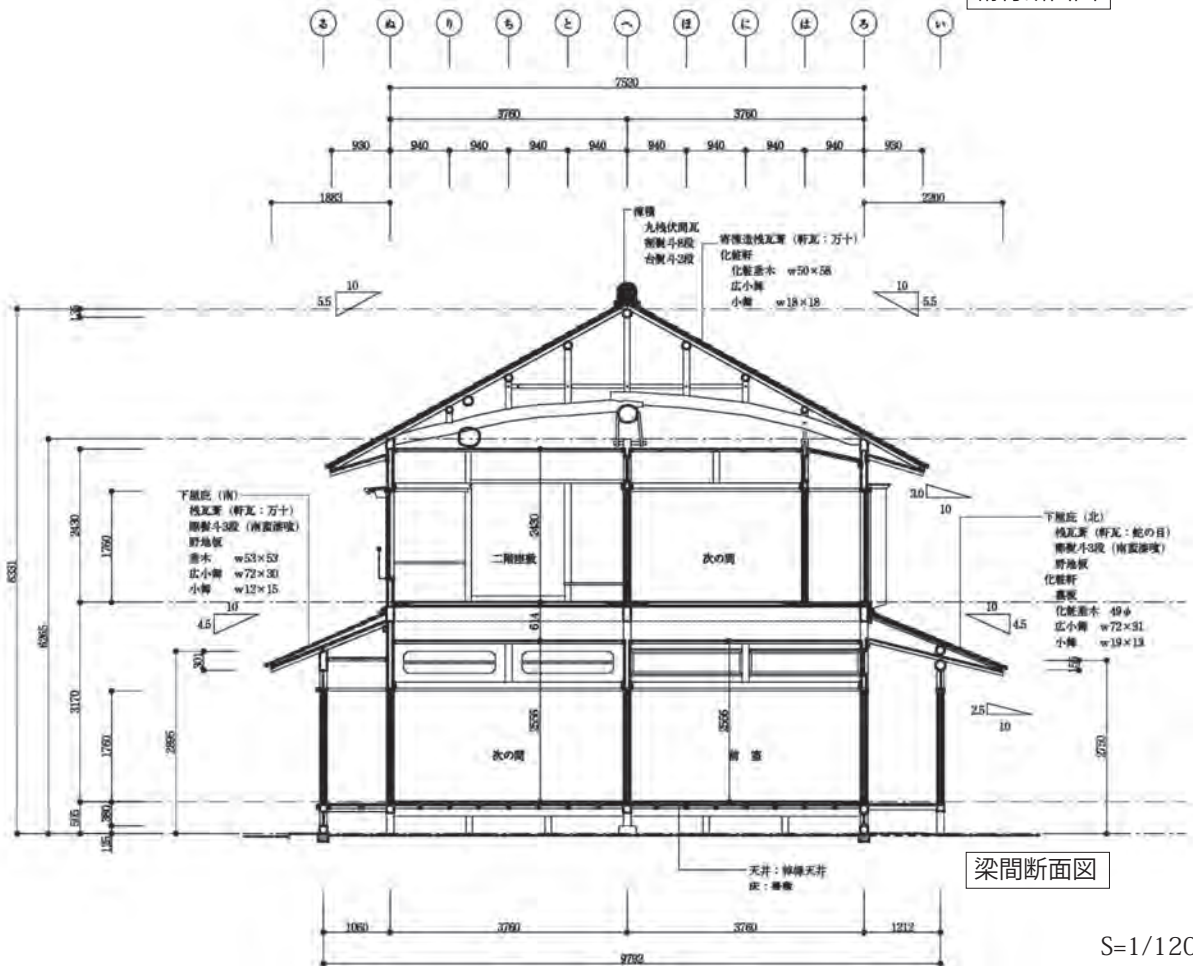
①離れ 立面図2



① 離れ 断面図

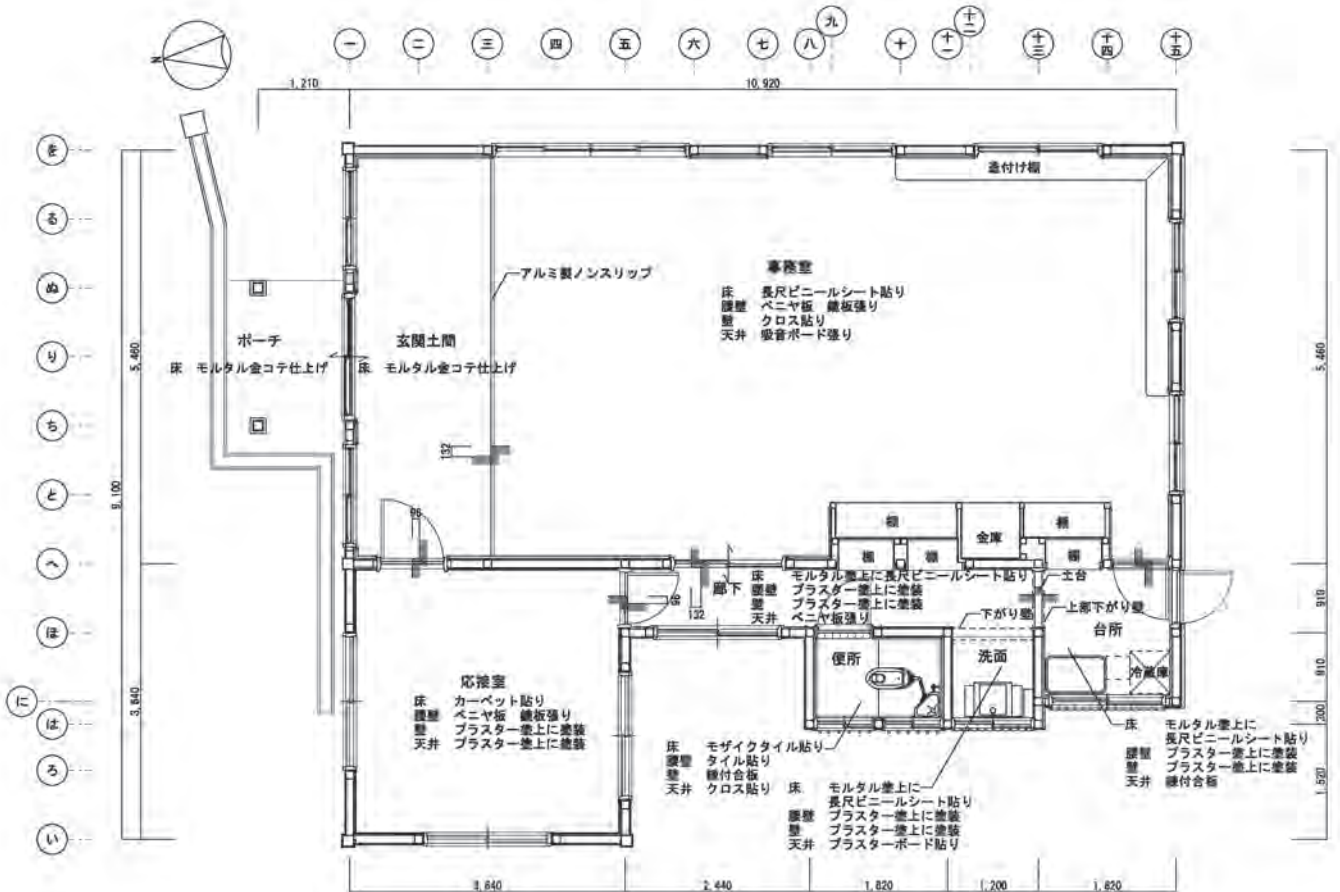


桁行断面図



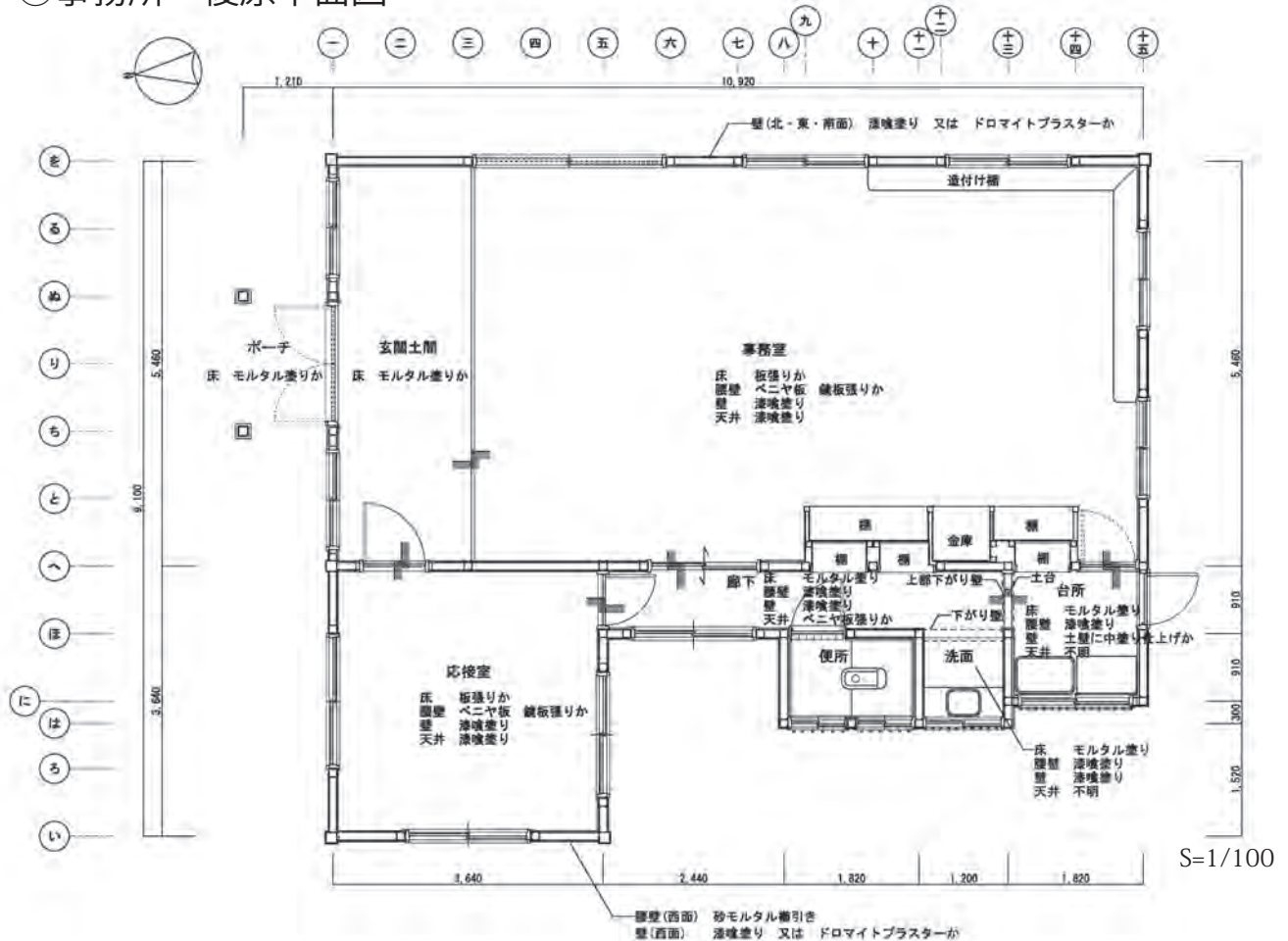
梁間断面図

②事務所 現状平面図



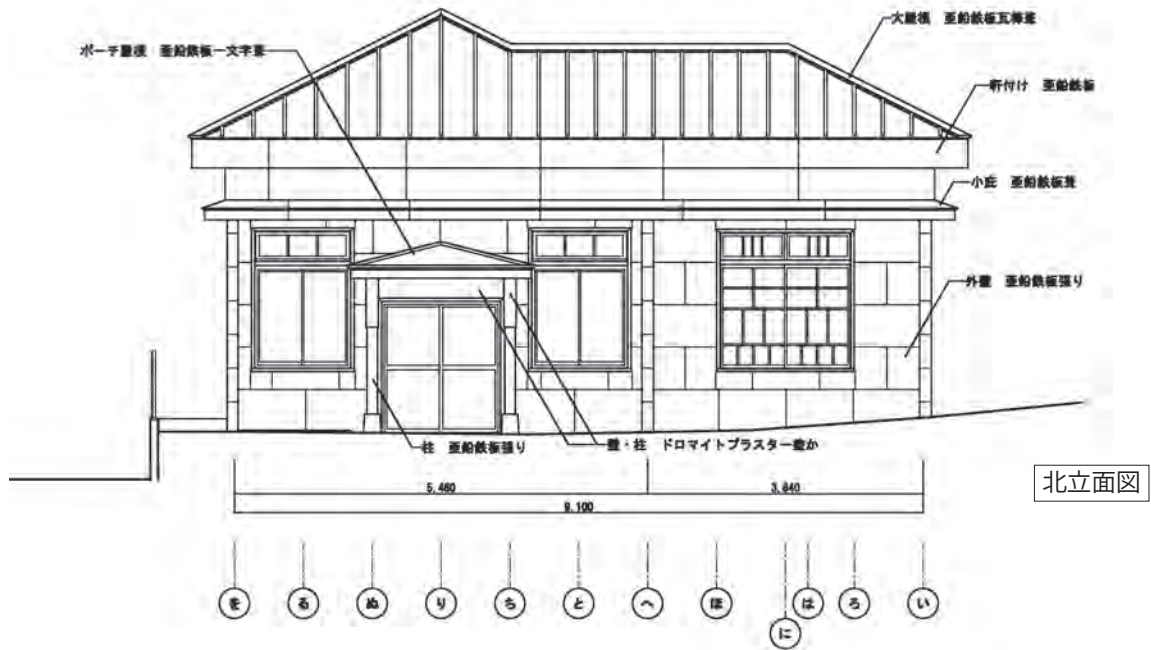
S=1/100

②事務所 復原平面図

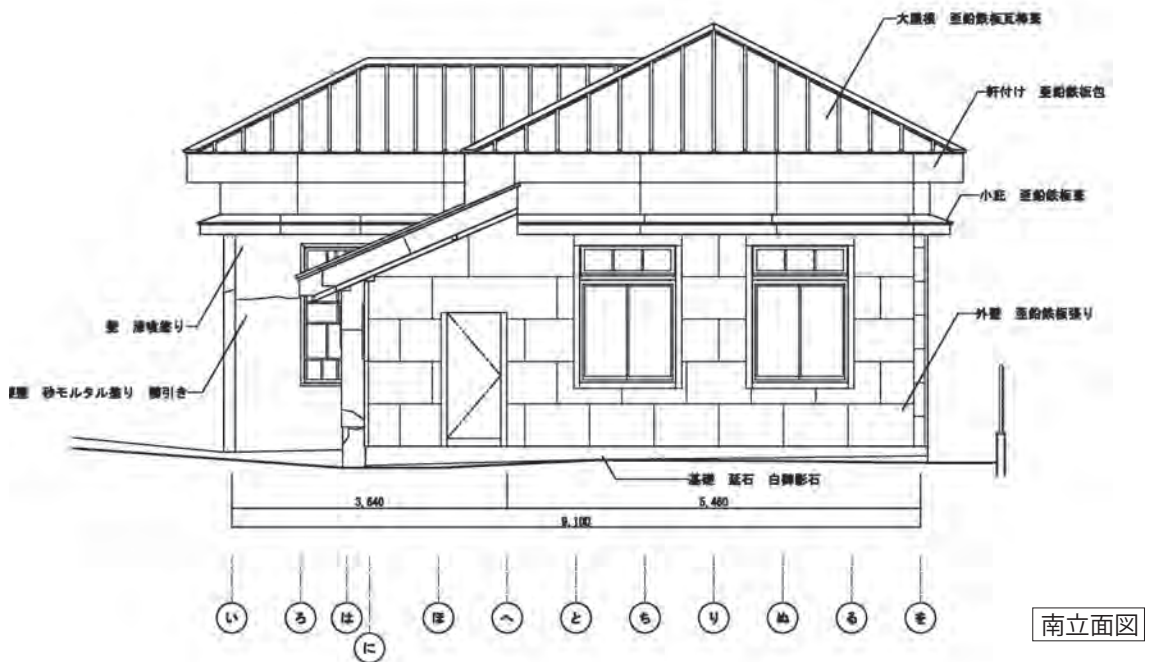


S=1/100

②事務所 立面図1



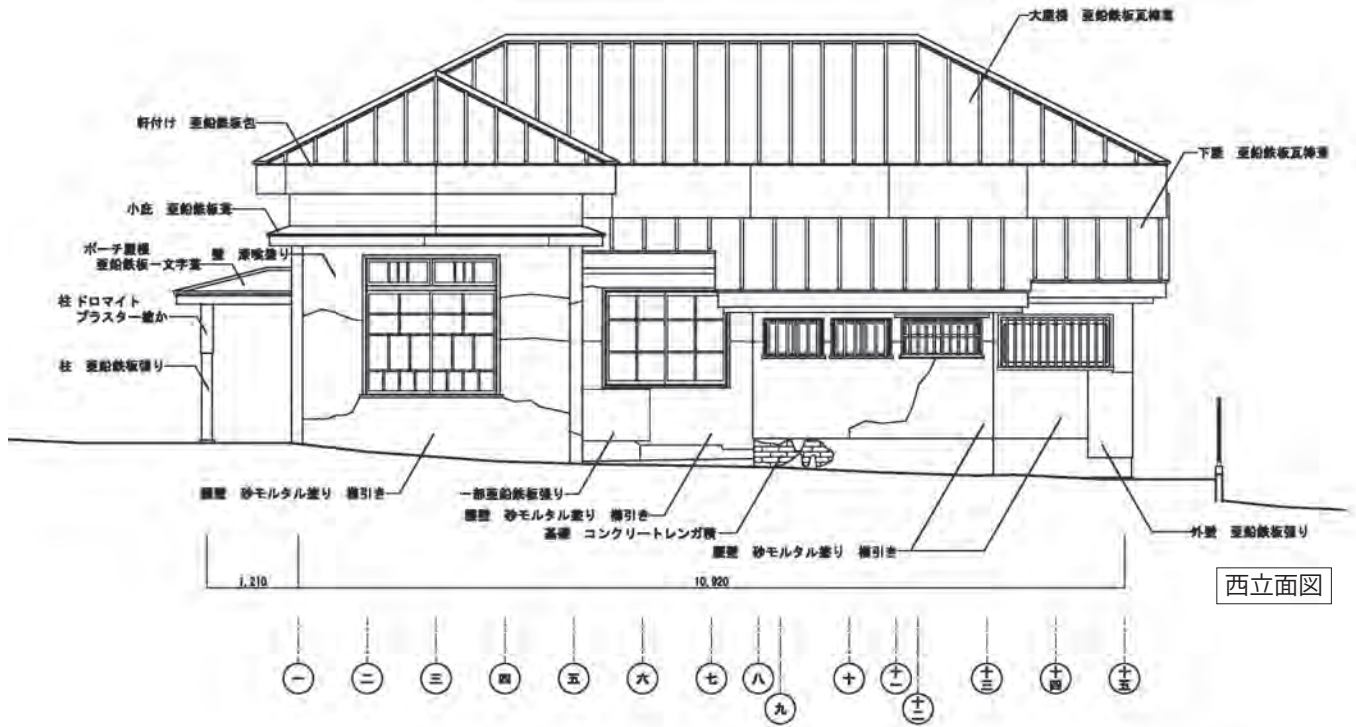
北立面図



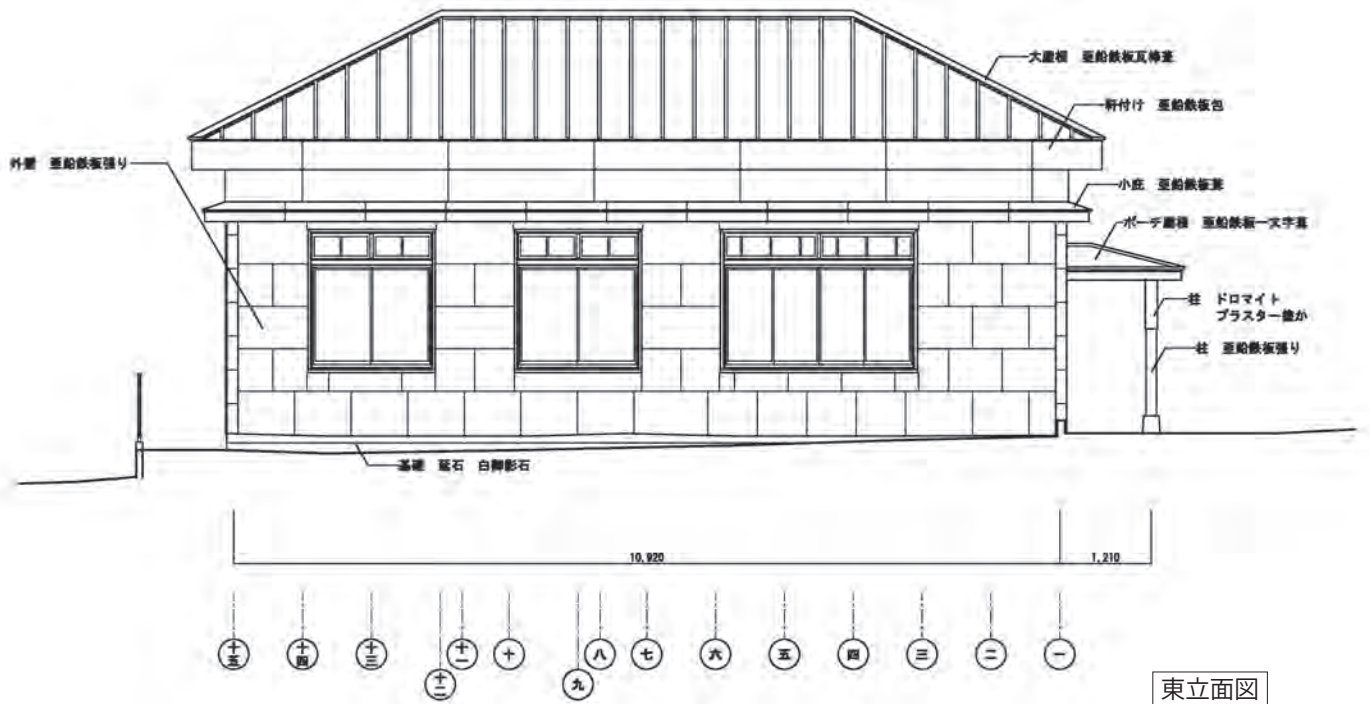
南立面図

S=1/100

②事務所 立面図 2



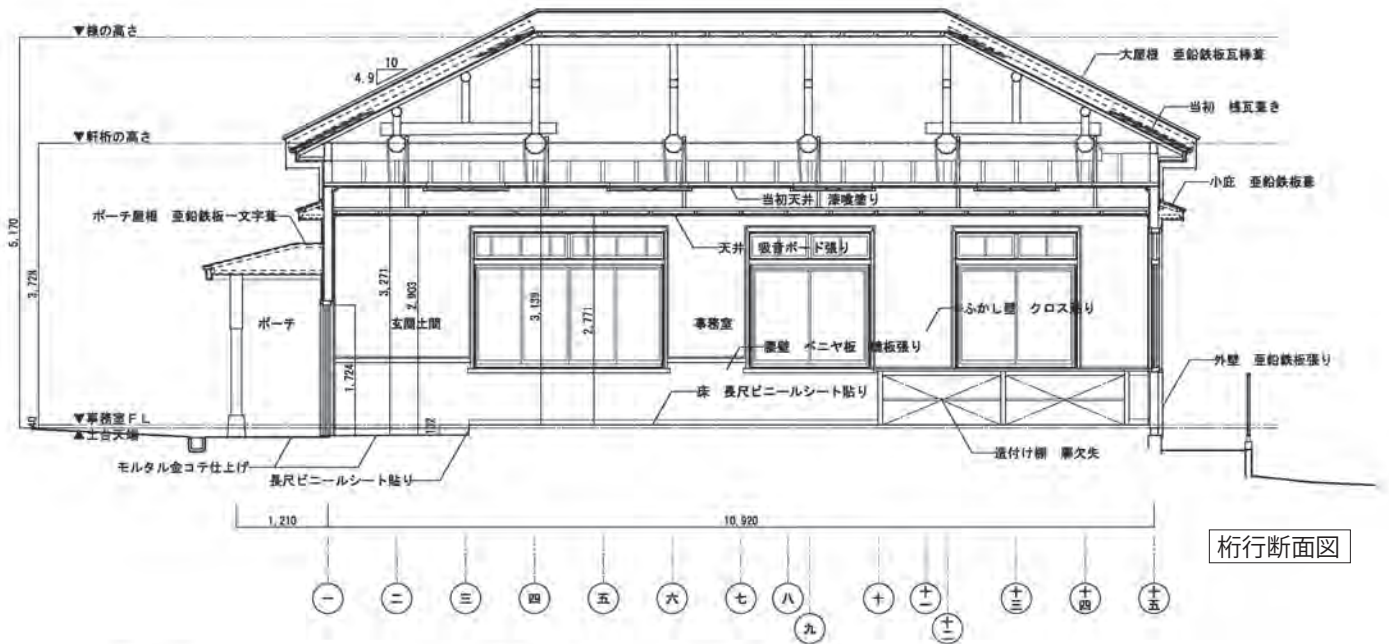
西立面図



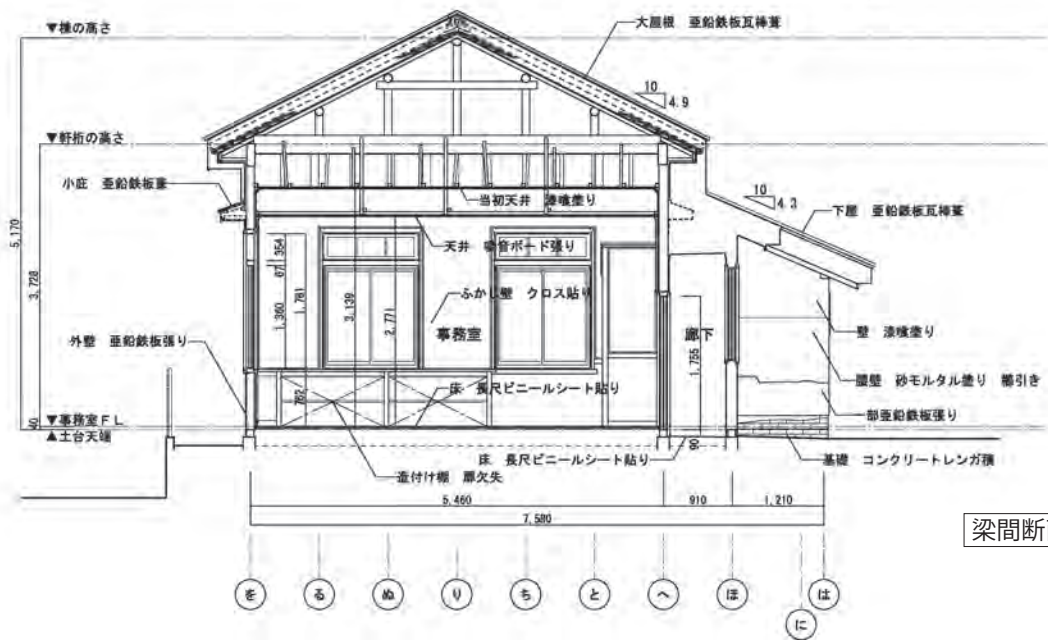
東立面図

S=1/100

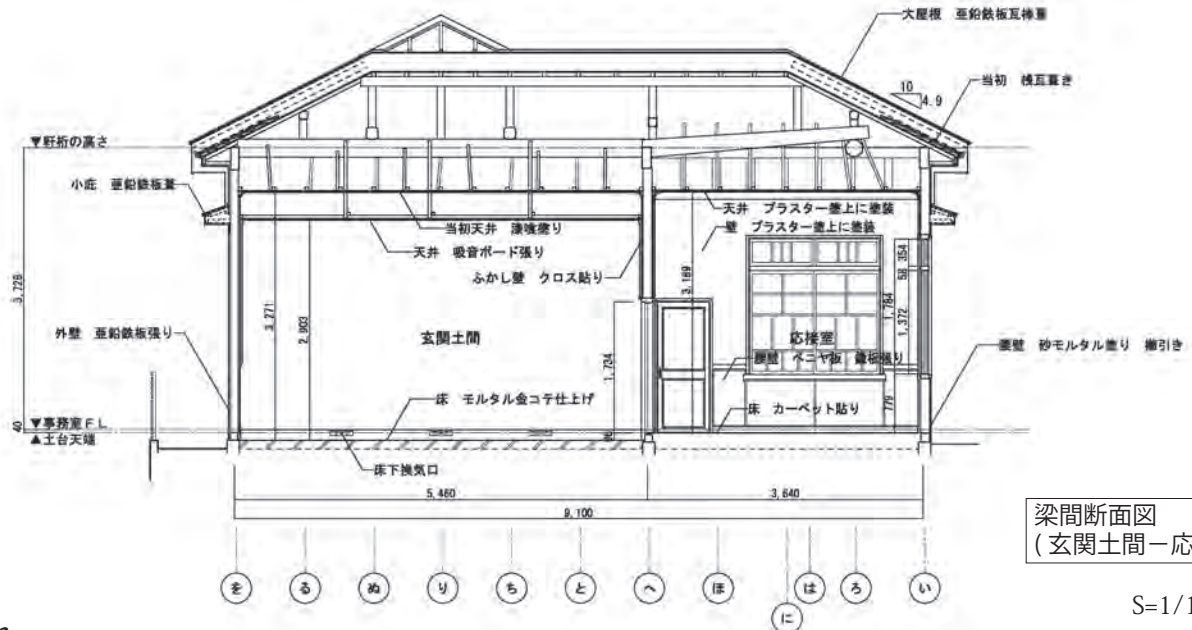
②事務所 断面図



桁行断面図



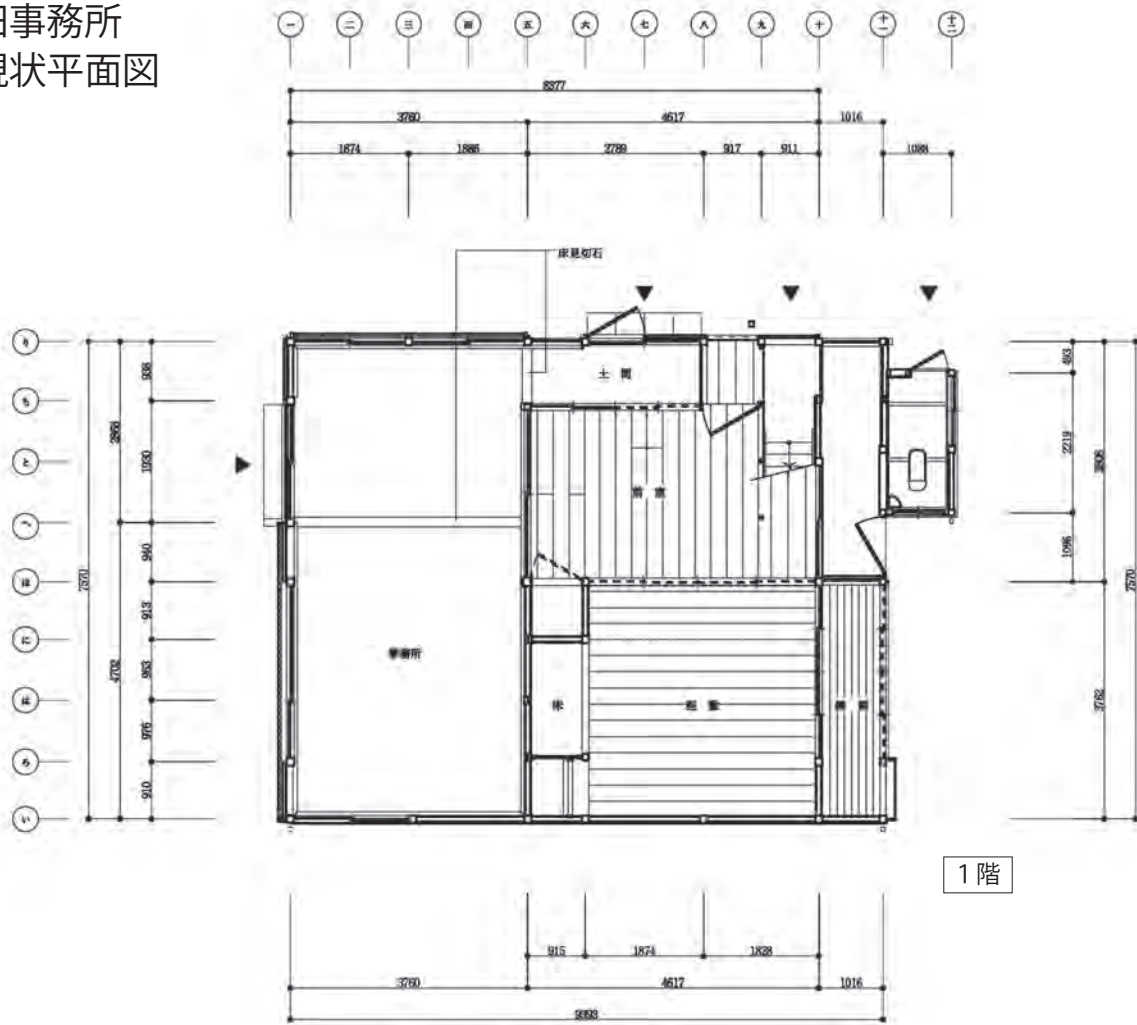
梁間断面図(事務室-廊下)



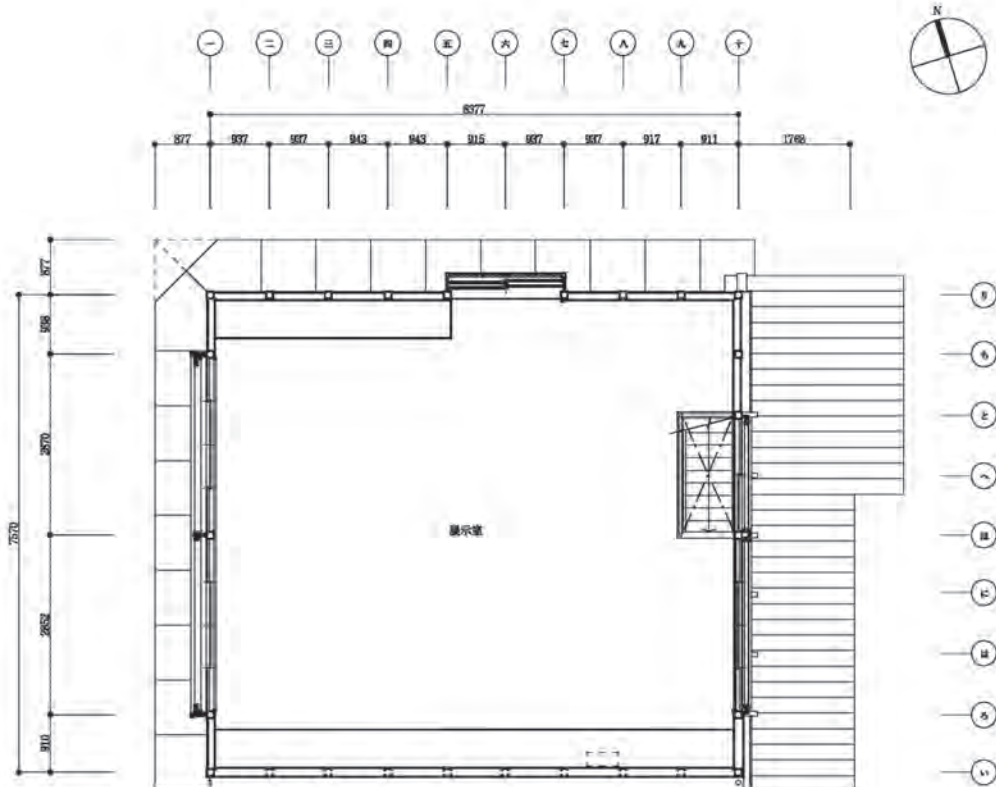
梁間断面図
(玄関土間-応接室)

S=1/100

③旧事務所
現状平面図

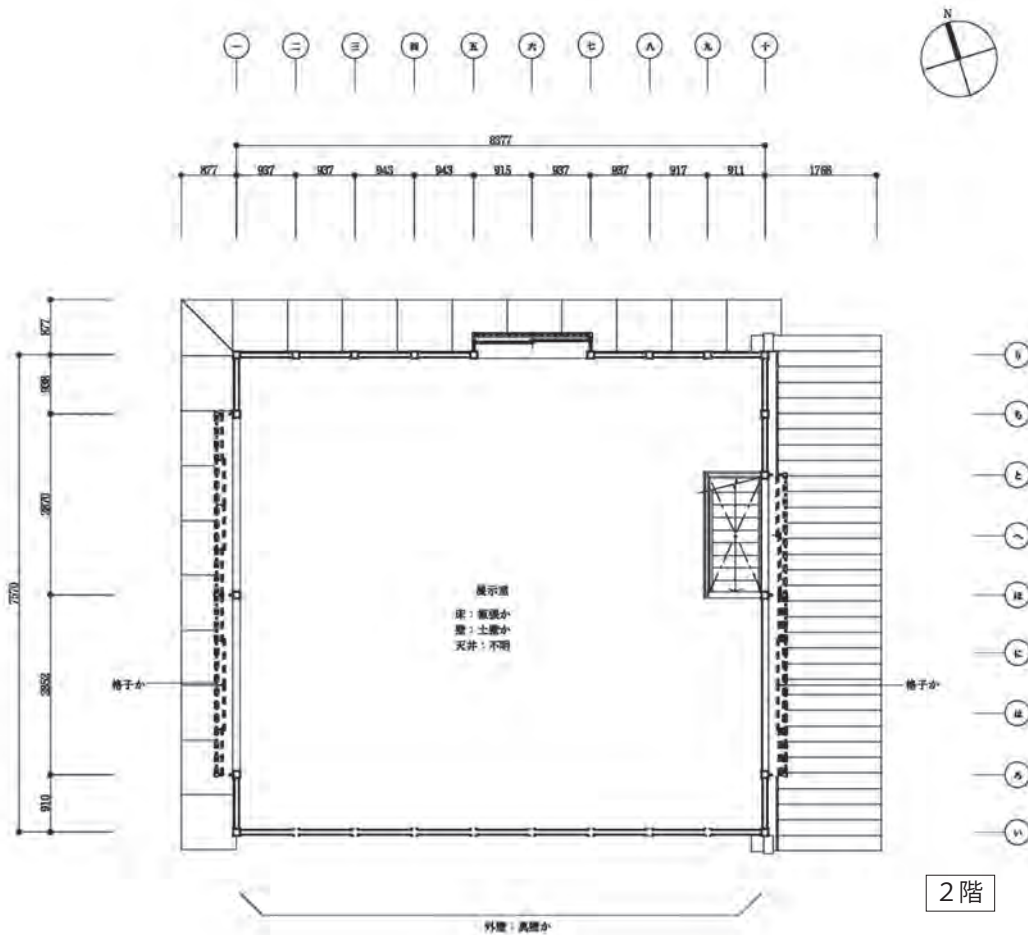
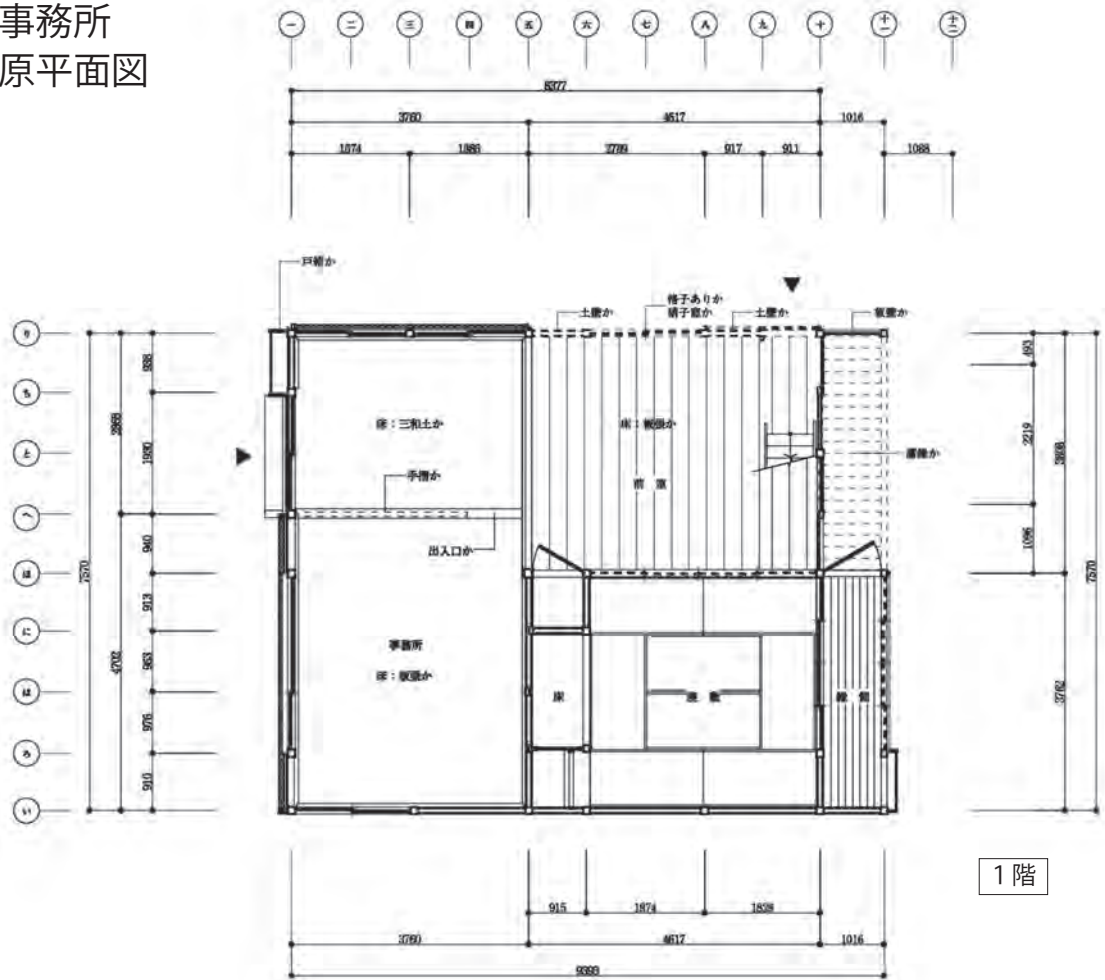


1階

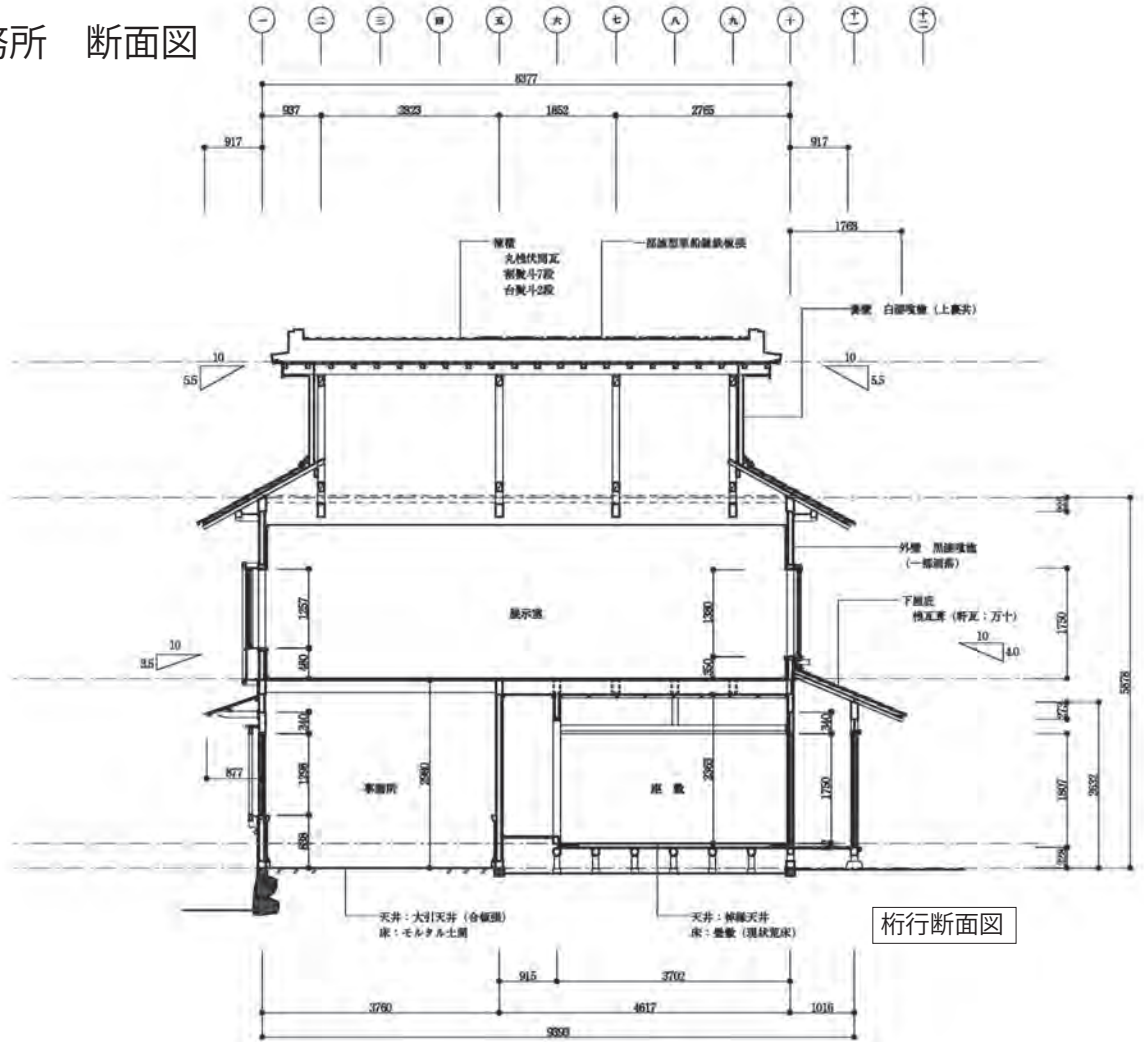


2階

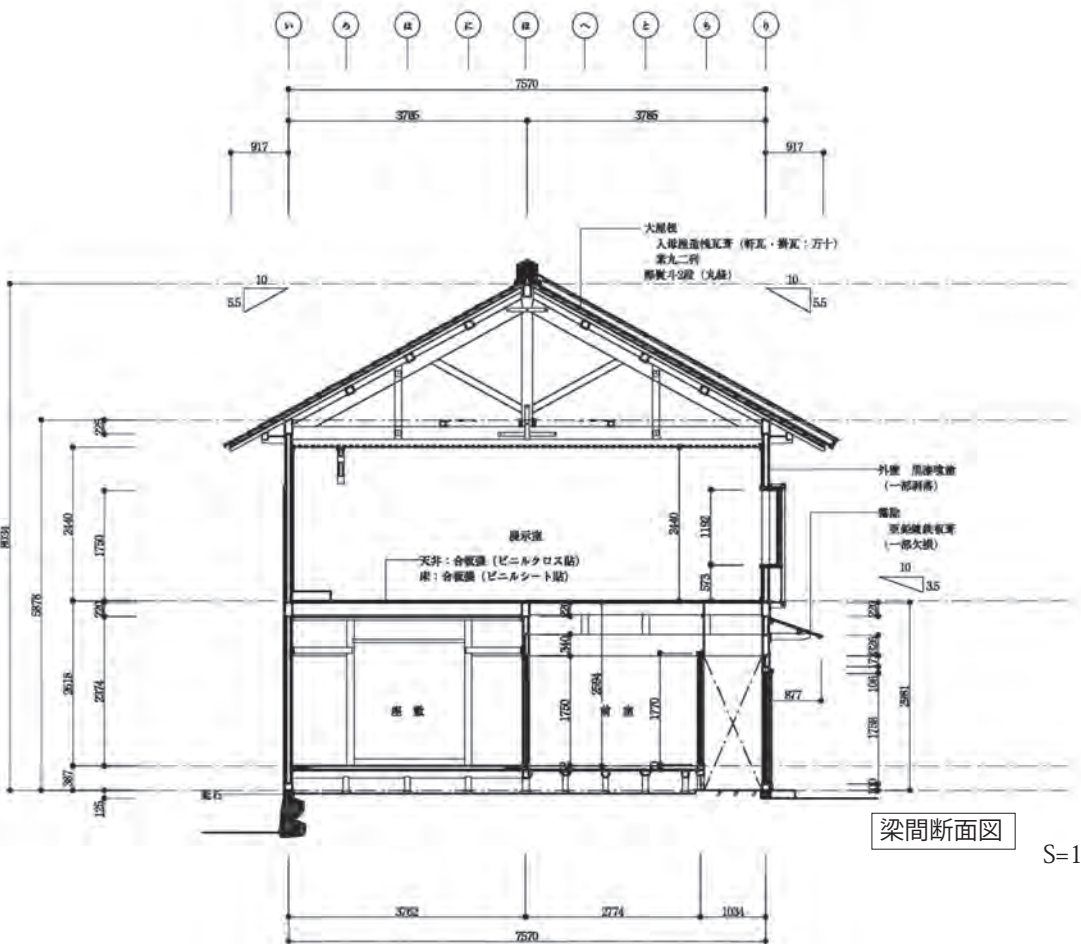
③旧事務所
復原平面図



③旧事務所 断面図

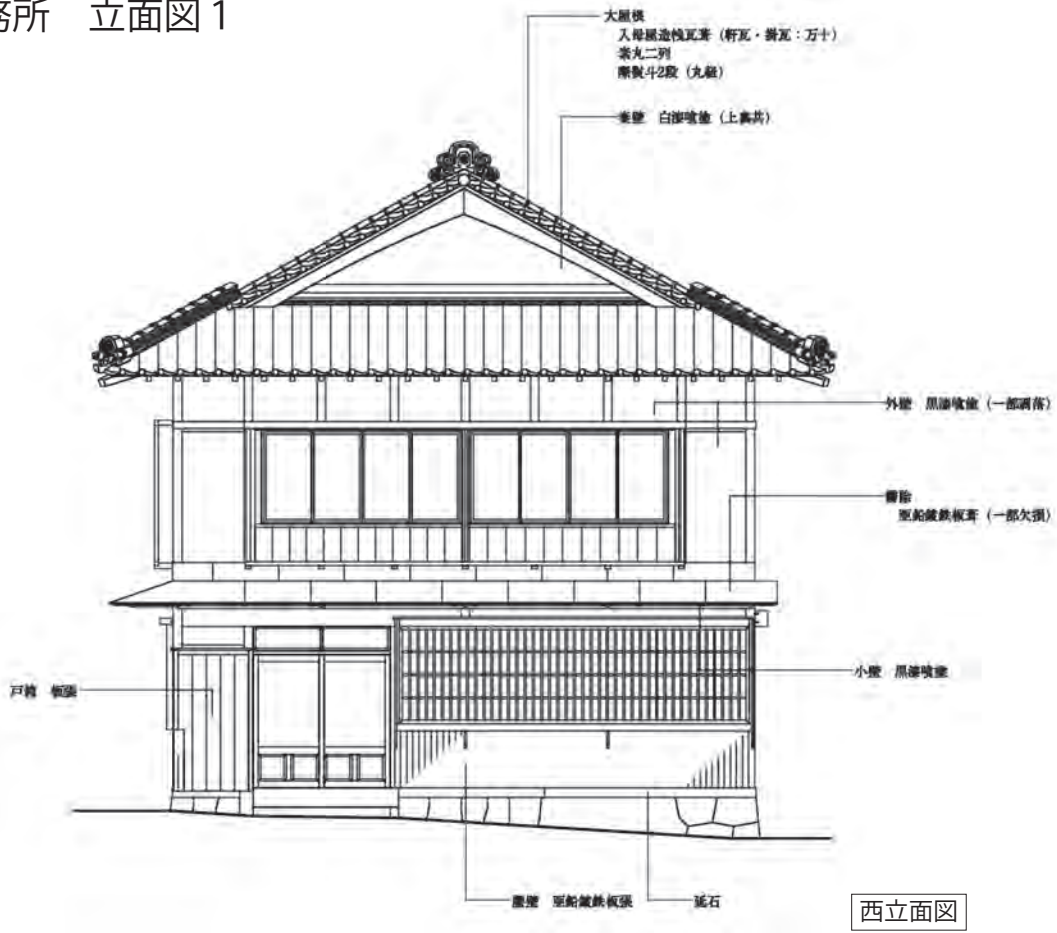


桁行断面図

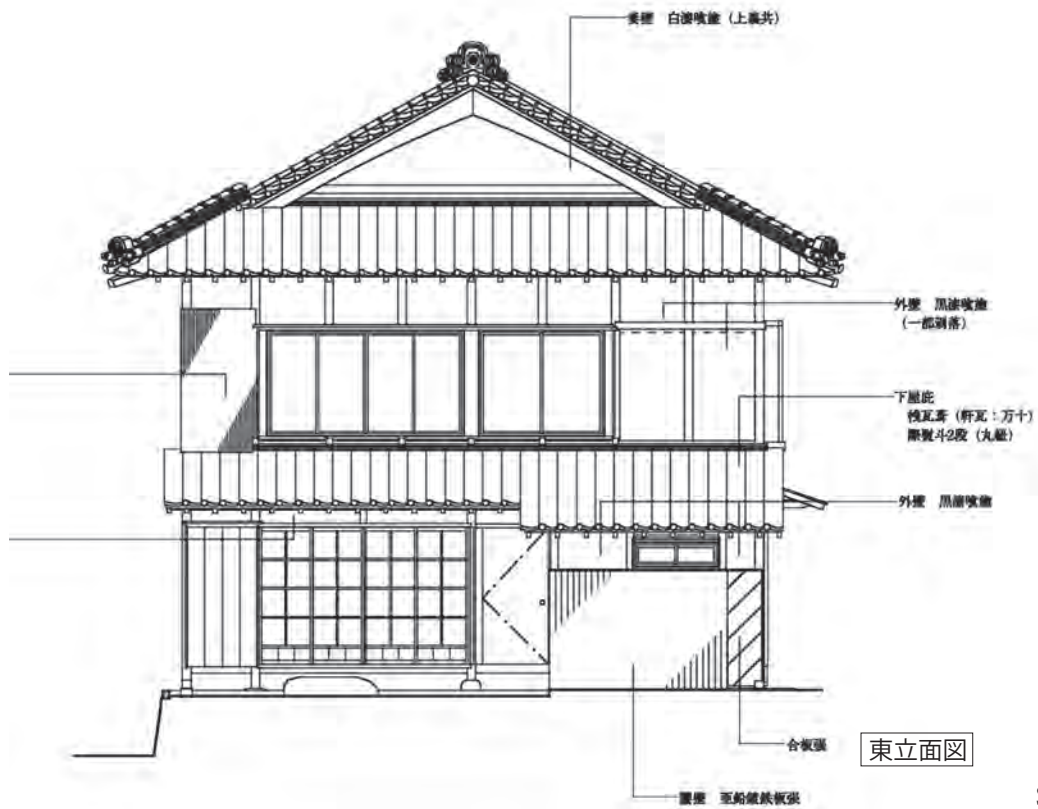


梁間断面図

③旧事務所 立面図1



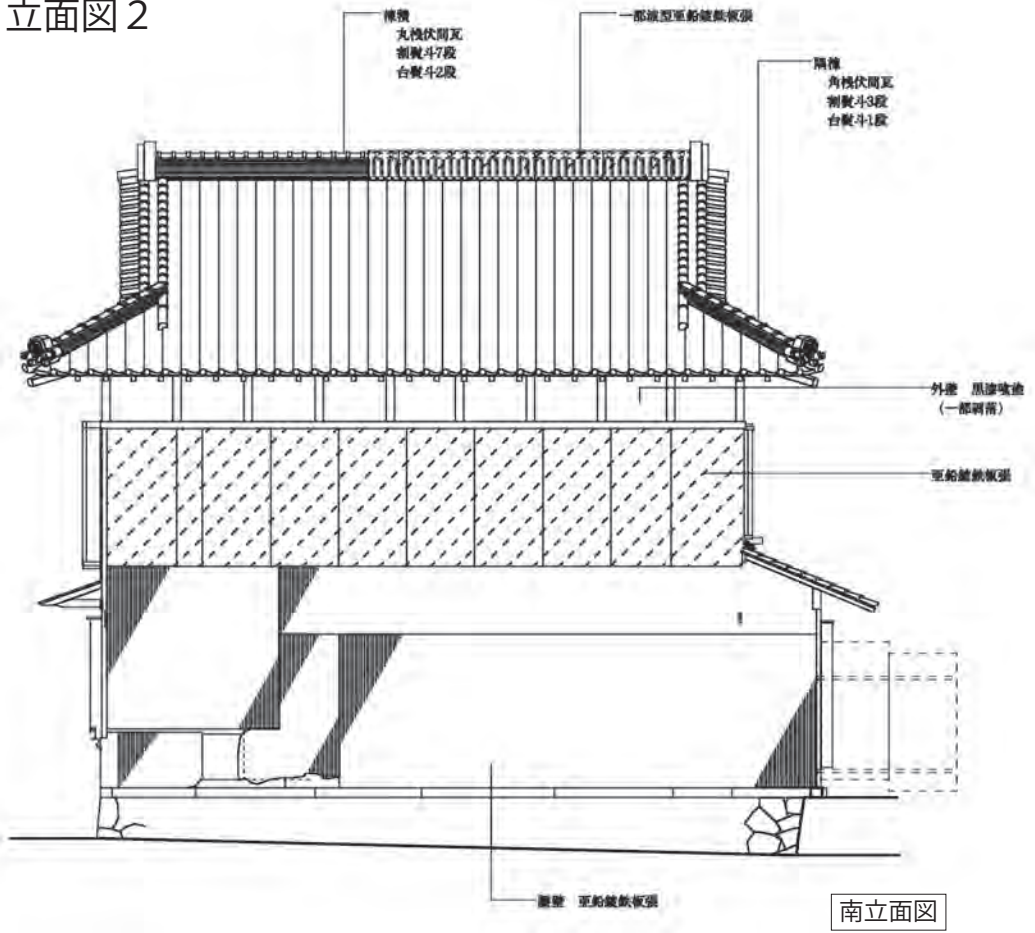
西立面図



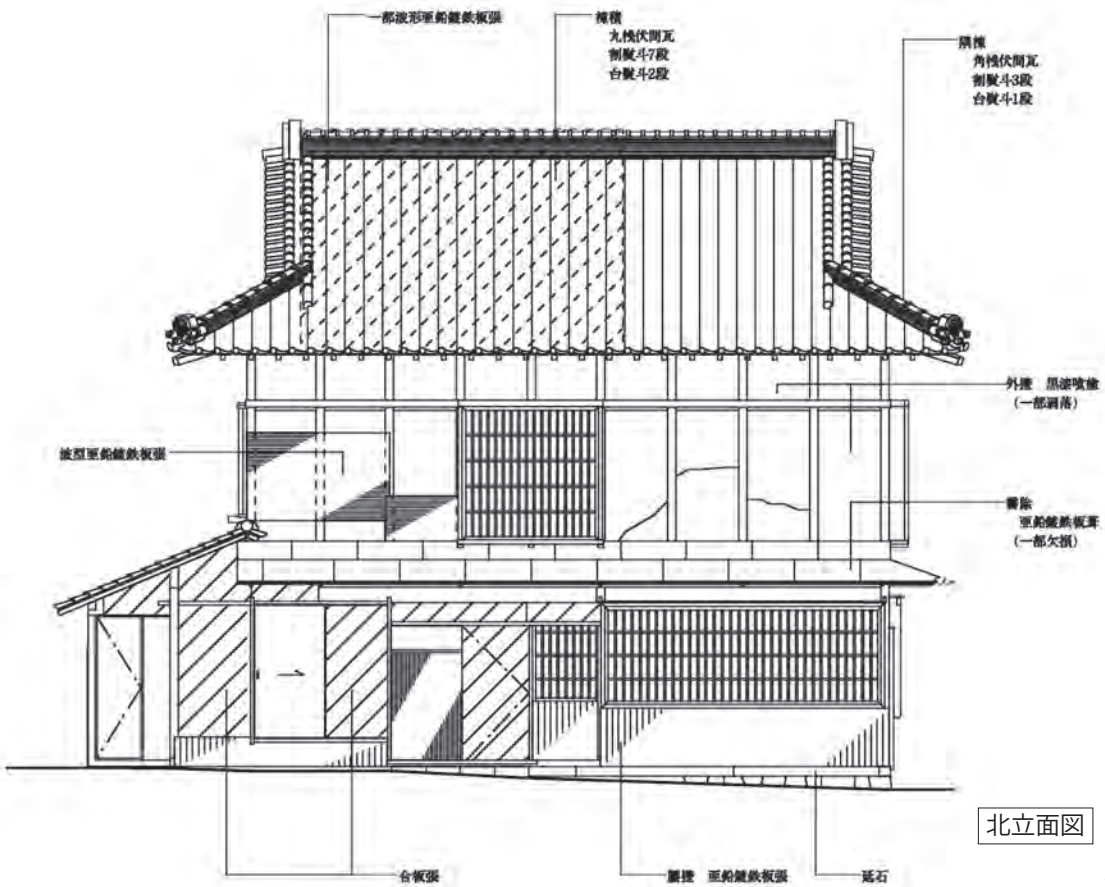
東立面図

S=1/100

③旧事務所 立面図2



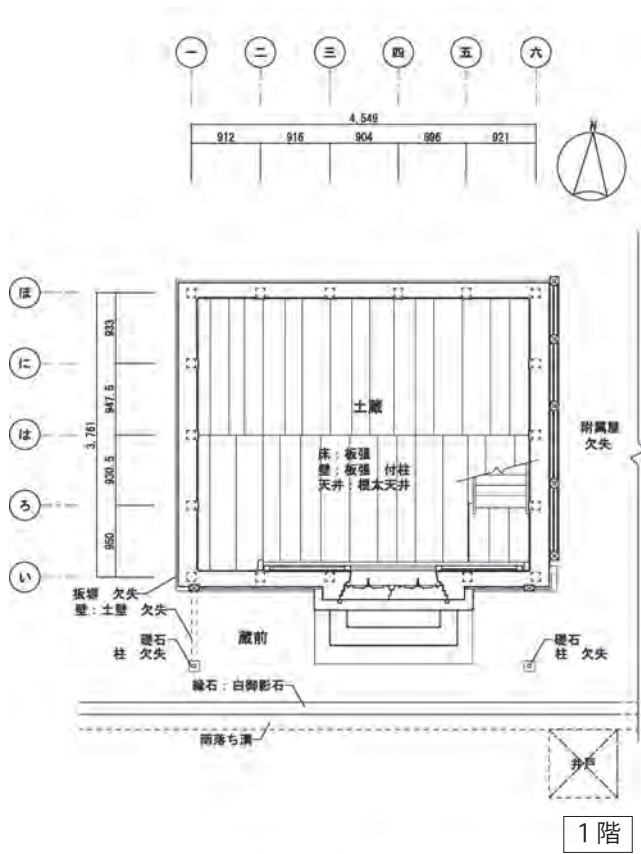
南立面図



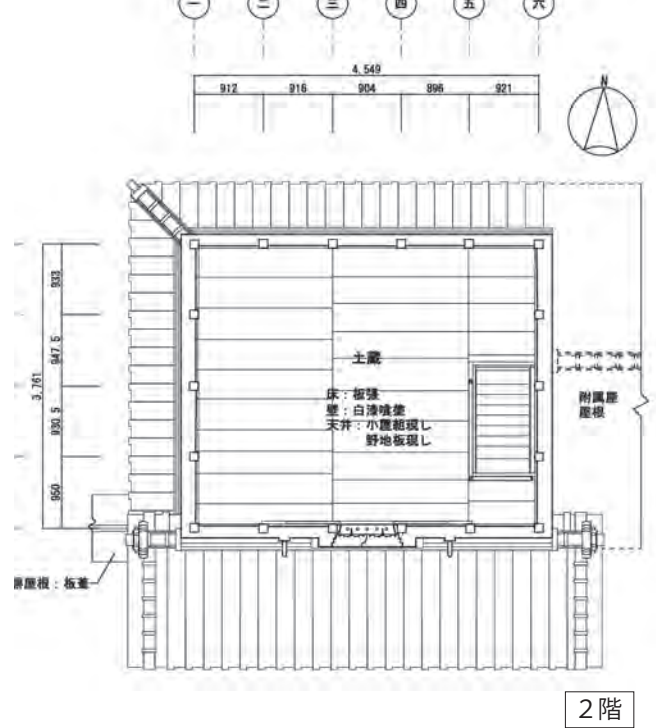
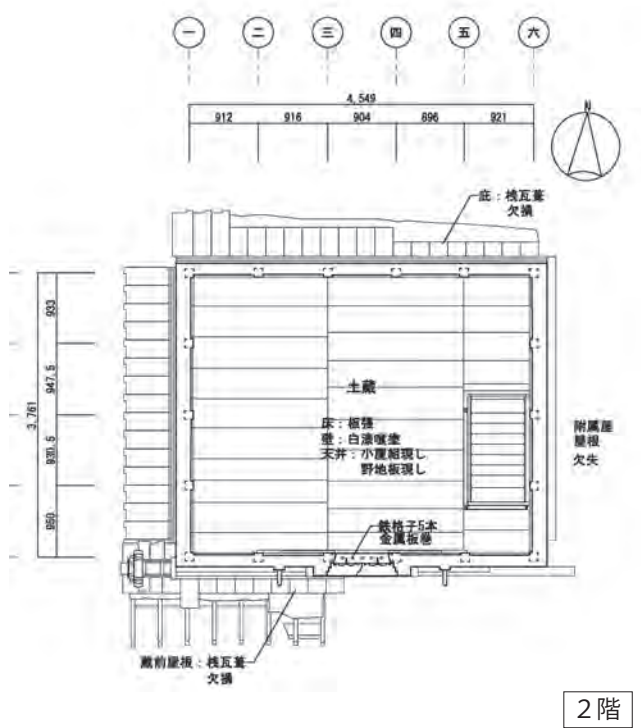
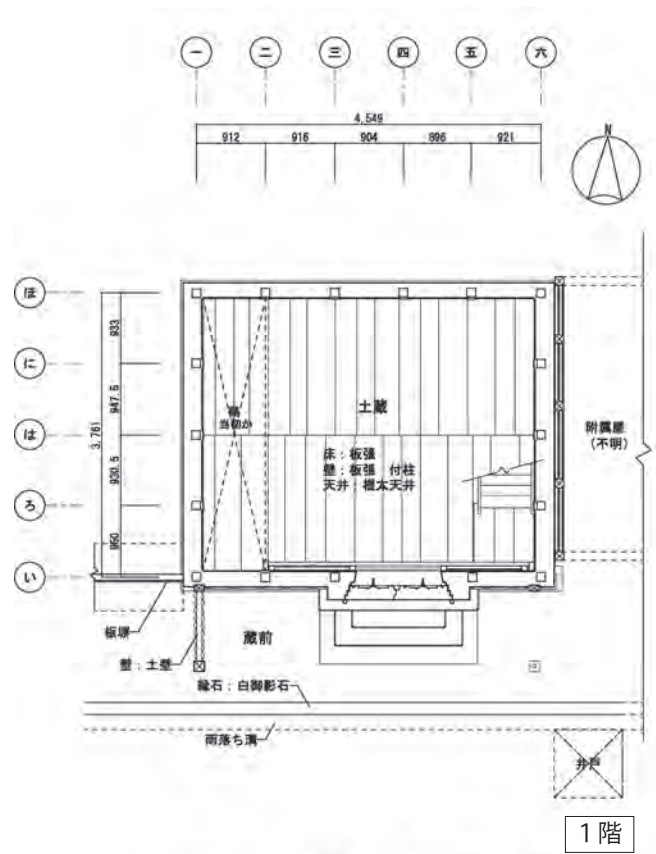
北立面図

S=1/100

④土蔵 現状平面図

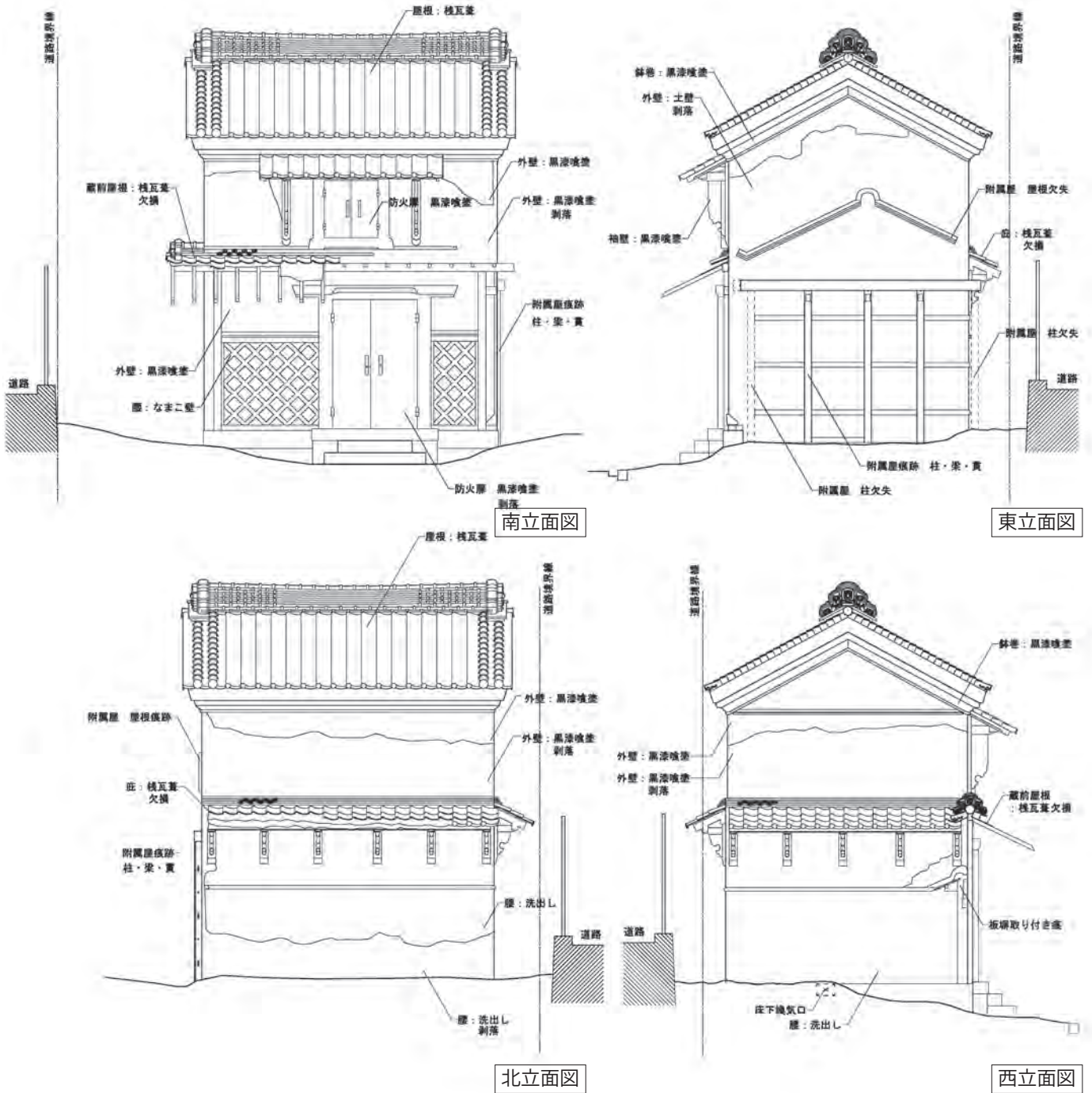


④土蔵 復原平面図



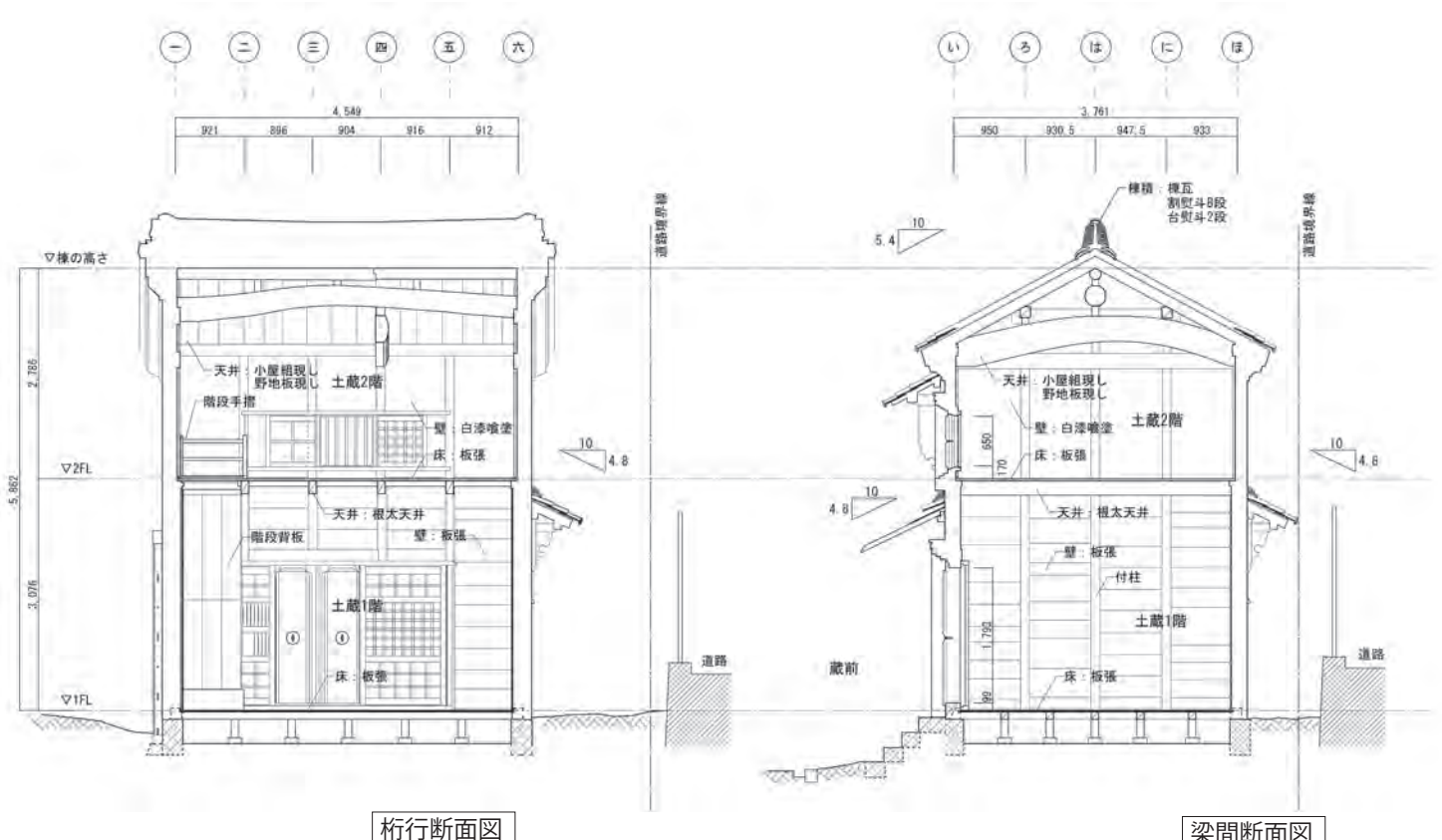
S=1/100

④土蔵 立面図



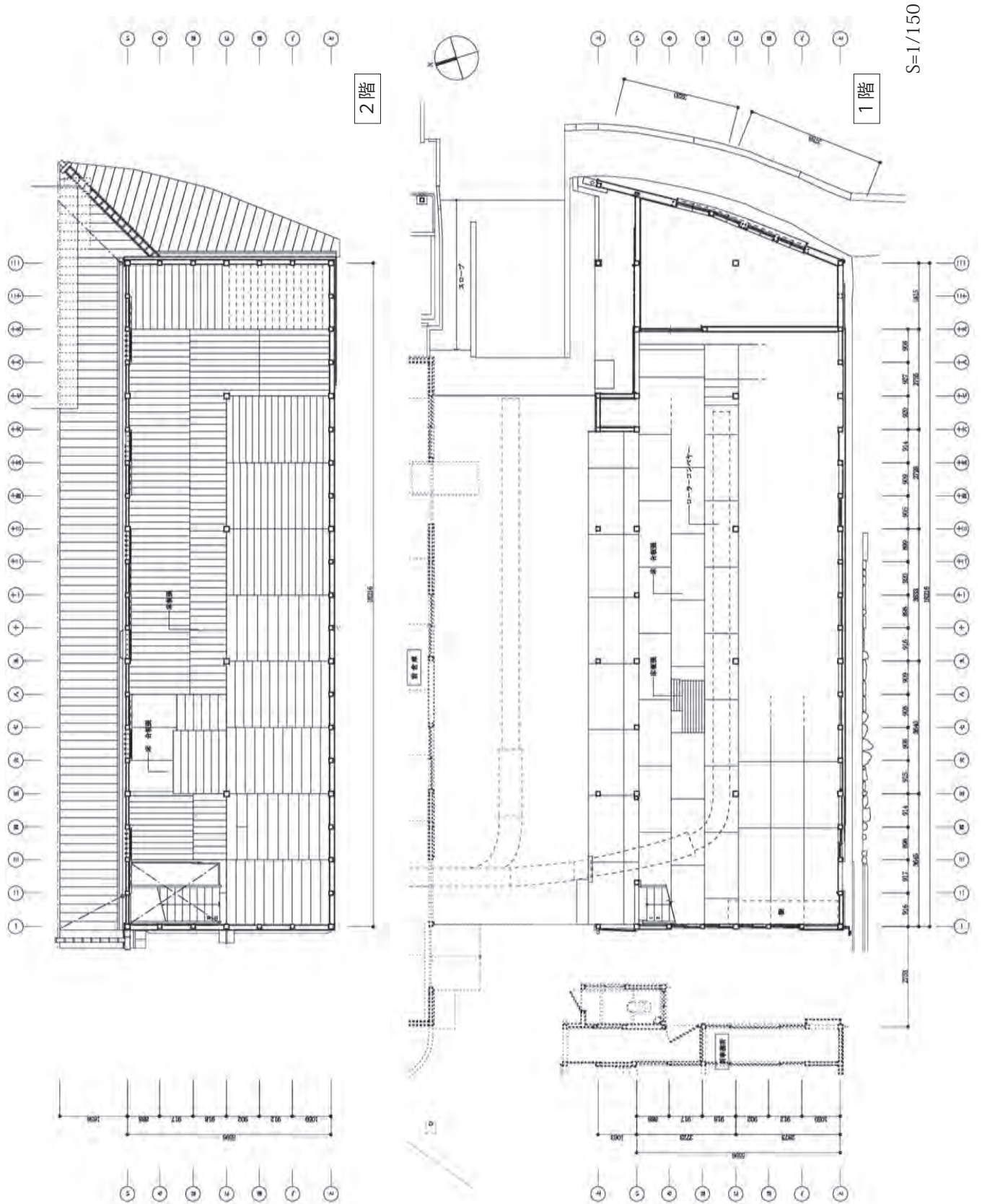
S=1/100

④土蔵 断面図

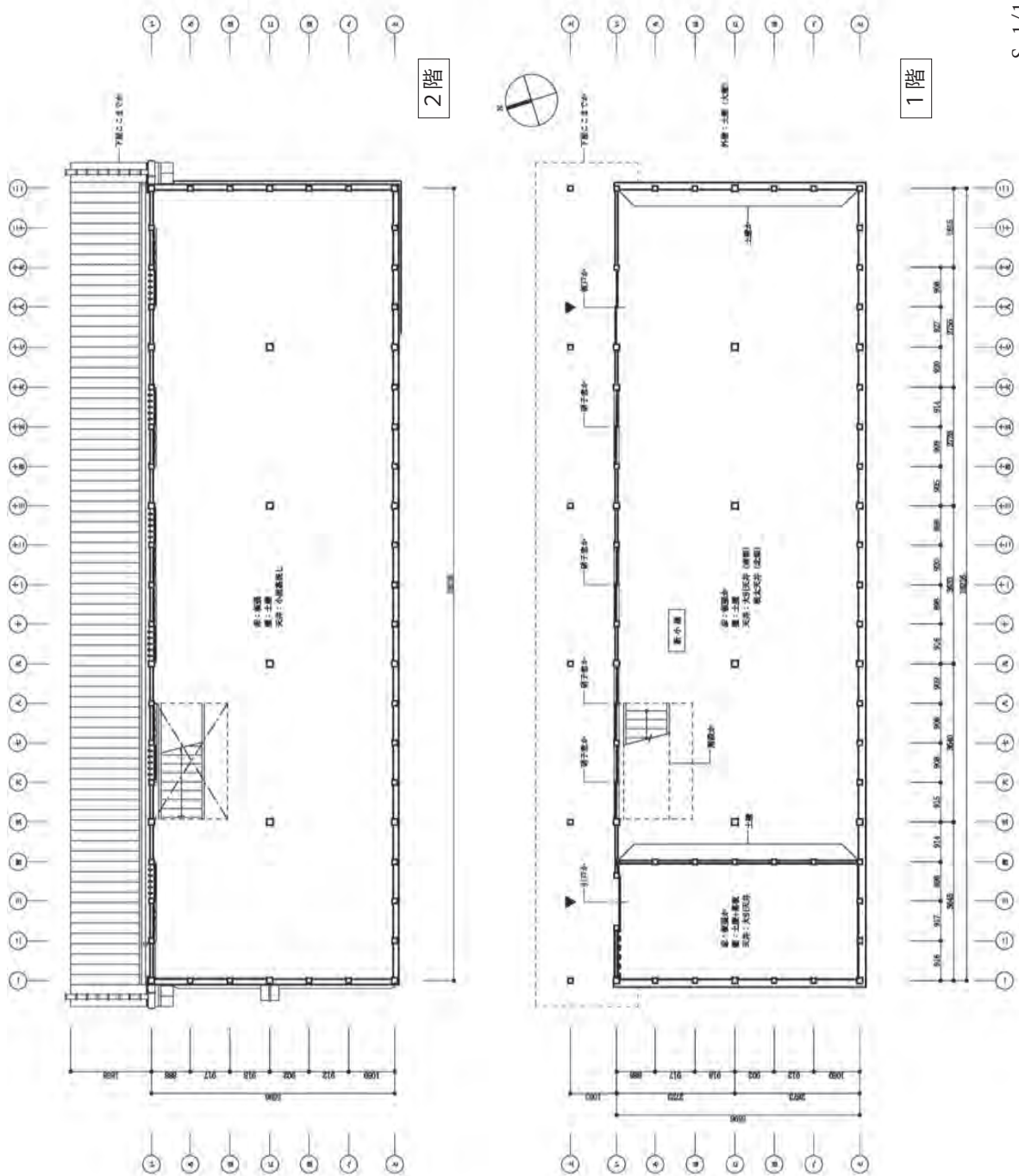


S=1/100

⑤新小屋 現状平面図

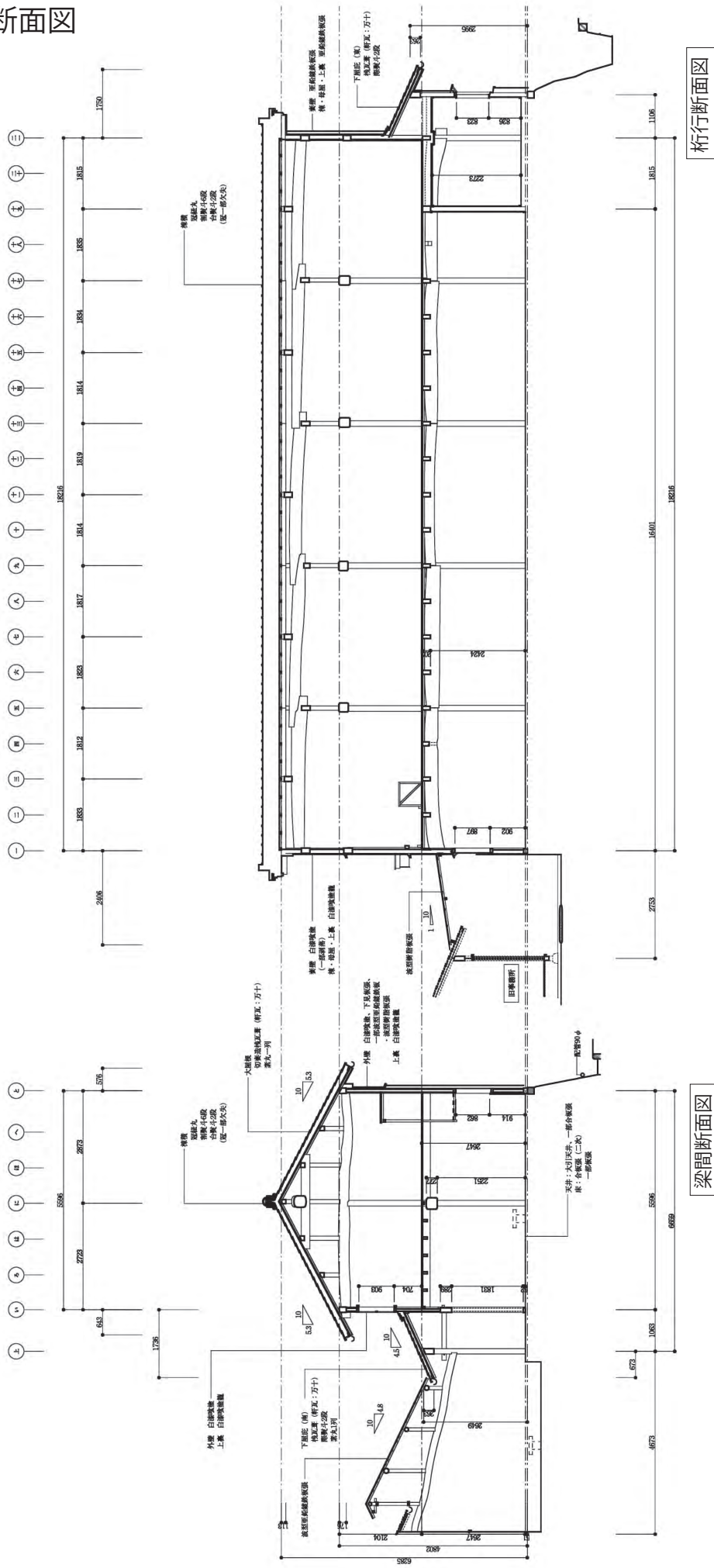


⑤新小屋 復原平面図



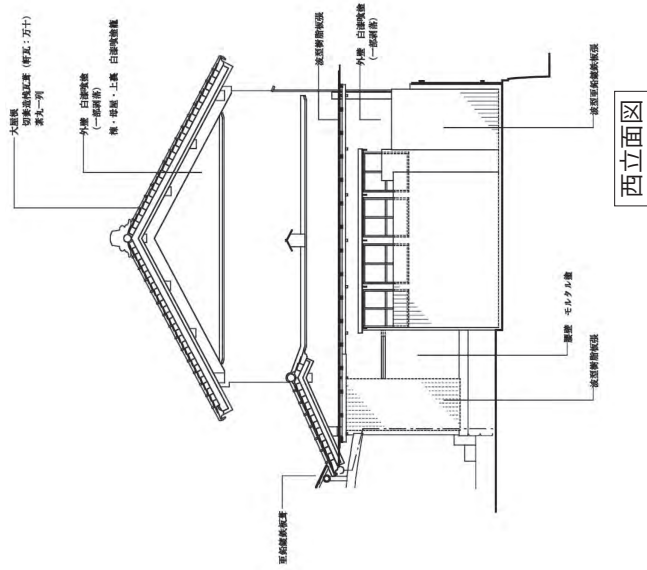
S=1/150

⑤新小屋 断面図



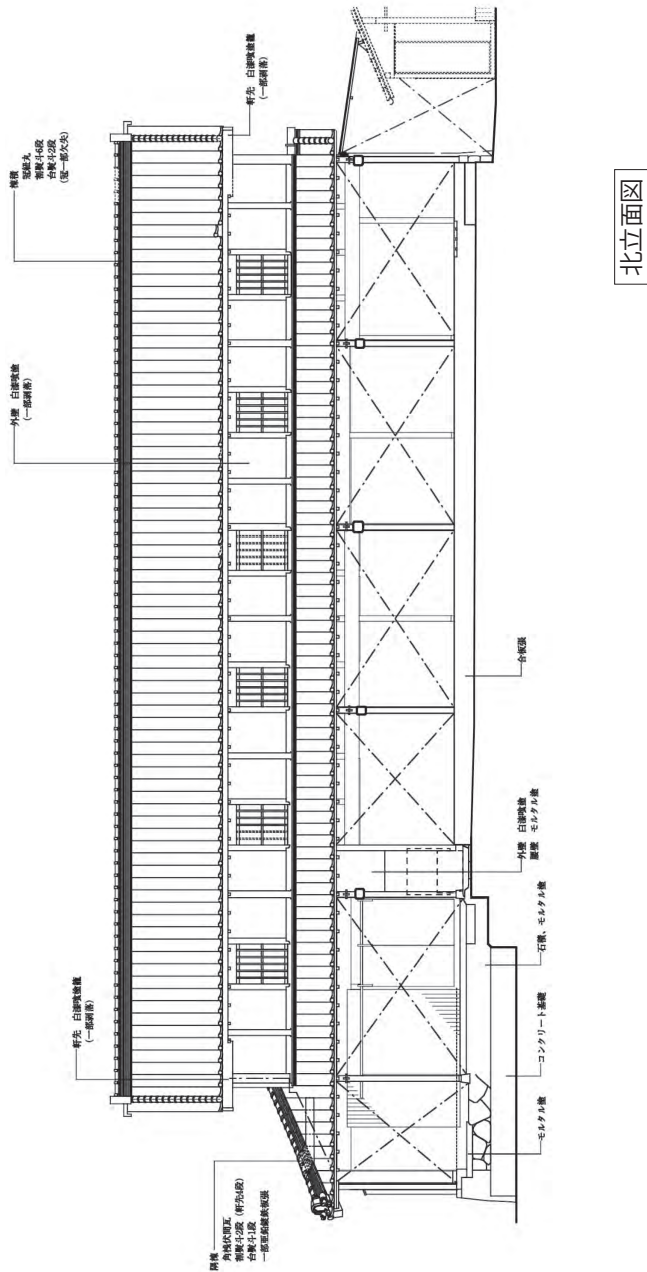
S=1/150

⑤新小屋 立面図1



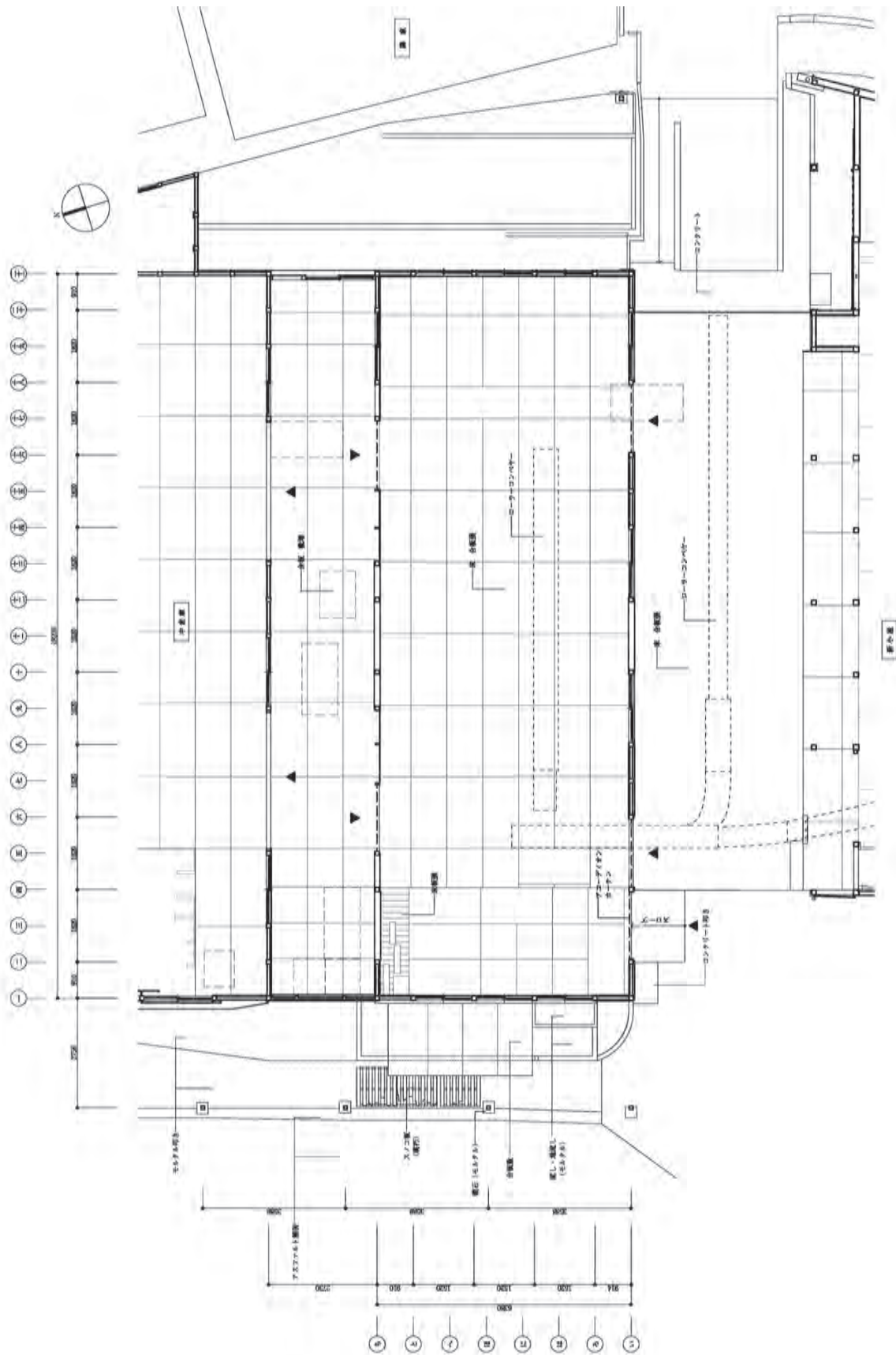
西立面図

S=1/150



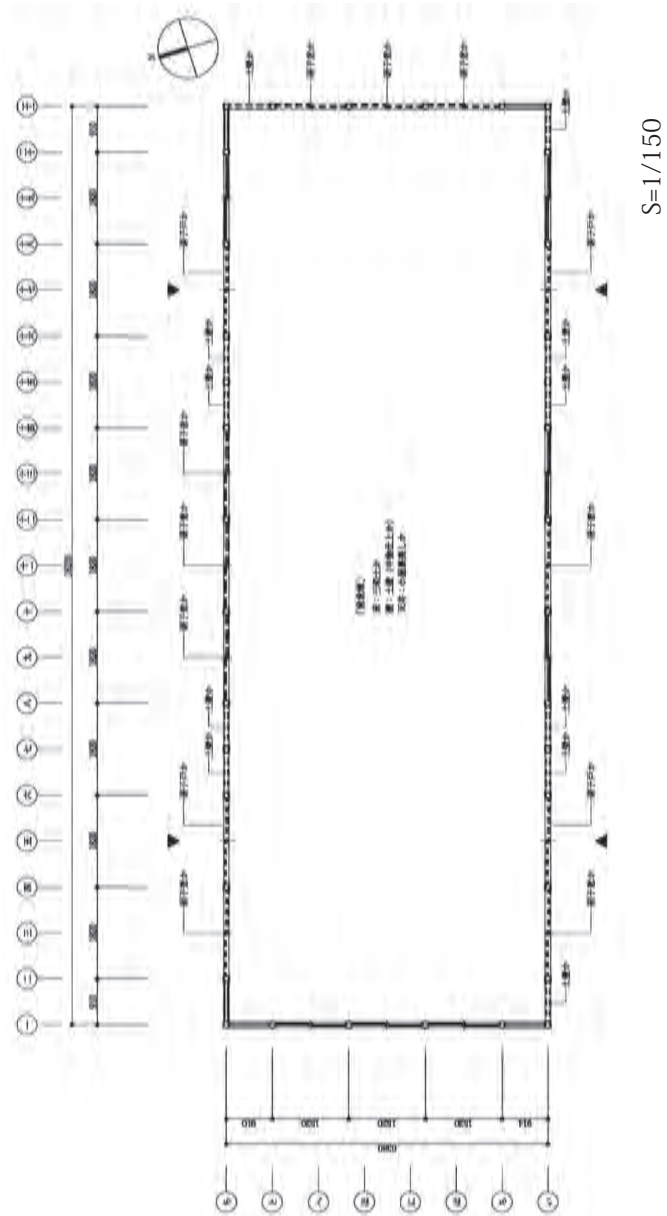
北立面図

⑥前倉庫 現状平面図

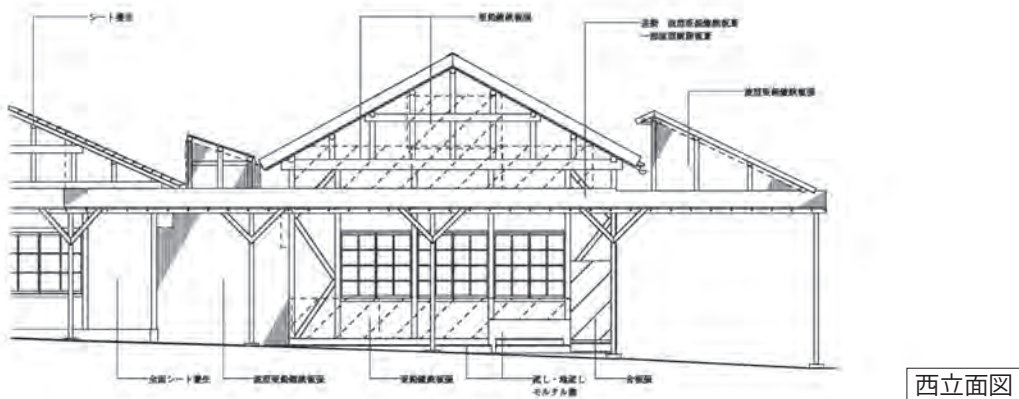
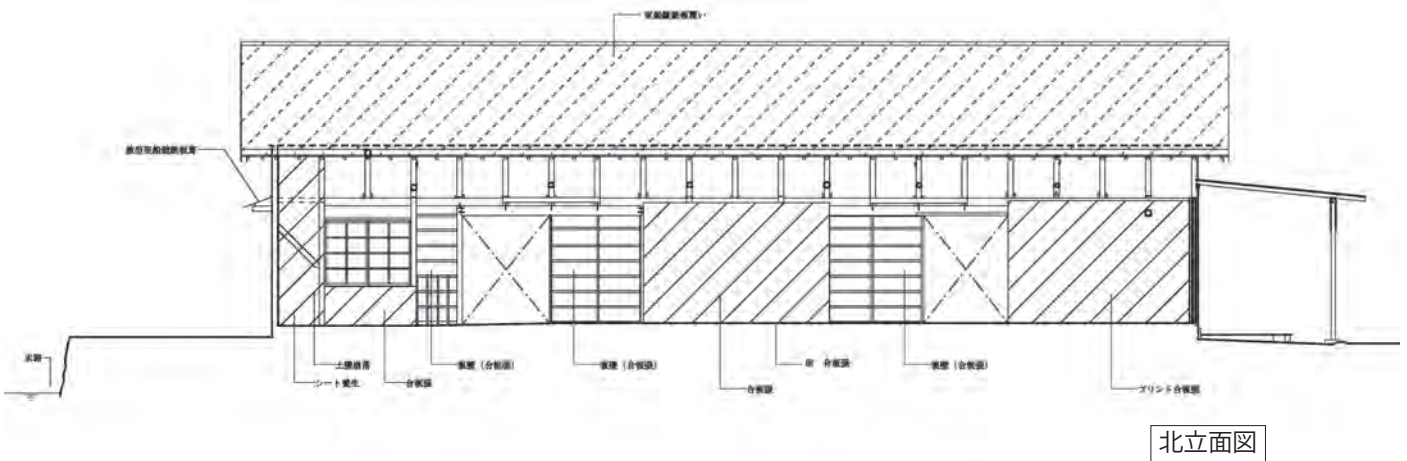
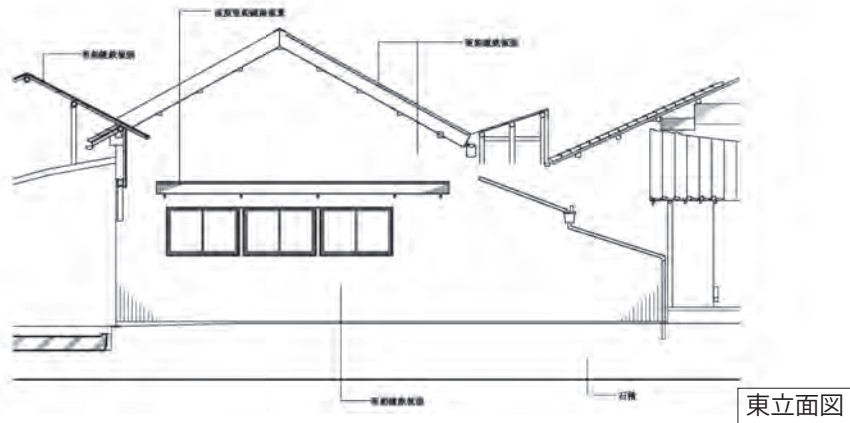
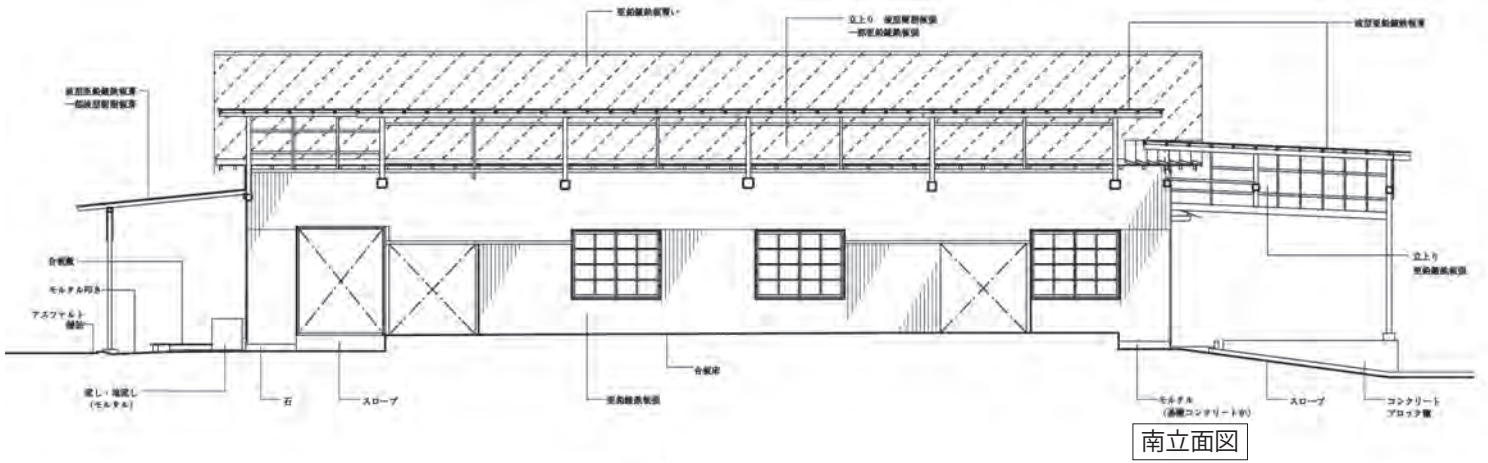


S=1/150

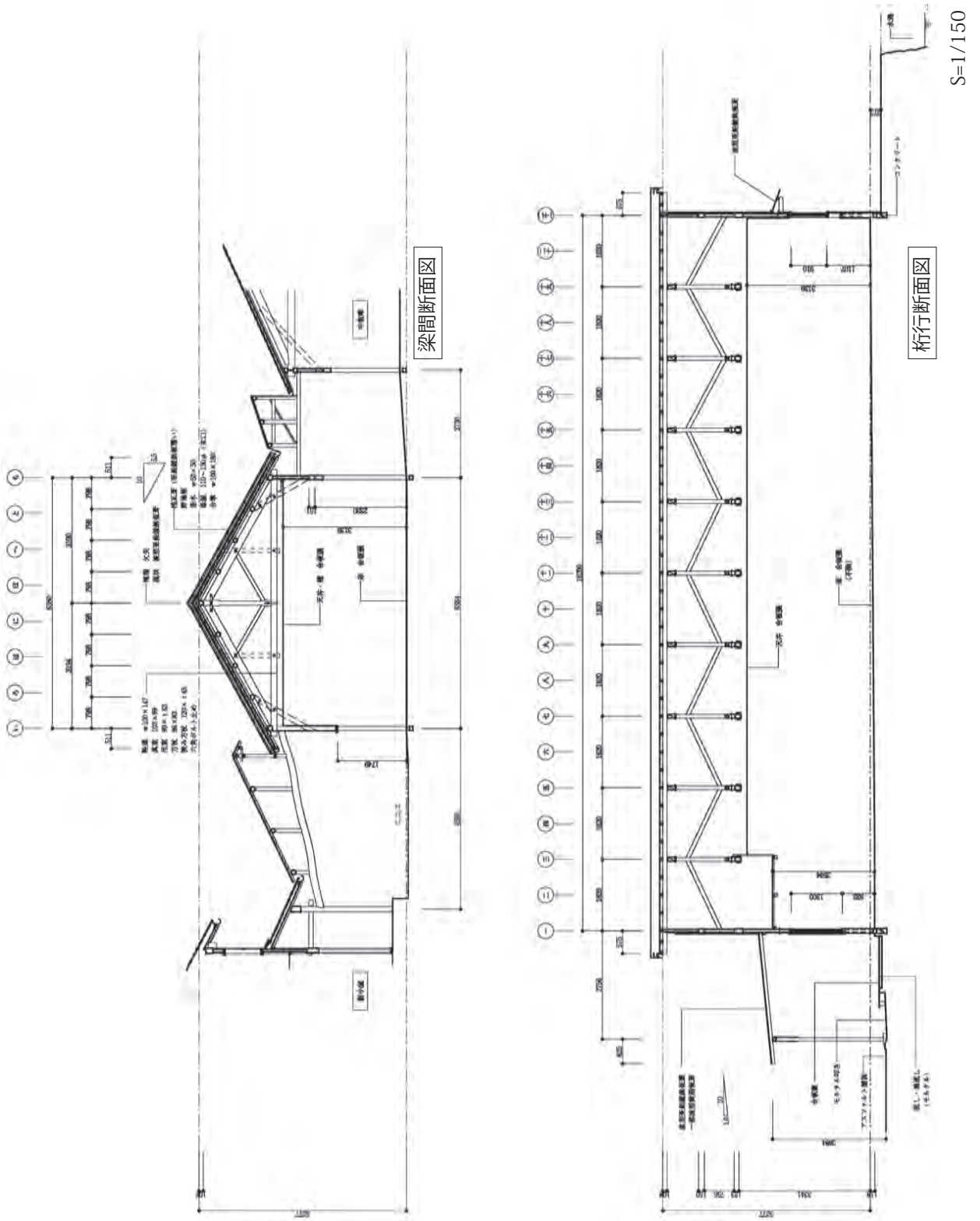
⑥前倉庫 復原平面図



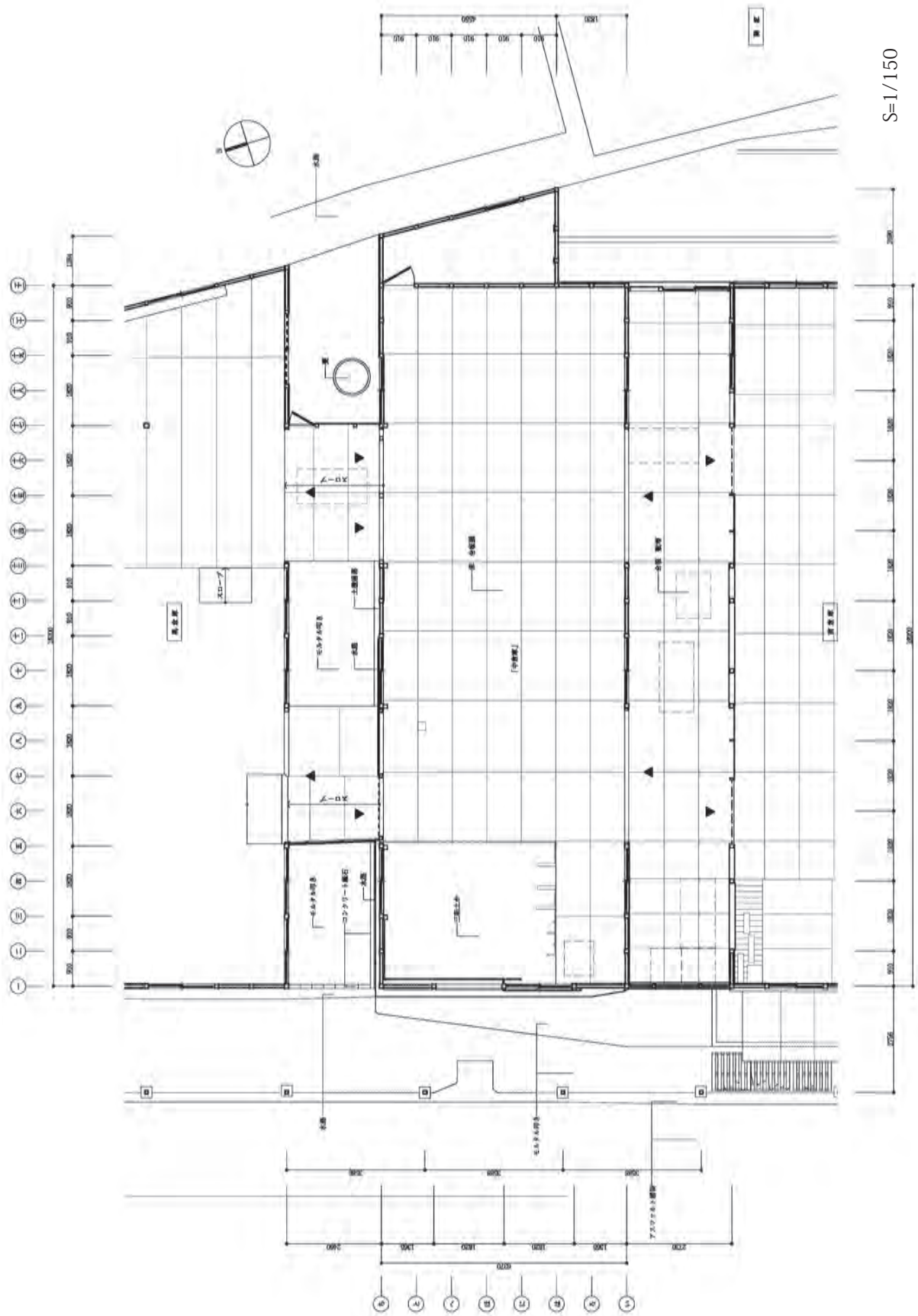
⑥前倉庫 立面図



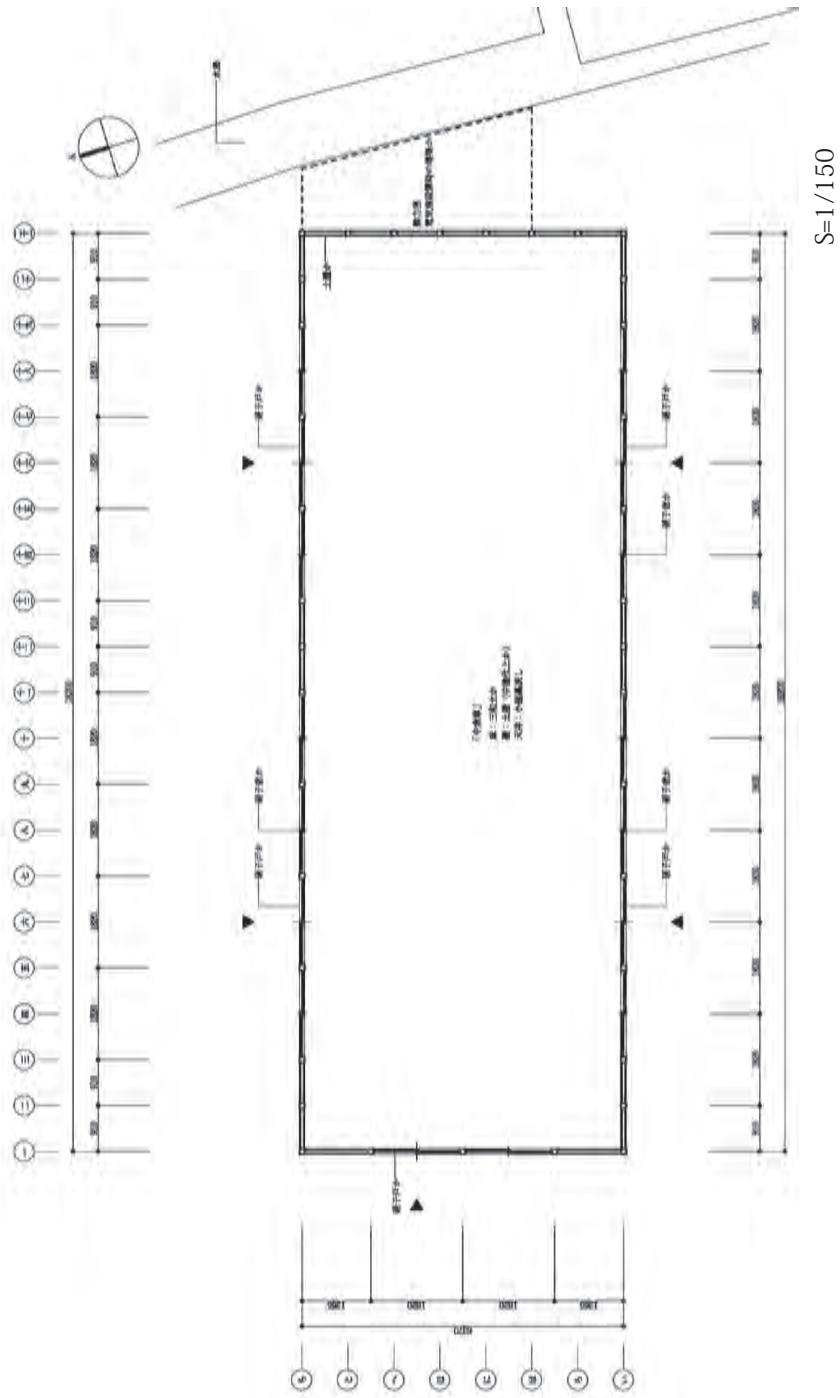
⑥前倉庫 断面図



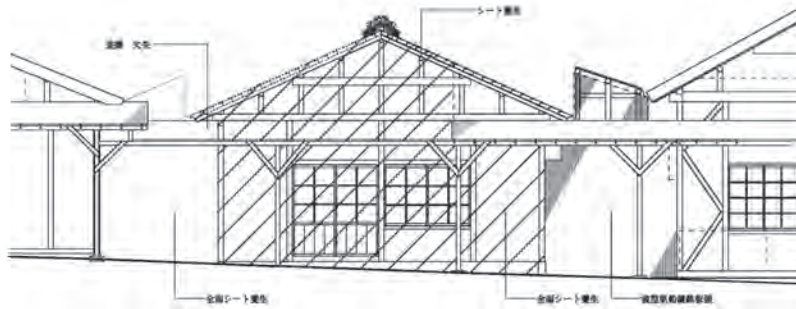
⑦中倉庫 現状平面図



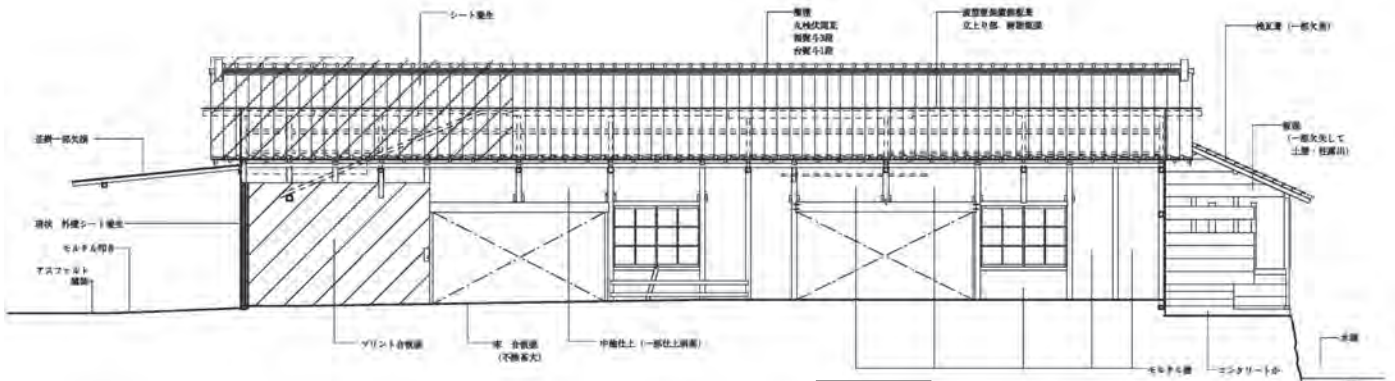
⑦中倉庫 復原平面図



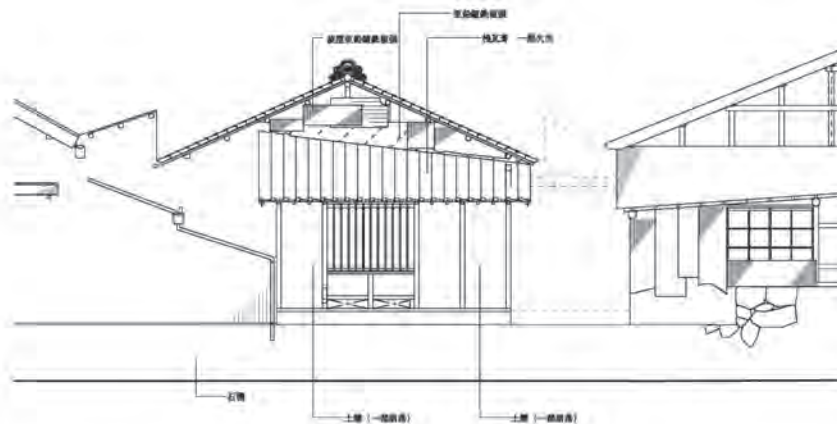
⑦中倉庫 立面図



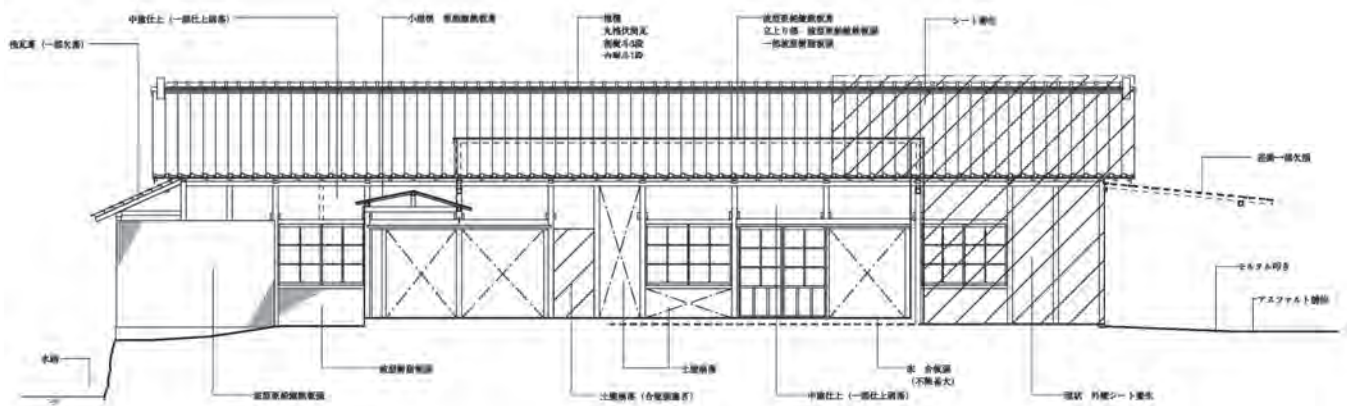
西立面図



南立面図

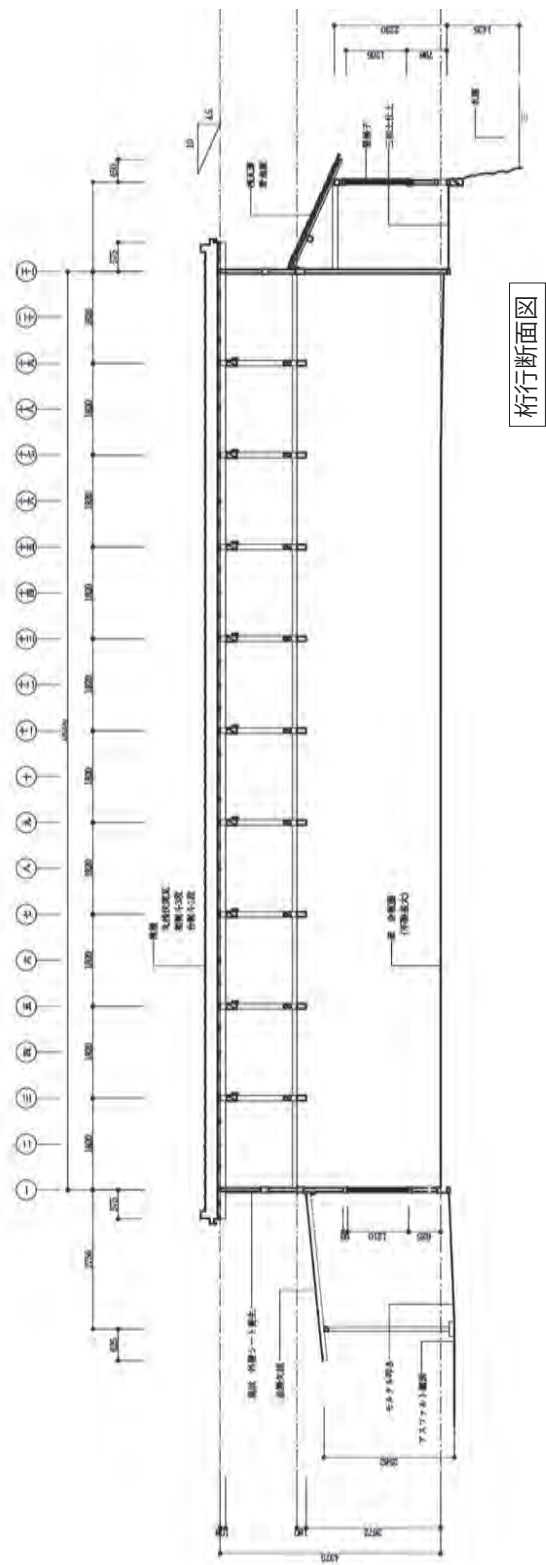
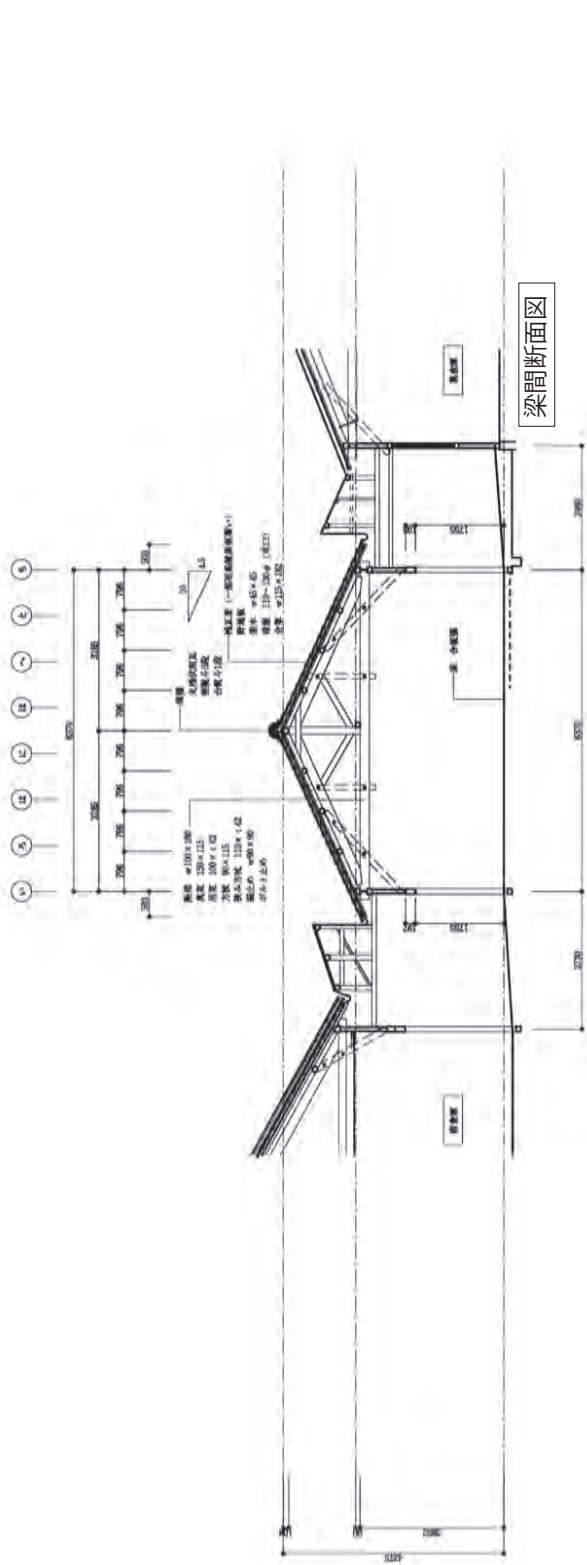


東立面図



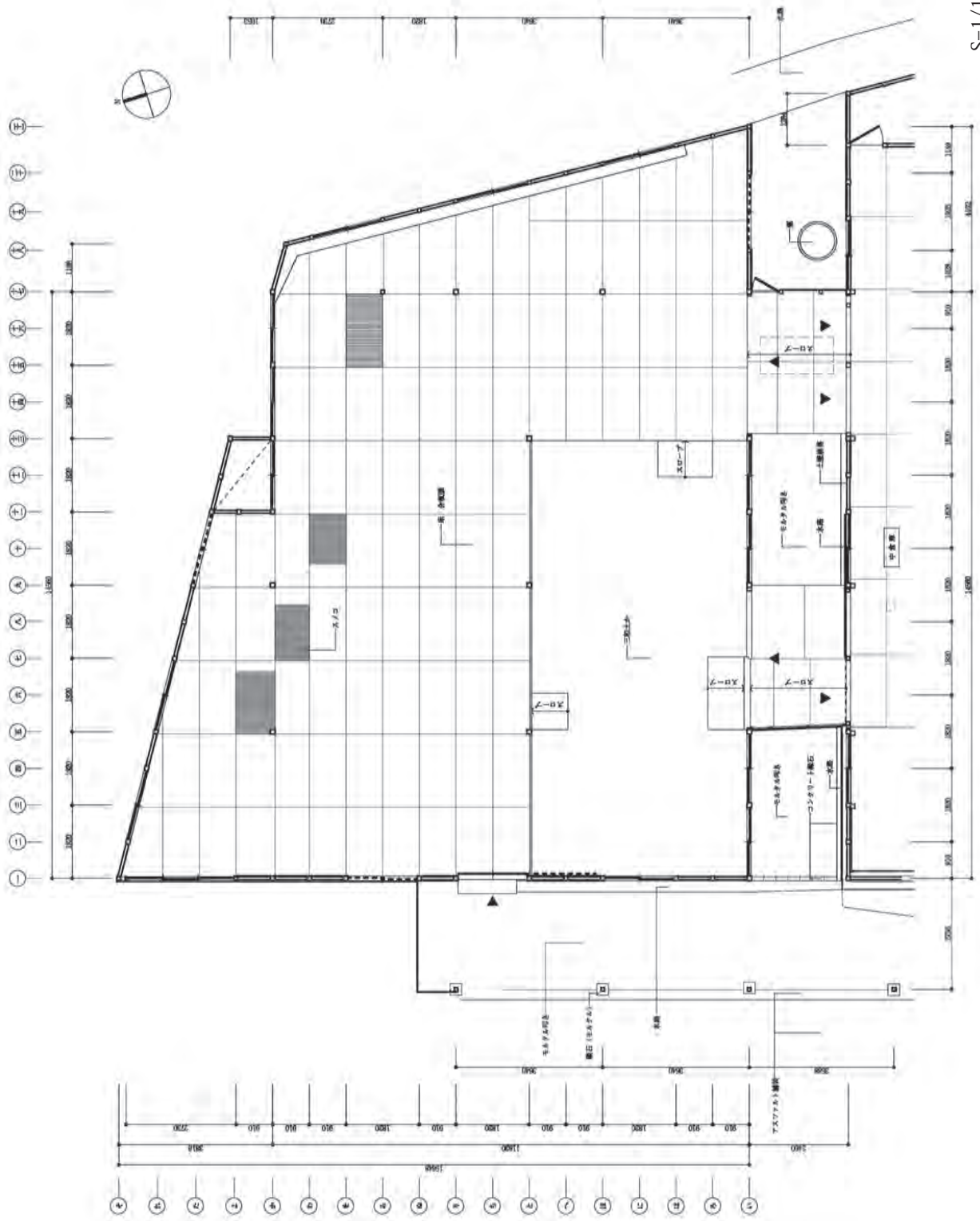
北立面図

⑦中倉庫 断面図



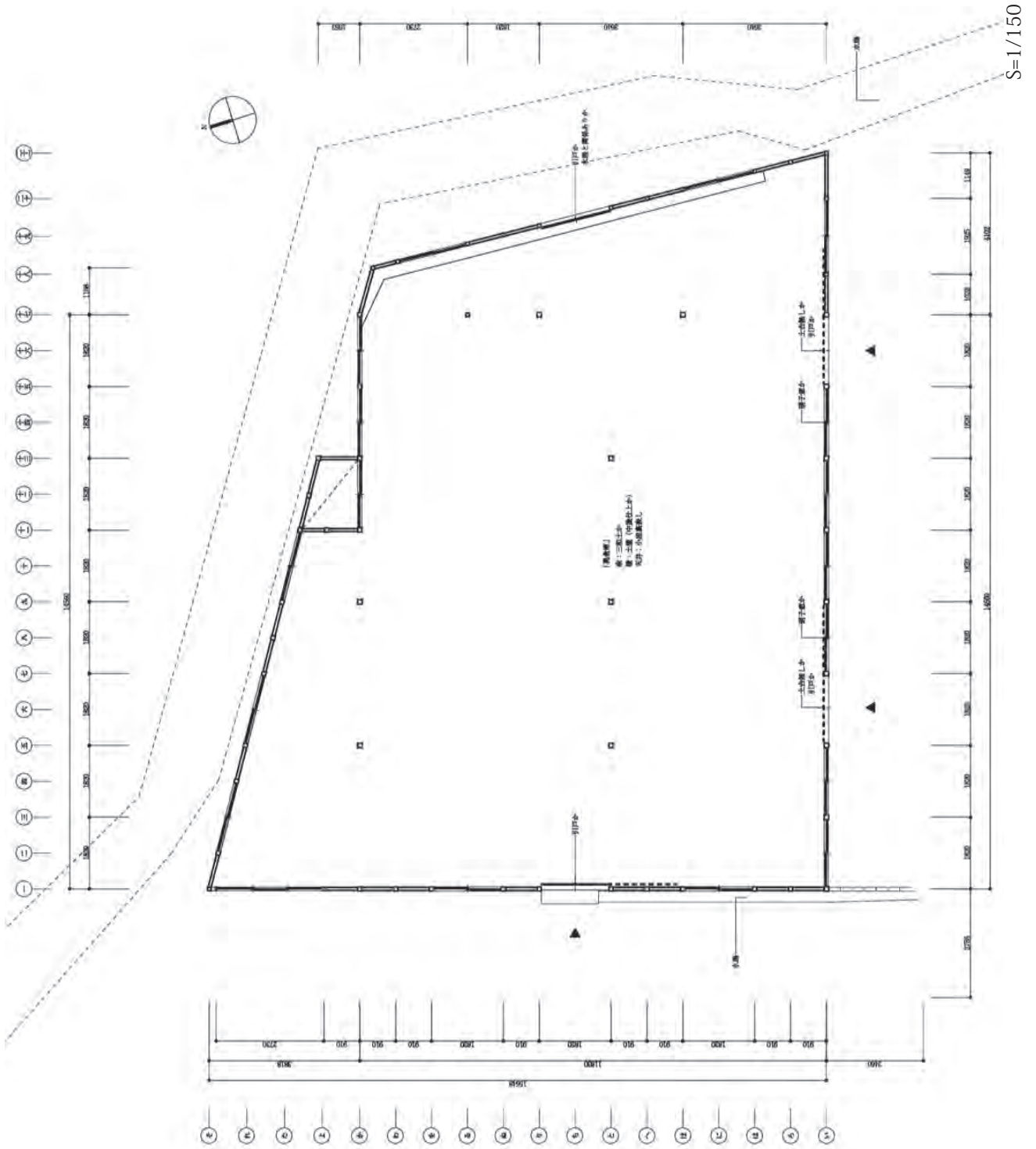
S=1/150

⑧奥倉庫 現状平面図

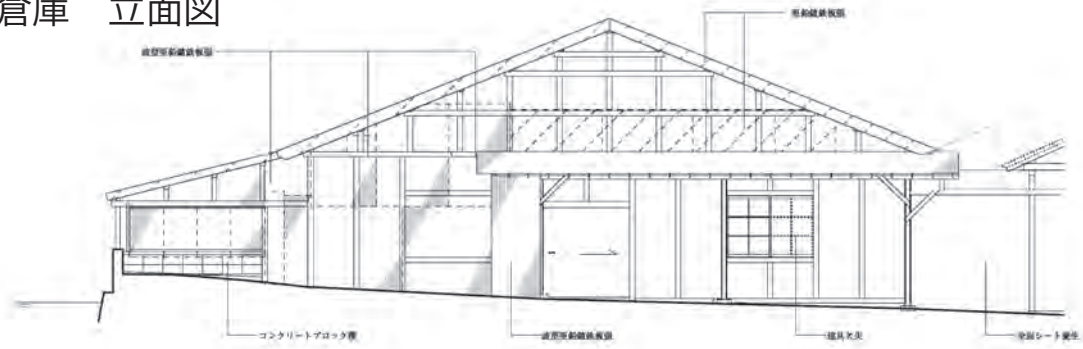


S=1/150

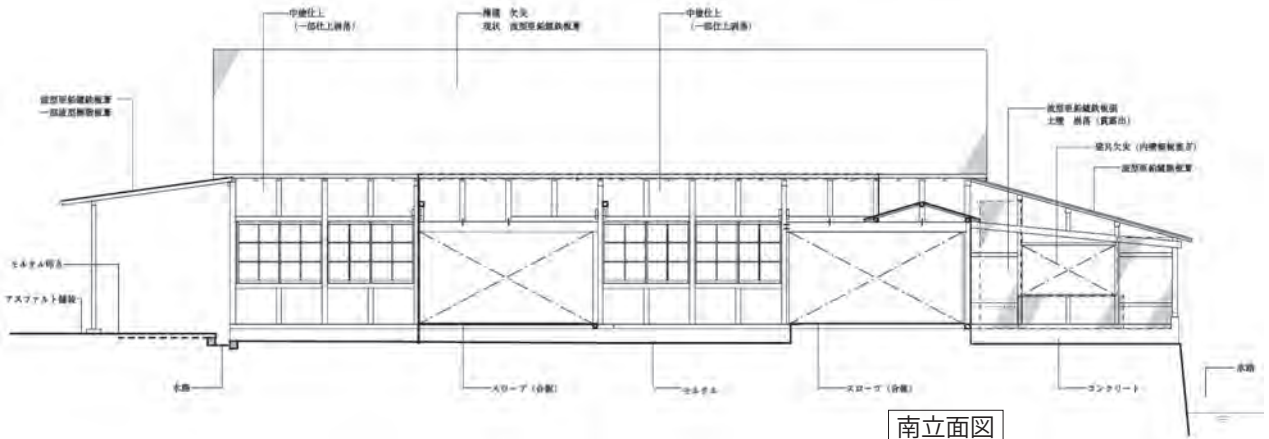
⑧奥倉庫 復原平面図



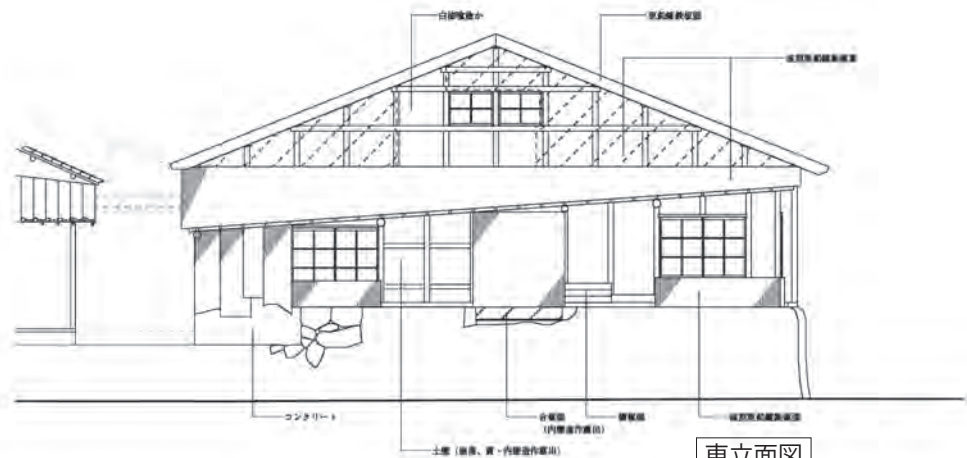
⑧奥倉庫 立面図



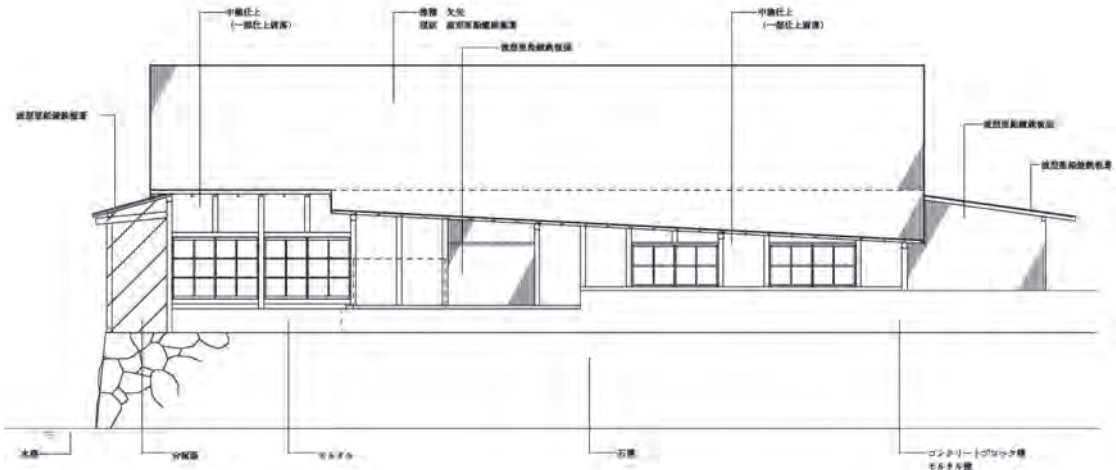
西立面図



南立面図

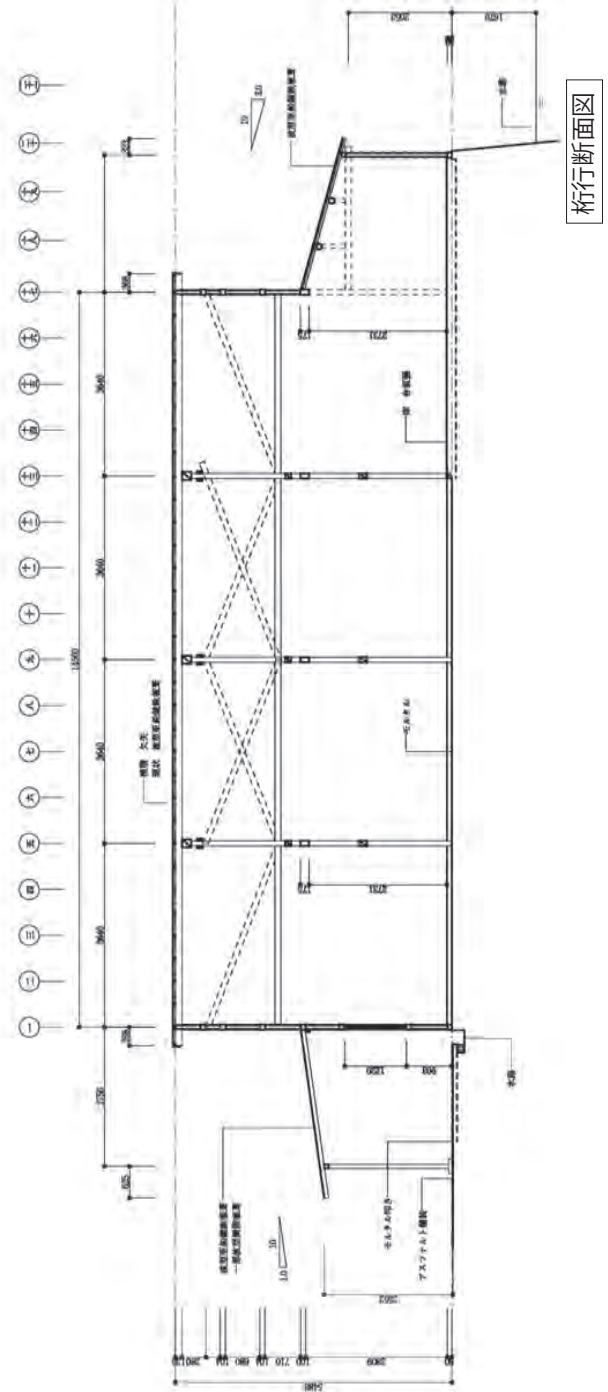
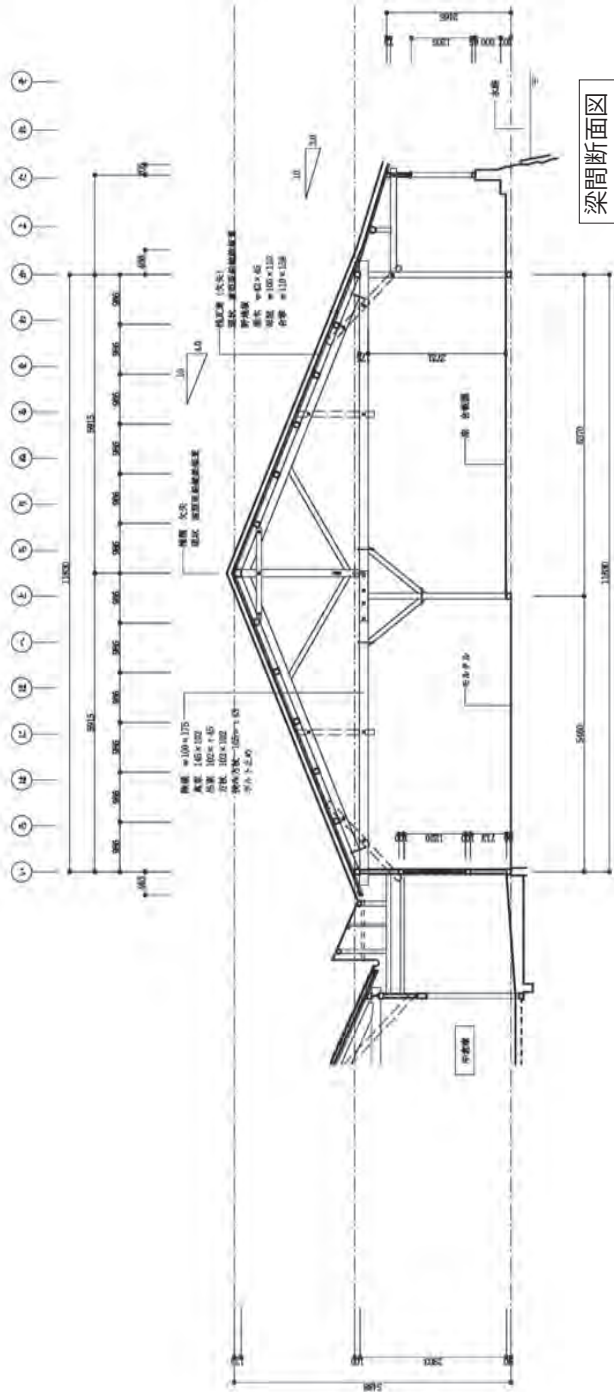


東立面図



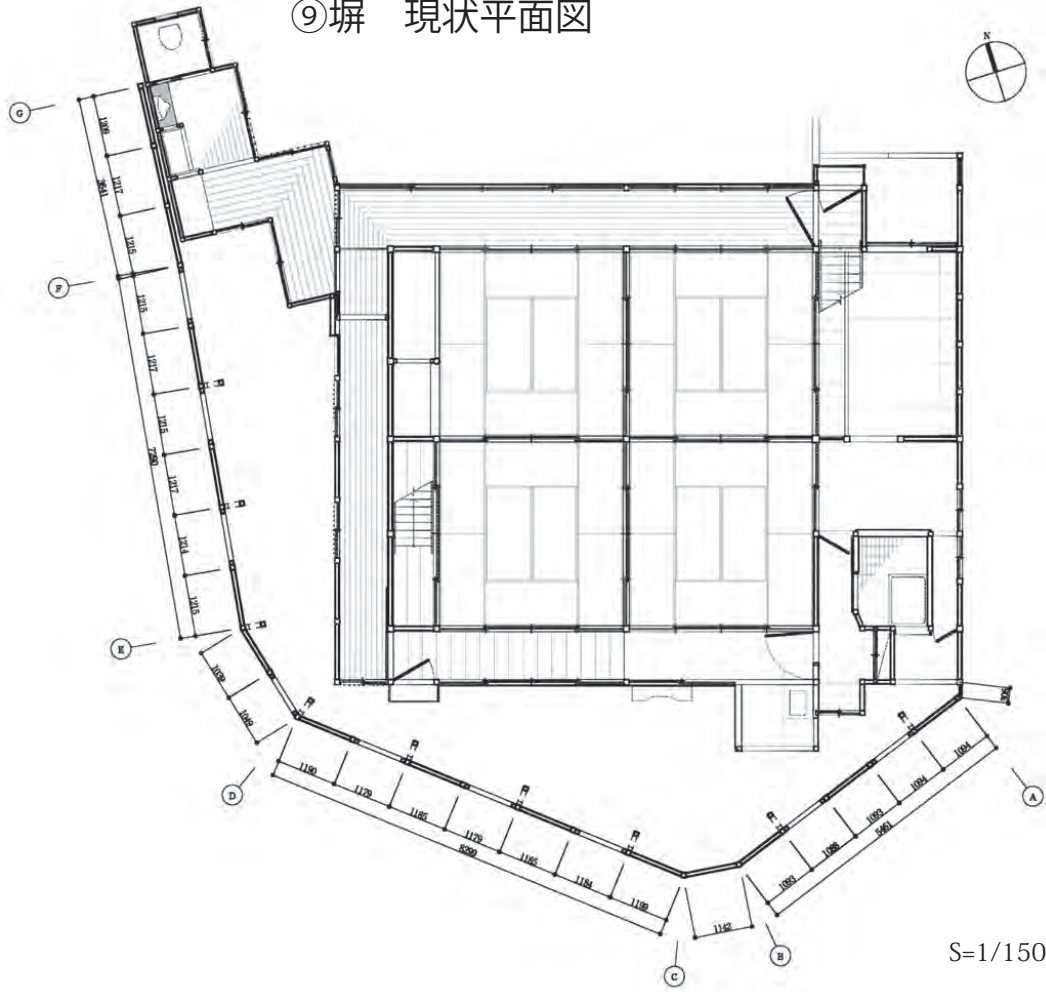
北立面図

⑧奥倉庫 断面図

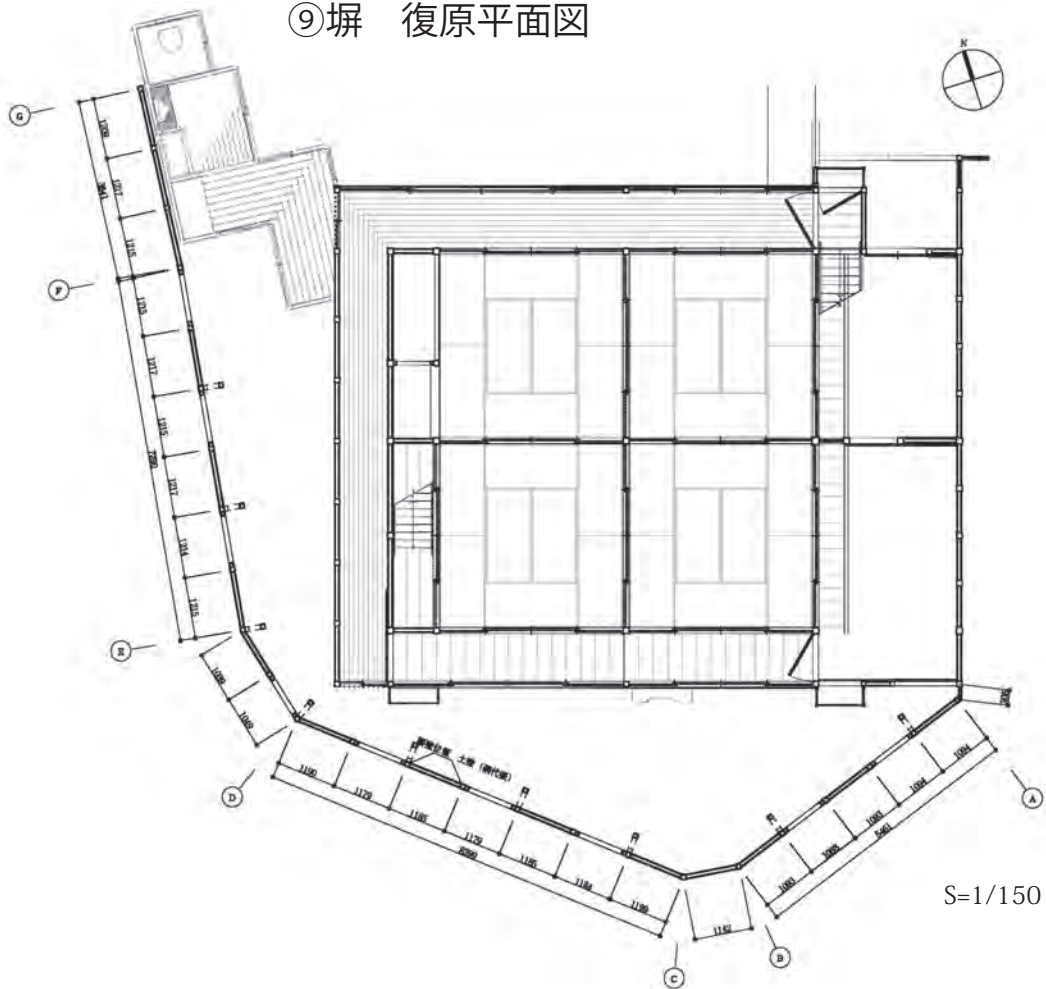


S=1/150

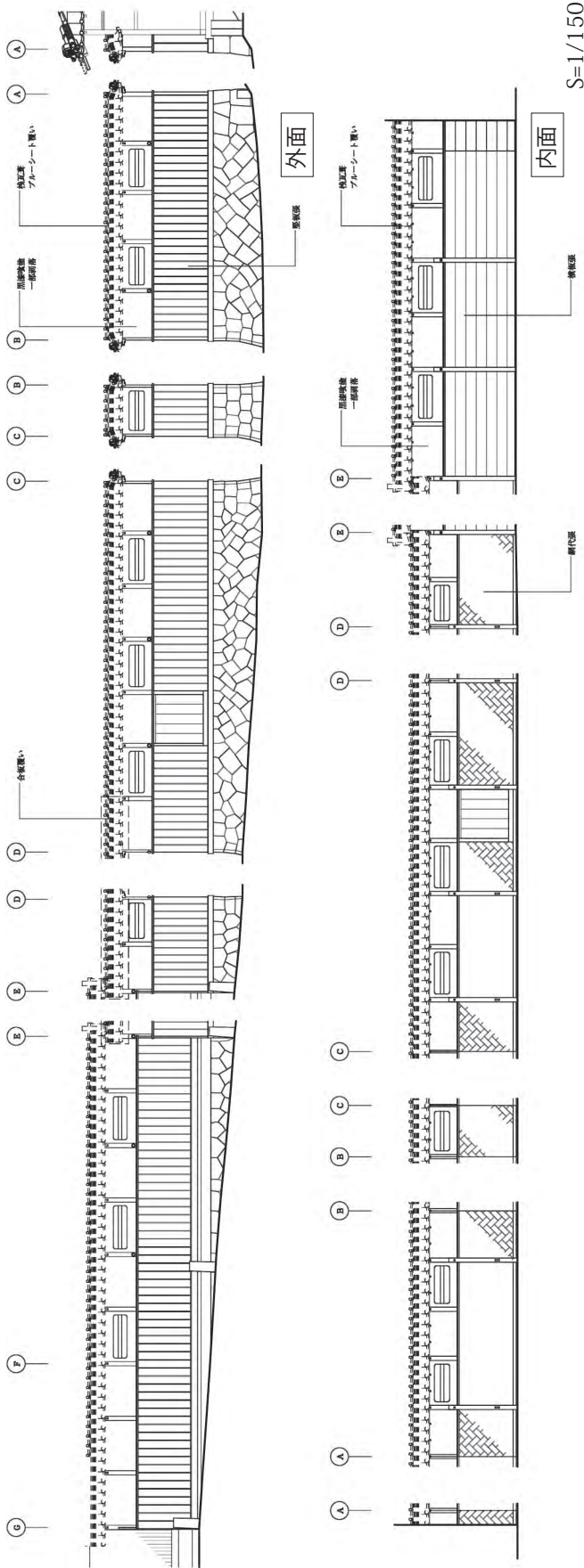
⑨塀 現状平面図



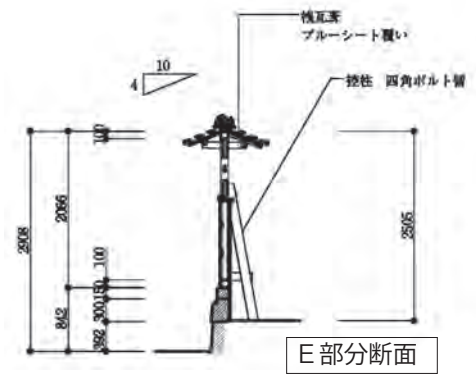
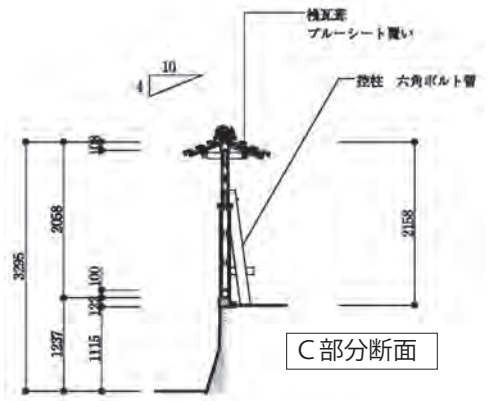
⑨塀 復原平面図



⑨塀 立面図

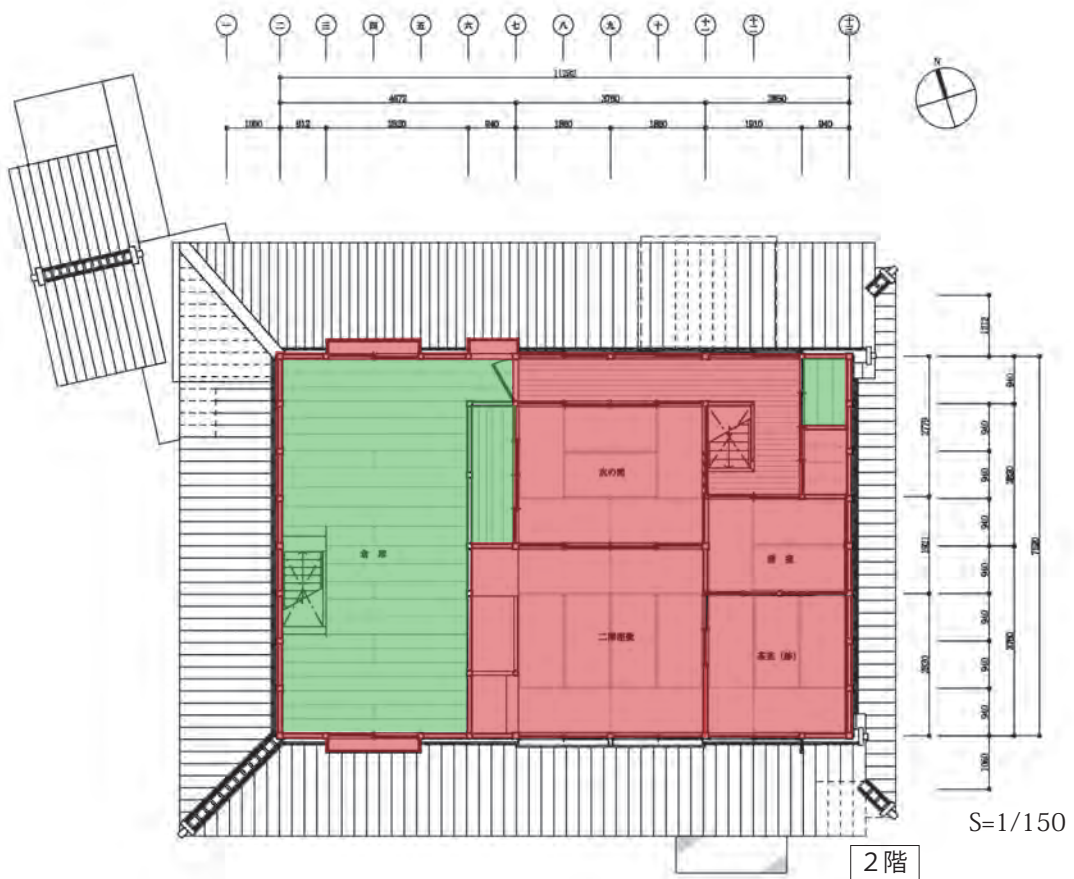


⑨塀 断面図



S=1/100

①離れ 保護方針図



②事務所 保護方針図



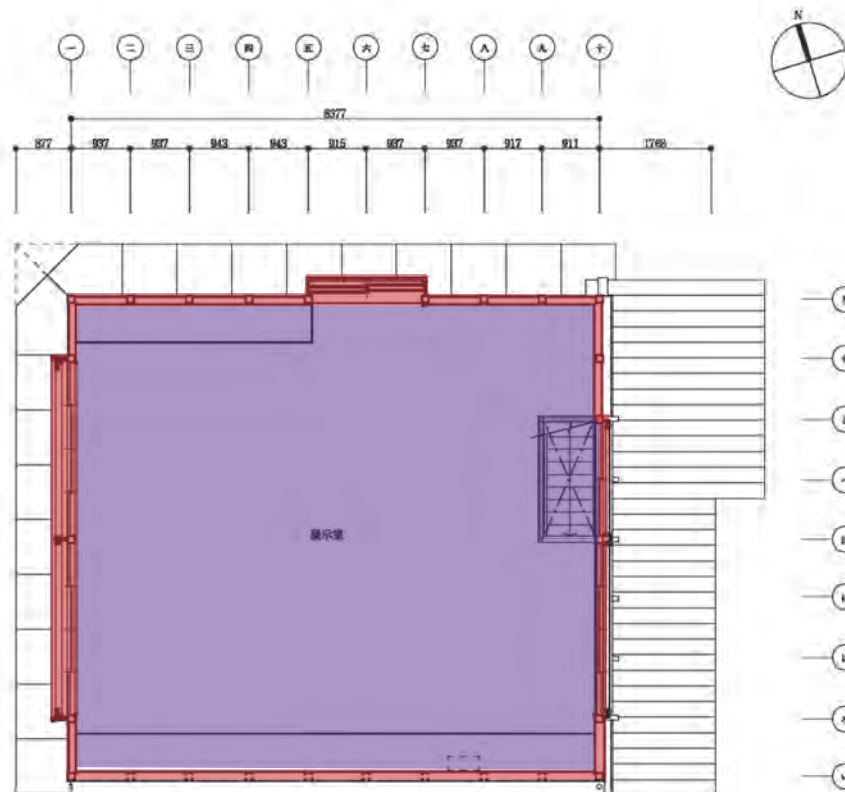
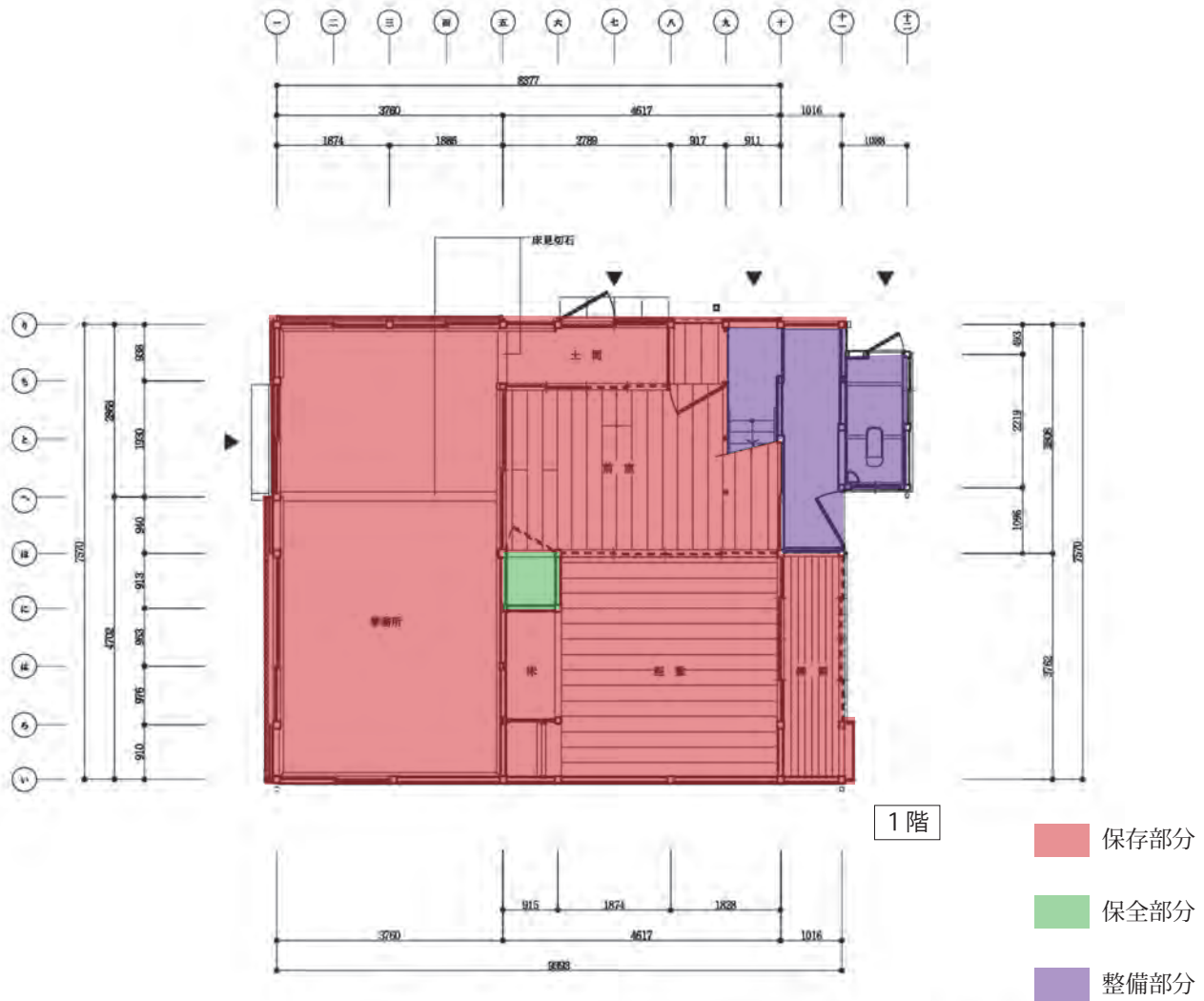
S=1/100

保存部分

保全部分

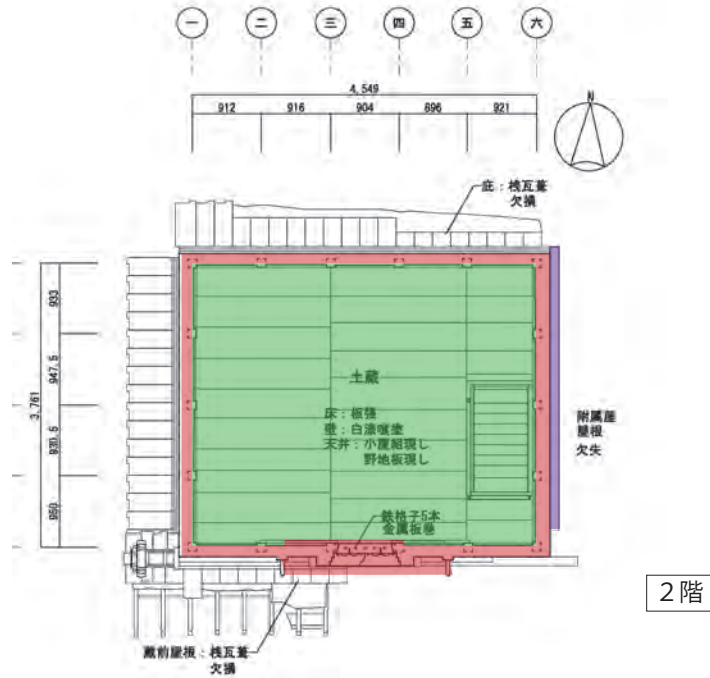
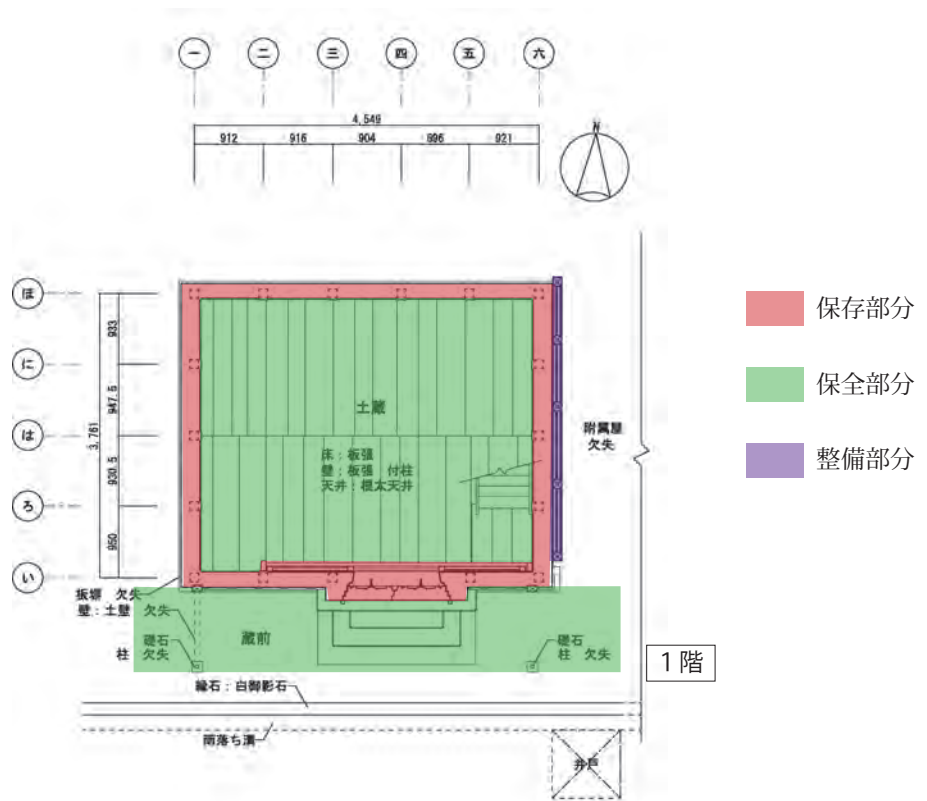
整備部分

③旧事務所 保護方針図



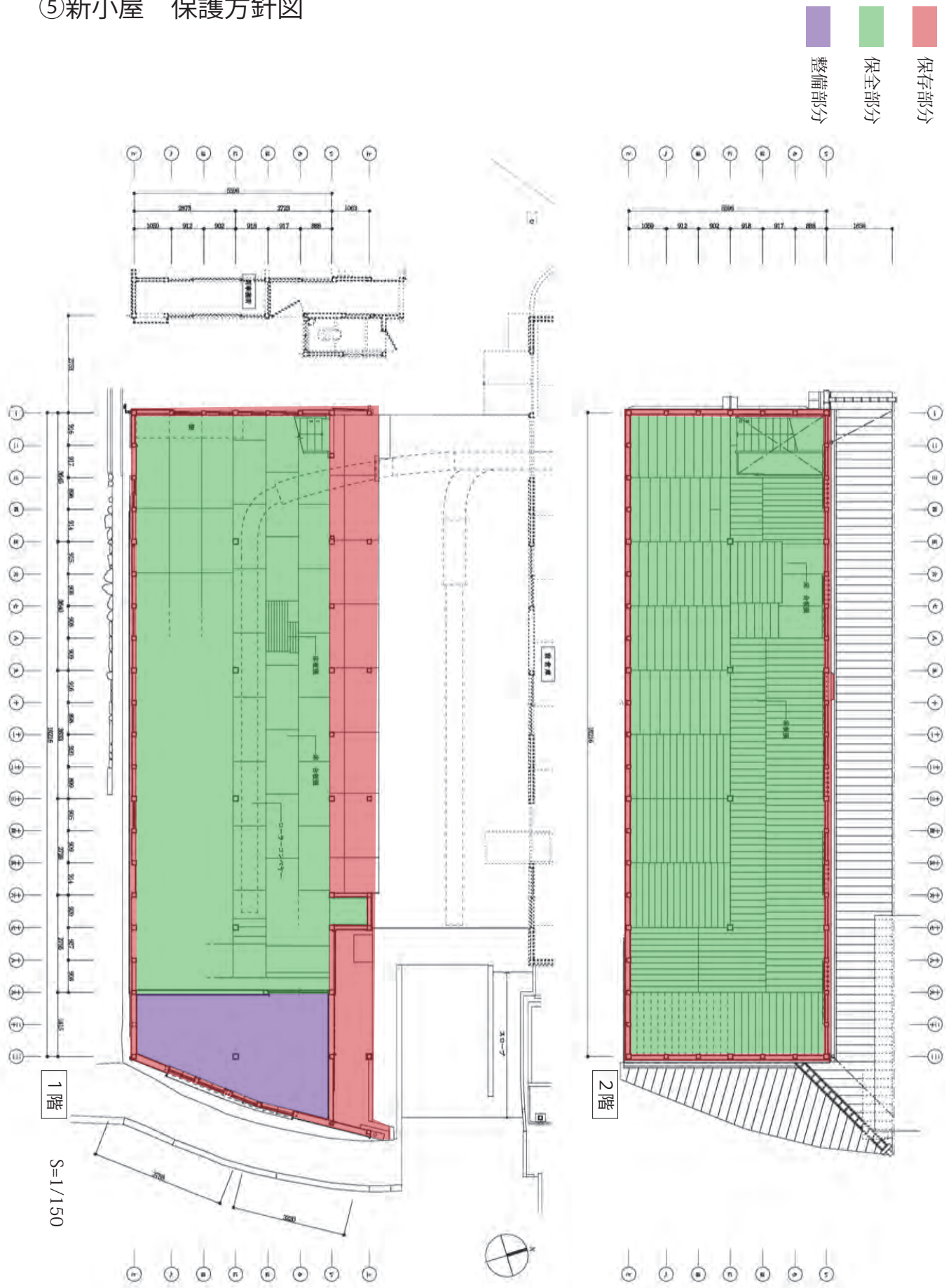
S=1/120

④土蔵 保護方針図

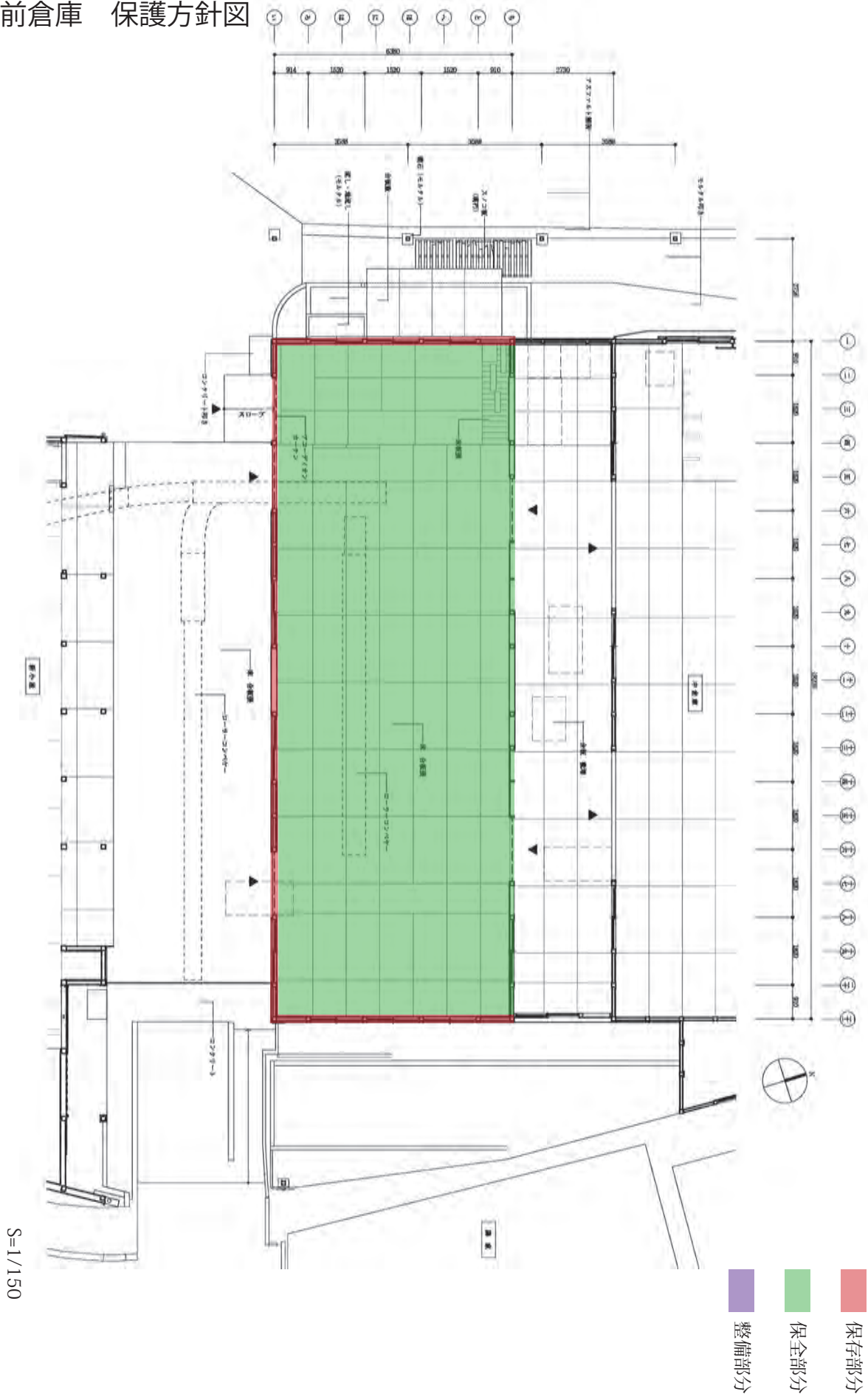


S=1/100

⑤新小屋 保護方針図

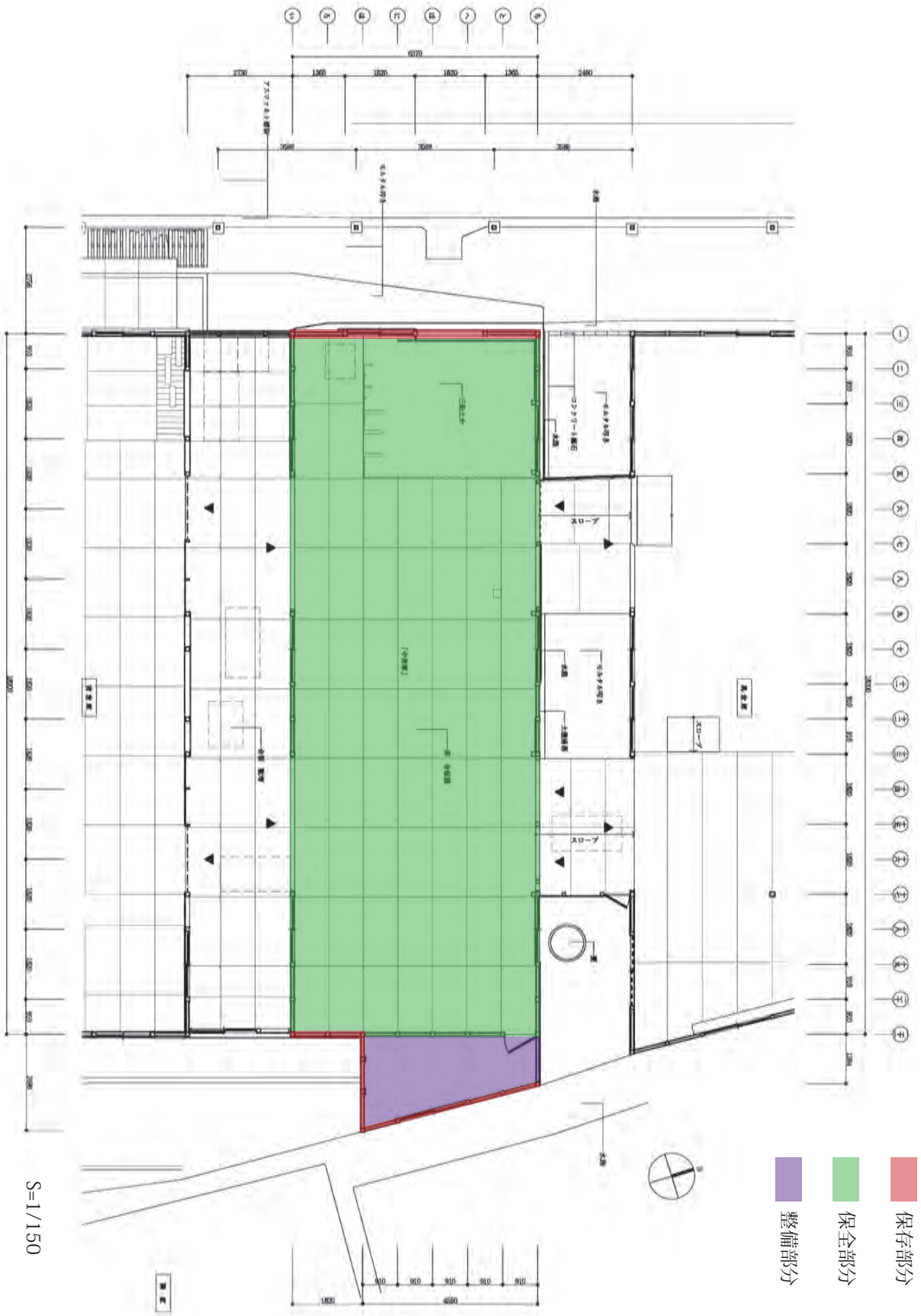


⑥前倉庫 保護方針図



S=1/150

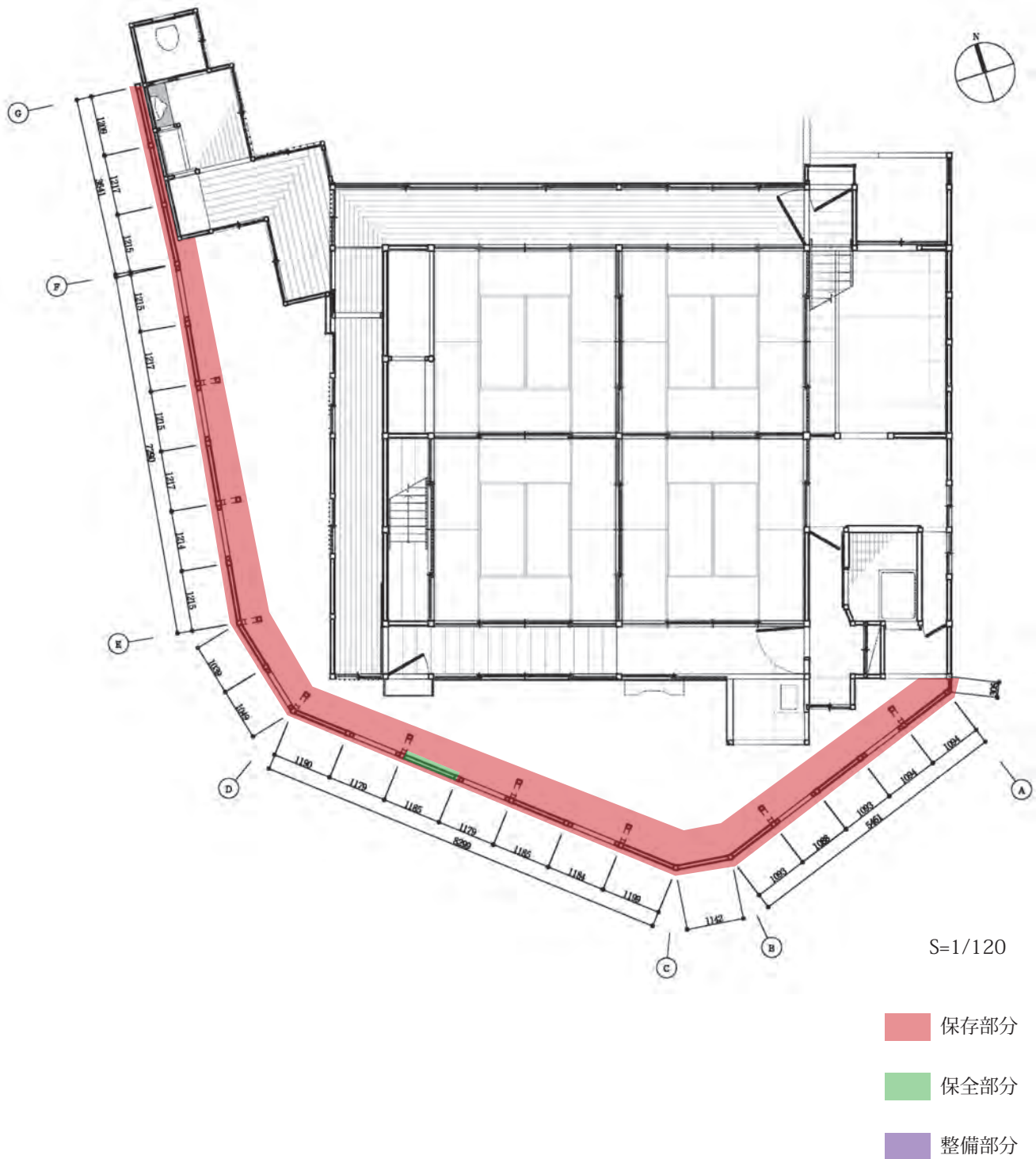
⑦中倉庫 保護方針図



⑧奥倉庫 保護方針図



⑨ 塀 保護方針図



保存管理計画 ① 離れ(明治22年)

部分 各部分の名称	区分		現 状	復 原	備 考
	部 位	保護の基準			
離れ外観					
外部 (保存)	壁 1階	基準2	腰壁：洗出し・水切付 壁：黒漆喰塗	腰壁：洗出し・水切付 壁：黒漆喰塗	壁は歪み・浮きが有り、現状保存は困難なため、塗替えを検討。玄関脇の袖壁は後補だが既存のままとする。
	壁 2階	基準1	下見板張	下見板張	当初のものか。損傷が激しく、多くの部分で新材でやり替が必要か。
		基準2	黒漆喰塗	黒漆喰塗	当初のものか。損傷が激しく、塗り直しが必要か。
	壁 雪隠	基準1	腰板	腰板	増築部。
		基準2	土壁	土壁	増築部。壁は歪み・浮きが有り、現状保存が困難なため、塗替えを検討する。
	基礎	基準1	間知石積+延石 白御影石	間知石積+延石 白御影石	
	屋根 上屋	基準1	棧瓦葺	棧瓦葺	
	屋根 下屋	基準1	棧瓦葺	棧瓦葺	波型亜鉛鉄板葺撤去。西半分サイズの小さい瓦が葺かれる。
	屋根 雪隠	基準1	棧瓦葺・亜鉛鉄板葺	棧瓦葺・檜皮葺	増築部。波型亜鉛鉄板葺は、檜皮葺に復す等、活用方針に応じて取り扱いを検討する。
開口部	基準1	無双窓・木格子	無双窓・木格子		
離れ1階内部諸室(活用方針に応じて、構造補強・設備設置を検討する。)					
座敷 (保存)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	
	床の間	基準1	天袋板・地袋板・天袋戸襖・地袋戸襖	天袋板・地袋板・天袋戸襖・地袋戸襖	
		基準2	土壁・畳敷	土壁・畳敷	
	床	基準2	畳敷	畳敷	
	壁	基準2	土壁	土壁	
	天井	基準1	竿縁天井	竿縁天井	
	開口部	基準1	腰板障子・襖・欄間障子・透かし欄間	腰板障子・襖・欄間障子・透かし欄間	
八畳の間 (保存)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	押入内に階段有り。
	床	基準2	畳敷	畳敷	
	壁	基準2	土壁	土壁	
	天井	基準1	竿縁天井	竿縁天井	
	開口部	基準1	襖・腰板障子・透かし欄間	襖・腰板障子・透かし欄間	
次の間 (保存)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	柱新設の痕跡あり(東面)。
	床	基準2	畳敷	畳敷	
	壁	基準2	土壁	土壁	柱新設時に土壁新設か。
	天井	基準1	竿縁天井	竿縁天井	
	開口部	基準1	襖・腰板障子・透かし欄間	襖・腰板障子・透かし欄間	
基準3		ガラス戸	襖・片面舞良戸か	類例調査後、復元整備を検討	

保存管理計画 ① 離れ(明治22年)

部分 各部分の名称	区分		現 状	復 原	備 考
	部 位	保護の基準			
前室 (保存)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	
	床	基準2	畳敷	畳敷	
	壁	基準2	土壁	土壁	
	天井	基準1	竿縁天井	竿縁天井	
	開口部	基準1	腰板障子・片面襖(片面舞良戸)・欄間障子	腰板障子・片面舞良戸 片面襖・欄間障子	
玄関 (保存)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	
	床	基準1	式台	式台	式台(小縁)有り。
		基準3	合板張	三和土か	後補の合板は撤去。当初仕様は要調査。
	壁	基準2	黒漆喰塗	黒漆喰塗	後補のプリント合板は撤去。
	天井	基準1	大引天井	大引天井	
	開口部	基準1	嵌め殺し板戸・片面舞良戸(片面襖)	嵌め殺し板戸・片面舞良戸(片面襖)	
基準3		アルミサッシ引違い戸	木製建具	後補のアルミサッシは、類例調査の後、木製建具に復原整備。	
水廻り(玄関奥) (整備)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	後補の合板・樹脂板は撤去。風呂場は後の増築か。活用方針に応じて管理エリアとしての使用を検討。
	床	基準3	合板張	三和土か	
	壁	基準1	板壁	板壁	
		基準2	土壁	土壁	
		基準3	波形樹脂張・合板張	土壁・板壁	
	天井	基準1	大引天井	大引天井	
開口部	基準1	板戸	板戸・引違い戸		
南縁 (保存)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	台所は後の増築、活用方針に応じて撤去も検討。
	床	基準1	板張	板張	
	壁	基準2	土壁	土壁	後補のベニヤ合板は撤去。
	天井	基準1	竿縁天井	竿縁天井	
	開口部	基準1	障子戸・板戸	障子戸・板戸	
西縁 (保存)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	
	床	基準1	板張	板張	北縁縁板と巾が異なる。
	壁	基準2	土壁	土壁	後補のベニヤ合板撤去。
	天井	基準1	竿縁天井	竿縁天井	
	開口部	基準1	板戸・木製ガラス窓	板戸・木製ガラス窓	
北縁 (保存)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	階段有り。
	床	基準1	板張	板張	
	壁	基準2	土壁	土壁	
	天井	基準1	化粧軒裏	化粧軒裏	
	開口部	基準1	打込み障子・板戸・欄間障子・障子	打込み障子・板戸・欄間障子・障子	
雪隠 (保存)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	増築部か。腐朽部に新材後補されるが、旧仕様に戻す。活用方針に応じて、便所としての使用か、展示とするかは要検討。
	床	基準1	板張(一部新材後補)	板張	
	壁	基準1	竹腰壁・板壁	竹腰壁・板壁	
		基準2	土壁	土壁	
	天井	基準1	かけ込み天井	かけ込み天井	
開口部	基準1	ガラス格子戸・下地窓・木製建具	ガラス格子戸・下地窓・木製建具		

保存管理計画 ① 離れ(明治22年)

部分 各部分の名称	区分		現 状	復 原	備 考
	部 位	保護の基準			
離れ2階内部諸室(活用方針に応じて、構造補強・設備設置を検討する。)					
2階座敷 (保存)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	
	床の間	基準1	床柱・床板・琵琶棚・地袋板・地袋戸襖	床柱・床板・琵琶棚・地袋板・地袋戸襖	
		基準2	畳敷・土壁	畳敷・土壁	
	床	基準2	畳敷	畳敷	
	壁	基準2	土壁	土壁	後補のプリント合板は撤去。
	天井	基準1	竿縁天井の下にプリント合板	竿縁天井	竿は当初か。プリント合板は撤去。
	開口部	基準1	腰板障子・襖・透かし欄間	腰板障子・襖・透かし欄間	外部出窓は欠失。
基準3		アルミサッシ窓	木製建具・板戸	外部出窓は欠失。後補のアルミサッシ及び出窓は、痕跡及び類例調査の後、復原整備。	
次の間 (保存)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	
	床	基準2	畳敷	畳敷	
	壁	基準2	土壁	土壁	後補のプリント合板は撤去。
	天井	基準1	竿縁天井の下にプリント合板	竿縁天井か	竿は当初か。プリント合板は撤去。
	開口部	基準1	襖・欄間障子	襖・欄間障子	襖袋貼りに古和紙(文書)使用。
茶室(跡) (整備)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	茶室は雪隠増築と同時期の改修か。茶室としての活用を検討し、床、棚、炉、天井などは調査の後、復原整備。後補のアルミサッシは、類例調査の後、木製建具に復原整備を検討。
	床	基準2	畳敷	畳敷	
	壁	基準2	土壁	土壁か	
	天井		欠失 小屋あらわし	不明	
	開口部	基準1	襖・アルミサッシ窓	襖・木製建具	
前室 (保存)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	
	床	基準2	畳敷	畳敷	
	壁	基準2	土壁	土壁	
	天井	基準1	竿縁天井	竿縁天井	
	開口部	基準1	腰板障子	腰板障子	
倉庫 (保全)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	倉庫内保管の天井板、建具、民具など、要調査。鼠漆喰は黒漆喰塗の劣化の可能性有り、要調査。
	床	基準1	板張	板張	
	壁	基準2	鼠漆喰塗	鼠漆喰塗	
	天井	基準1	竿縁天井	竿縁天井	
	開口部	基準1	障子・板戸	障子・板戸	
北廊下 (保存)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	廊下濡縁は欠失、類例調査の後、復原整備。後補のアルミサッシは、類例調査の後、木製建具に復原整備。水屋は茶室と同時期の改修か。長棚など欠失。水屋としての使用を検討して整備する。
	床	基準1	板張	板張	
	壁	基準2	土壁	土壁	
	踊場	基準1	木製手摺	木製手摺	
	天井	基準1	化粧軒裏	化粧軒裏	
	開口部	基準1	舞良戸(倉庫開口部は片面網代張り)・アルミサッシ	舞良戸(左同)・木製建具	

旧山繁商店 離れ（明治22年）外観

【離れ】雪隠 明治44年以前の増築か 北東より



旧山繁商店 離れ（明治22年）内観

【離れ】1階座敷 北西より



【離れ】1階八畳の間 北東より



旧山繁商店 離れ (明治22年) 内観

【離れ】1階次の間 北西より



【離れ】1階前室 北東より



旧山繁商店 離れ（明治22年）内観

【離れ】1階玄関 北東より

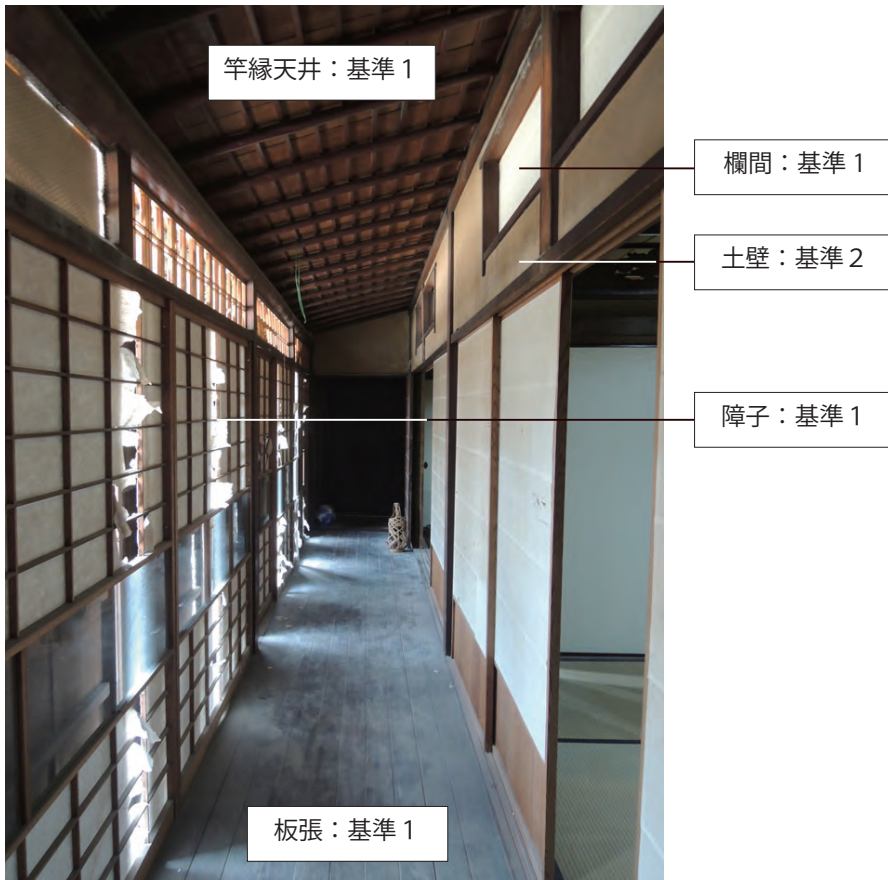


【離れ】1階玄関奥 南西より



旧山繁商店 離れ (明治22年) 内観

【離れ】1階南縁 東より



【離れ】1階西縁 南より



旧山繁商店 離れ（明治22年）内観

【離れ】1階北縁 東より

濡縁痕跡有り。類例調査の後、復元整備



化粧軒裏：基準1

欄間：基準1

土壁：基準2

障子：基準1

障子：基準1

竿縁天井・かけ込み天井：
基準1

板張：基準1

【離れ】1階雪隠 南より



土壁：基準2

下地窓：基準1

竹腰壁：基準1

ガラス格子戸：基準1

板張：基準1

旧山繁商店 離れ（明治22年）内観

【離れ】2階座敷 東より



【離れ】2階次の間 北東より



旧山繁商店 離れ (明治22年) 内観

【離れ】2階茶室跡 南西より



【離れ】2階前室 西より



旧山繁商店 離れ (明治22年) 内観

【離れ】2階倉庫 北より

濡縁痕跡有り。類例調査の後、復元整備



竿縁天井：基準1

鼠漆喰塗：基準2

板張：基準1

無双窓：基準1(外観)

竿縁天井：基準1

【離れ】2階北廊下 東より



化粧軒裏：基準1

土壁：基準2

板戸(片面網代張り)：基準1

開口部：木製建具に復元整備

板張：基準1

【離れ】2階北廊下水屋 北西より



土壁：基準2

板張：基準1

踊場手摺：基準1

棚の痕跡あり。

保存管理計画 ②事務所(昭和22年)

部分	区分		現 状	復 原	備 考
各部分の名称	部 位	保護の基準			
現事務所外観					
外部 (保存)	壁	基準 2	腰壁：砂モルタル塗 櫛引き 壁：亜鉛鉄板張・漆喰塗	腰壁：砂モルタル塗 櫛引き 壁：漆喰塗又は、ドロマイトプラスターか	小屋裏より上屋壁面全周に木摺を確認した。亜鉛鉄板は撤去し、漆喰塗を検討。
	基礎	基準 1	延石 白御影石	延石 白御影石	水廻りのコンクリートレンガ積は増築か。
	屋根 上屋	基準 3	瓦葺の上に亜鉛鉄板瓦棒葺	棧瓦葺	亜鉛鉄板瓦棒葺は撤去。鉄板下に棧瓦有り。上屋壁面外周に小庇を廻す。
	屋根 下屋	基準 2	亜鉛鉄板瓦棒葺	金属板葺	西側下屋庇内に外周を回る小庇下地を小屋裏より確認。よって下屋は増築か。
	屋根 玄関庇	基準 2	亜鉛鉄板葺	金属板葺	当初材料は不明、屋根勾配より金属板と推定。
	開口部	基準 1	木枠	木枠	
現事務所内部諸室(活用方針に応じて、構造補強・設備設置を検討する。)					
事務室 (保全)	構造材(柱・貫等)	基準 1	(大壁)	(大壁)	
	床	基準 3	床部：長尺ビニールシート 土間部：モルタル塗	床部：板張か 土間部：モルタル塗か	床下はモルタル等仕上ががなく土砂のまま。また巾木の形状から、当初から床が張られていたと推定。長尺ビニールシートは撤去。
	壁	基準 3	腰壁：ベニヤ板鏡板張 壁：クロス貼	腰壁：ベニヤ板鏡板張か 壁：漆喰塗	クロス貼は撤去。漆喰塗復原を検討する。
	天井	基準 3	漆喰塗天井の下に後補の吸音ボード天井	漆喰塗	現在の天井高より300mm高い位置に漆喰塗天井有り。吸音ボードは撤去、漆喰塗替えを検討。
	開口部	基準 1	板戸・ガラス欄間	板戸・ガラス欄間	1ヶ所板戸は雨戸(上框なし)の転用か。蝶番付替え痕有。
基準 3		アルミサッシ戸・アルミサッシ窓	木製建具・板戸・ガラス欄間	後補のアルミサッシは、類例調査の後、木製建具に復原整備。玄関建具は痕跡より両開きか。東面大窓は痕跡より引違い窓か。	

保存管理計画 ②事務所(昭和22年)

部分 各部分の名称	区分		現状	復原	備考
	部位	保護の基準			
応接室 (保存)	構造材(柱・貫等)	基準1	(大壁)	(大壁)	
	床	基準2	カーペット敷	板張か	カーペットは荒床に接着剤貼、当初仕様は詳細調査により要確認。
	壁	基準2	腰壁：ベニヤ板鏡板張 壁：プラスター塗上に塗装	腰壁：ベニヤ板鏡板張か 壁：漆喰塗	ベニヤ板は損傷が大きく、やり替えを検討。壁は歪み・浮きが有り、現状保存は困難なため、塗替えを検討。
	天井	基準2	プラスター塗上に塗装	漆喰塗	天井は歪み・浮きが有り、現状保存は困難なため、塗替えを検討。
	開口部	基準1	板戸・木製ガラス窓・ガラス欄間	板戸・木製ガラス窓・ガラス欄間	北面窓のみ木製レール1本が残る。
廊下 (整備)	構造材(柱・貫等)	基準3	(大壁)	(大壁)	後の増築か。現状の床モルタル塗は後の修理時の増打ちか。活用方針に応じて管理エリアとしての使用を検討。
	床	基準3	モルタル塗上に長尺ビニールシート	モルタル塗	
	壁	基準3	プラスター塗上に塗装	漆喰塗	
	天井	基準3	ベニヤ板張	ベニヤ板張か	
	窓	基準3	木製ガラス窓	木製ガラス窓	
台所 (整備)	構造材(柱・貫等)	基準3	(大壁)	(大壁)	後の増築か。活用方針に応じて管理エリアとしての使用を検討。応急的な後補の開戸は活用方針に応じて、新規整備。
	開口部	基準3	開戸鉄板張・板戸・木製ガラス窓	開戸・板戸・木製ガラス窓	
洗面 (整備)	構造材(柱・貫等)	基準3	(大壁)	(大壁)	後の増築か。活用方針に応じて管理エリアとしての使用を検討。
	床	基準3	モルタル塗上に長尺ビニールシート	モルタル塗	
	壁	基準3	プラスター塗上に塗装	漆喰塗	
	天井	基準3	プラスターボード	不明	
	開口部	基準3	木製ガラス窓	木製ガラス窓	
便所 (整備)	構造材(柱・貫等)	基準3	(大壁)	(大壁)	後の増築か。活用方針に応じて管理エリアとしての使用を検討。
	床	基準3	モザイクタイル張	不明	
	壁	基準3	腰壁：タイル張 壁：練付合板	不明	
	天井	基準3	クロス貼	不明	
	開口部	基準3	開戸板戸・木製ガラス窓	開戸板戸・木製ガラス窓	

旧山繁商店 事務所（昭和22年）外観

【事務所】北廻り 北より



【事務所】南面・東面 南東より



旧山繁商店 事務所（昭和22年）外観・内観

【事務所】応接室西面 西より

濡縁痕跡有り。類例調査の後、復元整備



【事務所】小屋裏 北より



旧山繁商店 事務所（昭和22年）内観

【事務所】事務室 北西より



【事務所】応接室 南東より



保存管理計画 ③旧事務所(大正3年)

部分 各部分の名称	区分		現 状	復 原	備 考
	部 位	保護の基準			
旧事務所外観					
外部 (保存)	壁	基準2	壁：黒漆喰塗	壁：黒漆喰塗	後補のリップ付平鉄板は撤去、腰壁の詳細仕様は今後の調査による。
		基準3	腰壁：リップ付平鉄板	腰壁：不明	
	基礎	基準1	間知石積+延石 白御影石	間知石積+延石 白御影石	
	屋根 上屋	基準1	棧瓦葺	棧瓦葺	
	屋根 下屋庇	基準2	亜鉛鉄板葺	金属板葺か	
	開口部	基準1	木格子・格子枠持送り付・出窓・木枠腰板ガラス戸	木格子・格子枠持送り付・出窓・木枠腰板ガラス戸	東面の出窓は欠失か。出桁の痕跡有り。
旧事務所1階内部諸室(活用方針に応じて、構造補強・設備設置を検討する。)					
座敷 (保存)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	
	床	基準2	荒床 畳欠失	畳敷	荒床上に畳敷割付の墨書有。畳復旧。
	壁	基準2	土壁 聚楽土風	土壁 聚楽土風	壁は歪み・浮きが有り、現状保存は困難なため、塗替えを検討。
	天井	基準1	竿縁天井	竿縁天井	壁に比べて汚れがないため後補か。
	開口部	基準1	板戸・障子・襖	板戸・障子・襖	枚数が不足する建具は復原整備。
前室 (保存)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	
	床	基準2	荒床 畳欠失	畳敷	荒床上に畳敷割付の墨書有。敷居側面に板しゃくり有。建立当初は板張か。
	壁	基準2	鼠漆喰塗	鼠漆喰塗	黒漆喰塗の劣化の可能性有り、要調査。
	天井	基準1	大引天井	大引天井	
	開口部	基準1	障子・板戸	障子・板戸	
事務所 (保存)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	
	床	基準2	モルタル塗	北側半分は三和土、南側半分は板敷か	部屋中央に延石有、柱に榫及び手摺痕跡有。活用方針に応じて、復原・現状維持を検討する。
	壁	基準1	腰壁：鏡板張	腰壁：鏡板張	腰鏡板下に漆喰塗有り。但し、帳場として鏡板張に改修された時期を保存部分とする。鼠漆喰は黒漆喰塗の劣化の可能性有り、要調査。
		基準2	壁：鼠漆喰塗	壁：鼠漆喰塗	
	天井	基準1	大引天井	大引天井	
開口部	基準1	木枠ガラス窓・木枠ガラス引戸	木枠ガラス窓・木枠ガラス引戸	外形的・景観的な部材の保存と、管理・防犯上の課題に対応する補強・気密性確保とを両立する必要あり。	
土間 (保存)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	
	床	基準2	モルタル塗	三和土か	活用方針に応じて、復原・現状維持を検討する。

保存管理計画 ③旧事務所(大正3年)

部分 各部分の名称	区分		現 状	復 原	備 考
	部 位	保護の基準			
階段 〈整備〉	構造材(柱・貫等)	基準1	(大壁)	真壁か	当初仕様は詳細調査により要確認。
	床	基準3	カーペット敷	板張か	
	壁	基準3	クロス貼	鼠漆喰塗か	
	天井	基準3	クロス貼	大引天井か	
	開口部	基準2	板戸	板戸	
縁側 〈保存〉	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	外形的・景観的な部材の保存と、管理・防犯上の課題に対応する補強・気密性確保とを両立する必要あり。
	床	基準1	縁板張	縁板張	
	壁	基準2	土壁 聚楽土風	土壁 聚楽土風	
	天井	基準1	化粧軒裏	化粧軒裏	
	開口部	基準1	木製ガラス戸	木製ガラス戸	
廊下 〈整備〉	構造材(柱・貫等)	基準1	(大壁)	真壁か	活用方針に応じて管理エリアとしての使用を検討。
	床	基準3	カーペット敷	板張か	
	壁	基準3	クロス貼	鼠漆喰塗か	
	天井	基準3	クロス貼	大引天井か	
	開口部	基準3	開戸 木製 クロス貼	開戸	
便所 〈整備〉	構造材(柱・貫等)	基準3	(大壁)	—	後の増築。活用方針に応じて便所としての使用を検討。浄化槽は平成29年現在使用可。
	床	基準3	モザイクタイル	—	
	腰壁	基準3	タイル	—	
	壁	基準3	プリント合板	—	
	天井	基準3	クロス貼	—	
	開口部	基準3	アルミサッシ	—	
旧事務所2階内部諸室(活用方針に応じて、構造補強・設備設置を検討する。)					
展示室 〈整備〉	構造材(柱・貫等)	基準1	(大壁)	素木か	改変が大きく、旧状不明。床・壁・天井の当初仕様は詳細調査により要確認。後補のアルミサッシは、類例調査の後、復原整備。
	床	基準3	長尺ビニールシート張	板敷か	
	壁	基準3	クロス貼	漆喰塗か	
	天井	基準3	クロス貼	竿縁天井か	
	開口部	基準3	アルミサッシ・障子	木製建具・障子	

旧山繁商店 旧事務所（大正3年）外観

【旧事務所】北西より



【旧事務所】南西より



旧山繁商店 旧事務所（大正3年）内観

【旧事務所】1階座敷 東より

竿縁天井：基準1



土壁：基準2

荒床（畳欠失）：基準2

鼠漆喰塗：基準2

大引天井：基準1

【旧事務所】1階東縁側 南より



化粧軒裏：基準1

土壁：基準2

【旧事務所】1階事務所・前室 南西より



木枠ガラス窓：基準1

腰板：基準1

モルタル塗床：基準2

荒床（畳欠失）：基準2

旧山繁商店 旧事務所（大正3年）内観

【旧事務所】1階事務所 北より

鼠漆喰塗：基準2



大引天井：基準1

モルタル塗床：基準2

板戸 無双窓付：基準1

木枠ガラス窓：基準1

腰板：基準1

【旧事務所】小屋裏 北東より



(小屋組)：基準1

保存管理計画 ④土蔵(明治36年)

部分 各部分の名称	区分		現 状	復 原	備 考
	部 位	保護の基準			
土蔵外観					
外部 (保存)	壁 1階	基準2	腰壁：なまこ壁・洗出し水切付 鉢巻・壁：黒漆喰塗	腰壁：なまこ壁・洗出し水切付 鉢巻・壁：黒漆喰塗	なまこ壁は出入口左右で若干細部が異なる。 東壁面に梁行2間の附属屋の痕跡有。南壁面に庇及び袖壁の痕跡有。今後の活用方針に応じ、また本体の保存を考慮して痕跡の取扱は検討する。壁は歪み・浮きが有り、現状保存は困難なため、塗替えを検討。
	基礎	基準1	白御影石	白御影石	土砂の堆積により基礎土台廻りが埋まっている。
	屋根 上屋	基準1	棧瓦	棧瓦	影盛有り。鉢巻き・軒裏は黒漆喰塗廻し、塗替えを検討する。蔵前の屋根はほぼ欠失、復原整備。
	屋根 小庇	基準1	棧瓦	棧瓦	
	屋根 蔵前	基準1	棧瓦	棧瓦	
	開口部	基準1	防火扉 黒漆喰塗	防火扉 黒漆喰塗	黒漆喰塗は剥落しているため、塗替えを検討。 内外面の黒漆喰塗は基準2
土蔵1階内部					
内部1階 (保全)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	土台に蟻害有。1階のみ付柱有り。
	床	基準1	板張	板張	腐朽による損傷有り。活用方針に応じて、現状維持・活用のための部分的な機器設置を検討する。
	壁	基準1	板壁	板壁	活用方針に応じて、現状維持・活用のための部分的な機器設置を検討する。
	階段	基準1	梯子状の直階段	梯子状の直階段	
	天井	基準1	根太天井	根太天井	
	開口部	基準1	引分け 格子戸	引分け 格子戸	
土蔵2階内部					
内部2階 (保全)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	
	床	基準1	板張	板張	活用方針に応じて、現状維持・活用のための部分的な機器設置を検討する。
	壁	基準2	白漆喰塗	白漆喰塗	活用方針に応じて、現状維持・活用のための部分的な機器設置を検討する。
	天井	基準1	小屋あらわし	小屋あらわし	
	開口部	基準1	両引き ガラス窓1・格子窓1亀甲網張	両引き ガラス窓1・格子窓1亀甲網張	

旧山繁商店 土蔵（明治36年）外観

【土蔵】南より



蔵前屋根棧瓦葺：
基準1

蔵前全面を痕跡等より復元整備

防火窓：基準1

棧瓦葺：基準1

影盛：基準1

黒漆喰塗：基準2

基礎 白御影石：基準1

左塀は痕跡、旧状写真から復元整備

防火扉：基準1

なまこ壁：基準2

左右で紐の大きさが異なる

【土蔵】東より



棧瓦葺：基準1

鉢巻 黒漆喰塗：基準2

庇 棧瓦葺：基準1

黒漆喰塗：基準2

洗出し：基準2

梁間2間の付属屋根痕あり

旧山繁商店 土蔵（明治36年）内観

【土蔵】1階内部 南西より

1階のみ付柱有り。



【土蔵】2階内部 北西より



⑤新小屋-1

保存管理計画 ⑤新小屋(大正3年)

部分 各部分の名称	区分		現 状	復 原	備 考
	部 位	保護の基準			
新小屋外観					
外部 (保存)	壁	基準1	壁：下見板張	壁：下見板張	亜鉛鉄板は撤去。壁は一部剥落有り、部分塗替えを想定する。漆喰は黒漆喰塗の劣化の可能性有り、要調査。
		基準2	腰壁：砂モルタル塗 壁：漆喰塗	腰壁：砂モルタル塗 壁：漆喰塗	
	基礎	基準1	間知石積+延石 白御影石	間知石積+延石 白御影石	
	屋根 上屋	基準1	棧瓦葺	棧瓦葺	軒裏は漆喰塗廻し。
	屋根 下屋庇	基準1	棧瓦葺	棧瓦葺	
	(屋根 接 続部)	基準2	波型亜鉛鉄板葺	—	後の増築(昭和23年撮影の航空写真には写っていない)。活用方針に応じて、仕様変更も含め取扱を決定する。
	開口部(2階)	基準1	木格子	鉄格子か	窓枠に鉄格子の痕跡あり。
新小屋1階内部諸室(活用方針に応じて、構造補強・設備設置を検討する。)					
主室 (保全)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	後補の合板は撤去。漆喰は黒漆喰塗の劣化の可能性有り、要調査。開口部及び壁の痕跡、階段位置の改変、ローラーコンベヤーなどは、活用方針に応じて、取扱を決定する。
	床	基準3	合板張	板張	
	壁	基準2	漆喰塗	漆喰塗	
	天井	基準1	北側：根太天井 南側：大引天井	北側：根太天井 南側：大引天井	
	開口部	基準3	板戸・木製ガラス窓	漆喰塗	
事務室 (整備)	構造材(柱・貫等)	基準1	(大壁)	真壁か	活用方針に応じて、管理エリアとしての使用を検討。
	床	基準3	カーペット敷	板張か	
	壁	基準3	練付合板	漆喰塗か	
	天井	基準3	クロス貼	小屋あらわしか	
	開口部	基準3	アルミサッシ窓	木製ガラス窓か	
新小屋2階内部諸室(活用方針に応じて、構造補強・設備設置を検討する。)					
主室 (保全)	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	活用時の安全性確保のため、板張下の補強は必要。板張表面は保存。 漆喰は黒漆喰塗の劣化の可能性有り、要調査。
	床	基準1	板張	板張	
	壁	基準2	漆喰塗	漆喰塗	
	天井	基準1	小屋あらわし	小屋あらわし	
	開口部	基準1	木製ガラス窓	木製ガラス窓	

旧山繁商店 新小屋（大正3年）外観

【新小屋】東面 北東より

濡縁痕跡有り。類例調査の後、復元整備



【新小屋】西面・南面 南西より



旧山繁商店 新小屋（大正3年）内観

【新小屋】1階 東より



【新小屋】2階 西より



保存管理計画 ⑥前倉庫(昭和前期)

部分	区分		現状	復原	備考
各部分の名称	部位	保護の基準			
前倉庫外観					
外部 (保存)	壁	基準2	土壁中塗仕上(鼠漆喰塗)	土壁中塗仕上(鼠漆喰塗)	亜鉛鉄板は撤去。鼠漆喰は黒漆喰塗の劣化の可能性有り、要調査。壁は剥落多く、塗替えを想定する。
	基礎	基準1	コンクリート基礎	コンクリート基礎	不陸有り、補修方法は要検討。
	屋根 上屋	基準1	波型亜鉛鉄板葺	棧瓦葺	小屋裏より鉄板下に棧瓦を確認した。葺材は構造検討を要す。
	(屋根 差掛け)	基準3	波型亜鉛鉄板葺 一部波型ポリカーボネート樹脂板葺	—	後の増築。活用方針に応じて、撤去・仕様変更も含め取扱を決定する。
	(屋根 接続部)	基準3	波型亜鉛鉄板葺	—	後の増築。活用方針に応じて、撤去・仕様変更も含め取扱を決定する。
前倉庫1階内部諸室(活用方針に応じて、構造補強・設備設置を検討する。)					
主室 (保全)	構造材(柱・貫等)	基準1	(大壁)	素木	転用材多数有り。後補のプリント合板は撤去し、調査後、復原整備。壁は塗替えを想定。開口部の改変痕・ローラーコンベヤーなどは、活用方針に応じて、撤去も含め取扱を決定する。
	床	基準3	合板張	板張又は三和土か	
	壁	基準3	プリント合板張	鼠漆喰塗か	
	天井	基準3	プリント合板張	小屋あらかわしか	
	開口部	基準1	木製ガラス窓・アコーディオンカーテン	木製ガラス窓・木製建具	

旧山繁商店 前倉庫（昭和前期）外観

【前倉庫】外観西面 南西より



【前倉庫】外観東面 南東より



旧山繁商店 前倉庫（昭和前期）内観

【前倉庫】内部西面 東より



【前倉庫】小屋裏 西より



⑦中倉庫-1

保存管理計画 ⑦中倉庫(昭和22年)

部分 各部分の名称	区分		現 状	復 原	備 考
	部 位	保護の基準			
中倉庫外観					
外部 (保存)	壁 上屋	基準 2	土壁 中塗仕上	土壁 中塗仕上か	合板張等撤去。壁はシート養生有り、塗替えを検討する。
	壁 下屋	基準 1	横板張	—	後の増築。横板張は欠損多く、やり替えを検討する。
	基礎	基準 1	コンクリート基礎	コンクリート基礎	不陸有り、補修方法は要検討。
	屋根 上屋	基準 1	棧瓦葺 波型亜鉛鉄板葺	棧瓦葺	葺材は構造検討を要す。
	屋根 下屋	基準 1	棧瓦葺	—	後の増築。
	(屋根 差 掛け)	基準 3	欠失	—	後の増築。活用方針に応じて、撤去も含め取扱を決定する。
	(屋根 接 続部)	基準 3	波型亜鉛鉄板葺	—	後の増築。活用方針に応じて、撤去も含め取扱を決定する。
中倉庫1階内部諸室(活用方針に応じて、構造補強・設備設置を検討する。)					
主室 (保全)	構造材(柱・貫等)	基準 1	素木	素木	転用材多数、損傷が大きい。
	床	基準 3	合板張	三和土か	当初仕様は要確認。活用方針に応じて、取扱を決定する。
	壁	基準 2	腰壁：鼠漆喰塗 壁：土壁 中塗仕上	腰壁：鼠漆喰塗か 壁：土壁 中塗仕上か	壁は歪み・浮きが有り、現状保存は困難なため、塗替えを検討。鼠漆喰は黒漆喰塗の劣化の可能性有り、要調査。
	天井	基準 1	小屋あらわし	小屋あらわし	小屋材は転用材多数、損傷が大きい。
	開口部	基準 1	板戸・木製ガラス戸・木製ガラス窓	板戸・木製ガラス戸・木製ガラス窓	出入口は、柱切断及びまぐさ挿入など改変の痕跡有り。
下屋 (整備)	構造材(柱・貫等)	基準 1	素木	—	後の増築。活用方針に応じて、取扱を決定する。
	床	基準 3	モルタル塗	—	
	壁	基準 3	モルタル塗	—	
	天井	基準 3	小屋あらわし	—	

旧山繁商店 中倉庫（昭和22年）外観

【中倉庫】外観西面 西より



【中倉庫】外観東下屋 南より



旧山繁商店 中倉庫（昭和22年）外観・内観

【中倉庫】外部南面（前倉庫との接続部） 南東より

濡縁痕跡有り。類例調査の後、復元整備



【中倉庫】内部東面 西より

(小屋組)：基準1



保存管理計画 ⑧奥倉庫(昭和25年)

部分		区分		現 状	復 原	備 考
各部分の名称	部位	保護の基準				
奥倉庫外観						
外部 〈保存〉	壁	基準2	土壁 中塗仕上	土壁 中塗仕上	後補の波型亜鉛鉄板張は撤去。壁は剥離多く、塗替えを検討する。	
	基礎	基準1	コンクリート基礎	コンクリート基礎	不陸有り、補修方法は要検討。	
	屋根 上屋	基準1	波形亜鉛鉄板葺 採光窓：ポリ樹脂板	波形亜鉛鉄板葺ある いは棧瓦葺	棧瓦葺の可能性も有り。要調査。葺材は構造検討を要す。	
	(屋根 差 掛け)	基準3	波形亜鉛鉄板葺	—	後の増築。活用方針に応じて、取扱を決定する。	
奥倉庫1階内部(活用方針に応じて、構造補強・設備設置を検討する。)						
主室 〈保全〉	構造材(柱・貫等)	基準1	素木	素木	下屋との境に壁痕跡がないため、当初から一体の内部空間として建築されたと推定。	
	床	基準3	北側：合板張 南側：コンクリート コテ押え	コンクリート コテ 押えか	合板張は後補か。	
	壁	基準2	土壁 中塗仕上	土壁 中塗仕上	壁は歪み・浮きが有り、現状保存は困難なため、塗替えを検討。	
	天井	基準1	小屋あらわし	小屋あらわし		
	開口部	基準1	木製建具合板張・木製ガラス窓	木製建具・木製ガラス窓	合板等後補の部材は撤去し、活用方針に応じて、取扱を決定する。	

旧山繁商店 奥倉庫（昭和25年）外観

【奥倉庫】外観 南西より



【奥倉庫】外観西面 西より



旧山繁商店 奥倉庫（昭和25年）内観

【奥倉庫】内部西面 東より



【奥倉庫】内部北面 南より



保存管理計画 ⑨塀(明治中期)

部分 各部分の名称	区分		現 状	復 原	備 考
	部 位	保護の基準			
石垣及び塀 外観					
外部 (保存)	構造体(柱)	基準1	素木	素木	1間 開口痕跡有り。後の改修で開けたものか。今後の活用方針において、管理上必要がなければ、景観を考慮し、堅板張に復原整備。堅板張及び、杉皮網代張、及び軒廻りは傷みが激しく、やり替えを含め検討。
	壁	基準1	腰壁：堅板張 ナグリ 仕上(外面)・杉皮 網 代張(内面)	腰壁：堅板張 ナグリ 仕上(外面)・杉皮 網 代張(内面)	
		基準2	壁：黒漆喰塗	壁：黒漆喰塗	
	基礎	基準1	間知石積+延石 白御影石	間知石積+延石 白御影石	
	屋根	基準1	棧瓦	棧瓦	
	開口部	基準2	黒漆喰塗廻し 棧1本	黒漆喰塗廻し 棧1本	

旧山繁商店 塀（明治中期）外観

【塀】外部外観 南より



【塀】内部外観 東より



① 第1回ワークショップ

開催日時：平成29年3月5日（日）午前9時30分～正午

会場：瀬戸蔵4回第4会議室・旧山繁商店現地

テーマ：「旧山繁商店」って何？

…現地の見学を通じて旧山繁商店の建物群を知りましょう

参加者：18名

内容：

瀬戸市中心市街地にある国の登録有形文化財である「旧山繁商店」を保存し、活用していく計画を策定中に市民意見を出し合うためのワークショップを開催した。

講師に旧山繁商店保存活用計画策定委員会副委員長の延藤安弘氏（NPO法人まちの縁側育み隊代表理事）をお招きし、古い建物の保存活用のヒントをいただいた。

参加者はまず、旧山繁商店について知るために現地を見学し、その後、瀬戸蔵に戻ってから4～5人の4つのグループ（A～Dグループ）に分かれ、自由に話し合った後、グループ発表をした。

第2回ワークショップでのテーブルトーク中心のより具体的な活用について話し合うための第一印象を語り合う場となった。

① 幻燈会～ Magic Lantern Party ～

講師の延藤氏に、イタリアのポローニャで市民が主体となって行われた古い建物の保存活用計画について紹介していただいた。壁に映し出されたイタリアの様子は、参加者に旧山繁商店の保存活用計画を考える上での大きなヒントとなった。

② 旧山繁商店の説明・見学

旧山繁商店を見学した。文化課の職員が旧山繁商店の歴史や、それぞれの建物の概要について説明した。

③ テーブルトーク

瀬戸蔵に戻り、4～5人で構成されたA～Dの4つのグループで話し合った。実際に現地を見学して受けた印象や、今後の保存活用について自由に話し合い、模造紙にまとめた。

④ 発表

テーブルトークで話し合った内容をグループごとに発表し、共有した。

⑤ まとめ

テーブルトークや発表をもとに、延藤氏が今回のワークショップのまとめをした。

(1) 各ワークショップグループで発表された意見

A グループ 「瀬戸の繁栄 近現代の再現」

印象：時代 ・明治時代の建物は魅力あり

・近代(明治大正昭和)の建物が同居していることが面白い。

古い ・老朽化がはげしい

・栄えていた頃の表情と枯れてしまいそうな朽ちた部分に、生命が復活すれば楽しくなる可能性を感じた。

・かなり古いかな？

・手をかけるのにどれだけの時間とお金がかかるのか？

場 ・とにかく広い

・敷地が広い

知名度 ・多くの方が知っている。

・知っている人と知らない人の温度差がある。

活動の意味 ・市民が主体となってやるにはかなりの本気度が必要

・使い方のアイデアは出るが、管理・運営の仕組みが大切

・まちづくりの前に何を残すか議論が必要

こんな場所になったらいいな

交流 ・お弁当を持って集える場所(芝生スペース)

・せと焼と抹茶の楽しめる文化活動(茶室)

瀬戸らしいものPR ・食事、お茶の提供、せとの器・せとの食材・せとの食文化

PRハードの利用・ノベルティ・こども創造館のようなやきものの流通がわかるような資料館

・博物館的、ミュージアム的な建造物

陶芸 ・陶芸に関する図書スペース

・作陶の体験場…駅から歩いてこられる

泊る所 ・外部の人が泊まれるゲストハウス

文化を伝える理念 ・地域財、地域空間として生活と産業・文化に寄り添う場

・文化・歴史を現代らしく伝える(オシャレにデザインする)。

ハードの整備 ・車を止められる所を作る

今後の進め方など

PR ・若い方には、山繁のことは知られていないので、周知が大切

ハード ・耐震も含め、コストがかかるので、寄付・募金集めが必要

ソフト ・近現代の歴史の整理が必要(整理資料を見せられるように)

意見をよく聞く ・ワークショップを年7回程開催し、WSのメンバーで事務局を立

ち上げる。

- ・細かな市民ニーズをすくい上げる仕組みづくりの構築が必要。
- ・全体のコーディネーターがほしい。

全体を通して・地域の方も楽しめる・他地域の方も楽しめる施設に。

- ・山繁を中心に周辺も楽しむ。

B グループ 「瀬戸に人が集う“核”にする！」

印象：良い印象

- ・木造というものはいいもんだなあ（名古屋城にはかなわないかもしれないが）
- ・古いものの良さを感じる。落ち着いた感じ。
- ・明治、大正、昭和の移り変わりを実際に目で見られる。すべて連続して残っている。
- ・山繁の商売の全体像がみえるようなものが残っている。
- ・瀬戸の焼き物産業の面影を感じる。面白い。
- ・商品も残っていて、それもよかった。
- ・かつての瀬戸の栄華を偲ばせる立派な建物。
- ・古くからの街路を登ってどん詰まり。坂の上から下を眺める…素敵な Location。
- ・明るい
- ・広い
- ・こんなところにこんなところがあったんだという発見があった。
- ・山繁、知らなかった。
- ・（文化財として扱うならば）価値が一見わかりにくい
- ・今利用していないのは、もったいない。

悪い印象・汚い、壊れすぎ、朽ちすぎ。

こんな場所になったらいいナ

集いの場・瀬戸を感じながら（どこにあるかわからないテーマパーク的なものでなく）市民が憩う場、観光客が楽しめる場

- ・いろんな人が集って、さながら『ドングリと山猫』のドングリの様で山猫がいない場所がいい。
- ・老人たちが集うだけでなく、子供たちにとっても遊べる場所になればいいと思う。
- ・瀬戸に人が集う「核」にする。

食 ・瀬戸の上質な器で、おいしい和食の店がほしい。

- ・ 離れの2階は、天井が低いから和室にしてお茶会したり、落語したり、日本料理を食べたりできるといい。

- 宿泊
- ・ 旅館、瀬戸の美味しいものが食べられる（離れ）。
 - ・ 宮様が泊ったことのある宿泊施設として売り出す。

- 広い空間の活用・レンタルスペースとして貸し出す（お金をもうける手段も考えていかねば）、例：お茶室、会議場、パーティ会場
- ・ ホールができそう。音楽・芝居・落語。キャパが小さくてお互いの体温が感じられるような空間で…
 - ・ 自由に使える場（新しいものが生まれてくるワクワクした雰囲気が必要）

周囲の施設・街路との関係

- ・ 無風庵との繋がりを深めると活用が広がる？
- ・ 旧街道を復活させ、駅からここを通り、宮前に入るポイントに
- ・ アプローチを大切に、自然に山繁に導かれるようにしては

今後の進め方など

- 市民参加
- ・ どんな意見も一応耳を傾けるようなやり方が必要。
 - ・ 主権は市民にあることを、行政とともに知っていこう。
 - ・ 市民が中心。市民が主体になるような施設に。
 - ・ 進め方は、お金の問題もあるので、市と市民が共同または市主体？市民参加はどうやるのか。
 - ・ 市民が参加する中で、未来の市民社会を作ること。実践から学びへ
 - ・ 時間はかかってもいいから、何回も話し合っ、何回も現場を見たい。
 - ・ 投げ出すような「民営化」ではなく、市民と行政が共にかかわる「市民営化」にしてほしい。
 - ・ 運営主体をどうするか。

- 周知
- ・ まずは、人を呼び込む方法を考える。
 - ・ 「旧山繁商店」がどんなところなのか、はっきりと市民に知ってもらうことが重要。
 - ・ 多様な市民のために（ユニバーサルデザイン）
 - ・ 子どものことも忘れないでほしい。
 - ・ 掃除をする。
 - ・ 延藤先生にはコーディネーターとしてこれからもずっと関わってほしい。

C グループ 「毎日開いている 集いの場」

印象：全体について・卸問屋の形態が残っていて往時が偲ばれる。

- ・まとまった土地が、市中心部に公共用地として確保されているのはとても良い。
- ・敷地が広い。広い平坦地。
- ・最近になって「旧山繁商店」を知り、よくこんな昔からの状態で残っていたのは驚き。思ったより傷んでいないのに感心。
- ・何年も経っている広すぎるほどの日本建築の修理は大変なことだと思う。
- ・かなり老朽化がはげしい。

離れ・貴重な数寄屋建物

- ・2階からの駅方向への景色がいい
- ・建物の部材はいいものを使っている
- ・石垣の扇形がおもしろい

新小屋・使いやすそう

- ・2階の空間がおもしろいが、床が不安

倉庫・奥倉庫の広い空間に可能性を感じる

- ・洋小屋の仮構がおもしろいが、傷みが激しい

旧事務所・明治からの表玄関としていい雰囲気

こんな場所になったらいいナ

全体について・市民も外来者も交流できる場

- ・一人で住んでいる人の集まり（幻燈会のイタリアの事例のような場所になれるとよい）。一人暮らしの人が気軽に入れる場に
- ・ちょっとした人数が集まれる場所が瀬戸にほしい
- ・陶の路のシンボル（旧事務所側を入口に）
- ・瀬戸の産業を活かせる場
- ・瀬戸に泊る所がないので宿泊施設がほしい
- ・若い人、ママ達が集まれるような場所に
- ・C A F E、中庭でフリマとかを開催
- ・喫茶スペース、毎日開いているテラス
- ・もっと皆さんに見ていただけるチャンス
- ・規模と市民ニーズに合った図書館

離れ・蕎麦屋、喫茶、お茶屋・茶室（気軽に使える場になってほしい）

- ・宴会場、飲食店

倉庫・子どもの学習の場

- ・修学旅行の生徒さんを対象に体験教室を開催

- ・コンサートや落語などをする小ホールに
新小屋・体験学習の場に
- ・カフェ
- 土蔵・プロポーションがよい
- ・蔵が可愛くてシンボルになりそう

今後の進め方など

- 全体について・商店街との連携
- ・市中心部との関わりを考え、全体の利用を！
- ・南側には駐車場が広くあればよい
- ・母屋の路、庭の整備
- ・一度に完成するのではなく、少しずつ変化させていく
- ・今回のように市民参加で進めてもらうとうれしい
- ・持続可能にするために経済性を考える

D グループ 「外に学び、内から元気になる!! →住みたい街へ」今から海外に発信

印象：周辺とのつながり

- ・時の流れ（明治、大正、昭和の時）を感じられる建物を大切にしたい。

建物の魅力

- ・離れ（御手洗いはとても良い造りと思う。ちゃんと残してほしい。）
- ・土蔵（蔵を残してほしい。）
- ・新小屋（蔵造りで特徴的）
- ・倉庫群（大きい倉庫なので、いろんなお店が集まれそう。倉庫の構造体がかっこいい。現在合板で覆われたところもいいものが隠れていそう。）

こんな場所になったらいいナ

全体について・駅から歩いてこれる利点を生かし、途中の街路も整備したい。

離れ ・2階からの眺めを復活させたい。昔の風景写真も壁にあるといい。

今後の進め方など

- ・道が狭いので今後どうするか検討すべき。
- ・山繁だけじゃなく、周囲の風景とのつながりを大事にしたい。
- ・陶の路とのつながりを考える。
- ・瀬戸市とその周辺とつながる地域交流できる場（かつての交流の場も含む）
- ・地形は壊さず、今のまま残したい。

(2) 各グループ発表後の延藤氏まとめ

各グループからテーブルトークの内容の発表があり、最後に講師の延藤氏が以下のようにまとめた。

○今後に向けてのキーワード

- せ 狭い道、歩くアプローチを活かしつつ、駐車場整備のメリハリも。
- と とりわけ、木造の魅力の明治・大正・昭和の時代毎の価値継承。
- ら ランラン！ワクワク！多世代も海外の人も集える核となる施設、居場所。
- し 市民に広くこの場所の価値が分かるよう、周知と、周りつつなが活動。
- く くちすぎている空間を構造的・機能的・デザイン的にしっかり再生しよう。
- は 博物館の様な、陶器文化・流通の仕組み・体験型で伝承の場に。
- ぐ グルメ・コンサート・アート・商い等、各棟・各部屋の良さを活かそう。
- く クリエイティブな場を求めて来る海外ファン等の宿泊の場に。
- も もくもくと働ける雇用の場となり、地域経済の循環の場に。
- う 内から元気に、外に開き、意味あることを実現できる対話と協働。

以上、頭文字を縦に読むと「瀬戸らしく育もう」となっている。

② 第2回ワークショップ

開催日時：平成29年3月12日（日）午前9時30分～正午

会場：瀬戸市文化センター文化交流館2階22会議室

テーマ：こんな活用したいな「旧山繁商店」

…旧山繁商店の建物群の活用の可能性を考えます

参加者：12名

内容：

今回も講師に旧山繁商店保存活用計画策定委員でもある延藤安弘氏をお招きし、古い建物の保存活用のヒントをいただいた。参加者は前回の内容を踏まえ、さらに踏み込んだ話し合いをした。

第1回ワークショップでは参加者は旧山繁商店を見学し、その後見学した感想や今後の保存活用の方針について話し合い、今回のワークショップでは前回とはグループのメンバーを変更し、4人ずつ3グループ（A～Cグループ）に分かれて自由に話し合った後、グループ発表をした。

① 幻燈会～ Magic Lantern Party ～

講師の延藤氏に、前回のおさらいをしていただき、さらに、名古屋市の榑木館や高知県赤岡町で市民が主体となって行われた古い建物の保存活用計画について紹介していただいた。

② テーブルトーク

各4人、A～Cの3グループで話し合った。旧山繁商店の建物ごとの活用方法を具体的に話し合い、さらにそれらを誰が運営していくのか自由に話し合った。

③ 発表

テーブルトークで話し合った内容を模造紙にまとめ、グループごとに発表し、共有した。

④ まとめ

テーブルトークや発表をもとに、延藤氏が今回のワークショップのまとめをした。

(1) 各ワークショップグループで発表された意見

A グループ 「旧山繁商店は玉手箱」

B グループ 「未来へ繋ぐ 創造の広場」

C グループ 「人が繋がる場 ～水・土・木・人（みずときひと）～」

①個別の建物についての活用案

全 体

B グループ

ここは「繋ぐ」場（人と人、空間と空間、まち、歴史）

思い出・出会いの場に

人が動いて、全体を使いこなす（奥倉庫の使い方が肝）

未完成の場＝育つ場

C グループ

駅からの玄関 道が廊下 銭湯か風呂 ゲストハウス 食堂や商店街

陶磁器問屋や瀬戸窯業の全体がわかる場に（ジオラマは嫌だ）

瀬戸周辺地域との交流の場

駅からゆっくり楽しみながら来れて、後で窯垣へといざなえる場に

食べ物関係が楽しめる場に（瀬戸の食べ物がたべられる場に）

外部とオープンに出入りできるとよいのでは（防犯も大事だ）

アーティストインレジデンスの招待作家に山繁で創作活動をしてもらう

年間スケジュールを多様にして、様々な季節にいろいろなことが行われて

いる場に

月1回の銀座通り商店街の「ぎんざ縁日」があるので活用してもらいたい

瀬戸街道や様々な街道とつなぐ

①離れ・⑨堀

A グループ

玄関口として重要 トイレは使えるものに

飲食店（瀬戸の器で）

宿泊所・民泊

茶室

B グループ

宿泊施設（体験とセットで）

語り合いの場に

食事を囲む（お茶会・宴会場）

C グループ

「迎賓館」きれいにリフォームされた姿をみてみたい

瀬戸の迎賓館（お茶のおもてなし、陶磁器・グラス・ものづくりギャラリー
販売ブース）

宿（瀬戸のことを語り合う場）

日本建築の良さを知る場所に（お茶を飲めるように 良質の陶磁器・絵など
とともに）

飲食店（「せとめし」が食べたい）

1 F- 料理屋・2 F-Cafe とお茶会

②事務所

A グループ

保育所

陶芸教室

運営スタッフの休憩所・事務所

公民館

山繁インフォメーションセンター

B グループ

総合案内・たまり場（高齢者の方がたまりながら受付）

事務局の部屋（レトロな内外観をそのままに）

C グループ

「インフォメーション」

管理棟

瀬戸の案内書処（「市の小さな窓」市民の困りごと受付・観光案内・ネット
で建築を案内）

③旧事務所

A グループ

集会所・コミュニティスペース

喫茶室・飲み物提供（瀬戸の器で）

B グループ

宿泊施設

受付・案内所

展示施設・物販

C グループ

CAFÉ、休憩できるところ

ドミトリー（滞在型の創造活動をする人の宿舎）

FM ラジオ・ネット等の情報発信スタジオ

2F は資料館に

季節ごとのイベント展示スペース (X'mas、餅つき、ハロウィンお化け屋敷等)

④土蔵

A グループ

このままの形で

バル・飲み屋、BAR 瀬戸の器で

ギャラリー

B グループ

広場とともに「落ち着いた空間に」

C グループ

「大人の集える場」

BAR、CAFE

レストラン (食材は瀬戸の農家から、料理人は人気カフェがプロデュース)

⑤新小屋

A グループ

教室 (英会話・着付け…)

歴史博物館

お土産屋・瀬戸の器

作陶イベントスペース

ギャラリー

小分割して小部屋からなる宿泊施設に

3・4室の小会議室

B グループ

「オシャレで梁がきれいな大人の空間」

カフェ、レストラン、パーティ会場 (2Fはおしゃれ(静)、1Fは気軽(動))

飲食提供、のれん街

工房、体験施設

C グループ

「職人小屋」

技術の伝承の場、ワークショップスペース

陶芸体験 (土、絵の具、轆轤、ノベルティづくり、いこみ体験)

2F は天井が低いので畳敷きの大部屋とする

明治大正昭和の瀬戸の暮らしがわかるようにしたい（お年寄りの方がなつかしく思う場所へ）

⑥前倉庫・⑦中倉庫・⑧奥倉庫

A グループ

陶磁器の歴史が学べるスポット

お土産屋・食べ物屋・陶器販売所

道の駅

コンサート会場・多用途の屋内イベント会場

⑥前倉庫は子育て中の母子が集える場に。本の読み聞かせ会場

⑧奥倉庫は高齢者や子供たちが気軽に食事ができる場所。人と人とがふれ合える場所。

B グループ

「活用の核」

⑥⑦は、ものづくり発信、ギャラリー、工房、アート体験

⑧は、コンサートホール（めったにない広い空間を活かす）

C グループ

「イベントホール」

BAR、パール

⑥・⑦・⑤ 1F は歴史的展示・売店

VR が体験できる場所に

作家が発表できる場所

市場 フリースペース（イベント）

⑦せともの祭や陶祖祭のイベント会場

⑦音楽会場、瀬戸の昔の風景映画上映会場

⑧縁日のイベント会場

⑧舞台や音楽堂、集合場、レストラン

⑧多目的ホール（芝居・コンサート・パフォーマンス・外国の映画）

⑧ライブ空間

⑧フードコート（瀬戸以外ではあまり食べられないもの（セブタ、新鮮野菜など））

⑧奥倉庫は、非日常のイベントと日常使いのフレキシブルな空間活用ができるといい

⑩主屋跡（広場）

A グループ

駐車場

屋外イベント・コンサート会場

マルシェ（瀬戸近辺や他の産地でとれた農産物が買える）

B グループ

「落ち着いた空間に」「ぶらり立ち寄れる空間・散歩できる空間に」

木を植えて公園、将来は森に

子ども遊び

南北に通り抜けができる空間に（散歩道）

親子で遊べる場所、子どもの遊び場

マルシェ

C グループ

温泉

使い方フリーの場所（例えば、お昼のピクニックなど）

屋外ステージ・舞台

テラス、OPEN CAFÉ（時にコンサートやパフォーマンスができる）

芝生広場として使えるように

南側「シタノコヤ」跡

A グループ

公園・庭園

駐車場

B グループ

駐車場

C グループ

「緑の広場」

四季ごとの花木や花がみられる場

緑の憩いの場

② 「誰」がするのか

A グループ

建物全体で同一団体による運営でなく、それぞれ分割した運営がよいのでは

市とボランティアがそれぞれ役割分担し運営していくべき

市民の様々な団体による運営

飲食等収益事業は企業・テナント、

全体管理・イベントスペースはNPOによる指定管理
行政・市民(ボランティア)・NPO・民間企業による

B グループ

建物全体で同一団体による運営でなく、それぞれ分割した運営がよいのでは

C グループ

若い人(瀬戸で学びながら働く場として)

海外とつながりをもつ情報発信できる団体

名古屋の観光ツアー事業者(西アサヒ、大ナゴヤツアーズ)

第3セクターを立ち上げる(例えば、パルティの「せとまちづくり(株)」、シルバー
人材センターなど)

文化的なもの…文化課、交流的なもの…交流学び課

市民の中でやりたい人(遠くからの人でもいい)

大きな資本(チェーン店でない(コンビニ入れるのは避けたい))

陶芸体験は、作陶家・職人有志、陶磁器やガラス作品に携わってきた高齢者
ボランティア団体を作る

舞台や音楽堂は、NPO・市民団体らで

アート活動をしている団体

地元の物の販売は各組合に参加してもらう

③今後の進め方と全体計画について

A グループ

企画運営について

若者(学生・子ども)の意見を取り入れる

瀬戸らしさを表現するために、多種多様な方に参加してもらう(学生・ツクリテ)

作家さんに保存活用の企画段階から参加してもらい山繁をデザインする

保存活用の取り組みについてPR(チラシ、HP、SNS、口コミ)

WS参加者各人が次回に数人連れてくる

どの様な場にすべきか

食器と食生活が結びつく場に

瀬戸の作家の発信の場にすべき。

陶芸協会等の窯業関係の団体に会員の参加を促すよう働きかける

B グループ

課題

宿泊機能は、まちまるごとで補う!(風呂・民泊)

全体のアプローチ・入口はどこにするのか

(2) 各グループ発表後の延藤氏まとめ

各グループからテーブルトークの内容の発表があり、最後に講師の延藤氏が以下のようにまとめた。

○今後に向けてのキーワード

こん困難なトラブルをエネルギーに！未完成が

いい！人が育つ！人が繁る未来へ繋ぐ創造の広場！

な ナイトライトが美しい！24時間営業！スタッフ・アプローチ・情報発信・マネジメント

い 色々な主体（行政・市民・NPO・コミュニティビジネス等）の役割分担と実践研究

ば 場の力を発揮させるため、奥倉庫はフレキシブルに！

ーコンサート・大パーティ・修学旅行の子どもたち…

しょ瀟洒な美しさに富む離れは迎賓館・アーティストインレジデンス・茶室に！

ートイレの美しさを活かそう

に 二階の階高低い新小屋は畳敷き。一階は居場所等、空間特性を！

し 四季折々のイベント、銀座通り商店街、陶の路等の繋がりで、日常・非日常の
まちの元気を育てる循環の拠点として。

た 食べ物と陶器の体験ができる！瀬戸メシ！瀬戸の作家（陶器・家具）

ー開放的な空間を活かす！！

い 以前の暮らし方営み方が「生で」or「バーチャル」で体験できる仕掛けを！

ー子ども達の学びの場（次世代への地域価値のつなぎ）

な 南北に抜ける道。囲まれた空間配置を活かし、東西どちらに顔を作るか？

以上、頭文字を縦に読むと「こんな居場所にしたいな」となっている。

旧山繁商店文化財調査報告・意見交換会

開催日時：平成30年1月7日（日）午後2時～4時15分

（意見交換会：午後3時40分～4時15分）

会場：瀬戸市文化センター文化交流館22会議室

テーマ：意見交換会「旧山繁商店の何を守り、どう活かすか」

参加者：25名

内容：

文化財調査報告会では、文化課佐野元が「山繁商店と瀬戸の陶磁器流通」と題し、山繁商店が営まれた歴史的背景である瀬戸近世・近代の陶磁器流通を概観した。講師として旧山繁商店保存活用計画策定委員会委員長の溝口正人氏（名古屋市立大学大学院芸術工学科教授）をお招きし、「旧山繁商店建造物群の文化的価値と保存活用の課題―何を残し、どのように伝えるか―」と題し、登録有形文化財建造物として何が価値付け（評価）されるのか、使い続けるための方策・残し伝えるべきものを決め、価値の「みえる化」にどう取り組むのかについて、他の事例等を紹介しながらご講演いただいた。

報告会に引き続き、参加者による意見交換会を行った。会場からの意見・発言及び講師等の応答等は、以下の通り。

○瀬戸市内には、戦争の遺跡とか地下軍需工場を造った跡があるが、そういったものは文化財などとしての価値があるか。

→溝口氏：一般論として、戦争に関する遺跡というのは、戦前のある種痛みをともなうものとして、避けてきたというところがあると思う。しかし、その時代になぜそういうものが造られたのかという歴史の証人であり、今後改めて文化財として見つめていかないと、その時代の歴史が抹消されることになると思う。今後は確実に文化財として後世に伝えるということが重要だろうと思う。

→服部 郁（司会（以下同））：山繁商店も戦後は瀬戸の復興の証しとして、大きな倉庫が造られ続けたという歴史もあるので、そういった意味でも山繁商店の価値化というものを考えるきっかけになるのではないかと思う。

○旧山繁商店の改修工事というのは何か年くらいの計画で行うのか。どの部分から始められるのか。修理して公開していく順序は。

→佐野：担当課では単年度でなく数年かけて行う計画を建てている。登録文化財が9件あるので、各棟の工事に1年ずつかけたとしても9年かかる計算になるが、実際は複数棟設計・施工を併行しながら実施していくのでそこまでかからないと考えられる。

→服部：全体の修理が終わるまで時間はかかると思うが、修理して公開できるところから公開していくと思う。とりあえず使ってみようというところも必ずあると思うので、その都度使っていけるような形の計画を立てていこうと思う。

○使う目的が決まってから修理・保存するのか、それとも外観的に最低限補修した上でこれから使う目的に合わせて手を入れていくのか。

→佐野：時間が少しかかるかもしれないが、安全で公開できる建物を少しずつ着実に増やしていったら、人が入れるものから活用していくことが一番現実的かと思う。また、用途については、建物が9棟あるが、皆同じような建物があるわけではなく、一番古い「離れ」や「旧事務所」

といった活用の用途が限定される建物と、中の空間が広く自由度が高い倉庫群とでは用途や活用の手法が異なる。

→溝口氏：委員会では「こういうスペースだから自由度を上げていろいろと考えよう」とか、「ここはお座敷だからちゃんとその魅力がスッピンでわかるようにしよう」とかいうところまで今年度計画に示していく。そこで、今後もいろいろな知恵を集めて、具体案を揉んでいかないといけないと思う。

→服部：旧山繁商店は、深川連区・道泉連区で「陶の路」整備がなされ、その2つの地区を繋ぐ位置にあるということで、観光的にポテンシャルが高く、市街地の中でこれだけの建物が集中しているという点でも、より多くの人たちに使っていただく空間としてポテンシャルが高い。少子化が進む中で、文化財的な価値を残しながら今あるものを活用していくという方向性は、より合理的な設備投資の方向と思われる。委員会副委員長である延藤安弘氏より、この旧山繁商店は観光客に対しても地元の人にとっても心地よい居場所になるべきで、その「居場所になる」ということをキーワードとして、旧山繁商店の使い方を考えていっては、というご意見もいただいている。この2つの視点でご意見をいただければと思う。

○今の建物について、老朽化しており耐震も含めて最低限の補修を行う保存措置を市がまずお金を使ってやるべき。その次に、地域の人や、周りの文化人と一緒になってその使い方を考えることが重要だ。ここの場合は道泉地域と深川地域とに接する街なかなので、歴史的文化的価値のある建物と連携してどういった街にしていくかというまちづくりと合わせた計画を作るべきで、後を如何するかということを考えないでただ残すだけでは文化財を永く守っていくこともままならないのではないか。

→溝口氏：高山や、京都の産寧坂とか、そういうところには旧山繁商店の活用のモデルはないだろう。単純に商業のコンサルさんに入ってもらって、モデルを当てはめてではなかなかうまくいかない。その土地土地で支えている社会であるとかコミュニティであるとかがあり、どういう形がいいのかということは個別に議論していくべき。如何に行政と市民が協働しながら、支え続けていけるような中身とは何なのかということについて、是非今回のような議論を何回も重ねて行ってほしい。瀬戸市民に愛されて使われていてくれば、使われ方そのものは窯業に直接関係なくてもいいと思う。ただ、「この建物さあ、かつてはこういう建物だったんだって」「へえー」「だからあの辺こんなふうになってるんだ」ということが、日常会話に出るといことがあってしかるべきだと思う。ただ、そこで行われている営みというものは、何も窯業に直接関係している必要はなく、瀬戸の市民・周りの住民を含めて、「あそこがあるから何かいいよね」というような施設になって行ってほしいと思う。旧山繁商店の規模での大きさを念頭に、採算性を含めてかなり真剣にプロジェクトとして考えていかないと、維持できない。いろいろと余所で見えてきた良い点悪い点を市の方に集めて知恵を出し合っていたきたい。

○瀬戸に住んでいて、万博を機に瀬戸がどんどん変わってきたと感じている。道も広くなり良くなったところもあるが、不自由になった点もある。瀬戸の陶磁器産業などを感じさせるものがどんどんと失くなっていく世の中で、山繁さんのような瀬戸の財産を残していただけることは、ありがたいことだと思っている。街の良さが壊されていかないようなまちづくりをしてほしい。

旧山繁商店 保存活用計画

発行年月 平成30年3月30日

編集・発行 瀬戸市交流活力部文化課

〒489-0884

愛知県瀬戸市西茨町113番地の3
瀬戸市文化センター内

TEL (0561) 84-1093